

令和4年第4回定例会会議録

令和4年第4回菊池市議会定例会会期日程表（会期23日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
11月29日	火	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
11日30日	水	休 会	議案調査
12月 1日	木	休 会	議案調査
12月 2日	金	休 会	議案調査
12月 3日	土	休 会	(市の休日)
12月 4日	日	休 会	(市の休日)
12月 5日	月	本会議 委員会	質疑・委員会付託 予算決算常任委員会
12月 6日	火	本会議	一般質問
12月 7日	水	本会議	一般質問
12月 8日	木	本会議	一般質問
12月 9日	金	休 会	議案調査
12月10日	土	休 会	(市の休日)
12月11日	日	休 会	(市の休日)
12月12日	月	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月13日	火	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月14日	水	休 会	議事整理
12月15日	木	休 会	議事整理
12月16日	金	委員会	予算決算常任委員会
12月17日	土	休 会	(市の休日)
12月18日	日	休 会	(市の休日)
12月19日	月	休 会	議事整理
12月20日	火	休 会	議事整理
12月21日	水	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

令和4年 第4回菊池市議会定例会会議録（目次）

11月29日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	21
2. 本日の会議に付した事件	23
3. 出席議員氏名	24
4. 欠席議員氏名	25
5. 説明のため出席した者の職氏名	25
6. 事務局職員出席者	26
7. 開 会	27
8. 開 議	27
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	27
10. 日程第2 会期の決定	27
11. 日程第3 議案第80号 上程・説明・質疑・討論・採決	28
12. 日程第4 議案第81号及び議案第82号 一括上程・説明	31
休 憩	32
開 議	32
議案第81号及び議案第82号 質疑・討論・採決	33
13. 日程第5 議案第83号から議案第91号まで一括上程・説明	34
14. 日程第6 議案第92号から議案第95号まで一括上程・説明・質疑 ・討論・採決	36
休 憩	38
開 議	38
15. 日程第7 議案第96号から議案第101号まで一括上程・説明	39
16. 日程第8 議案第102号から議案第105号まで一括上程・説明・ 質疑・討論・採決	45
17. 日程第9 議案第106号から議案第113号まで一括上程・説明	47
18. 日程第10 報告第21号 上程・報告・質疑	49
19. 日程第11 陳情第4号から陳情第6号まで一括上程	50
20. 日程通告 散会	50
11月30日（水曜日） 休 会	
12月 1日（木曜日） 休 会	
12月 2日（金曜日） 休 会	

12月 3日(土曜日) 休会
12月 4日(日曜日) 休会

12月 5日(月曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第2号	53
2. 本日の会議に付した事件	53
3. 出席議員氏名	53
4. 欠席議員氏名	54
5. 説明のため出席した者の職氏名	54
6. 事務局職員出席者	54
7. 開議	55
8. 日程第1 質疑	55
9. 日程第2 委員会付託	56
10. 日程通告 散会	58

12月 5日(月曜日) 予算決算常任委員会

12月 6日(火曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第3号	61
2. 本日の会議に付した事件	61
3. 出席議員氏名	61
4. 欠席議員氏名	61
5. 説明のため出席した者の職氏名	62
6. 事務局職員出席者	62
7. 開議	63
8. 日程第1 一般質問	63
(1) 泉田栄一朗議員質問	63
「郷土の歴史・文化について」	63
○村田義喜教育部長答弁	63
泉田栄一朗議員質問	64
○村田義喜教育部長答弁	65
泉田栄一朗議員質問	66
○江頭実市長答弁	66
(2) 泉田栄一朗議員質問	67

「学校用品のリユースについて」	67
○村田義喜教育部長答弁	68
(3) 泉田栄一朗議員質問	69
「ごみ出しについて」	69
○三池克徳市民環境部長答弁	70
泉田栄一朗議員質問	70
○三池克徳市民環境部長答弁	72
休 憩	72
開 議	72
(1) 稲継智康議員質問	73
「ごみステーションに取り置きされているごみについて」	73
○三池克徳市民環境部長答弁	74
稲継智康議員質問	74
○三池克徳市民環境部長答弁	76
(2) 稲継智康議員質問	76
「商工観光分野における官民協働について」	77
○清水登経済部長答弁	78
稲継智康議員質問	79
○清水登経済部長答弁	81
稲継智康議員質問	81
○江頭実市長答弁	83
昼食休憩	85
開 議	85
(1) 平直樹議員質問	85
「企業誘致について」	85
○清水登経済部長答弁	86
平直樹議員質問	86
○清水登経済部長答弁	87
平直樹議員質問	87
○清水登経済部長答弁	88
平直樹議員質問	88
○清水登経済部長答弁	88
平直樹議員質問	89
○清水登経済部長答弁	89

平直樹議員質問	90
○清水登経済部長答弁	90
平直樹議員質問	90
○清水登経済部長答弁	91
平直樹議員質問	91
○江頭実市長答弁	91
(2) 平直樹議員質問	92
「住宅政策について」	92
○山田哲二建設部長答弁	93
平直樹議員質問	93
○山田哲二建設部長答弁	94
平直樹議員質問	94
○江頭実市長答弁	94
平直樹議員質問	95
○山田哲二建設部長答弁	95
休憩	96
開議	96
(1) 島春代議員質問	96
「移住者支援について」	96
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	97
島春代議員質問	97
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	98
(2) 島春代議員質問	98
「スクールバスの安全運用について」	99
○本田和佳子健康福祉部長答弁	99
○村田義喜教育部長答弁	100
島春代議員質問	100
○本田和佳子健康福祉部長訂正・答弁	101
○村田義喜教育部長答弁	101
(3) 島春代議員質問	101
「男性トイレへのサニタリーボックスの設置について」	102
○上田敏雄総務部長答弁	102
休憩	103
開議	103

島春代議員訂正	103
(1) 猿渡美智子議員質問	103
「有害鳥獣対策について」	103
○清水登経済部長答弁	104
猿渡美智子議員質問	106
○清水登経済部長答弁	108
猿渡美智子議員質問	108
○清水登経済部長答弁	109
猿渡美智子議員質問	109
○清水登経済部長答弁	110
猿渡美智子議員質問	110
○江頭実市長答弁	111
休 憩	112
開 議	112
(2) 猿渡美智子議員質問	112
「憩いの森公園の遊具について」	112
○山田哲二建設部長答弁	112
猿渡美智子議員質問	113
○村田義喜教育部長答弁	113
猿渡美智子議員質問	114
○山田哲二建設部長答弁	115
9. 日程通告 散会	116
12月 7日(水曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	119
2. 本日の会議に付した事件	119
3. 出席議員氏名	119
4. 欠席議員氏名	119
5. 説明のため出席した者の職氏名	120
6. 事務局職員出席者	120
7. 開 議	121
8. 日程第1 一般質問	121
(1) 福島英徳議員質問	121
「菊池市の河川管理委託のありかたについて」	121

	○山田哲二建設部長答弁	122
	福島英徳議員質問	123
	○清水登経済部長答弁	123
	○清水登経済部長訂正	124
	福島英徳議員質問	124
	○山田哲二建設部長答弁	124
	福島英徳議員質問	125
	○山田哲二建設部長答弁	125
	福島英徳議員質問	125
	○山田哲二建設部長答弁	125
	福島英徳議員質問	126
	○山田哲二建設部長答弁	126
	○山田哲二建設部長訂正	126
	福島英徳議員質問	127
	○芳野勇一郎副市長答弁	128
	福島英徳議員質問	128
	○清水登経済部長答弁	129
休	憩	129
開	議	129
	福島英徳議員質問	129
	○清水登経済部長答弁	129
	福島英徳議員質問	129
	○山田哲二建設部長答弁	129
	福島英徳議員質問	130
休	憩	130
開	議	130
	○山田哲二建設部長答弁	130
	福島英徳議員質問	130
	○山田哲二建設部長答弁	131
	福島英徳議員質問	131
	○清水登経済部長答弁	131
	福島英徳議員質問	131
休	憩	132
開	議	132

○山田哲二建設部長答弁	132
○山田哲二建設部長訂正	133
福島英徳議員質問	133
○山田哲二建設部長答弁	133
福島英徳議員質問	133
○山田哲二建設部長答弁	133
福島英徳議員質問	134
○山田哲二建設部長答弁	134
福島英徳議員質問	134
休憩	134
開議	134
○山田哲二建設部長答弁	135
福島英徳議員質問	135
○山田哲二建設部長答弁	135
福島英徳議員質問	135
○江頭実市長答弁	136
休憩	137
開議	137
(1) 荒木崇之議員質問	137
「消防団行事について」	138
○上田敏雄総務部長答弁	139
荒木崇之議員質問	140
○上田敏雄総務部長答弁	141
荒木崇之議員質問	141
○江頭実市長答弁	142
(2) 荒木崇之議員質問	142
「競争入札参加資格審査申請について」	143
○上田敏雄総務部長答弁	144
荒木崇之議員質問	144
○上田敏雄総務部長答弁	145
荒木崇之議員質問	145
○上田敏雄総務部長答弁	145
荒木崇之議員質問	145
○上田敏雄総務部長答弁	146

休 憩	147
開 議	147
荒木崇之議員質問	147
○上田敏雄総務部長答弁	147
荒木崇之議員質問	147
○上田敏雄総務部長答弁	149
荒木崇之議員質問	149
○上田敏雄総務部長答弁	149
昼食休憩	150
開 議	150
○芳野勇一郎副市長訂正	150
(1) 緒方哲郎議員質問	151
「有害鳥獣について」	151
○清水登経済部長答弁	151
○清水登経済部長訂正	152
緒方哲郎議員質問	152
○清水登経済部長答弁	153
緒方哲郎議員質問	153
○清水登経済部長答弁	154
緒方哲郎議員質問	154
○清水登経済部長答弁	156
休 憩	156
開 議	156
緒方哲郎議員質問	156
○清水登経済部長答弁	158
(2) 緒方哲郎議員質問	158
「人口対策について」	159
○本田和佳子健康福祉部長答弁	160
緒方哲郎議員質問	160
○本田和佳子健康福祉部長答弁	161
緒方哲郎議員質問	161
○清水登経済部長答弁	163
休 憩	163
開 議	163

(1) 田中教之議員質問	163
「菊池市公共施設等総合管理計画について」	164
○上田敏雄総務部長答弁	164
田中教之議員質問	164
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	165
○村田義喜教育部長答弁	166
田中教之議員質問	167
○村田義喜教育部長答弁	169
田中教之議員質問	169
○上田敏雄総務部長答弁	170
(2) 田中教之議員質問	170
「災害時の避難所について」	170
○上田敏雄総務部長答弁	170
田中教之議員質問	171
○上田敏雄総務部長答弁	172
田中教之議員質問	172
○上田敏雄総務部長答弁	173
休 憩	173
開 議	173
(2) 田中教之議員質問	173
「産婦人科について」	173
○本田和佳子健康福祉部長答弁	173
田中教之議員質問	174
○本田和佳子健康福祉部長答弁	175
田中教之議員質問	175
○本田和佳子健康福祉部長答弁	175
田中教之議員質問	175
○本田和佳子健康福祉部長答弁	177
9. 日程通告 散会	177
12月 8日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第5号	181
2. 本日の会議に付した事件	181
3. 出席議員氏名	181

4. 欠席議員氏名	182
5. 説明のため出席した者の職氏名	182
6. 事務局職員出席者	182
7. 開 議	183
8. 日程第1 一般質問	183
(1) 東奈津子議員質問	183
「重度心身障がい者医療費助成について」	183
○本田和佳子健康福祉部長答弁	183
東奈津子議員質問	184
○本田和佳子健康福祉部長答弁	185
東奈津子議員質問	185
○本田和佳子健康福祉部長答弁	186
東奈津子議員質問	186
○江頭実市長答弁	187
(2) 東奈津子議員質問	187
「高齢者の補聴器助成について」	188
○本田和佳子健康福祉部長答弁	188
東奈津子議員質問	189
○本田和佳子健康福祉部長答弁	189
東奈津子議員質問	190
○本田和佳子健康福祉部長答弁	191
東奈津子議員質問	191
○江頭実市長答弁	192
休 憩	193
開 議	193
(2) 東奈津子議員質問	193
「保育士の処遇改善と確保について」	193
○本田和佳子健康福祉部長答弁	194
東奈津子議員質問	194
○本田和佳子健康福祉部長答弁	195
東奈津子議員質問	195
○本田和佳子健康福祉部長答弁	195
東奈津子議員質問	196
○本田和佳子健康福祉部長答弁	197

休 憩	198
開 議	198
(1) 二ノ文伸元議員質問	198
「菊池市の公園について」	198
○山田哲二建設部長答弁	198
二ノ文伸元議員質問	199
○山田哲二建設部長答弁	200
二ノ文伸元議員質問	200
○山田哲二建設部長答弁	201
二ノ文伸元議員質問	201
○山田哲二建設部長答弁	202
二ノ文伸元議員質問	202
○山田哲二建設部長答弁	203
二ノ文伸元議員質問	203
○山田哲二建設部長答弁	203
二ノ文伸元議員質問	204
○山田哲二建設部長答弁	204
二ノ文伸元議員質問	204
○山田哲二建設部長答弁	204
二ノ文伸元議員質問	204
○山田哲二建設部長答弁	205
二ノ文伸元議員質問	205
○山田哲二建設部長答弁	205
二ノ文伸元議員質問	206
○山田哲二建設部長答弁	206
二ノ文伸元議員質問	206
○山田哲二建設部長答弁	206
昼食休憩	207
開 議	208
福島英徳議員訂正	208
(1) 古田浩敏議員質問	208
「まつりについて」	208
○清水登経済部長答弁	209
古田浩敏議員質問	209

○清水登経済部長答弁	211
(2) 古田浩敏議員質問	212
「道路と堤防の草刈りについて」	212
○山田哲二建設部長答弁	213
古田浩敏議員質問	213
○山田哲二建設部長答弁	214
休憩	215
開議	215
(3) 古田浩敏議員質問	216
「コロナ禍における経済対策について」	216
○上田敏雄総務部長答弁	216
休憩	217
開議	217
(1) 木下雄二議員質問	218
「菊之池小学校学童保育施設の新設の状況について」	218
○本田和佳子健康福祉部長答弁	218
(2) 木下雄二議員質問	219
「小川基金を活用した給付型奨学金の状況について」	219
○村田義喜教育部長答弁	220
木下雄二議員質問	220
○音光寺以章教育長答弁	221
○村田義喜教育部長答弁	221
(3) 木下雄二議員質問	221
「森林環境譲与税の活用状況について」	221
○清水登経済部長答弁	222
木下雄二議員質問	222
○江頭実市長答弁	223
休憩	224
開議	224
(4) 木下雄二議員質問	224
「移動販売再開後の現状と今後の拡充について」	224
○本田和佳子健康福祉部長答弁	225
木下雄二議員質問	225
○本田和佳子健康福祉部長答弁	226

木下雄二議員質問	226
○江頭実市長答弁	227
(5) 木下雄二議員質問	227
「九州産廃菊池事業所と菊池陣内埋立地の状況について」	227
○三池克徳市民環境部長答弁	228
木下雄二議員質問	229
○三池克徳市民環境部長答弁	229
(6) 木下雄二議員質問	229
「国道387号沿いの太陽光発電事業について」	230
○三池克徳市民環境部長答弁	230
木下雄二議員質問	231
○三池克徳市民環境部長答弁	231
木下雄二議員質問	231
○江頭実市長答弁	232
9. 日程第2 議案第107号 説明・採決	232
休 憩	233
開 議	234
議案第107号 追加説明・採決	234
10. 日程通告 散会	234

12月 9日 (金曜日)	休 会
12月10日 (土曜日)	休 会
12月11日 (日曜日)	休 会
12月12日 (月曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月13日 (火曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月14日 (水曜日)	休 会
12月15日 (木曜日)	休 会
12月16日 (金曜日)	予算決算常任委員会
12月17日 (土曜日)	休 会
12月18日 (日曜日)	休 会

12月19日(月曜日) 休会
12月20日(火曜日) 休会

12月21日(水曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第6号	237
2. 本日の会議に付した事件	237
3. 出席議員氏名	237
4. 欠席議員氏名	238
5. 説明のため出席した者の職氏名	238
6. 事務局職員出席者	238
7. 開議	239
8. 日程第1 各常任委員会報告	239
・総務文教常任委員長報告	239
・福祉厚生常任委員長報告	243
・経済建設常任委員長報告	245
・予算決算常任委員長報告	248
休憩	252
開議	252
委員長報告に対する質疑	252
討論(議案第83号～議案第91号、議案第96号～議案 第101号、議案第106号～議案第113号、陳情 第4号～陳情第6号)	253
(1) 東奈津子議員討論	253
(2) 猿渡美智子議員討論	255
(3) 福島英徳議員討論	255
(4) 古田浩敏議員討論	256
(5) 荒木崇之議員討論	257
(6) 安武睦夫議員討論	258
(7) 二ノ文伸元議員討論	259
(8) 平直樹議員討論	260
(9) 木下雄二議員討論	260
採決(議案第83号及び議案第84号、議案第88号～議案 第90号、議案第96号～議案第101号、議案第 106号～議案第113号、陳情第4号～陳情第6号)	261

	採決（議案第 8 5 号）	262
	採決（議案第 8 6 号）	262
	採決（議案第 8 7 号）	262
	採決（議案第 9 1 号）	262
9. 日程第 2	意見書案第 3 号 上程・説明・質疑・討論・採決	263
10. 日程第 3	委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	265
11. 閉 会		266

第 1 号

1 1 月 2 9 日

令和4年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

令和4年11月29日（火曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第80号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和4年度菊池市一般会計補正予算 第10号)

上程・説明・質疑・討論・採決

第4 議案第81号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

第5 議案第83号 菊池市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第85号 菊池市個人情報保護法施行条例の制定について

議案第86号 菊池市個人情報保護審査会条例の制定について

議案第87号 菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 菊池市ふるさと創生市民広場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について

まで一括上程・説明

第6 議案第92号 令和4年度菊池市一般会計補正予算（第11号）

議案第 93 号 令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 94 号 令和4年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第 95 号 令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算（第3号）

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

第7 議案第 96 号 令和4年度菊池市一般会計補正予算（第12号）

議案第 97 号 令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 98 号 令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 99 号 令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第100号 令和4年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第101号 令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算（第4号）

まで一括上程・説明

第8 議案第102号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第103号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第104号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第105号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

第9 議案第106号 辺地総合整備計画の変更について

議案第107号 財産の処分について

議案第108号 財産の無償譲渡について

議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第111号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議案第112号 市道路線の廃止について

議案第113号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

第10 報告第 21 号 専決処分の報告について（除草作業事故）

上程・報告・質疑

第11 陳情第 4 号 「牛乳で乾杯推進運動」に関する陳情

陳情第 5 号 「鳥獣被害捕獲」に関する陳情

陳情第 6 号 療育支援についての要望書

まで一括上程



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第80号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和4年度菊池市一般会計補正予算 第10号)

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第81号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議案第83号 菊池市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第85号 菊池市個人情報保護法施行条例の制定について

議案第86号 菊池市個人情報保護審査会条例の制定について

議案第87号 菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 菊池市ふるさと創生市民広場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について

まで一括上程・説明

日程第6 議案第92号 令和4年度菊池市一般会計補正予算(第11号)

議案第93号 令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第94号 令和4年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第95号 令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算(第3号)

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 議案第96号 令和4年度菊池市一般会計補正予算(第12号)

議案第 97 号 令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 98 号 令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 99 号 令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第100号 令和4年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第101号 令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算（第4号）

まで一括上程・説明

日程第8 議案第102号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第103号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第104号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第105号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第9 議案第106号 辺地総合整備計画の変更について

議案第107号 財産の処分について

議案第108号 財産の無償譲渡について

議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第111号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議案第112号 市道路線の廃止について

議案第113号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

日程第10 報告第21号 専決処分の報告について（除草作業事故）

上程・報告・質疑

日程第11 陳情第4号 「牛乳で乾杯推進運動」に関する陳情

陳情第5号 「鳥獣被害捕獲」に関する陳情

陳情第6号 療育支援についての要望書

まで一括上程



出席議員（20名）

1 番 本 藤 潔

2 番 安 武 睦 夫

3 番 稲 継 智 康

4番	古田浩敏
5番	島春代
6番	大山宝治
7番	田中教之
8番	福島英徳
9番	緒方哲郎
10番	後藤英夫
11番	平直樹
12番	東奈津子
13番	水上隆光
14番	猿渡美智子
15番	荒木崇之
16番	工藤圭一郎
17番	二ノ文伸元
18番	泉田栄一朗
19番	木下雄二
20番	山瀬義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実
副市長	芳野勇一郎
政策企画部長	後藤啓太郎
総務部長	上田敏雄
市民環境部長	三池克徳
健康福祉部長	本田和佳子
経済部長	清水登
建設部長	山田哲二
七城支所長	久川知己
旭志支所長	竹村秀一
泗水支所長	安武邦男
財政課長	稲葉一郎

総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生



事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会係課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結加里
議 会 係	志 水 利 貞

午前10時00分 開会

○

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第4回菊池市議会定例会を開会します。

○

○水上隆光 議長 ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

10月12日に、第280回熊本県市議会議長会が人吉市で開催されました。会務の報告及び九州市議会議長会提出議案に、「学校のICT環境整備に伴う継続的な財政支援について」及び「中九州地域の交通網の整備促進について」の2議案が全会一致で採択されました。

また、11月15日には、全国過疎地域連盟第54回総会、11月24日には、第163回地方行政委員会がそれぞれ東京都で開催されました。その概要は事務局備付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

次に、監査委員から令和4年10月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時01分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○水上隆光 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、田中教之議員及び後藤英夫議員を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○水上隆光 議長 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から12月21日までの23日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日までの23日間と決定しました。

○

日程第3 議案第80号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第3、議案第80号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆様、おはようございます。

本日、令和4年第4回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から12月21日までの23日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、幾つかご報告をさせていただきます。

まず、11月13日に女優の菊池桃子さんをお迎えして、「菊池ファンクラブ全国きくちさんサミットを開催いたしました。菊池桃子さんのトークショーや、観客参加型のクイズショーなどで大変盛り上がりました。全国に34万人いると言われる菊池（菊地）姓などのゆかりの方や、歴史ファンなどに働きかけ、これからの関係人口の創出に努めてまいります。

また、11月上旬には、紅葉の菊池溪谷を夜間にライトアップする、「菊池溪谷ファンタジーナイト」を初めて開催し、多くの来訪の方々に幻想的な菊池溪谷の夜景と音楽をお楽しみいただきました。多くの新聞、テレビ、SNSなどで取り上げていただいたほか、このイベントに合わせまして、ある旅行代理店では、エミュー観光牧場、竜門ダムドラゴンキャンプ場と、この菊池溪谷ライトアップと組み合わせたバスツアーが新たに創設されるなど、新たな魅力発信とファン層の拡大が大いに期待されるところであります。

また、民間におかれましても、地域活性化に向けた活発な動きが続いております。9月下旬の竜門ダムフェスタにおいては、初めての夜市を開催され、約3,000

人の来場者と100張近いテントで地域ににぎわいが生まれました。地元龍門地区の住民の皆様的情熱とご尽力のおかげであり、官民連携で進めてきた竜門ダム周辺活性化が着実に軌道に乗ってきたと感じております。これからもアウトドアブームの流れを的確に捉えながら、官民一体となって地域の発展のための取組を継続してまいりたいというふうに思います。

また、地元高校生も地域活性化のために大変頑張っており、菊池高校生による菊高ジャックは、新聞、テレビでも大いに注目され、また、菊池女子校は今年も文化体育祭を市民広場で開催され、多くの市民に元気を与えてくれました。また、先日のキクロスまつりでは、菊池農業高校の生徒たちがとれたての野菜を販売するなど、地元3高校が地域とともに活性化に向けた様々な努力を行っている姿に、心から感謝するとともに、大変頼もしく思った次第であります。

このほかにも、有志市民のご尽力により、今年も市民広場においてクリスマスイルミネーションが始まりました。コロナで滅入りがちな私たちの心に、文字どおり、明るい光をともしものでありまして、関係の方々に心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

このように、官民一体で進めてきている数々の新しい試みが、試行錯誤を重ねながらも前進しているということは非常に明るい兆しと感じております。一つひとつの取組は小さなものかもしれませんが、一つひとつの取組が菊池市の新しい魅力の開拓につながり、これらの点が線となり、線がやがて大きな波につながるものでございます。また、そうした動きを一致団結して継続していくということが、本市のまちづくりにとって非常に大事なことであるということを実感した次第でございます。

これより冬の到来を迎え、今後、インフルエンザと新型コロナのダブル流行というものが予想されております。加えて、ウクライナ情勢による世界的な社会不安、物価高騰、円高など、まだまだ先の読めない社会情勢が続きますが、感染予防と経済活動の両立を模索しながら、本市の市政運営に全力で努めてまいり所存でございます。

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その1の5ページをお願いいたします。

議案第80号は、令和4年度の一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるとでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第80号につきまして、ご説明いたします。

議案書その1の5ページをお願いいたします。

議案第80号は、令和4年度一般会計補正予算（第10号）を専決処分したものでございまして、6ページが、専決第15号専決処分書で、専決日は、令和4年10月28日でございます。

9ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に3,906万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ290億5,239万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、9月18日から19日にかけて接近した台風14号で被災した、農地・農業用施設、市道及び社会体育施設などの災害復旧による増額でございます。

それでは、まず、歳入について、事項別明細により説明いたします。

14ページをお願いいたします。

2枠目の目10災害復旧費国庫補助金310万円の増額は、農地・農業用施設の復旧のための農地等災害復旧費補助金でございます。

3枠目の目3民生費県負担金7万円の増額は、避難所の光熱水費に対する災害救助費負担金でございます。

4枠目の目1財政調整基金繰入金1,469万円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

最下段の枠の目10災害復旧債2,010万円の増額は、災害復旧において活用できる災害復旧事業債でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

16ページをお願いいたします。

目5災害対策費7万円の増額は、避難所開設に伴う光熱水費でございます。

2枠目の目3単独災害復旧費400万円の増額は、被災した市道等の復旧にかかる重機の借上料でございます。

3枠目の目1農林水産災害復旧費1,597万5,000円の増額は、被災した農地・農業用施設の復旧費でございます。

最下段の枠の目1消防災害復旧費30万5,000円の増額は、被災した消防団詰所への消防施設整備補助金でございます。

17ページをお願いいたします。

目1教育災害復旧費1,646万2,000円の増額は、主に被災した社会体育施設等の修繕によるものでございます。

最下段の枠の目1総務災害復旧費225万3,000円の増額は、被災により修繕が必要となった道路反射鏡及び防犯灯の復旧費でございます。

それでは、11ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

内容としましては、災害復旧において活用できる災害復旧事業債2,010万円の増でございます。

以上、災害復旧のため、緊急に実施する必要がございましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上、議案第80号の説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第80号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第80号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第80号については、原案のとおり承認することに決定しました。

○
日程第4 議案第81号及び議案第82号 一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第4、議案第81号及び議案第82号の2案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その1の19ページをお願いいたします。

議案第81号は、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正、議案第82号は、本市一般職の職員の給与改定に伴う、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、議案書その1の19ページをお願いいたします。

議案第81号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく公務員の給与改定に準じて、関係条例を改正するもので、公布の日から施行し、次年度適用分については、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、25ページをお願いいたします。

議案第82号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本市一般職の職員の給与改定に伴い、本市特別職の職員の給与を改定するため、条例を改正するもので、公布の日から施行し、次年度適用分については、令和5年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第81号及び議案第82号の説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時18分

開議 午前10時41分

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第81号及び議案第82号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議案第82号について、反対討論をいたします。

これは特別職及び市議会議員の期末手当を100分の2.5、総括すると上げるということではありますが、職員と違って、議員の報酬は生活給ではありません。まだコロナが続いている中、議員ばかりを引き上げていいのでしょうか。

私は志を同じくする議員と一緒に、議員定数の削減、費用弁償の廃止、それとコロナ禍においての3割の報酬の削減というのを出してきましたが、いずれも否決であります。

この引上げというのは、それは一人ひとりにとっては僅かな額かもしれませんが、20人になると相当な額になります。今、市民がコロナで苦しい中に、議員の報酬を元に戻すことは、私の考えとは合いませんので、この議案については反対といたします。

○水上隆光 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 なければ、ほかに討論はありませんか。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。

議案第 8 2 号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本条例の改正は、人事院勧告に基づく公務員の給与改定に伴うものであり、一般職の職員の給与改定には反対ではありませんが、新型コロナウイルス感染症の影響、そして、かつてない物価高の中で、市民の暮らしがぎりぎりの厳しい状況の下、市長をはじめとする私たち市議会議員の期末手当等の引上げには賛成すべきでない判断します。

以上の理由から、議案第 8 2 号には反対とします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで討論を終わります。

これより採決します。

最初に、お諮りします。議案第 8 1 号からいきます。議案第 8 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第 8 1 号については、原案のとおり可決することに決定しました。

討論がありました議案第 8 2 号は、起立によって採決します。

お諮りします。議案第 8 2 号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第 8 2 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第 5 議案第 8 3 号から議案第 9 1 号まで一括上程・説明

○水上隆光 議長 次に、日程第 5、議案第 8 3 号から議案第 9 1 号までの 9 案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。議案書その 1 の 2 7 ページをお願いいたします。

議案第 8 3 号は、地方公務員法の一部改正に伴い、本市一般職の職員の定年を引

き上げるための菊池市職員の定年等に関する条例の一部改正、議案第84号は、同じく本市一般職の職員の定年の引上げに伴う、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第85号は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う、菊池市個人情報保護法施行条例の新規制定、議案第86号は、地方自治法の規定による執行機関の附属機関の設置に伴う、菊池市個人情報保護審査会条例の新規制定、議案第87号は、同じく個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う、菊池市情報公開条例の一部改正、議案第88号は、公職選挙法施行令の一部改正に伴う、菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正、議案第89号は、地方自治法の規定による公の施設の設置に伴う、菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部改正、議案第90号は、地方自治法の規定により、使用料に関する事項を定める、菊池市ふるさと創生市民広場条例の一部改正、議案第91号は、使用料の見直しに伴う、菊池市リバーサイドパーク条例の一部改正でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、議案書その1の27ページをお願いいたします。

議案第83号、菊池市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、本市一般職の定年を引き上げるとともに、所要の改正を行うに当たり、条例を改正するもので、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、41ページをお願いいたします。

議案第84号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、同じく、本市一般職の職員の定年を引き上げるに当たり、関係条例を改正するもので、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、51ページをお願いいたします。

議案第85号、菊池市個人情報保護法施行条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定するもので、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、55ページをお願いいたします。

議案第86号、菊池市個人情報保護審査会条例の制定については、地方自治法の

規定により、執行機関の附属機関を設置するに当たり、条例を制定するもので、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、59ページをお願いいたします。

議案第87号、菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、同じく、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するもので、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、61ページをお願いいたします。

議案第88号、菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、63ページをお願いいたします。

議案第89号、菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の規定により、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定めるに当たり、条例を改正するもので、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、65ページをお願いいたします。

議案第90号、菊池市ふるさと創生市民広場条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の規定により、使用料に関する事項を定めるに当たり、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、69ページをお願いいたします。

議案第91号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定については、使用料の見直しに伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

以上、議案第83号から議案第91号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第6 議案第92号から議案第95号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第6、議案第92号から議案第95号までの4案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書その2の3ページをお願いいたします。

議案第92号、令和4年度一般会計補正予算（第11号）から、議案第95号、令和4年度下水道事業会計補正予算（第3号）までの4議案につきましては、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく給与等の増額を、それぞれの会計において行うものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、議案書その2をお願いいたします。

議案書その2の3ページをお願いいたします。

議案第92号、令和4年度一般会計補正予算（第11号）でございます。

開けて、5ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に2,602万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ290億7,841万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、国の人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告の内容に準じて、本市一般職及び特別職の給与等の増額を行うものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

議案第93号、令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

開けて、25ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に40万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,788万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、一般会計と同様の理由により、職員給与等の増額を行うものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

議案第94号、令和4年度水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

開けて、32ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条におきまして、水道事業費用を57万5,000円増額するものでございまして、補正の内容につきましては、一般会計と同様の理由により、職員給与等の増額を行うものでございます。

次に、39ページをお願いいたします。

議案第95号、令和4年度下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。
開けて、40ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条におきまして、下水道事業収益及び下水道事業費用をそれぞれ39万2,000円増額し、第3条におきまして、資本的収入及び資本的支出をそれぞれ22万円増額するものでございます。

補正の内容につきましては、一般会計と同様の理由により、職員給与等の増額を行うものでございます。

以上、議案第92号から議案第95号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時58分

開議 午前11時13分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第92号から議案第95号までは、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。

議案第92号、令和4年度菊池市一般会計補正予算（第11号）について、反対の立場から討論を行います。

本補正予算には、市長や市議会議員の期末手当の値上げなどが含まれている予算であります。議案第82号の討論で指摘しましたように、この大変なときに特別職

の手当等の引上げには賛成できません。

以上の理由から、本議案には反対であります。

○水上隆光 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで討論を終わります。

これより採決します。

最初にお諮りします。議案第93号から議案第95号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第93号から議案第95号については、原案のとおり可決することに決定しました。

討論がありました議案第92号は、起立により採決します。

お諮りします。議案第92号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第92号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第7 議案第96号から議案第101号まで一括上程・説明

○水上隆光 議長 次に、日程第7、議案第96号から議案第101号までの6案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その2の49ページをお願いいたします。

議案第96号、令和4年度一般会計補正予算（第12号）につきましては、予算の総額に8億7,097万8,000円を追加するものでございまして、補正の主なものとしましては、物価高騰に伴う酪農経営や保育所等に対する支援、及び、林業施設の災害復旧などとなっております。

議案第97号から議案第101号までの5議案につきましては、令和4年度の各特別会計、上下水道事業会計の補正予算でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、議案書その2の49ページをお願いいたします。

議案第96号、令和4年度一般会計補正予算（第12号）でございます。

開けて、51ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に8億7,097万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ299億4,939万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

62ページをお願いいたします。

2 枠目の目1 地方交付税3,572万1,000円の増額は、普通交付税の交付額決定に伴う増でございます。

次に、63ページをお願いいたします。

1 枠目の目2 総務費国庫補助金6,772万の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものでございまして、物価高騰に伴う酪農経営及び保育所等への支援や、県の時短要請協力金負担金に対する財源でございます。

同じく、目9 教育費国庫補助金、節7 学校給食費補助金288万3,000円の増額は、七城給食センター空調設備改修に伴う、学校施設環境改善交付金でございます。

同じく、目10 災害復旧費国庫補助金、節2 農林水産業施設災害復旧費補助金3,517万円の増額は、林道八方ヶ岳線の災害復旧に対する林業施設災害復旧費補助金でございます。

2 枠目の目3 民生費県負担金、節1 社会福祉費負担金239万2,000円の増額は、今年9月に発生しました台風14号に係る災害救助費負担金でございます。

最下段の枠の目3 民生費県補助金、節3 児童福祉費補助金182万円の増額は、物価高騰に伴う保育所等への支援に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金でございます。

同じく、目5 農林水産業費県補助金、節4 林業費補助519万7,000円の増額は、竹林整備や機械導入に対する県補助金でございます。

65ページをお願いいたします。

2 枠目の目1 不動産売払収入4,570万円の増額は、朝日東団地跡地の土地売

払収入でございます。

3 枠目の目 4 衛生費寄附金 5 0 万 7, 0 0 0 円の増額は、健康づくり関係寄附金によるものでございまして、同じく目 9 教育費寄附金 1 9 9 万 9, 0 0 0 円の増額は、図書館への寄附金によるものでございます。

6 6 ページをお願いいたします。

目 1 財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整でございます。

2 枠目の目 1 繰越金 6 億 9, 8 7 6 万 2, 0 0 0 円の増額は、前年度決算に伴う繰越金でございます。

6 7 ページをお願いいたします。

最下段の枠の款 2 2 市債につきましては、交付額決定に伴う臨時財政対策債 3, 8 6 0 万円の減のほか、七城給食センター空調設備改修に伴う学校教育施設等整備事業債 1, 0 7 0 万円の増や、災害復旧債 1, 4 9 0 万円の増など、全体で 2 0 0 万円の増額となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

6 8 ページをお願いいたします。

最下段の目 4 財産管理費（後に発言の申し出があり、「財産管理費」を「財政管理費」へ訂正）のうち、最下段の財政調整基金 3 億 4, 9 8 9 万 7, 0 0 0 円の増額は、主に前年度決算に伴う積立金でございまして、地方財政法第 7 条に基づき、決算余剰金の 2 分の 1 を下回らない額を、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

7 2 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 1 児童福祉総務費のうち、3 段目のすくすく子宝祝金事業 1 3 0 万円の増額は、多子世帯の出生見込数の増によるものでございます。

7 4 ページをお願いいたします。

目 5 児童福祉施設費のうち、2 段目の私立保育園経費 2 億 1, 2 3 1 万 2, 0 0 0 円の増額は、主に前年度決算に伴う、国・県への返納金でございます。

同じく、下から 2 段目の新型コロナウイルス感染症対策事業 4 1 8 万 2, 0 0 0 円の増額は、主に物価高騰に伴う保育所等への電力・ガス等の光熱費に対する補助金でございまして、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金でございます。

次に、7 5 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 2 予防費のうち、2 段目の後期高齢者健康診査事業 1 1 3 万 6, 0 0 0 円の増額は、主に、集団健診や、歯科口腔健診等の受診者の増によるものでござ

います。

次に、77ページをお願いいたします。

1 枠目の目4 農業振興施設費のうち、最上段の物産館施設整備事業954万8,000円の増額は、七城町特産品センターの空調設備取替工事でございます。

同じく、目6 畜産業費3,650万円の増額は、飼料等の物価高騰により、国が実施いたします酪農経営に対する支援策の上乗せ分である、酪農経営緊急支援事業補助金でございまして、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

2 枠目の目2 林業振興費519万7,000円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、竹林整備や機械導入に対する補助金でございまして、全額県費でございます。

次に、78ページをお願いいたします。

1 枠目の目2 商工業振興費3,986万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策に係る県時短要請協力金負担金でございまして、実績額の確定に伴い、前年度の第6波分を県へ負担するものでございます。

同じく、目4 観光費につきましては、9月で終了いたしました宿泊施設ビジネス層誘客補助金の予算残を、来年1月から第3弾として実施いたします、宿泊施設助成事業委託料へ予算の組替えを行うものでございます。

2 枠目の目3 道路橋りょう維持費1,395万5,000円の増額は、主に道路維持補修にかかる修繕料及び機械の借上料などでございます。

次に、79ページをお願いいたします。

2 枠目の目1 下水道事業費（後に発言の申し出があり、「下水道事業費」を「下水道費」へ訂正）958万9,000円の増額は、電気代高騰に伴う、下水道事業会計への繰出経費でございます。

最下段の枠の目5 災害対策費552万3,000円の増額は、主に災害待機にかかる時間外勤務手当等でございます。

次に、80ページをお願いいたします。

1 枠目の目2 事務局費のうち、公立学校施設整備費306万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校へ1人1台配備したタブレットの修繕料でございます。

最下段の枠の目1 学校管理費のうち、最下段の小学校営繕工事712万6,000円の増額は、花房小学校の特別支援学級の空調更新工事をはじめとする各小学校の設備等修繕工事でございます。

次に、81ページをお願いいたします。

2 枠目の目 1 学校管理費のうち、最下段の中学校営繕工事 2 9 7 万 4, 0 0 0 円の増額は、旭志中学校の体育館照明の一部取替えや、来年度生徒受入れに向けた環境整備のための工事請負費でございます。

次に、8 2 ページをお願いいたします。

1 枠目の目 4 図書館費のうち、子ども読書活動推進事業 2 0 0 万 4, 0 0 0 円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、主に図書館に対する寄附金をきくちの泉こども文庫基金へ積み立てるものでございます。

次に、8 3 ページをお願いいたします。

1 枠目の目 1 学校給食費 1, 9 4 2 万 7, 0 0 0 円の増額は、主に七城給食センターの空調設備改修工事でございます。国庫補助金の年度の前倒しに伴い、補正予算を計上させていただくものでございます。

3 枠目の目 1 農林水災害復旧費 3, 7 7 9 万 7, 0 0 0 円の増額は、主に林道八方ヶ岳線における施工済みのり面の一部崩壊に伴う、復旧工事でございます。

それでは、5 6 ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費でございます。

内容としましては、国庫補助金の年度前倒しにより、今回の補正予算の計上に合わせ、繰越明許費の設定を行うものなど、2 件の繰越明許費の設定となっております。

次に、5 7 ページをお願いいたします。

第 3 表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務や、施設の指定管理等につきまして、今回 5 0 件の追加を行うものでございます。

次に、5 9 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正でございます。

内容としましては、交付額決定に伴う臨時財政対策債 3, 8 6 0 万円の減のほか、災害復旧事業債 1, 4 9 0 万円、学校教育施設等整備事業債 1, 2 8 0 万円、公共施設等適正管理推進事業債 1, 2 9 0 万円の増額など、全体で 2 0 0 万円の増額となっております。

次に、9 1 ページをお願いいたします。

議案第 9 7 号、令和 4 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

開けて、9 2 ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に 1, 1 7 9 万 8, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算

の総額を歳入歳出それぞれ67億7,977万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、療養費負担金及び特定健診等委託料等の増額でございます。

次に、94ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

内容としましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務につきまして、今回3件の設定を行うものでございます。

次に、101ページをお願いいたします。

議案第98号、令和4年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けて、102ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に215万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,557万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、前年度決算額確定に伴う、一般会計繰出金の増額でございます。

次に、107ページをお願いいたします。

議案第99号、令和4年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

開けて、108ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に9,223万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,011万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、前年度決算額確定等に伴う、国・県への返納金などによる増額でございます。

110ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務につきまして、今回3件の追加を行うものでございます。

次に、115ページをお願いいたします。

議案第100号、令和4年度水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

開けて、116ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条におきまして、水道事業費用を1,125万5,000円増額するものでございまして、補正の主な内容につきましては、電気料金及び燃料費の高騰に伴う増額でございます。

次に、第3条におきまして、資本的収入を200万円増額し、資本的支出を700万円増額するものでございまして、補正の内容につきましては、消火栓新設の一般会計負担金及び消火栓設置工事等の工事請負費の増額でございます。

次に、123ページをお願いいたします。

議案第101号、令和4年度下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

開けて、124ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条におきまして、下水道事業収益を958万9,000円増額し、下水道事業費用を1,039万2,000円増額するものでございまして、補正の内容につきましては、各下水道処理施設の電気料高騰に伴う増額でございます。

また、第3条におきまして、資本的収入を701万4,000円増額するものでございまして、補正の内容につきましては、国庫補助金額等の確定に伴うもの及び新たな宅地造成による受益者負担金の増によるものでございます。

以上、議案第96号から議案第101号までの説明とさせていただきます。

すみません、2点訂正をお願いいたします。

まず、68ページの最下段の枠、目4の財政管理費を財産管理費と申し上げました。正しくは、財政管理費のほうが正しい費目となりますので、訂正させていただきます。

それから、79ページの2枠目の目1下水道費と言うべきところを、下水道事業費と事業を加えてしまいましたので、正しい費目としましては、下水道費が正しい費目でございますので、おわびして、訂正させていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第8 議案第102号から議案第105号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第8、議案第102号から議案第105号までの4案件を一括議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は、除斥する必要があるが、第117条に係る議員はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その1の77ページをお願いいたします。

議案第102号から議案第105号までの人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在、本市の区域におきましては、14人の委員の方々が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事されております。

その中で、4名の方々が令和5年3月31日をもって3年間の任期が満了いたします。

今回、その後任の人権擁護委員の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありましたので、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

推薦に当たっては、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、議案第102号の菊池市西寺の樫川健治さん、議案第105号の菊池市泗水町の北川敬司さんを、再度委員として推薦いたしたく、ご提案申し上げます。

また、議案第103号の菊池市七城町の宇野木康子さん、議案第104号の菊池市旭志の渡辺雅代さんを新たに推薦いたしたく、ご提案申し上げます。

それぞれの方々の経歴につきましては、各議案の裏面に記載のとおりでございます。

よろしく願いをいたします。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第102号から議案第105号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は、1議案ずつ起立により行います。

お諮りします。

最初に、議案第102号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第102号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、議案第103号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第103号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、議案第104号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第104号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、議案第105号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第105号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

—————○—————

日程第9 議案第106号から議案第113号まで一括上程・説明

○水上隆光 議長 次に、日程第9、議案第106号から議案第113号までの8案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案書その1の85ページをお願いいたします。

議案第106号の辺地総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第107号の財産の処分については、菊池市泗水町の市営朝日東団地跡地を有償譲渡するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第108号の財産の無償譲渡については、泗水平野区公民館敷地を無償譲渡するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第109号及び議案110号の2議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第111号の熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、一部事務組合の規約を変更するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第112号の市道路線の廃止及び議案第113号の市道路線の認定につきましては、道路法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、議案書その1の85ページをお願いいたします。

議案第106号、辺地総合整備計画の変更については、原本村及び龍門の各辺地総合整備計画の変更について、議会の議決をお願いするもので、86ページから96ページまでが、各辺地総合整備計画及び変更理由書でございます。

次に、97ページをお願いいたします。

議案第107号、財産の処分については、市営朝日東団地跡地の土地の売却につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

処分する財産は、所在が菊池市泗水町吉富の土地でございます、土地の地番・地目は、記載のとおりでございます。

土地の面積は7,900.59平方メートル、財産処分価格は4,575万円で、財産処分の相手方は、株式会社アイシン商事でございます。

なお、財産の処分に関する仮契約を10月3日に締結いたしております。

次に、99ページをお願いいたします。

議案第108号、財産の無償譲渡については、泗水平野区公民館敷地の土地の無償譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市泗水町南田島の土地でございまして、土地の地番・地目は、記載のとおりでございます。

土地の面積は308.08平方メートル、譲渡の相手方は、平野区でございます。次に、101ページをお願いいたします。

議案第109号及び議案第110号につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてございまして、議案第109号の菊之池小学校区第2児童育成クラブ、議案第110号の菊池溪谷ビジターセンター及び菊池市観光情報発信施設につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

指定しようとする団体及び指定の期間は、それぞれ記載のとおりでございます。次に、105ページをお願いいたします。

議案第111号、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、一部事務組合の規約を変更するに当たって、議会の議決をお願いするものでございます。

令和5年3月31日限りで、熊本縣市町村総合事務組合から菊池環境保全組合が脱退することに伴う改正でございます。

なお、この規約は、熊本縣市町村総合事務組合を組織する関係市町村等と同文議決を行うとともに、令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、107ページをお願いいたします。

議案第112号、市道路線の廃止については、道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、108ページ及び109ページが、廃止する路線及び位置図でございます。

次に、111ページをお願いいたします。

議案第113号、市道路線の認定については、同じく道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、112ページから115ページまでが、認定する路線及び位置図でございます。

以上、議案第106号から議案第113号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で議案の説明を終わります。



日程第10 報告第21号 上程・報告・質疑

○水上隆光 議長 次に、日程第10、報告第21号を議題とします。

提出者の報告を求めます。

上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、議案書その1の117ページをお願いいたします。

報告第21号、専決処分の報告については、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

開けて、118ページが、専決第14号専決処分書で、除草作業中の事故について、令和4年10月24日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和4年8月21日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、PTA奉仕活動の除草作業中に、刈払機で石をはね、隣接するアパートに駐車してあった相手方車両の右側後方のサイドガラスを破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は1万6,830円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第21号の報告とさせていただきます。

○水上隆光 議長 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第11 陳情第4号から陳情第6号まで一括上程

○水上隆光 議長 次に、日程第11、陳情第4号から陳情第6号までの3案件を一括議題とします。

陳情第4号から陳情第6号までが、今定例会までに提出されました陳情であります。

その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る12月5日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、11月30日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午前11時51分

第 2 号

1 2 月 5 日

令和4年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

令和4年12月5日（月曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

出席議員（19名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（1名）

15番 荒木 崇之

説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	芳野 勇一郎
政策企画部長	後藤 啓太郎
総務部長	上田 敏雄
市民環境部長	三池 克徳
健康福祉部長	本田 和佳子
経済部長	清水 登
建設部長	山田 哲二
七城支所長	久川 知己
旭志支所長	竹村 秀一
泗水支所長	安武 邦男
財政課長	稲葉 一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田 智浩
市長公室長	中川 敬三
教育長	音光寺 以章
教育部長	村田 義喜
農業委員会事務局長	吉田 武
水道局長	宇野木 洋一
監査委員事務局長	高木 智生

事務局職員出席者

事務局長	前川 幸輝
事務局課長	松原 憲一
議会係課長補佐	笹本 聖一
議会係	吉岡 結加里
議会係	志水 利貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 質疑

○水上隆光 議長 日程第1、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。
質疑は一括質疑として、3回までとなっています。
質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。
発言の通告がっておりますので、質疑を許します。
最初に、荒木議員の質疑を予定しておりましたが、本人の申出により、取り下げることとなりました。
ということで、次に、東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。

議案第91号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の改正について、質疑を行います。

本条例の改正によって、利用料の上限の上げが行われています。全体として3割近くの上げとなっておりますが、間違いないでしょうか。

以上、お聞きします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。

それでは、ただいまの東議員のご質疑にお答えいたします。
今回改正いたします七城温泉ドーム及びリバーサイドパークの使用料につきましては、同条例第19条第2項の規定により、利用料金の上限額となるものです。
使用料につきましては、燃料代などの物価高騰などの影響により、かつ、近隣の

同業他社の状況も十分に検討した結果であり、条例の上限額を全体的に約3割引き上げることで間違いございません。

なお、今回改正する使用料につきましては、あくまで上限額として定めるものであり、実際の利用料金につきましては、指定管理者と協議の上、料金を設定し、運用してまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 これ以て質疑を終わります。

○

日程第2 委員会付託

○水上隆光 議長 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第83号から議案第91号まで、議案第96号から議案第101号まで及び議案第106号から議案第113号まで、並びに陳情第4号から陳情第6号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

令和4年第4回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第83号	菊池市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第84号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第85号	菊池市個人情報保護法施行条例の制定について
	議案第86号	菊池市個人情報保護審査会条例の制定について
	議案第87号	菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第88号	菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第106号	辺地総合整備計画の変更について
	議案第108号	財産の無償譲渡について
	議案第111号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

付託委員会	議案番号	件名
福祉厚生 常任委員会	議案第89号	菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について
	陳情第6号	療育支援についての要望書
経済建設 常任委員会	議案第90号	菊池市ふるさと創生市民広場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第91号	菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第107号	財産の処分について
	議案第110号	公の施設の指定管理者の指定について
	議案第112号	市道路線の廃止について
	議案第113号	市道路線の認定について
	陳情第4号	「牛乳で乾杯推進運動」に関する陳情
	陳情第5号	「鳥獣被害捕獲」に関する陳情
予算決算 常任委員会	議案第96号	令和4年度菊池市一般会計補正予算（第12号）
	議案第97号	令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第98号	令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第99号	令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第100号	令和4年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）
	議案第101号	令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算（第4号）

○水上隆光 議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日、12月6日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午前10時05分

第 3 号

1 2 月 6 日

令和4年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

令和4年12月6日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	安 武 邦 男
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会係課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結 加 里
議 会 係	志 水 利 貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 皆様、おはようございます。今、開催中のワールドカップは、日本チームの活躍で日本中が大興奮の渦になっておりました。本日未明に行われたクロアチア戦は惜しい結果になってしまいましたが、誰もが感動をありがとうという気持ちになったと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず初めに、郷土の歴史・文化についてであります。

地域の文化や、伝統芸能あるいは教育や、古くから民間に伝承してきたことを残すことは大変重要なことと常々考えているところです。もとより人との交流、対面教育が大事なのは言うまでもありません。その上で、地域や、地域の歴史を知ること、郷土への愛着を深めるとともに、社会の成り立ちを知り、社会の一員として自覚が生まれ、個々の生き方を考えるきっかけになると思います。

本市は、郷土の歴史・文化を後世に残すためにどのような取組をしているのか、まず最初に現状をお答えください。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの泉田議員のご質問にお答えします。

現在、本市には、有形無形の指定文化財が150点以上あります。それぞれの所有者、関係者の方々のご尽力により、守られておるところでございます。

しかしながら、少子高齢化などの影響によりまして、有形文化財や史跡などの保

存管理及び景観保全、また、無形民俗文化財の継承が難しくなっております。

このため、市としましては、学校や地域に出向き、歴史文化を伝える出前講座や、保存団体などの指導による子どもたちの伝統芸能の体験などを通して、早い時期から郷土の歴史文化への理解を深め、次世代へ受け継いでいく取組を行っております。

また、神楽などの無形民俗文化財を継承されます保存団体の活動や、指定文化財の修復、養生に対して補助を行い、後継者の育成や文化財の保存に努めているところでございます。

このほか、菊池文化研究所においては、菊池市の貴重な歴史文化資料を調査発掘し、広く市民に周知する取組を進めているところでございます。

さらに、本年度より、キクロスカレッジにおいて、本市の歴史文化を後世に引き継ぐため、デジタル化を進める人材の育成も始めております。この取組においては、今後、市民の皆様にご協力いただきながら、地域に残る写真や資料などの収集に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、お答えいただきました、様々な形で文化財の保存に力を入れておられるということをお聞きしました。また、デジタル化をするために、その人材を育成されているということで、非常に大事なことだと思います。

後でデジタル化についても、再度、質問をさせていただきます。

それでは、次の質問で再質問ですけれども、菊池市の多くの小学校が、明治7年(1874年)の創設になっています。これは明治5年に学校制度が発布されてからだと思います。事前に調べていただいた資料によると、明治7年創設された小学校は、現在の校名で言うと、隈府小学校、菊之池小学校、泗水東小学校、泗水小学校、泗水西小学校、旭志小学校、そして、一部、明治6年に創設もあります。そしてまた、七城小学校は記録がなかったので分からなかったのですが、恐らく同時期にあったらと思います。

明治7年創設から数えて、今年は148年目に当たります。記念誌については、私の母校、泗水西小学校の前身だった田島小学校を例に挙げれば、昭和49年11月に創立100周年の記念式典が行われるとともに、100周年記念誌が発行されております。多分ほかの小学校でも同様の措置であったと思われます。以前は校名が変わっているところもあると思いますけれども、そういう中で、記念誌の内容については、校歌、校章をはじめ、建物の写真や教職員、卒業生の思い出や児童数の変遷、主な学校行事の記録などがあります。しかし、100年分を一気に1冊にま

とめてあるので、内容的に通り返の内容の印象があります。100年前まで手繰るとなると、知っている人がいないのは当然であります、思い出をはじめ、村や村人の様子が入っていないのは大変残念なことであります。

私は、こうしたことを避けるために、小学校創立150周年を2年後に迎えるこの時期に、地域の人々の協力を得て、150周年の150年記念誌の作成を提案したいと思います。

今、地域は少子高齢化により地域の活力が損なわれています。また、地域内のコミュニティも弱体化し、地域行事として行ってきた集落内の清掃や、神社仏閣の宮司も若い人が少なくなつて、思うに任せなくなつております。

母校である泗水西小学校の全校児童数が、調べましたら、30年前は113人、30年前ですね。10年前が87人、昨年が63人、そして今年が61人と。そして、来年の予想ですけれども、これが59人と激減しております。

このような少子高齢化を懸念して、文部科学省が力を入れているのが学校を核とした地域づくりの推進であります。区長をはじめ、主立った関係者が構成員となり、コミュニティスクールの設置と地域学校協働活動をするというものです。現在、ほとんどの小学校がそれに取り組んでいるということと聞いております。

私が申し上げたいのは、まさにこうした組織活動と連携した記念誌です。地域の人々をはじめ、教職員、子どもたちが一緒になって、学校の歴史を完成させていく。その過程で地域の状況の再確認や、課題を共有しながら、未来に伝えたいものを選び、作成し、さらに未来に向かって地域は何をなすべきかが見えてくることと思います。

2年後の150周年に向けて、記念誌を作成する考えがあるか、質問します。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、再質問にお答えします。

これまで、学校における周年行事の実施や記念誌を刊行する場合には、各学校において実行委員会を立ち上げ、PTAや地域の皆様方のご協力をいただきながら、実施しているところでございます。

50周年スパンで記念誌を作成してはどうかという提案でございますが、それぞれの地域の実情に合わせたほうが望ましいのではないかと考えますので、今後も学校単位でPTAや地域の皆様とご相談の上、対応していただきたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 この記念誌というものが、やはり地域から出発し、そして、地域のPTAや学校の人たちの盛り上がりの中で作っていくものだということをおっしゃいました。

その中で、ちょうど今、先ほども申しましたけれども、コミュニティスクールの設置ということで、今、各学校がそういう活動をされているということをお聞きしました。そういう意味では、ちょうどこの時期、私の母校だけではなく、明治7年前後にできた学校というのは、あと二、三年で150周年になるということですので、ぜひこういう内容について、市からも呼びかけをしていただければと。やる内容はその地域ですけれども、やっぱりこういう時期を逃してはチャンスがありませんので、この150周年という一つの節目を大事にさせていただければと思っております。

次に、再々質問ですけれども、先ほどデジタル化の人材を育成されているということをお聞きしました。

そこで、このデジタル記念誌というものをさらに一步深く、こういうものを作っていたいただければと思います。

先日も熊日新聞の記事になっていましたが、菊池はデジタルアーカイブに力を入れております。平成27年発刊のアーカイブ事業で、写真でたどる泗水町（田島）記憶の記録と。そういうものを伝承という1冊の本が手元にあります。ちょっとお見せしますけれども、こういうものが、写真でたどる泗水町（田島）というものが出ております。その中には、昔のその地域の写真や、学校行事とか、いろんなものが出ております。

そこで、我が家も数枚の写真を提供させていただきました。写真で見ると、一目その時代の様子が分かり、とても見応えがあります。しかし、もっとたくさんの方に写真の提供を呼びかけたら、まだまだ眠っている写真や歴史が発見できるのではないかと思います。紙媒体の記念誌だけでは物理的に限度があります。デジタル記念誌であれば、膨大な情報が保存でき、時期に応じて確保もできます。ぜひデジタル記念誌も含めて、創立150周年を記念する事業を決断していただき、来年度の予算化を希望して、質問します。その内容については、ぜひ市長にお答えを願いたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。デジタルアーカイブに関するご質問でございました。

本市では、菊池一族など多くの歴史文化を広く発信・活用していこうということを目的とし、既に数年にわたりまして、デジタルアーカイブというものに取り組んできておるわけであります。

現在、「記憶の記録プロジェクト」を通じまして、文化財をはじめ、古い写真や映像などの約4,000点以上のコンテンツを収集・掲載しておりまして、これまで11万件弱ほどの閲覧があっております。

様々な郷土資料のデジタル化には、これまで多くの市民の皆さんの関心が高まっておりますので、自分たちのまちの歴史文化を次世代、さらに未来へと伝えていく取組を市民と行い、デジタルアーカイブによって、保存と活用を同時に進めるプラットフォームを構築して、随時更新しているところでございます。

これらの記憶の記録プロジェクトによるデジタル化というのは、先ほど来の地域の資料のまとめであるとかのみならず、観光振興あるいは地域活性化、それには人材育成や交流促進あるいはシビックプライドの涵養といったことにも資するものだというふうに考えておりまして、市民協働のまちづくりに大きく貢献できるものと思っております。

こうした多目的にいろいろ活用ができるように、デジタルアーカイブを進めておりますので、学校の記念誌等においては、ぜひどんどん活用していただいて、学校単位でPTA、地域の方と協議をしながら進めていただければと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 このデジタル化を活用して、この150周年記念誌にも活用できるのではないかとということでございます。ぜひこの時期を逃さず、予算化にも力を入れていただいて、地域の伝承につなげていただければと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。学校用品のリユースについてということですが。

私は、以前よりSDGsの観点から、食品ロスについて質問をさせていただきました。また、今回は児童生徒の制服と学用品について、質問をさせていただきます。

先日、環境保全組合で環境行政先進地域の研修に参加させていただきました。2泊3日の日程で岡山県の津山圏域クリーンセンター、平林金属株式会社、愛媛県の今治市クリーンセンター、大阪の日立造船の4か所でありました。それぞれが特色を生かし先進的な取組をしていて、大変参考になりました。

そこで、私が特に感動した、SDGsを進める上で取り入れておられたリサイクル

ルプラザの立ち上げを見せていただきました。そのリサイクルプラザの中にリユースという活動があります。リユースの名前のおり、もう一度使うという意味で、まだ使えるけれど、必要なくなったものを捨てるのではなく、ほかの人に活用してもらおうということでもあります。

例えば、津山圏域クリーンセンターでは、「えっ！それ捨てるんですか？もったいない！誰かに使ってもらいましょう！」ということキャッチフレーズにして、提供してもらったものを引き取った後に、清掃、点検し、リユースコーナーで提供、そしてまた、販売しておりました。

今、私がここに着ている背広もこのリユースでございます。私、これが大好きなんで、いつもやっているんですけども、以前も言ったことがありますけれども、アフリカ人女性、ワンガリ・マータイさんは、来日した折に「もったいない」という言葉を世界共通語にしましょうと言われてました。

私は、学校用品、特に制服や体育服、かばん等、また、クラブ活動用品のユニフォームやシューズ、クラブ、ラケット、また、文化的なところでは、楽器や習字道具等のリユース活動を活発に推進してもらいたいというふうに考えています。

現在、菊池市においても、学校ごとに活動していると聞いていますが、何校がこういうことの取組をされているのか。そしてまた、海外から来ている子どもたちにも、どんどん海外の方が増えております。その海外の人たちが、どれくらい児童数が今おられるのか、そこも質問させてください。その2点をお願いしたいと思います。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、今、泉田議員の制服の再利用についてお答えいたします。

学校制服の再利用につきましては、各小中学校に調査しましたところ、15校中12校が取り組んでいる、または今後取り組む予定となっているということでした。

そのほか、学校生活に必要な学用品やクラブ活動の用品についても、15校中4校が再利用に取り組んでおります。

具体的な取組の例としましては、PTAのバザーをはじめ、卒業生からの寄附や地域の民生児童委員協議会や社会福祉協議会と協働し再利用活動に取り組んでいるところでございます。

それと、現在、市内の学校に外国の生徒はということですが、現在、市内15校のうち、5校において7名の外国籍の方が在籍しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今お聞きしますと、15校中12校はそういう取組をされていると。そしてまた、ほかの内容についても、15校中四つされていると。PTAのバザーとか、社会福祉協議会とかいうようなところでも、行動されているということをお聞きしまして、少し安心しました。やはりこういうことは非常に子どもたちの教育につながっていくのではないかというふうに思っております。

今、さらにこのコロナ禍の時代に入って、保護者の収入減少や失業等に貧困家庭も非常に増えているとお聞きしております。また、海外から来られた子どもたちも、こういうふうに7名の方がおられるということで、今からもっと増えてくるのではないかと思います。経済的に大変な人たちに、そういう環境をつくっていくというのは大事じゃないかと思います。

その点で、物を大切にするという教育的視点から、もったいない精神を広げていってもらいたいということを念願して、質問を終わります。

次の質問に入りたいと思います。ごみ出しについてであります。

ごみ出しは、菊池地域2市2町から成る菊池環境工場クリーンの森合志が稼働してから約1年半になります。それに伴い、ごみ出しの分別方法等が変わり、市民の環境改善への意識も高まりつつあります。

ここで、ごみ出しについて確認したいと思います。通常は居住している区の定められたごみ集積所に、決められた曜日に分別したものを出しておくと、ごみ収集車が持って行ってくれます。しかし、区に入っていない方もいます。新しい新興の住宅地や、アパートに入居している方たちは、あまり区入りしていないというところもあります。本市に居住していて、区入りしていない方は何人ぐらい、今、おられるのか。そして、その方たちのごみ収集はどのような対処をしているのか、初めに質問をします。

引き続き、もう一つの質問ですけれども、ごみの出し方について、菊池市在住の外国人への多言語化した行政情報の提供について質問をします。

ごみの分別は、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみ、ペットボトル、また、瓶、さらに缶、新聞紙、段ボール、電池等、分別方法や種類が異なるため、非常に複雑になっております。私たち日本人でもまだまだ分別ができていない人はいます。ましてや、言葉も分からない外国人にとって、日本のルールを理解することは本当に大変で、ご苦労も多いかと思います。分からないがゆえに、地域でトラブルになったら、お互い気持ちがよくないと思っております。そういうトラブルの相談も少

し私も伺っております。

まず、初めの質問ですが、菊池市内に在住している外国人は、何か国から来ておられて、何人ぐらい現在おられるのか。そして、外国人に対して情報提供のマニュアルがあるのか、お伺いします。

大きく2点お願いしたいと思います。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

市では、行政区に入っておられない世帯の正確な数は把握できておりませんが、申出によりまして、広報きくちを個別に郵送している世帯で申し上げますと、約160世帯となっております。

次に、行政区に入っていない方々のごみ出し方法につきましては、お住まいの行政区の区長やごみステーションを管理されている管理者などとの話合いによりまして、最寄りのごみステーションを利用できる場合があります。また、話合いがつかないときには、直接ごみ処理施設へ搬入する方法を案内しているところです。

次に、外国人の登録人数についてですけれども、登録人数が多い国籍の順に申し上げます。

まず、平成24年度末、これは9年前となりますが、フィリピン81人、中国60人、ベトナム24人、その他42人の合計207人となっております。

平成28年度末で、これは5年前ですけれども、フィリピン107人、ベトナム77人、中国58人、その他69人の合計311人です。

令和3年度末で申し上げますと、ベトナム421人、フィリピン131人、中国39人、その他128人の合計719人となっております。

なお、外国人対応のごみの分別や出し方のマニュアルにつきましては、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の4か国で作成しております「ごみの分け方・出し方」をご用意し対応しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 まず、区に入っておられない方ということで、約160世帯入っていないということで、相当な数だと認識しました。そういう方々にいるいろいろな方法で指導されているということも分かりました。

ただ、区入りしない理由がそれぞれあると思うんですけれども、できれば区入り

していただくような推進も、もちろんされていると思いますけども、引き続きそれを進められて、また、入っておられない方たちに対して、対処方法を今少し言われましたけども、今後、その今の現状は聞きましたけれども、対処方法をどう今後考えているのか。さらにその方法があればお示しいただきたいと思います。

それと、もう一つ、外国人の来られている移住者が9年前から相当な数で、現在719名ですか、増えておられるということで、約3.6倍から7倍になっているんじゃないかと思っております。そしてまた、来られている国籍も大分変わられて、今、ベトナムの方が多くなっているということも、今、お伺いしました。今後は菊陽町のTSMCの影響もあり、ますます外国人が増えるのではないかというふうに予想されます。

参考までに、他の自治体における多言語化で、ごみ出しルールに関する情報提供をしている県・市をちょっとご紹介しますと、熊本市は多言語化で動画を公開しているということをお聞きしました。また、福岡市では、スマートフォンでQRコードを読み取ると、端末に設定された言語でごみ出しルールを表示するようになっています。佐賀市は、外国人のためのごみ出しガイドがホームページからダウンロードできるということでもあります。佐賀の基山町では、多言語のみで資源物の収集カレンダーを作成しているという情報があります。様々な市町で、この海外の人たちのフォローといたしますか、そういう分かりやすい情報を提供しているということが分かりました。

菊池市でも、ごみの分け方と出し方を多言語版で作成されているということです。聞きますと、英語、中国語、韓国語、ベトナム語と、四つのところでやられていると。

私もちょっと調べてみたら、今日はちょっと議長にお許しを受けて出しますけど、このごみ出しの袋にも、ちゃんと四つの言葉でここに書いてあります。袋にもちゃんとそういう4か国語の特に多い国の方々が分かるように書いてあるということで、少し安心しました。

この多言語化作成でありますけれども、QRコードをつけて環境課とつなぎ、動画やそのほかの情報を配信したらどうであるかというふうにも思います。また、この多言語化でこの袋に書いてあったり、また、いろんな形で海外の人たちをフォローする必要があるのではないかと思います。

誰一人取り残されない多文化共生社会の実現に向けて、また、多文化共生推進プランを作成し、新型コロナ関連情報や医療、福祉、そして、命を守る防災などに関する大切な行政情報の多言語化を強力にしていくべきだと考えております。その中のこのまずごみの問題であると思います。このごみ出しに関して、より分かりやす

く工夫する考えがあるか、質問をします。

その2点をお願いしたいと思います。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

市の対応としましては、行政区に入っていない人たちから相談があった場合につきまして、区長やごみステーションを管理している管理者などへごみステーションの利用について認めてもらえないか、行政としてもできる限り仲介を行っております。

それでも、話合いがつかなかった場合には、ごみ処理施設へ直接搬入する方法をご案内しているところですが、一人暮らしの高齢者など、どうしてもお困りの場合は、個別にご相談いただいているところでございます。

なお、行政区への加入につきましては、できる限り加入していただくようお願いしてまいります。

次に、外国人向けの周知方法につきましては、菊池市のホームページにおきまして、英語、中国語、韓国語、ベトナム語のごみの分け方・出し方を掲載しております。

また、ごみ分別アプリでも、同様の4か国語でごみの分け方・出し方が見られるように設定をしているところです。

さらに、外国人労働者を雇用しております企業などから、ごみの分け方・出し方についての相談依頼があった場合は、こちらから企業などに伺い、説明会を開催しているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 いろいろとやはり海外の方たちが増えてくる上で工夫が要ると思いますけども、住みよい菊池市にしていきたいと思います。

これで終わります。

○水上隆光 議長 これで、泉田栄一朗議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時35分

開議 午前10時42分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 皆さん、おはようございます。議席番号3番、稲継智康です。

前回の議会以降、いろんなイベントが開催されました。竜門ダムフェスタ、七城ふるさとコスモスまつり、スローデイ、菊池溪谷のライトアップ、菊人形・菊まつり、各物産館の感謝祭、菊池高校の文化祭、菊高ジャック、菊池女子校の体育発表会、菊池市の文化祭など、私が行ける限りはいろいろ見に行かせていただきました。どのイベントも人がにぎわい、また、事業者の方、一緒に物販されている方なんか、かなりの販売をしたと。皆さん喜んでおられました。こういったイベントが長続きできるように、今後もバックアップしていきたいと思っておりますし、また12月には、今、市民の有志の方たちが、菊池市民広場にてクリスマスライトアップが行われています。それに合わせて、17日にはクリスマスマーケット、25日にはバルーンフェスタが行われます。少しずつ日常が戻ってきて、私たちもほっとしているような実感がします。ぜひ市民広場には皆さん行っていただきたいと思っております。

今回も、市民の皆さんが本市に対して疑問、不安に感じていることが、どこで、どういうふうに聞いていいかわからないという意見をお聞きしますので、私が市民の皆さんの代わりにお聞きしたいと思っております。

それでは、通告に従って、質問していきます。

先ほど泉田議員からも、ごみの問題についてご質問がありました。やはりごみ問題といっても、いろいろな問題があります。私も泉田議員とは違うごみ問題に関して質問していきます。

旧菊池市の方であればご存じと思いますが、立町地区に何か月もちょっとごみが放置されていました。半年ぐらいですかね。それは放置された理由は、ごみの分別がちゃんとできていないからということで、収集されていかなかった。しかし、市役所の環境課の皆さんのおかげで、一旦は片づき、地域の方もほっとされています。やはり菊池市はきれいなまちづくりになるべきだと思います。また、立町地区は、一番菊池市では本通りと言われますので、やはりあそこを観光に来られた方が、ごみが散乱していたら、やっぱり汚いまちなんだなという感覚になりますので、今回の片づけに関しては、私たちもほっとしております。

しかし、菊池市では不法投棄の問題はあまり耳にしません、実は収集できずに取り残されているごみがあるのも事実です。実際、昨日も、私たちの大琳寺地区のほうで、明日が燃えるごみなのに、前々日からごみ集積ボックス、それに捨ててあ

るというのを見ました。

それでは、質問いたします。

収集されないごみに関して、量はどれぐらいあるのか。市民からの問合せはどれぐらいあるのか。分別方法が変わる前と比べてどのくらいなのか。ご説明よろしくお願ひいたします。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

収集されないごみ、いわゆる取り置きされているごみの量につきましては、市内全域にごみステーションが多く設置されていることから、市では把握できておりません。

なお、取り置きされているごみにつきましては、違反理由を記載しましたステッカーを貼っておりますので、排出者へ分別方法を正しく理解していただき、是正して出してもらうようお願いしているところでございます。

次に、問合せの数についてですが、分別方法に関する問合せということで、一括して集計しております。新たな分別方法の試行期間でありました令和2年度は5,727件、本格以降後の令和3年度は2,905件、令和4年度の11月末現在で947件となっております。

分別方法が変わる前の集計は行っておりませんでした。分別に関する問合せはあっていたところです。しかし、本格移行後、分別の種類が多くなったことにより、問合せ件数は多くなっていると思われましても、現在では落ち着いてきているところです。

問合せの内容につきましては、資源ごみの区分が増えたことによる分別方法の問合せが多く、苦情の状況につきましては、ごみの収集がされないのはどうしてかなどがあり、収集されない理由などをお答えし、正しい分別で出していただくようお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

あまり意見がなかなか上がっていかないというのがちょっと実情なんですよね。各区の生活環境推進委員さんと各班の生活環境推進委員さんがいらっしゃいますけれども、特にごみが残った場合に、どうしたらいいのか分からないということが実情なんですよね。特に菊池市に関しては、菊池市廃棄物処理及び清掃並びに浄化槽に

関する条例の第3条の中に、市民は、家庭系廃棄物減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならないとありますので、あくまでも市民の意識で行わなければならないと思います。

この問題は、ごみステーション、こういうごみ集積所ですね。かぱっと開けて開くような、ああいうところを持っているところに結構この悩みが多くありまして、実は限府地区のほうにお聞きしましたら、限府地区の場合には、自分の家の前に捨てられる方が多いんですよ。ですんで、割とその辺は、ほかの人が捨てていかないか、そういう問題にあまりなっていないということなんです。

特にちょっとこの問題を詳しく言いますと、特に幹線沿いか、夜間捨てても分からないような場所とか、同じ班の中でもアパートを持っている班とかというところによくお聞きします。ある班では、缶、瓶が混ざったまま、収集されずに残っていて、それを衛生委員さんたちが缶と瓶を、人のごみを分けて、次、分別収集に持って行っていただくとか、その際にけがをしたというお話もありますし、また、あまりひどい場合には、その班で番号と名前を書かれたんですよ。そしたら、その番号と名前を逆に悪用して、例えば1番稲継と書いておりましたら、出しているんですけども、違う人が1番稲継と書いて、分別されていないごみを出された状況もあったんですよ。それはちょっとアパートの問題だったので、お聞きしたら、アパートの管理人の方をお願いして分別をしてもらいましたということですけども、なかなかそういうマナーの悪いというか、そういう方が多くて、逆に、限府地区のように自分の前に捨てている場合には、絶対そういうことは起きないんですよ。自分の前に出しているんで、絶対皆さんが私のごみですというのがわかりますので。

逆に、こういうふうに市の補助をいただいて、ごみステーション、後でご質問しますけども、整備補助金をして、きれいなまちづくりをしようと思って、ごみ収集ボックスを立てているところにこういう問題が起きています。

また、8時からの収集ですが、8時以前にごみ収集車が来られて、最終的に取り残されたという場合もあります。地域の班の生活環境推進委員さんの方は、この問題が頻発的に起こる班に関しては、最終的に、特にペットボトル、缶のとき、今日一日終わって、ごみを持って行って、残っているか、残っていないか、月に1回ですけども、月に1回、毎月毎月冷や冷やされているという声も聞きます。

では、再質問させていただきます。

収集されないごみはいかに対応すればいいのか。また、先ほど申し上げましたごみステーションの整備補助金について、ご説明いただきたいと思います。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

違反ごみがあった場合につきましては、収集時に、収集作業員が違反ごみステッカーを貼り付けし、取り置くことで排出車に対し自発的な改善及び撤去を促し、ごみ分別ルールを遵守してもらうこととしております。

また、ごみステーションは、法令等の趣旨に基づき、不衛生にならないよう利用者または管理者で協力して維持管理していただくこととなっており、取り置きされた違反ごみが撤去されずにそのまま残っている場合は、主に、そのごみステーションに出される方たちの協力により再分別されております。

さらに、再発防止対策としまして、行政区等から相談があった場合には、必要に応じて市が作成した啓発用掲示物を提供しているところです。

ごみステーションの維持管理につきましては、生活環境推進委員総会時などに委員に対しまして説明資料を配付し、適切な維持管理をお願いしているところです。

なお、ごみステーションにごみを取り置きされないよう分別していただくことが最も重要だと考えますので、今後も市民の皆様へ、広報誌やごみ分別アプリを活用し、ごみの減量化や正しい分別方法、適切なごみ出しの啓発周知に努めてまいります。

さらに、行政区等からの依頼があれば、正しいごみの分け方・出し方に関する出前講座につきましても引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、ごみステーションの整備補助金についてですけれども、市では、市民の日常生活から排出されますごみを適正に収集し、地域における生活環境の保全を図るため、行政区等が実施するごみステーションの整備等に要する費用の一部を補助しております。補助率としましては、設置する費用の2分の1以内で5万円を上限としているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

ごみステーション整備補助金に関しては、各区によっては、市のほうからの2分の1の補助金、プラス区のほうから、またそれに4分の1ぐらい補助をしている区もあります。

私たちとしても、いろんな状況はあるでしょうけれども、町なかに朝、ごみがばつと1個1個置いてあるより、ある程度、やっぱりごみステーションに一括して捨てていただくほうが、まちもきれいだと思います。隈府地区に関しては、いろんな土地の場所の問題、そういうがあるので、なかなか進まないということは私もいろ

いろいろお聞きしました。

また、今回、一番問題なのは、こういう問題があったときに、どういうふうな対応をしていくか、市民の方がそれがなかなか分からないというところが一番問題であって、市のほうとして、生活環境推進委員さんの集まりが年に1回ですか、あると思います。そのときに、うちはこういうふうにいるんだとか、逆に、こういうふうにしたら進みましたよとか、そういう形で、そういう年に1回ぐらい、そういう会議を設けていただいて、皆さんに徹底していただくということが必要かと思えます。

簡単ですけど、私が調べましたけども、こういういかに対策していくかということで五つほどありました。まず、ごみ捨て場をきれいに保つ、ごみ捨て場が汚かったら、やはりあそこのマンションは管理が行き届いていないから、捨ててもばれないうらうというふうに思われると。

また、2番目は、警告の貼り紙、看板の設置、各区で、例えば私は大琳寺ですけども、大琳寺の何班以外の方は捨てないでくださいねという看板なんかも、今は独自でされています。

また、次、3番目が、鍵をつける。しかし、これは回収のときに困るんですけども、盆とか正月の長期にわたって休みのとき、そのときには鍵をするというふうにはしています。

また、センサーライトの設置、防犯カメラ、ダミーでも構わないですけども、そういうふうな設置をして、少しでも減らしていこうということができますと思います。

また、捨てにくい環境づくりをしていくほうがいいと思います。ですので、できればやっぱりこういう問題は、終わる問題ではないと思います。市民の皆さんの意識だと思いますので、環境課さんのほうで、いかに市民の方から意見を吸い上げて、市民の方たちで情報共有を今後していただきたいと思えます。

次の質問に移らせていただきます。

前回の一般質問の際に時間が足らずに、私が途中で質問が終わってしまいましたので、改めて、商工分野における官民協働について質問させていただきます。

今日は中学生の方がいらっしゃいますので、官民協働というのは、市役所と民間が一緒になって、同じように市をよくしていこうということです。

前は前半の質問をさせていただきましたので、後半からになるんですけども、今回も、コロナ禍になり、総会が書面決議、会議、懇親会なども中止になっておりまして。12月になってから、少しずつ懇親会、会議なども始まっておりますが、コロナ禍第8波の影響により、やはり縮小、縮小というのも否めなくありません。なかなか現場の意見が上がっていないというふうにも感じます。

前回の観光分野の集約方法の内容については、清水部長から、今後も官民協働を基本理念として、民意を真摯に受け止め、地域経済の活性化に寄与すべく、各団体の連携強化に努めてまいりますとお答えいただいております。

また、コロナ感染症対策の補助金に関しては、商工関係については、商工会などから提出された要望書に基づくものである。また、観光に関しては、各分野と連携して、観光振興ビジョンに基づいてあるという答弁でした。

一応ここで、前回終わってしまったような形になってしまいました。

しかし、この答弁に関して、商工会からの要望書に関しては、コロナの第一弾のときに出したものであり、その後、聞き取りがあまりありませんでした。2年、3年と同じような補助金の出し方にしか考えられなかったんですね。もうちょっと2回目、3回目に関しては、ブラッシュアップしていくべきだったのではないのでしょうか。1年目に飲食店関係にある程度行き渡ったら、製造工場にだって、受付、食堂、かなり消毒液を使います。範囲を広げてもよかったんじゃないかなというふうに感じました。

また、現在、市のほうで観光振興ビジョンに関しても出ておりますが、現場のほうは全く知らないというのが実情なんですよ。なかなか下のほうまで政策が下りてこないというのが現在の菊池市の状況です。

それでは、質問いたします。

各種団体との横のつなぎ方ですね。縦は市役所さんから商工会、観光協会、いろんな各団体に意見が行くと思います。そこの例えば商工会、JAさん、観光協会などの横をどういうふうにつないでいるのか。

また、協会とか、企業連、商工会などに入っていない事業者さん、その辺はどういうふうに意見を吸い上げているのか。

もう1点、TSMC関係の企業進出に対する民間企業との意見交換がなかなか行われていないと思います。その辺の実情をお答えください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの稲継議員のご質問にお答えいたします。

まず、一つ目の各種団体との意見の交換についての実情を申し上げます。

事業や施策の実施に当たりましては、様々なご意見を反映させてまいりたいと考えておりますので、団体相互の情報共有・連携が非常に重要であると認識しているところでございます。

このため、各団体の事務局の皆様とは、常日頃から協議検討の場を設け、様々な

ご意見やご要望を取りまとめ、各種事業や施策の内容に反映しているところでございます。

また、商工会、観光協会、J A菊池、旅館組合などの市内の経済団体トップによる情報交換会は、昨年度に引き続き、本年度も開催を計画しているところでございます。

さらに、本年は、市の包括協定先と市内の団体との意見交換会の場を設けるなど、こうした情報意見交換会には積極的に対応しているところでございます。

次に、それぞれの観光協会や企業連、商工会等の団体に加入されていない方への意見の集約というご質問でございますが、これにつきましては、団体加入、未加入を問わず、事業者の皆様のご意見、ご要望については、可能な限り集約したいと考えておりますが、特に未加入の事業者の方にとりましては、相互に情報やご意見が届きにくい状況でございます。

事業の実施につきましては、広報やホームページなどで広く周知を行っているところでございますが、閲覧されない事業者の方も多く、市としても限界があると感じているところでございます。

各団体からの会員さんへの周知という方法が、一番有効な情報伝達の手段であると考えますので、例えば商工会におかれましては、加入促進につきまして、より一層のご努力をいただき、未加入の事業者の皆様も含めた幅広い意見集約を期待するものでございます。

最後に、三つ目のご質問で、T SMC関係の意見交換の実情でございますけれども、この件に関しましては、T SMCの進出に伴いましては、先月11月に商工会理事の皆様、それから企業連絡協議会の役員さん、それに金融機関の皆様と合同で、市との意見交換会を実施いたしました。

本市の方針や施策の効果的な推進などを共有して、ご参加の皆様から活発なご意見などを頂戴したところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

そうですね、ちょっと質問の仕方も悪かったと思うんですけども、やはりいろんな団体が、今、市役所さんがあって、縦にしかつながっておりません。やはりここを横串を入れていくようなシステムをして、商工、農業、一緒にできるものは一緒にするというようなつなぎ方を、どうしても単独で農業は農業、商業は商業、工業は工業というふうな施策、いろんなことがしがちですけども、横をつなげていくと、

さらにもっと大きいパワーになると思うんですね。

また、その未加入業者の企業連とか商工会に関しては、商工会も、今、加入率60%ほどです。今回、いろんなプレミアムチケット、そういうのがある際に、やはり加入をちょっと促進して行って、やはり団体に入っていただくと、団体内のいろんな情報とか、そういうふうなのが入りやすくなりますので、その辺もお願いしたいのと、特に企業連に関しては、菊池市企業連絡協議会、新規で加入された、新規で入られたところが、菊池市企業連に入られてないところが多いんですね。昔からずっといる企業さんだけが入っているような状況です。新しく誘致された企業に関しては、自主的にお入りくださいという形なので、なかなか入れません。できれば、やはり企業誘致される際には、今後、いろんな企業が来ると思います。その際には、やっぱり市役所のほうが窓口でされるわけですから、あくまでも企業連に入ってくださいよという形でおっしゃっていただかないと、なかなか入っていかないし、企業の意見が、やはりいろんな企業に入っていただいたほうが、市役所のほうとしても一気に意見が上がりますので、両方、ウィン・ウィンじゃないかなと私はそう思います。

また、TSMCの関係の意見交換会ですけども、先日、商工会の主催でやらせていただきました。また、不動産会社さんと建設業者さんと金融関係で、二、三回ほどですかね、今、されているということですけども、TSMCが来るのに、市としてはどういうふうに考えているんだ、じゃあ、受け側としてはどういうふうにしなればいけないんだということが、皆さん一番今思われていることなんですよ。

なかなか市としても方針が明確ではないと思いますが、できればそういう情報交換を民間のほうに出していただいて、また民間の意見を聞いていただく。そしてまた、その答えを市のほうから出して、またこちらのほうから意見を出していただくというような形を進めていかないと、なかなか進まないし、意見も上がっていかないと思います。

それでは、再質問させていただきます。

ちょっとこれに関わるんですけども、今、秋の栗のイベントが結構出ていました。宿泊プランで栗を使うプランがありました。農政課ブランド推進室から、その後には栗を使いませんかというような依頼が来ると。別のところから二つ来るんですね。ある程度、宿泊プランのほうの方が先でしたので、宿泊プランのほうで栗をどういうふうに使ったらいい、こういうふうに使おうと。終わったなと思ったら、農政課ブランド推進室から栗の何か作ってくださいと。何かその辺の市役所として、僕ら民間としては部署は関係ないんですね、何課、何課なんか。市役所さんとしかならないんで、その辺のちょっとすり合わせはできなかったのか。

また、T S M Cに関する意見交換会も1回で終わるべきじゃないと思います。頻繁にやるべきでもないと思いますけども、やはり3か月、4か月に1回はやっていきたいと思うんですけども、その辺の方向性はいかがでしょうか、お答えください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、栗に関してでございますが、観光振興課のほうで、議員おっしゃいましたとおり、宿泊助成プランに旬の食材を使った夕食のメニューの提供を行うことで、本市のブランドイメージの確立及び観光宿泊業の持続的発展を目指すところでございました。

他方、もう一方のほうで、もう一つのメニュー、事業でございますけども、栗を使ってのメニュー作成につきましては、本市主催の事業ではなく、県北広域本部、菊池地域観光推進協議会、J A菊池及び菊池地域直売所等連絡協議会が主催された事業であります。これまで本市におきましては、栗の生産振興のため、県やJ Aと連携を図りながら、生産力強化や高付加価値化に取り組んでまいりました。また同時に、大手百貨店などへの売り込みを図るなど販路の拡大にも努めてきたところでございます。今回も本市内の事業者へ参画を呼びかけたところでございます。

栗に限りませず、地域における特産品のブランドイメージを確立するためには、各団体等の相互の取組が相乗効果をもたらすものと考えておりますので、取組を一つに調整することではなく、各団体が実施される取組を支援してまいりたいと考えているところでございます。

次に、T S M Cに関する意見交換等の今後の方向性につきましては、施策の進捗や整備等、状況に応じて、引き続き情報共有や意見収集の機会を設けてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

何というんですか、ちょっと私も説明不足でしょうけど、何かもうばらばら、何か一体感がないというか、ばらばら、栗に関してたまたまあったものですから、それを言ったんですけども、これは県北本部だ、これはどこだ、どこだという答弁しかという感じですし、何かそれが僕ら民間からしたら、もう何回も何回もいろんなところからというような感覚なんですよね。ある程度、集約してお願いしますという意見が多かったんですよね。その辺の整理を、僕らからしたら、観光振興課と農政課ブランド推進室からの書面でしたから、通路を挟んで両向かいにいらっしゃる

んで、そこでの調整ができなかったのかな。その辺がちょっとなかなか民間のほうにも進まないのかなというふうに思います。

また、TSMCに関する意見交換会ですけども、この間、初めて商工会のほうでさせていただきました。その際に、人材不足の件を企業の方が言われました。現在、菊池市の10月の有効求人倍率は1.36倍です。かなり増加しています。特に今、企業関係は、企業だけじゃなくて、居酒屋さんのバイト不足、企業も働く人不足、やはりこの間、そういうふうな意見をいろいろ出していただいて、実際、どこまでこの菊池市に働く人がいないのかなというのを、市役所の方が認識されているのかというのはすごく感じました。

今回、市のほうで、また何か名産を作りましょうとかいうので、集まって会議をされているみたいです。今回の栗のイベントに関しても、市のほうからこういう食材を使ってやりましょうよという形だったんですね。だったら、あんまり続かないんですね。例えば市のほうで、これとこれとこれの食材がありますけども、皆さん考えてくださいよといった使う側の発想からいかないと、なかなかつながっていかない。じゃあ、1回で終わらしましょう、来年はまた来年だしというような話になっていくので、やはり市のほうでリードをしていきながら、民間に作らせていくというようなやり方をしないと、なかなか本格的に進んでいけないと思います。

また、今回、菊池市の一つですけど、菊池市のこの謎解き散策ゲームというのが出ています。これがですね。物産品をもらおうというところに割り箸があるんですね。箸が。これ、どこで箸作ったんですかといったら、この業者に頼みましたということなんですよ。割り箸作るメーカーさんありますよね、菊池市に。その人が見たら、これ絶対嫌ですね、こんなの。じゃあ、せっかくのこの菊池一族のイベントに関して、せっかく市が盛り上げようとして、今、やられていますのに、いやいや、参加しない、はあという感じになるんですね。そういうのがちょっと細かいところですけども、やっぱり官民協働というところに入っていくと思うんですよ。

そういうふうにして、ただつなげるんじゃなくて、やっぱりこういう事業者も、こういうノベルティーとか、そういうのでつながっていくことも官民協働ではないかと私は思うんですね。

また、もう1点、ホームページの欄には、観光の欄というところがあります。あそこを押しますと、市の主催事業が基本なんですよ、あるのが。いろんなイベントをやっています、市民広場使った。そういうのも発信されているところもあります。応援していただくなら、イベントを応援しますという方たちが多いんですけど、その辺の情報発信に皆さん苦勞されている部分があります。そういうのも一緒に民

間とやっていただきたいと思います。

市長にご質問します。

今後の官民の在り方について、お考えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 官民連携に関する意見を述べよという趣旨のご質問でございました。

まず、基本原則としまして、私ども、商工に限らず、様々な分野でこれからの厳しい時代を生き残っていくためには、やはり官民協働が一番の鍵であると、こういうふうに強く感じております。ですから、本市で進めている各施策については、極力広く市民や各団体の皆様から様々な視点や要望あるいはご意見を聞きながら、それを集約してつくり上げているものでございます。

市民広場とは、こうした官民連携での意見交換を経て誕生した好事例でありますし、先ほどお話のありました観光振興ビジョンの策定においても、大変時間と手間はかかりますけれども、各種団体等の代表者の方々に入っていて、何度も何度も観光戦略会議を重ねたり、特に事務レベルのワーキング専門部会などで様々な議論を重ねて、官民一体となって取り組む方向性を決定したものであるというふうになっているわけでありまして。

こうした協働が以前よりも活発になっていると思いますけれども、ところが、こうやって各種団体の全員とやるわけにはいきませんから、代表の方に意見を集約していただいているわけですが、こうしたせつかく議論を重ねたことが、各種団体の中で下のほうへ下りていきませんと、なかなかこれは情報の共有化ができません。こうした事情に私どもは大変頻繁に直面することがありまして、大変当惑しますし、残念に思うところもあるわけでありまして。

こうしたふうに、官民一体となった連携のためには、日常レベルでの、かつ双方向でのコミュニケーションが非常に重要だというふうに考えております。本市としては、今後もこうした場を継続してまいりますし、双方向でありますから、市民の皆様からも、あるいは諸団体の皆様からも、様々な情報、ご意見、こうしたものをいただきながら、その中でよりよいものをつくり上げていきたいというふうに思います。

また、特に先ほど商品開発等におけるご指摘もございましたけれども、ご理解いただきたいのは、商品開発とか商売を市では現場を持っているわけではありません。私どもとしては、例えばせつかく農業者がよいものを作っている。それを商業のほうで加工して、農業も商業もうまく連携をして、かつ菊池市に大きな付加価値が落ちるようなことはできないかと、こういうコーディネート役割をやって

いるわけでございます。商業に関わる推進、活性化というのは、基本的に商工会さんが主体となってやっただけだと思っておりますけれども、私どもはそれを全面的に支援しているわけでありますから、私どものほうで知恵が足りない部分もあるかもしれませんが、ぜひ商工会さんも、あるいはほかの団体も、それぞれの主体として連携を一層深めていただければと。さらに菊池の持っているよいものがそのよさを発揮できていくのではないかなというふうに感じているところでございます。

以上、官民協働ということに関しての私の意見を申し上げます。

○水上隆光 議長 稲継智康議員。

[登壇]

○3番 稲継智康 議員 ありがとうございます。

私が感じていることも、市長もお感じなんだというのが1点、なかなか私たちも、実は各種団体にいますけれども、トップからの話がなかなか下まで下りてこないというのが、私たち団体のほうの、商工会とか観光協会さんの現場の方が結構言われることなんで、そこはもう商工会、観光協会、いろんな各種団体の方に、いかに下のほうに意見を下ろしていくかということはしていかなければいけないと一番痛感しております。

今期、今年になって、今まではコロナ禍で、書面決裁とか、書面決議が多かったけれども、一応今年になってから、商工振興課の職員と商工会の職員が意見交換もしているようですし、また先日、観光振興課と、実は観光協会の会長、執行部の方が、実は初めてなんですよね、面と向かって、3・3ぐらいで話するというのは。そういうのもお声がけして始まっていっていますので、やはり今後は、もっと現場レベル、課長さん、係長さん、現場の方たちが現場の方たちと機会を増やしていただきたいと思います。

また、今の本当に縦の世界を横串が入るようなことで、官民協働が進んでいけばいいと思います。

また、今回は観光分野だけで焦点を当てましたが、市全体的なものであると思います。ほかの部署に関しても、やはり縦の關係に横を入れていって、丸くつながっていくということが必要だと思っております。

これで、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これです、稲継智康議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前 11時25分
開議 午後 1時00分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 皆さん、こんにちは。議席番号11番の平直樹です。私は政治目標、政治をもっと近くに、判断基準を子どもたちが大きくなったときにどうかという二本柱で日々政治活動をやっております。そして、この菊池市の最高決定機関である菊池市議会は、国旗を掲げ、国歌斉唱して始めるべきだと考えております。

今回の一般質問も、私なりに市政の課題を見つけ、その課題を提案をもって解決をして、結果、菊池市民の福祉の向上、そして菊池市の発展に寄与したいと思っております。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

企業誘致についてお尋ねをいたします。

私は隈府に住んでおります。盆地でございますので、四方をぐるっと山に囲まれております。夜になりますと、私、日課がウォーキングとかジョギングなんですけれども、いつも丘の上にこうこうと照らされている複数のクレーンを最近は見えて過ぎております。そのたびに、この世界規模の企業が来るというのがどれだけすごいことなのかということを感じておるところです。

聞くとところによりますと、あのTSMCのところ立っているクレーンの数々は、TSMC本体ではなくて、関連企業のものだということです。また、それに規模の大きさというのがびっくりしているところでありまして、今後のまちの変わりゆくスピードにしっかりとやっぱり備えるべき、それに全力を注がなきゃいけないというふうに感じておるところです。

そこで、お尋ねをいたします。

本市の基幹産業は農業だと思います。その農業を守るための部署や法律ももちろんあります。一方、本市をはじめ、県北のみならず、県南、県全体、さらには近隣県までもがこのTSMC関連誘致に頑張っておられると聞いております。本市の企業誘致について、そもそも農業を守っていく立場を取っているのか、TSMC関連の企業誘致について進めていきたいというふうに考えていらっしゃるのか、その基本的なところも含めて、現状と課題をお示しください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまの平議員のご質問にお答えいたします。

本市の基幹産業であります農業を守っていくために、優良農地の保全是非常に重要な課題であると認識しております。一方で、経済活性化及び雇用の確保のために企業誘致も欠かせません。

農業と企業誘致につきましては、重要性や優先度合いを比較できるものではなく、農地を保全しながら、企業の進出を推進していかなければならないと考えております。

また次に、現状と課題につきましては、企業誘致につきましては、市営の工業団地につきましては完売しておりますので、引き続き県営の新規工業団地の造成に全面的に協力することで進めております。

企業誘致に関する現状と課題ですが、現在、新規工場の進出だけではなく、既存の立地企業からの拡張・増設の要望も数件ございます。

このように、民間企業の投資意欲は変わらず旺盛であり、ある程度の大きさの面積が確保でき、平たんで造成がしやすいといった面からか、農地を適地として検討される場合が多いと認識しております。

その際、適地が農振農用地区域に指定された農地に含まれることが多く、開発に当たっては農振農用地区域から除外を行う必要がございます。

また、原則転用ができない、転用不可とされております第一種農地も多く含まれております。

それによりまして、要件を満たすことが困難な場合は、開発を断念されるケースもあると思いますので、企業側から見た場合の課題であると認識しており、どのような方策が有効であるか見極めることが重要であるとと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 どちらが大切かということとは言えないということでしたけれども、どちらも大切にしていこうと、バランスを見てやっていきたいというふうに思っているというのを前提に、次の質問をさせていただきたいと思いますが、やっぱりその農振がかぶっているところをどうするのかというところが大きな課題として持っているというのは、私と一緒にだということに思っているんですが、では、先ほど部長が民間の引き合いも結構来ているよということだったんですが、そこで、ちょっとお聞きしたいんですけど、菊池市企業誘致促進補助金交付要綱や、固定資産税等減免対応の各条例の対象外、これだけの規模にはこれだけ補助します

よというようにあるんですが、その対象外で、かつ最近、企業からの問合せがある事例というものはありますか。その対象にならないところはありますか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご案内のとおり、本市には企業誘致促進の支援制度として、菊池市企業誘致促進補助金や、菊池市地域経済牽引事業といった制度がございます。それらの制度につきましても、対象を主に製造業としているところでございまして、その支援対象とならない事業者で、TSMC関連とは限りませんが、本年度は運送等の物流関係の企業から相談が2件ございました。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 運送・物流が2件あったということですね。

菊池市企業誘致促進補助金交付要綱第1条、この要綱は、本市に立地を図る企業に対して助成措置を行い、本市の経済の発展、産業の振興、雇用の機会の拡大を図るため、その企業に対して予算の範囲において補助金を交付するものとし、その交付については、菊池市補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるとあります。

この物流ですね。物流のところをどうしましょうかというところをお聞きしたいんですけども、御船町さんと八代市さんがこの物流というところを含んでいる要綱、条例を持っていらっしゃるというふうにお聞きしたので、電話で取材をさせていただきました。

どちらもこの対象である流通、運輸業、ほかには卸業、小売業などを補助対象内としてあります。どちらのご担当者様も異口同音、今の企業誘致で流通というのはとても多いですし、とても大切だと考えておりますということでした。

さらに、TSMCに関する企業誘致も、御船町さんも八代市さんも頑張っているというようなお答えをいただきました。

そこで、お尋ねをいたします。

他自治体がルール上、オーケーとしている、さらに菊池市にもそうやって対象外としての企業さんもいらっしゃる。そこを業種を含めるような改善をしないと、好条件の企業、うちに進出したいという気持ちを持っていらっしゃる企業さんが他地域に取られてしまうことになると思いますし、もうそういう事案もあっているのではないかとこのように聞き及んでおります。

補助金交付要綱や固定資産税等減免、各対応の各条例の対象業種を拡大したり、条件緩和の考えはありませんか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

現行の条例では、いずれも対象を「製造又は加工若しくは修理をする施設」を「工場等」と定義づけており、その「工場の新設又は増設等」としているところです。

「物流関連」を企業誘致補助金等の対象にするかは、業種の拡充に当たり、他の業種も含めて考慮すべき必要があることから、県内他市町村の動向や経済効果等を勘案し、判断してまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 御船町さんと八代市さんは、そうやってもう要綱の中に入れたり、条件の中に入れて、もうやっつけていらっしゃるわけですね。そこで進出をされているところもあるし、そこがやっつけていらっしゃるところがとても多いですよという答えも出ています。

このTSMC関連の企業誘致というのは、企業誘致をしたいという立場に立てば、千載一遇のこんな大きなチャンスってなかなかないと思うんですよ。それをよそを見ながら進めてまいりますよというふうに言っているのが、私たちが立地条件としては物すごくいい場所なのに、よそが好条件で埋まって行って、最後に後発でその条件を満たしたとしても、もううちには一番最初に来る好条件の企業さんを取りこぼしていることに、私、なると思うんですよ、どう考えても。なので、実際にもう成功事例もよそにあって、そうやってこの対象の中に入れなかった企業さんからの引き合いも来ているというふうになれば、もう一刻も早くこの条件を緩和するなり、条件を加えるなりの改正が必要だと私は思うんですね。

では、そこで、別の形で、漏れたその対象業種や、満たせなかった条件を補完する形、もう少しハードルを下げて、それには満たないんだけど、このルールによったら、これの半分ぐらいは補助しますよといったような新しい形の仕組みをつくる考えはありませんか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 新しい補助制度等の考えでございますけれども、さきに申し上げ

げましたとおり、様々な要件を勘案して、誘致の効果なども踏まえた上で検証してまいりたいと考えます。

したがいまして、現行の企業誘致補助金とは別に、同様の補助金を創設する考えはございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 今のところ、ないのかなというのが今のお答えでしたが、多分部長も、ここにいらっしゃる皆さんも、このスピード感というのがとにかく大切だというのは多分共通認識の中で持っていただいていると思いますので、もうここでこれ以上やらないよというふうに、ちょっと思考を止めるのではなくて、もう勘案していただくスピードを上げながら、もう一つでも二つでもいい企業がこのまちに来ていただけるように、どうやったら来てもらえるかというように考えていただければというふうに思うんですが、1問目の問いの答えにちょっと重複するかもしれませんが、先ほど部長も言われたように、いい企業さんがいい条件で探している場所が、たまたま農振がかぶっていますというようなときには、やっぱり最終的にルール上ではだめですよと言ってしまったら、もうそこで終わってしまうので、もうこのチャンスを逃さないためには、ちょっと政治判断が必要なもう場面ではないかというふうに私は感じておりますが、改めて、そういった条件がその農振地域にかぶった場合の対応としては、どうされているかを教えてください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、本市の基幹産業である農業を守っていくためには、やはり優良農地の保全是非常に重要であります。一方で、経済活性化及び雇用の確保のための企業誘致も推進する必要がございます。

企業の進出に伴う農用地区域からの除外につきましては、農業者をはじめ市内の各種団体の代表で組織されております菊池農業振興地域整備促進協議会での審議や、熊本県との協議を踏まえて、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法でございしますが、この農振法をはじめとする各種法令に基づいて、市として適切に判断してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 分かりました。

なかなか両雄並び立たずというところですかね。なかなか難しい部分だと思いたすが、本市には半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部というものがあって、TSMC関連の企業誘致を進めていきたいと思いますというところの専門分野だと思うんですが、ちょっとここの推進本部の役割、役目について、ちょっとお尋ねしたいんですけども、多分これから先も各議員さんがTSMCの企業進出に伴って、なるべく優良企業に来ていただきたいという質問を重ね、皆さんの知恵も重なって、TSMC関連の企業誘致が進んでいくことだと思います。

それは市民の幸せにもつながるし、市の発展に寄与するものと信じて疑わないんですが、それに対して、何か課題が見つかりました、クリアしましたとなったときのこの推進本部というのが、問題が見つかった場合に、解決していくというものに対する権限がどれだけあるのか。

そしてまた、この推進本部というのは、例えばTSMC関連の企業さんたちに、うちはこういう条件がいいところなんで、ぜひ来てくださいよというような、営業をするような権限というか、そういう役割は持っていますか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご案内の半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部は、本市の活性化に係る施策の検討・推進を横断的に図るために、本年1月17日に設置したところでございます。

下部組織としまして、産業振興促進部会、道路・交通・住環境部会、人財育成・教育環境部会、生活サポート部会と、四つの作業部会を設置し、各部会で想定される課題や施策の検討を行っているところでございます。

推進本部長は市長、部会長は所管の部長であり、各部会で検討した内容などについて、推進本部で情報の共有を行い、本市全体としての方向性を協議しております。

企業へのセールスは誰がするのかという点でございますけれども、企業等への相談窓口といたしましては、主に経済部で行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 4作業部会であつて、頭が市長だと。営業は経済部が受け持っていますと。

気になるところは、問合せがあつたところに向いていって説明をするというこ

とではなくて、営業というのはこっちから行くものですから、そういったところの役割というのにも担って、今はまだできないかも知らんけど、先々ではそういったことに、自分たちからその企業さんのほうに飛び込んでいって営業していくという考えもあるんですか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 現在のところ、相手に行ってからセールスというのはまだ考えておりませんが、それ以前に、既存の立地企業さんのほうで要望とか、そういったものは企業訪問において、要望等を聞いているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 民間にいる者としては、やはり積極的な営業活動をやっていないと、売上げは上がらないものだと私は思っていますので、今、うちの菊池市に行っていて、その企業さんを第一に考えてというお答えかなとは思いますが、何回も申しますが、今、千載一遇のチャンスのあるときに、よそがどんどん営業していく条件をそろえていっているときに、うちだけはまごまごしていつてというふうにやっていたら、全然うちにはいい企業さんに来てもらえないということになりますので、そこら辺も含めて、条件を整備したけど、営業に行かなかった、知らなかったよということになりや、結局、何もならんわけですから、そこはやっていただきたいなという思いなんですけど、これまで私は私なりに、こういうふうにすればいいじゃないかというような提案を含めて言ったつもりですが、企業誘致について、市長はどうお考えでしょうか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 企業誘致に関する私の考えを述べよということでございます。

この今回のT SMCの進出を契機としました一連の企業進出の動きがございますけども、これについて、私、数十年に一度のまさに千載一遇のチャンスが到来しているというふうに考えておりますので、企業誘致はもとよりでありますけども、農地、それから住宅誘致、こうしたことはバランスの取れた開発につながるように、全力を尽くしていきたいというふうに思っております。

特に、長期的な市の安定的な発展のためには、優良な農地は守りながら、企業と住宅の誘致を推進していくということは極めて重要だと考えておまして、また一方で、今のままじゃ、個別企業の成り行きニーズに対応していきますと、虫食い状

態の開発にもなりかねないわけであります。そういうことで、用途ごとの適地を定めるゾーニングの考えを取り入れまして、取り入れた計画をまずつくって、それで県と協議して、全体最適になるような農振除外のやり方を、今、進めているところでございます。こうしたやり方で、その企業・住宅と農地のバランスの取れた計画的な開発を進めていきたいというふうに考えている次第です。

この具体化のために、推進本部の作業部会の下部組織としまして、住宅用地等適地選定ワーキンググループというものを既に設置しております。このワーキンググループを通じまして、今後、ゾーニングのための農振法あるいはほかの各種法令に基づく手続であるとか、あるいは、そこに道路・上下水道等のインフラ整備も含めて、市全体のアクションプランの洗い出しであるとか、必要な計画の作成検討に向けて検討を進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、千載一遇のチャンスというふうに捉えておりますので、スピード感を持って取り組んでいきたいというふうに考えている次第です。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 市としての考えをしっかりと計画の中に落とし込んでいながら、スピード感を持って対応するというふうなことだったのかなというふうに思います。

市長、ぜひ私のほうが提案した流通、運輸業、卸業、小売業というものを補助対象の中に入れるというような、そういったことで、企業が来ていただけるというチャンスにもつながるので、そこら辺は検討を重ねていただきながら、スピード感を持って、いい企業に来ていただいて、農地とのバランスも取りながら、企業誘致を進めていっていただきたいと思います。

次の質問に行きます。

先ほど、いみじくも市長が農地と住宅のバランスというふうに言われましたが、その住宅施策についてお尋ねをしたいと思います。

この質問は、令和3年12月の議会、1年前の一般質問で、私は菊陽町の定住促進補助金交付要綱というものを提案しました。菊陽町のその交付要綱の目的のところの第1条、「この要綱は、町長が別表に定める区域に定住する子育て世代に対し、住宅の新築、購入若しくはリフォーム等又は転入、転居若しくは出生児の養育に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、指定区域内の小学生以下の児童数の数を確保し、もって少子化防止、ひいては指定区域の活性化を図ることを目的とする」とした旨の要綱がありますので、これを菊池市でもつくりませ

んかというようなご提案をいたしました。

町がこのエリアに住んでほしいというエリアも決めて、そこに新築をする場合は、子育て世代ですね、新築をする場合は最大で100万円、リフォームで最大50万円というような予算を立てておられて、毎年1,500万円の予算を立てて、足りないときには全額補正を組んで、全部支給していくというような内容でございました。計画的に農村地に若者世代の定住を図るといふこの施策は、素晴らしい成果を上げられているということでありましたので、私はそのことも伝えながら、提案をしたつもりでございます。

そのときの私の提案に対し執行部の答弁は、調査研究をしていくということでありました。あれから1年たちましたが、どうなりましたでしょうか。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

補助金につきましては、菊陽町をはじめ、その他の先進事例について調査を行っております。

先ほど議員からご案内がありましたとおり、菊陽町においては、対象地域での住宅の購入などに対する個人への補助金となっておりますが、そのほかにも、開発に対する補助を行っている自治体もございます。それぞれの自治体の課題に応じた内容となっているようでございます。

菊陽町については、平成25年から制度を開始しておりまして、近年、住宅地も増えてきているというような状況でございます。それらを参考に、引き続き、調査・研究を行いながら、前向きに検討をしてみたいと思います。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 部長、前向きに検討していきますというのはいつまででしょうか。すごくうれしい答弁ではあるんですが、先ほどから言っていますように、とてもスピード感の要るものだと思っております。

何かこれを、全く同じものをつくってほしいと私は思っていますけど、それはそれぞれの考え方がありますので、できれば検討するのと、じゃあ、どこら辺まで検討しているよというのが、もう言える範囲でいいんで、ちょっとそれを教えてもらっていいですか。全然検討してなかったら多分ゼロでしょうし、ある程度検討して、ある程度組み立てているというのがもしあれば、もうここぐらいまでは今

検討していますというものが、答えられる範囲でいいので、もしあれば教えてください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

補助金につきましては、作業部会内、それからワーキング内で検討をされていて、その対象地域と、それから金額と対象件数等、そういった検討を今現在やっているところがございます。詳しい内容につきましては、もう少し固まったところでお話しさせていただければと思います。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 具体的な検討にまで入っていただいているというようなお答えだと私は受け取って、次に進みたいと思います。

そのときの市長の答弁で、都市計画マスタープランをはじめ、各種計画との整合性であるとか、本市全体でのバランスを考えながら、民間の資金を活用する方法も含めて、本地域に合った財政的にも効率的で効果的な手法を考えていきたいと答弁をされております。

そこで、お尋ねをいたします。

それが一体どういったことなのか、ちょっと詳しく教えていただきたいと思うんですね。他地域、先ほど言いました菊陽町なんかは、もうその地域に向かって、私が読み解くには、その農村地域に向かって、市として、まちとして、ここに若者に住んでもらうんだというような強いリーダーシップを感じることができる要綱だと思っている。だから、こういうのをつくりませんかというふうに思って、提案をしているんですね。

そのときには、市長はちょっとぼやっとした言葉でお答えをいただいているので、民間の資金を活用する方法というのと、財政的にも効果的で効率的な手法というのが、あれから1年たったんですが、それがどういったことで、どうなったかを教えてください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 住宅施策の現状について述べよというご質問であります。

令和3年12月議会の一般質問の答弁につきましては、市が事業主体として、直接お金を投じて開発を行うのではなくて、例えば補助金等で、従来は工場に補助金

を出して誘致していたわけですが、先ほど、私、ゾーニングの考えを取り入れていきたいという話をしました。何よりもまず農地があるものですから、そこを転用できないと、住宅にもならないわけですね。ところが、これをばらばらでやりますと虫食いになりますし、それから、転用自体も非常に難しくなります。

したがって、道路との距離等々から、商業地区がいいのか、住宅地区がいいのか、こうしたゾーニングを私どものほうで設計をして、お金を出すのは私どもじゃありませんから、民間企業を募って、そこに住宅誘致で出てくる人には一定の補助金を検討しよう。そういうアイデアで、今、検討を進めているということであり、いわば補助金で民間の開発を促進する手法ということであり、また、これはまだ具体的には考えておりませんが、全国的に増加しているPFI事業の活用ということもできないだろうかということで、1年前にそういった答弁で申し上げたということです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 1年前に言ったのは、私は菊池市の隈府に住んでいるので、隈府のその旧商店街の方々の土地が、すごく細いお家ばかりなんで、市がそこを一括して買い上げて、再整備、再計画を立てませんかというところからこの質問はスタートしております。

それ、いまだに私はそうすべきだというふうに考えております。それはお金を投じて、それは必ず若い人が家を建てて、そこに住む生活が始まれば、取り返すものですから、そういったことはいまだにそう考えておりますが、今の市長のお答えを聞いて、補助制度をつくると。計画を示して、そこに民間企業に案内をして、そこで開発をしてもらうというような手法だということでした。

先ほどちょっと質問のときにも聞きましたけど、半導体関連企業等進出に係る菊池市活性化推進本部の中でもこういったことができれば、これをまたその企業さんたちに営業してもらって、うちはこういうところの住環境も整備しておりますよというようなところも営業していただきたいと思っておりますが、そこはどかが担うんでしょうか。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 ただいまのご質問にお答えします。

先ほど来、ご説明をしておりますとおり、現在、TSMCの推進本部の下に各作業部会を設置し、住宅施策においては、11月からワーキンググループを設置して

おります。

推進本部は、全体的な調整や情報共有、また方向性の決定を行う機関でありまして、事業の推進等につきましては、主に建設部で行っていくこととなっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 1問目の質問と一緒にですね。TSMC関連の企業誘致をすることに関しても、それで来ていただく住宅整備を担う部門にしても、これからこのまちが発展していくためには、開発も、そこで見つかる課題、それをクリアしていくこと、そして、クリアしたものを知ってもらうというところまでを必ず考えていただいて、このまちの発展に寄与していただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、平直樹議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時36分

開議 午後1時43分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 皆様、こんにちは。議席番号5番、公明党の島春代です。コロナワクチンの5回目接種も実施されておりますが、インフルエンザ感染の方も少し聞かれております。この冬、インフルエンザとコロナウイルスのダブルでの流行が最小限になるように願っているところです。

では、通告に従って、質問いたします。

初めに、移住者支援について伺います。

少子高齢化とともに、人口減少対策は多くの自治体の課題であります。そうした中で、様々な自治体が移住者受入れへのいろいろな企画や支援を行っていると思います。いかに定住へつなげていくか、自分の市やまちのよさをアピールし、さらに、実際、体験していただき、必要な補助金の給付で支援していくことで、転入してもらえるような対策をされております。

菊池市もいろいろと支援対策されてはいますが、移住はどのような現状でしょうか。菊池市の人口は約4万7,000人、世帯数は約1万9,900世帯と、人口は月

の増減はあるものの、僅かな減少で推移しており、世帯数に至っては、2万世帯に届きそうな増加傾向です。核家族化の影響もあるでしょうが、転入者世帯も含まれているのではないかと思います。また、出生より死亡が上回っている自然増減はありますが、社会的増減として、毎月約90名近くから、多いときでも300名を越す転入・転出の人の動きが見られております。このような本市の人口の変動ではありますが、少しでも人口減少を抑えたいところであります。

では、質問ですが、本市での移住者の方の定住の現状をお聞きいたします。定住された人口はどれぐらいおられるのでしょうか。さらに、空き家問題にも関連しますが、そういう方々への空き家バンクの活用はどのような状況でしょうか。

以上、2点お答えください。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、こんにちは。ただいまのご質問、空き家バンクへの移住につきましてお答えしたいと思います。

空き家バンク制度につきましては、平成27年度から運用を開始しており、市内の活用可能な空き家、空き地の所有者からご登録をいただいた物件について、移住希望者とのマッチングを図ることにより、移住・定住の促進を図っているものでございます。

令和4年11月1日現在で230名の方が利用登録されておまして、平成27年度から令和3年度の過去7年間で、77世帯186名の方の移住につながっています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 空き家問題も市の問題であります。移住者の方がそのように186名来られているということで、少しずつでも空き家問題も解消しながら、移住者の方が菊池市に定住していただくことがすばらしいことではないかと思えます。

次に、質問ですが、移住者の方にとって、定住されるためには、住居のこともですが、就業や子どもさんの学校など、どのようなことをご相談とかがあるでしょうか。よろしく申し上げます。

また、今後の定住促進に向けた市の取組はどのように考えておられるのか。

2点よろしく申し上げます。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、質問につきましては、特に統計立ったものがないので、すみません、手元にございませませんが、移住施策の現状と課題、また、今後の移住推進に向けた取組について、お答えしたいと思います。

移住施策につきましては、空き家バンク制度のほか、移住体験ツアー、移住オンラインイベント、オンライン移住相談会、空き家改修などの補助事業、結婚支援事業費補助事業などに取り組んでいます。

課題としましては、空き家バンクにおいて空き家物件の登録件数が増えないこと、また、TSMCに関連する移住者の動向などをどのように把握し、対応していくのかなどが挙げられます。

まず、空き家物件の登録数を増やすための取組としまして、広報きくち10月号で特集記事を掲載したほか、各地域において空き家活用説明会や空き家の実態調査を行うことで、空き家活用に関する相談件数が増えてきました。今後は、空き家バンクの情報発信を強化するとともに、空き家オーナーのニーズ調査などを行いながら、登録数の増加を図ります。

また、TSMCに関連する移住者につきましては、庁内外の連携を強化することで動向の把握に努めるとともに、受け入れるための住宅用地のゾーニングなどを行い、本市への移住につなげてまいります。

さらに、癒しの里としての本市の魅力を広くPRして菊池ファンを獲得することで、移住・定住のさらなる促進につなげてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 空き家バンクの登録件数が増えないということもございませうが、なかなか市民の皆様が空き家の活用というのはまだ十分に周知されていないところもあるかと思えます。住宅用地の活用が問題かと思えます。市の十分な魅力、本市は農畜産と豊かな自然があるのが魅力ですので、過疎問題もあり、さらに今後の企業進出に期待するところでもあります。

特に、いろんな体験ツアーとか、いろいろ考えておられてされておりますが、特に大きな問題というか、来られる方が疑問とか、不安になっていることがないということで、そういう方々が、定住される方がおられるということで、うまく地域で生活されているということは望ましい限りと思えます。

今後、そういう方ばかりではないとも考えられますので、菊池市での定住に当た

っての丁寧な説明支援を今後もお願いしたいと思います。

一つ、過疎地域で仕事、就業に関して、移住者への新しい就業の形として、マルチワークを取り入れておられるところも地域もあります。年間を通した仕事がないということが課題となっているところを、一つの仕事のみに従事せず、同時に二つ以上の業務を時期や時間に応じて携わることで、収入確保、また、移住・定住を促進できるということとされているところもあります。いろいろな条件はあるようですが、国庫補助金の交付支援とかも対象になっております。定住されて、その中で自分に合った仕事を続けておられることも、いろいろ参考になるかと思えます。

いずれにしても、移住者の定住につながる支援は、これからも菊池市のためには続けていかなければなりません。これからも様々な支援、行政の支援、また、私たち市民としても協力していきたいと思えますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

次、二つ目の質問です。

スクールバスの安全運用について、皆様、夏からの報道でご存じのように、他県でスクールバス、送迎バスの事故が続きました。昨年7月福岡県、本年9月静岡県で、幼児の園児の置き去りで熱中症で死亡、また、本年11月岩手県で小学1年生が置き去りにされ、自らクラクションを鳴らして助かりました。また、同じく11月広島市で担当者が2人いたにもかかわらず、お互いが確認したと思込みで、45分間置き去りにしたとの報道もありました。いずれも確認を怠ったヒューマンエラーであります。大人の確認不足で、尊き幼い命が失われたり、生命の危機が脅かされる事件が多発しました。

これらのことから、国は再発防止のために、来年4月に発足するこども家庭庁は保育の現場にマニュアルを周知するなど安全対策を進めることとし、全国の幼稚園、保育園、また小学校などに、送迎バスを対象に安全装置の設置を義務づけることを決めております。補助金を検討している方針であります。

では、質問ですが、本市では、このようなインシデント事例報告はなかったでしょうか。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 改めまして、こんにちは。島議員のご質問にお答えいたします。

保育所等の園児の送迎バスの運営状況でございますが、市内には、保育所・認定こども園・幼稚園が24園あり、そのうち、送迎バスを所有しているのは、保育所1園、認定こども園2園の計3園でございます。

3園のいずれにおきましても、以前から送迎バスの乗車及び降車時には、園児の人数と名前を複数の職員で確認し、園児が全員降園（後に発言の申し出があり、「降園」を「降車」へ訂正）し園に戻った後は、忘れ物がないかのチェックや清掃作業を含めた車内の確認を必ず行っているということであり、これまで園児の置き去りの報告は受けておりません。

また、送迎バスを利用する園児だけでなく、入所する全ての園児の出欠の確認につきましても、保護者からの連絡がなく園児が登園していない場合には、速やかに園から保護者へ確認を取っております。さらに、園児の出欠状況に関する情報につきましても、職員間において常に情報共有を行っているとの報告を受けております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 小中学校のスクールバスについて、私のほうからお答えをいたします。

現在、市内でスクールバスを利用している学校は、隈府小学校、菊池北小学校、菊池北中学校、旭志小学校、旭志中学校、七城小学校の6校でございます。運行路線は12路線ございますが、これまで、小中学校のスクールバスにおける置き去りの事例は発生しておりません。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 保育園、こども園、小学校、中学校ともに、特に事故につながるようなことはなかったということで、安心しました。

今後、国として、ブザーとかセンサーなどの安全装置の完備がされたとしても、最終的には人間の目で確認することが最も確実な事故防止だと思います。今、いろいろな安全確認を各施設でもされておられると思います。先ほどもお聞きしましたように、確実な父兄（後に発言の申し出があり、「父兄」を「保護者」へ訂正）とのやり取りもされておられるということで安心しておりますが、ヒューマンエラーがゼロということはなかなか難しいこともあります。人命にかかわることは絶対に避けなければなりません。本市で起こっていないということですが、繰り返しになりますが、今後の安全義務対策は、市として、今後、どのように考えていかれるか、もう一度お願いします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 すみません、再質問にお答えする前に、先ほどの答弁で、園児が車を降りることを降園と申し上げましたが、降車の間違いでございます。おわびして、訂正いたします。

では、再質問にお答えします。

今回の事件を受けての対応でございますが、保育所等におきましては、今回の事件後、市独自及び国の送迎バスの運行についての調査を実施し、安全に運営されていることを確認するとともに、国の重大事故防止の徹底に関する通知を市内全園に周知したところでございます。

また、国が取りまとめたバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を全ての園に周知するとともに、改めて園児の出欠状況に関する情報共有の確認や、バス送迎に当たっての安全管理の徹底についての注意喚起を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、スクールバスにつきまして、私のほうからお答えをいたします。

今回の事件後、文部科学省より、熊本県教育委員会を通じて「学校生活におけるバス利用に当たっての児童生徒の安全管理の徹底について」通知がありました。本市教育委員会としましても、今回の事件の重大性に鑑み、市内の小中学校及びスクールバスの運行事業者に対しまして、学校行事及び登下校の際のバスを利用する機会を振り返り、乗り降りにおける児童生徒の人数確認の方法など、自主的な点検による安全管理の徹底をお願いしたところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 小学校、中学校に関しては、生徒さんは事故は少ないかと思いますが、保育園、幼稚園の子どもさんに関しては、事故でありますように、バスの中で寝てしまったということで、ちょっと今回のいろいろな事故の報告がございますので、小さいお子さんをより注意して見ていかなければいけないかなと思います。

また、養育支援が必要な子どもたちの増加とか、子どもの人数に対しての保育士の不足など、問題は山積しておりますが、それは理解しておりますが、事故が起こるというのは絶対に避けるためにも、子どもたちを安心・安全に送り届けるために、

事故防止に向けた対応をこれからも続けていってもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

3 題目に移ります。

男性トイレのサニタリーボックス設置について、これは市民の方からの要望がありまして、お聞きたいと思いますが、国立がん研究センターの調べで、前立腺がんや膀胱がんで治療される方が増加しているという結果が出ています。理由としては、高齢化、食事の欧米化、健診の普及による早期発見などが挙げられております。

治療後も人によっては排尿障害の症状で悩まされ、手術の後でもいろいろな症状、頻尿とか尿失禁とか残ると言われております。日常的に尿漏れパッドを使用しなければならぬ方もおられます。トイレで使用済みのパッドを廃棄するところがなくて、持って帰らざるを得ない状況があったというので、困ったということをお聞きました。そういうものを捨てる汚物入れ、いわゆるサニタリーボックスは、幸い市役所には置いてあると伺いましたが、ほかの主な公共施設である公民館、物産館、道の駅などの男性用トイレに設置していただければ、困っておられる方も安心ではないかと思ひます。公共施設の女性トイレと同様、男性トイレへもサニタリーボックス設置が必要と考えますが、どのようになっているでしょうか。よろしくお願ひします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、こんにちは。それでは、島議員のご質問にお答えします。

病気や高齢によって尿漏れパッドやおむつを使用する方が、安心して外出していただけるよう、男性トイレにサニタリーボックスを設置する動きが全国的に進んでおることは承知しております。

本市でも、その必要性を感じ、主要な公共施設である本庁舎、各支所庁舎、各公民館、図書館に設置を済ませているところがございます。

また、物産館や道の駅に確認したところ、多機能トイレにサニタリーボックスを設置しているとのことでした。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 島春代議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員 ありがとうございます。

ほとんどの公共施設に置いてあるということで、少し安心しましたが、多機能トイレに設置していないところもちょっとあったみたいですので、また確認のほうを

よろしくお願いいたします。

多機能トイレというのをご存じない、使用をご存じない方もおられるのではないかと思いますので、うまく活用してもらえるように、今後、広報などご配慮のほど、よろしくお願いいたします。

LGBTの対応にも、今後、いろんな面で細かいことですが、気をつけていてもらいたいと思います。

以上、終わります。

○水上隆光 議長　これで、島春代議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩　午後2時07分

開議　午後2時14分

○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

島議員。

[登壇]

○5番 島春代 議員　すみません、先ほどスクールバスの質問の中で、父兄と申し上げましたが、保護者に訂正して、おわび申し上げます。

○水上隆光 議長　次に、猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員　皆さん、こんにちは。猿渡美智子です。

有害鳥獣対策について質問いたします。

このことについては、9月議会で3人の議員さんが一般質問をされ、経済建設常任委員会でも論議になりました。その後の出来事を通して、私も取り組んでいきたいと考えるようになりました。

私は旭志で借りた畑で大豆を栽培し、収穫した大豆でみそ作りをする会に加わって3年目になります。1年目は、イノシシの被害も全くなく、60キログラムの大豆を収穫して、おいしいみそをたくさん作りました。2年目、畑の中に点々とイノシシに倒されたところが出てきて、イノシシのせいばかりではなかったかもしれませんが、収穫量は40キログラムになりました。3年目の今年、半分以上がイノシシに倒されて、畑は惨たんたる様子になり、先日、刈り取りましたが、今年の収穫は10キログラムぐらいだろうかという感じです。期待を込めた種まきも、夏の暑さの中の草取りも報われませんでした。

私たちの会では、来年、その畑で大豆を作るのをやめようかという話になってい

ます。鳥獣被害のために今後に展望が持てず、離農されるケースもあることは聞いておりましたが、農業や林業をなりわいとされている方々が被害に遭われたときの落胆はいかばかりかと思えます。

もう一つは、11月に三角を拠点に活動しておられる農家ハンターさんの話を聞けたことです。地域の畑は自分たちで守るという行動力に感銘を受けるとともに、そこで聞いたニホンジカやイノシシの被害の深刻さ、とりわけニホンジカの驚くような増え方や、ニホンジカの被害を受けたあさぎり町白髪岳の映像に衝撃を受け、この質問につながりました。

近頃は、市の安心メールにイノシシやシカの日撃情報が頻繁に上げられるようになって、菊池にも警報が鳴り続けているように感じています。

今回、イノシシについては緒方議員が質問されますので、私は、ここではニホンジカの対策に限定して質問します。

まず、3点お尋ねします。

1点目です。9月議会における平議員の一般質問の中で、菊池市におけるニホンジカの適正数は0頭であるとの答弁がありました。生息数を減らして共生するという答弁を予想していましたので、非常に驚きましたが、適正数を0頭とされる理由をまずお尋ねします。

2点目です。適正数が0頭であるにもかかわらず、令和3年度の捕獲数は、前年度から倍増して155頭という報告でした。熊本県第二種特定鳥獣管理計画の中にも「シカはどんどん数を増やしていきます」という表現がありましたが、様々なところでシカの繁殖力の強さが指摘されています。シカの個体数がさらに増加した場合、どのような被害が想定されるのか、お尋ねします。

3点目に、目標である適正数0頭に近づけるために、今後、どのような取組が必要だと考えておられるか。

以上、3点お願いいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまの猿渡議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の質問でございますが、議員お尋ねの第二種特定鳥獣管理計画につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の生息数が著しく増加したり、生息地の範囲が拡大したりする場合に、特に必要があると認められるときに県知事が定めることができる計画でございます。

熊本県では、現在、ニホンジカとイノシシについて、この計画が定められております。

それでは、県が定めるニホンジカの第二種特定鳥獣管理計画におけるご質問にお答えいたします。

この計画では、ニホンジカの管理の目標につきましては、熊本県全域を六つの地区に分けて管理するようになっており、その地域ごとに1平方キロメートル当たりのニホンジカの目標密度を三つの管理区分によって定められております。

一つ目は、管理区分が鳥獣保護区など保護を優先させる「保護地域」、二つ目が、農林業を優先させる「調整地域」、そして、三つ目が、平成18年度の生息状況調査以降に生息の拡大が確認された「生息拡大地域」となっております。

本市を含みます玉名・鹿本・菊池地域の全域は、管理区分が「生息拡大地域」に定められておりまして、ニホンジカの目標密度が1平方キロメートル当たり0頭と定められているために、本市におけるニホンジカの最終生息目標頭数は0頭ということになっております。

次に、2点目のご質問ですが、ニホンジカがこのまま生息数が増え続けた場合の被害の想定ということでございますが、県内の状況を見ますと、広い範囲でニホンジカの被害が確認されております。本市においても、先ほど来おっしゃっておりますけれども、最近になって少しずつではありますが、ニホンジカによる樹木への被害が報告されている状況であります。

農業被害につきましては、特に八代・球磨北部地域と阿蘇地域において、水稻・飼料作物・果樹・野菜などの被害が報告されております。

また、林業被害につきましては、特に阿蘇地域、宇城・上益城地域、八代・球磨北部地域及び芦北・南球磨地域において、スギ・ヒノキ等の植林された苗の食害や角すり、皮はぎによって木が枯れるなど、恒常的な被害が報告されているところでございます。

さらに、農林業以外にも森林内に生息する希少な野生植物への食害なども確認されております。

本市におきましても、今後、ニホンジカの生息頭数が増え続けた場合は、同じように森林の下草や樹木の若い芽が食べ尽くされることで、林業経営の意欲低下、それから、森林の生態系の崩壊、さらには、土壌の流失による土砂災害の危険性が高まっていくこととなります。

また、ニホンジカが民家周辺に頻繁に出没するようになった場合には、交通事故による人身や車両の被害、家屋や庭木を荒らされるなど市民の生命・身体・財産に危険を及ぼすことも想定されるところでございます。

次に、三つ目の今後の対策について、どのように取り組むかというご質問に関してお答えいたします。

将来的に、ニホンジカの生息頭数が大幅に増えることを想定いたしますと、今後
も引き続き菊池市有害鳥獣捕獲隊へニホンジカの捕獲業務を委託して、効率的に捕
獲の強化を図っていくとともに、環境譲与税（後に発言の申し出があり、「環境譲
与税」を「森林環境譲与税」へ訂正）を活用した新たな取組を検討していきたいと
考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 菊池は生息拡大地域、つまり、もともとはシカはいな
かったけれども、生息が拡大してきたところであるので、元に戻すということは適
正数は0頭であるというような答弁だったと理解しました。

今後、もしシカの個体数が増えれば、農業、林業、生態系へ、そして、市民の生
活へと、様々に被害が広がっていくという予想をされていることも分かりました。

県北広域本部林務課の職員さんに話を私も聞いてきました。八代に勤務されてい
た経験から、シカが増えてしまった県南で実際に起きている被害について、次のよ
うな話をされました。

成長したヒノキの皮がシカに食べられるだけでなく、植林した苗も食べられてし
まうので、県南ではもうヒノキを植える人はいない。

特産のショウガが甚大な被害を受けた東陽では、現在は全てのショウガ畑が2メ
ートルの柵で囲われている。

泉では、すぐシカに食べられるので、ガーデニングも家庭菜園もできない。今で
は家の周りを柵で囲って、人間のほうが柵の中で生活しているような状態だ。

水俣では、お茶に被害が出ている。

菊池にはシカが増える条件がそろっている。畜舎がある。イタリアンやトウモロ
コシがある。カライモがある。お茶がある。シイタケがある。対策を取らなかった
ら、菊池も大変なことになると思うと、このような話でした。

先ほど白髪岳の被害状況に衝撃を受けたと話しましたが、農家ハンターさんの株
式会社イノPから白髪岳の写真を提供していただきました。議長の許可を得ました
ので、ご覧ください。

[写真を示す]

白髪岳の写真です。木が無残に倒れている様子がお分かりかと思えます。もう1
枚あります。これも同じく白髪岳の写真です。山肌をしっかりと見てください。も
うガレ場のようになって、ほとんど植物が見られないような状態になっています。
樹木もありません。

白髪岳は元からこんな山だったわけではありません。白髪岳を管理している南部森林管理署に電話でお尋ねしました。かつて、白髪岳は樹木の下にクマザサが覆っていたそうですが、シカがクマザサや下草を食べ尽くした結果、表面の土が雨に流されてしまってむき出しになり、保水力がなくなって乾燥し、木が枯れてしました。シカよけの防護ネットで囲ったところに植林して再生を図っているが、いたちごっこのような状況だ。シカの絶対数を減らすことが肝心だが、そこがまだうまくいっていないというお話でした。

自分の目でも見てこようと、何人かの議員さんたちと白髪岳に行ってきました。残念ながら、途中道路が崩壊して通行止めになり、写真の現場までには行けませんでした。それでも、車中からクマザサが生えている様子は全く見られず、下草もほとんどなくて、木の根元がむき出しになっているところがたくさんありました。地表ところどころに緑が茂っているのは、シカが食べないシダでした。車を降りた場所からは、木が伐採されて山がはげたようになっている部分に防護ネットを張って、植林してあるのが見えましたが、そこがシカの被害で木を伐採したかどうかは確かめることが残念ながらできませんでした。ただ、車を止めた辺りにも下草はほとんど生えておらず、ツルの葉だけが目立っていたので、帰宅して調べましたら、ツルの葉は有毒で、シカが食べないということが分かりました。つまり、地表にあるのは、シカが食べないシダとか、ツルの葉といった植物だけになっている状態を自分の目でも見ることができました。

「シカ問題を考える」という本を図書館で借りて読みましたが、その本の中では「シカが森を食べる」と表現しており、増え過ぎたシカが森を食べ、生態系を壊し、土砂災害を招いていることが指摘されていました。これは先ほどの部長の予想とびつたりのことです。

菊池で林業に従事されている方にお話を聞いたところ、菊池でもヒノキの皮の食害があちこちに出ていることや、一昨年、偶発的だったと思われるが、シイタケを食べられたことがあると教えてもらいました。さらに交通事故の発生も聞いたところでした。危機が迫ってきているのではないのでしょうか。その方は今ならまだ間に合うかもしれないと言われましたが、間に合わせなければならないと思います。

そこで、質問です。

9月の答弁にも、先ほどの部長のお話にも、シカ対策には森林環境譲与税を活用するというお話がありました。具体的にはどんなことを考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

まず、先ほど、答弁の中で私が環境譲与税と申し上げましたが、正しくは森林環境譲与税でございます。おわびして、訂正をさせていただきます。

それでは、その森林環境譲与税をどのように活用していくかというご質問でございますが、ニホンジカの対策に関する森林環境譲与税の活用につきましては、森林に被害を与えるニホンジカのみになります。本年度から捕獲報奨金に活用しております。

また、今後は、国の補助事業によって実施される山林及び特用林産物の保護柵などの設置に対し市単独による補助金のかさ上げや、ICTを使った捕獲機材などの導入費用に対する支援を検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今年度の予算書を見ますと、森林環境譲与税による歳入は当初予算で約5,000万円、そのうち2,130万円余りが基金に繰り入れてあります。

部長から鳥獣害捕獲の報奨金での活用が示されました。これはとても大事なことなので、私も賛成するところですが、9月議会の答弁では、来年度も報奨金の予算は今年度と同じく400万円規模で考えているとの答弁があっています。私はもっと思い切った拡充をすべきではないかと考えます。

県の林務課の職員さんから、菊池の捕獲の状況についての課題の指摘がありました。シカの個体数を減らすには、夏場、5月から8月の出産期に捕獲することが大切であり、個体数を減らすことに成功している地域は、この期間の捕獲を増やしている。しかし、菊池の場合は、捕獲のほとんどが11月から3月までの猟期に集中している。そこを変えていく必要があるというお話でした。

しかし、夏場の猟となるとリスクだらけだと思います。蒸し暑さの中で、長袖長ズボンは必須、やぶは深くなる、虫は多い、スズメバチも活動期、蛇も出る、思い浮かべただけでため息が出るような苦勞の多い猟ではないかと思えます。

シカに限っていうと、現在の報奨金は1頭当たり、市から8,000円、国から7,000円、森林組合から2,000円で、合わせて1万7,000円だと聞きました。同じ額なら冬場に捕ったほうがいいのは当たり前だと思います。

そこで、苦勞の多い夏場の捕獲を行っていただくために、5月から8月の4か月に限って、市の報奨金を倍増の1万6,000円にする考えがないか、お尋ねします。

国や森林組合からの支給と合わせると、1頭当たり2万5,000円ということになります。仮にこの時期に100頭捕れたと仮定して、160万円の予算増です。基金への繰入れを減額すれば財源はできます。

開会日に、JA酪農部会から上げられた陳情4で趣旨が全く同じだったので驚きましたが、決して、これは示し合わせたりはしていません。県の林務課で聞いた話と、これまでの一般質問からたどり着いた具体策がたまたま一致したわけですが、今の段階で個体数を減らす有効な手段を考えると、誰が考えてもこうなるのではないのでしょうか。今、手を打って山を守ることは、森林環境譲与税の真っ当な使い道だと考えますが、いかがでしょうか。シカの報奨金は森林環境譲与税でしっかりと担保し、一般財源でイノシシに力を入れていただきたいと考えます。いかがでしょうか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど来申し上げておりますように、ニホンジカの捕獲の予算につきましては、森林環境譲与税のほうを活用してまいりたいと考えております。

猿渡議員のおっしゃるとおり、ニホンジカの出産期から繁殖期の前期に当たる5月から8月までが、効果的に効率的に捕獲できる時期でございますので、これらの特性を踏まえて検討してまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 検討しますという答弁をいただきましたが、今、きちんと始めて、今度の夏からは執行できるようにしないと、本当に間に合わないのではないかと思います。

もう個体数を減らすためには、5月から8月までの捕獲が重要だということは明確なことです。この方法を取らないんだったら、一体どんな方法で個体数を減らすのか、次の予算でそういう取組がなされていない場合には、具体策を重ねてお尋ねしたいと思っておりますので、しっかりと前向きな検討を要望いたします。被害が拡大してからでは時既に遅しです。今ならまだ間に合うかもしれないという林業者の言葉をしっかりと受け止めてください。

次に、狩猟の後継者育成について質問します。

熊本県特定鳥獣管理計画によると、狩猟免許者数の年齢構成では、令和2年度、60歳以上が67%を占め、高齢化が進んでおり、捕獲者の確保が難しくなってい

るとされています。

また、わなの狩猟者登録数は増えていますが、農家ハンターの方の話では、せっかく箱わなを設置しても、箱わなの向きや置き場所などに問題があって、年に一度も捕獲がない死にわなも多く、技術を学ぶことが必要だということでした。わなの免許を取った方の技術向上も課題です。狩猟後継者の育成は欠かせないと思いますが、市はどのように取り組まれるのか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

本市の狩猟後継者育成の取組につきましては、新たに狩猟免許を取得された方に対して、1万円の補助金を交付する狩猟免許取得費補助金の制度がございます。

また、現在、菊池高等学校普通科の1年生を対象として、市役所の各課と連携いたしました「総合的な探究の時間」の授業が七つのテーマによって進められております。その中のテーマの一つとして、基礎的な学習となりますが、森林整備や有害鳥獣被害についての授業も行っております。

今後の授業においても、有害鳥獣の捕獲やジビエ料理などについて授業を続けていく予定でございます。本市の森林や有害鳥獣について理解を深めながら興味を持ってもらうこと、また、この取組が広く市民へ周知されることにより、地道ではございますが、狩猟後継者の育成につなげていければと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 免許を取られた方に1万円の補助が出るのは知っていましたが、高校での取組のことは知りませんでしたので、お聞きして大変心強く思うところです。というのも、県南八代のほうとかでは、既に高校生を巻き込んだ形での有害鳥獣対策が取られていて、そこから後継者も育ってくるということを期待しているというようなお話がありました。

また、猟友隊の方々が高校生が参加してくることによって、元気になれるというか、やる気を出されるというか、技術の伝承みたいなこともスムーズにいき始めたという話も聞いているところです。ぜひ、今、1年生だそうですが、その子たちがやる気が続くように、市のほうも援助して行ってほしいと思います。

白髪岳に向かう前に、八代のメーカーさんでセンサーつきの箱わなや、箱わなを監視するカメラ、安全に止め刺しを行うための電気止め刺し機を見てきました。これらの機材は、捕獲を行う方々の負担軽減になると思います。

先ほど、今後の森林環境譲与税の使い道の中で、部長のほうからもありましたが、こういった機材を導入する際の森林環境譲与税の活用にも積極的に検討していただいて、捕獲へのハードルを下げることにも必要だと思います。経験の浅い方がわなでシカやイノシシを捕獲した場合、最後の止め刺しを役場の職員さんが行っている自治体もあるそうです。私は菊池市役所の職員さんにそれをしてほしいとは全く考えませんが、委託であるとか、技術指導や止め刺しの援助ができる地域起こし協力隊員を募集するとか、若手の方がそれなら捕獲をやってみよう、挑戦してみようと思うような取組を工夫していただきたいと思います。

農家ハンターさんたちのように、自分で何とかしようという人たちが自然発生的に出てくるのを待っていても間に合いません。取組をしないと、後継者は増えないと思います。一緒に知恵を絞っていきたいと思っています。

今ならまだ間に合うかもしれないと話された菊池の林業者の方は、危機感を共有することが一番大切だと話されました。危機感を共有して、市民の中にみんなで取り組もうという意識が高まれば何とかなるのではないかとされます。私はそのためには市長の姿勢が極めて重要であると考えます。市長のシカ対策への見解をお尋ねいたします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ニホンジカの対策についての市長の見解をということでございます。

シカにとりましては、地図上の境界というのはないわけでありまして、特にニホンジカの雌は群を作って生活をして移動しますので、より捕獲の効果を高めるためには、本市だけではなくて、隣接する自治体と連携した広域的な捕獲が必要だと常々考えておりました。数か月前に、そのことを田嶋副知事と県北本部に私のほうから相談をしまして、広域の取組をぜひ考えてほしいということでお願いしました。

そうしましたら、先日、県北広域本部の幹部の皆さんが来庁されまして、本年度から新たに広域的な鳥獣対策の推進についての取組を始めるという説明を受けたところでございます。

したがって、今後は県が定める第二種特定鳥獣管理計画に基づきまして、本市におけるニホンジカの生息頭数が0頭となるように、県と連携をしながら、広域的な捕獲体制を構築するとともに、先ほど来申し上げています、市としての森林環境譲与税を有効に活用した対策も徹底して講じながら進めていきたいというふうに考えています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 市長も危機感を持って広域的な取組を提案されているというような答弁であったかと思えます。大変心強いところではありますが、まず市民の中にも、そういった共通認識を持っていくために、じゃあ、どんな手を打っていったらいいのか、これから私もさらに考えて、提案もしたいと思えます。

先ほどお見せしましたが、菊池の山々が白髪岳のような状態になることは絶対に防ぎたいと思っていますので、一緒に頑張っていきたいと思えます。

休憩をお願いします。

○水上隆光 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午後2時46分

開議 午後2時51分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 では、次の質問に移ります。

9月議会で泉田議員の一般質問への答弁を通して、憩いの森公園に幼児向けの遊具を設置する方針が示されました。泗水には子育て世代も多いので、うれしく思います。

そこで、新設する遊具について、現時点での計画はどのようなものであるか、お尋ねします。どんなコンセプトで作るのか、時期はいつ頃か、予算はどのくらいを考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

憩いの森公園の遊具につきましては、令和4年第3回定例会で泉田議員の一般質問にもお答えをしておりますが、この公園のコンセプトとしましては、建設当時、地元の方から静かな環境を望むとのご意見があり、自ら遊びを発見することや、考えることを促す目的を持って整備を行っております。

遊具設置に関しましては、そのコンセプトや経緯を踏まえ、また、今回、地元からの要望書にもあっておりますとおり、大型のものではなく、幼児向け遊具の設置を計画しているところでございます。

設置の時期につきましては、令和5年度に調査、設計を行い、令和6年度設置を

目指しております。

予算につきましては、調査、設計を踏まえた上で計上してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 今後、計画を練っていかれると思いますが、提案したいことがあって、今回、質問させていただきます。

近年、インクルーシブ公園、インクルーシブ遊具が広がってきています。これからはせっかく作るのなら、インクルーシブ遊具にするべきではないかと考えています。その前提に、なぜインクルーシブかということを考えなければならないと思います。インクルーシブという言葉は、現在の総合計画の中では出てきません。しかし、教育の現場ではかなり前からインクルーシブ教育ということが言われていて、菊池市教育振興基本計画の中にもインクルーシブ教育システムの構築が課題として取り上げられています。

そこで、教育委員会にお尋ねします。

そもそもインクルーシブとは何か、教育振興基本計画の中でインクルーシブ教育システムの構築を課題としておられるのはなぜなのか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、猿渡議員さんの質問にお答えします。

まず、インクルーシブとはということですが、直訳しますと、「包括」、「包容」といった、包み込むことを意味しております。

したがいまして、教育分野におけるインクルーシブとは、簡単に申し上げますと、障がいのある子どもと障がいのない子どもが合理的な配慮の中で共に学ぶ仕組みのことを申します。

インクルーシブ教育システムを構築していく上での課題としましては、幼保小中連携による教育的ニーズの早期の把握と支援の連続性の確保や、教職員の特別支援教育に対する基本的認識や指導力の向上、学校環境の整備などが挙げられます。

障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちが、可能な限り共に学び、その能力や可能性を最大限に伸ばしながら、自立し社会参画していくために、インクルーシブ教育は必要であると考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

○14番 猿渡美智子 議員 ありがとうございます。

教育委員会の答弁の中から、障がいがあるなしにかかわらず、一緒に学んでいく学校づくりを目指しておられること、つまり、共生の社会という概念の下に取り組んでおられるというのを確認させていただきました。

日本においても、2014年に国連の障がい者の権利に関する条約が批准されました。インクルーシブ教育の解説書には、この批准に向けた一連の制度改革の中で、教育についても検討が行われ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の方向性が示されたと書いてありました。共生社会の形成に向けて、学校教育の役割は不可欠です。しかし、それは幾つもあるピースの一つです。子どもたちは遊びの中で多くのことを経験し学びます。

先ほど部長答弁にもありましたが、学校において、障がいのある子どもが排除されないこと、一緒に学ぶこと、合理的配慮が提供されることが大切であるように、遊びの場である公園でも排除されないこと、共に遊ぶこと、合理的配慮が提供されていることが必要であり、それが全国各地で具体化してきています。

九州で初めてインクルーシブ遊具を設置したのは熊本市の平成中央公園だと知って、見に行ってきました。二つの滑り台や緩やかなスロープなどが組み合わせられた複合遊具と、チャイルドシートのようなサポート器具がついたブランコが設置されていました。安心感のある滑り台になっていたり、車椅子や介助者が一緒に入れるようにスロープが広かったり、手すりがたくさんあったりなどの配慮があり、障がいを持っている子も含め、幼児にはびったりであると感じました。

遊具の前の看板にはこんな掲示がしてありました。ここは障がいのある人も、ない人も、誰でも楽しめるみんなの遊び場です。みんなが楽しい遊びの時間を共有することで多様性を自然に受け入れ、人と人とのつながりが生まれる場所となることを目指していますと、このように書かれていました。

熊本市の公園課で話を聞きました。インクルーシブ遊具を設置しようと考えたきっかけを尋ねますと、もともと公園というところは誰でもが利用できる場所であるはずですとの答えが返ってきて、目からうろこでした。そして、子どもたちは障がいがあろうとなかろうと自然に遊びます。その姿を見た大人の考えも変わると思えますと続けられました。

最後に、これからもインクルーシブ遊具を設置する考えがあるか聞くと、熊本市が今の時点で具体的な計画を持っているわけではありません。しかし、これからはインクルーシブがスタンダードになっていくと考えていますとのことでした。インクルーシブは社会の大きな流れであり、これがスタンダードになっていくというこ

とだと思えます。

ここで、憩いの森公園に新設する遊具を、障がいがある子もない子と一緒に遊べるインクルーシブ遊具にする考えがあるか、お尋ねをいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

設置する遊具につきましては、今後、調査、設計を行うこととなりますが、先ほど申し上げました当初のコンセプトを念頭に、利用者のアンケートや、先進地の事例等を参考にしながら、ご提案がありましたインクルーシブ遊具も含め、本公園に適した種類のことを調査・研究してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 最初の質問のときに、部長のほうから、そんなに大きくない遊具をとという話もありましたが、ぜひ平成中央公園の複合遊具も見てください。そんなに大きいものではありません。十分設置可能ではないかと思えます。

平成中央公園のインクルーシブ遊具広場の経費は、複合遊具とサポートつきブランコと障がい者用駐車場1台分の整備で、合わせて1,900万円だったそうです。熊本市公園課の職員さんは、インクルーシブ遊具は高いです。値段が高いです。そこがネックです。けれど、ふるさと納税の項目に入れて、寄附を募るなどの方法があるのではないのでしょうかと言われました。参考にしてください。

福岡市の舞鶴公園で、インクルーシブ遊具広場の開設に向けて、2回目の実証実験が4か月にわたって行われているとのことで、見に行ってきました。5種類のインクルーシブ遊具が設置してあって、休日でもあり、たくさん子どもたちでにぎわっていました。管理事務所の人が、人気があって平日にも結構利用者がいます。常設できるように取り組んでいきたいですと話されました。この実証実験の結果も参考となるのではないのでしょうか。

その後、舞鶴公園のことをいま一度、福岡市のホームページで調べてみますと、とても好評だったこともあり、実証実験の期間をさらに延長する、今まで4か月やってきたけれども、さらに延長する旨の告知があっていました。

舞鶴公園では、実証実験が継続中ですが、熊本市でも実際に平成中央公園に遊具を設置する前には実験的な設置を行って、つまり、お試し期間を置いて、本格的な設置へと進まれています。熊本市公園課の話では、以前はそのお試し期間は無料でできたけれども、今は料金がかかりますとおっしゃいました。ただ、料金はかかる

けれども、そういう試験的な運用というのもできるということですので、参考になさってみてください。

もう全国あちこちに先行事例が出てきています。部長のほうから先行事例を参考にしながらというお話をいただきましたが、ぜひとも各地の様子を調べられて、子どもたちがどんな様子なのか、市民の評判はどうなのか、その辺りも検証された上で、積極的な検討を要望します。

障がいがある子もない子と一緒に遊ぶという共生社会の根っこにあるところが、ぜひ菊池市でも実現できるように願っているところです。

これで、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長　これで、猿渡美智子議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日、12月7日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会　午後3時05分

第 4 号

1 2 月 7 日

令和4年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

令和4年12月7日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一朗
19番	木 下 雄 二
20番	山 瀬 義 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	三 池 克 徳
健康福祉部長	本 田 和佳子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	安 武 邦 男
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	中 川 敬 三
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	村 田 義 喜
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	宇野木 洋 一
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議会係課長補佐	笹 本 聖 一
議 会 係	吉 岡 結 加 里
議 会 係	志 水 利 貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 皆さん、おはようございます。本日は、前回に引き続きまして、菊池市管内堤防等周辺美化委託の在り方について、再度、質問いたします。
コスモスウォーク開催時や、終わった後、また、七城区長会におきましても、今年の河川の草刈りの状況に関しては、多くの苦情をお聞きしました。
この質問の趣旨は、七城の方や菊池市民、そして、市外の方々が河川管理の充実や、満開のコスモスが咲き誇る姿に満足していただけることであることを冒頭にお伝えいたします。

前回の一般質問の後、傍聴された方々や、インターネット配信の一般質問内容を見られた方からは、執行部の的を得ない答弁に対して疑問や不満の声をいただいておりますので、3か月が経過した今回は、きちんとした誠実な答弁をお願いいたします。答弁の内容次第では、菊池市民はもちろんのこと、市外の方々からも、菊池市の信用失墜につながるとお思いますので、よろしくお願いを申し上げて、一般質問を始めます。

今回の質問におきましては、前回の執行部答弁も用いながら行いたいと思います。

まず、七城校区の美化作業を七城ふるさとコスモスまつり実行委員会に委託されましたが、会則には、この実行委員会の設置目的は第2条で、事業内容は第3条で定められております。また、この実行委員会の最大の目的は、合併後においても、地域住民の交流や親睦を図るために祭りを実施し、地域の活性化を図りたいということで、特に地域とのつながりがある区長会をはじめ、各種団体の長や若者の代表の方々に祭りの企画、計画、開催を行ってほしいとのことで、七城ふるさとコ

スモスマつり実行委員会が設置されたと理解をしております。

そこで、質問をいたします。

令和3年12月27日に、七城河川草刈りコスモス植栽について、203会議室で会議が行われております。出席者は、菊池市商工会七城支部長をはじめ、市役所の七城支所長、財政課、土木課、及び、なぜか一般業者である・・・社が参加です。

その会議において、近年、コスモスの開花状況が悪く、河川の草刈りに関しても苦情が多くなっていると発言されておりますが、その最大の理由として、草刈りは土木課、コスモスのイベントは当時の商工観光課、窓口は七城支所ということで、横の連絡調整がうまくいってなかったことだと思いますが、草刈り作業員に対する打合せ、指導は徹底されていたのでしょうか。

会議の中で、河川管理やコスモス管理に関しては、地元区長さんが委員となっている七城ふるさとコスモスマつり実行委員会で受けたほうが、地域参加型の河川管理ができる。また、観光客や地元から出た意見の反映がしやすいとの発言も出ておりますが、地元区長さんがいる地域参加型の河川管理とは、地域住民全体で管理するというのでしょうか。

担当課を含め、委託決定する前に、七城ふるさとコスモスマつり実行委員会を非営利団体だと指定して、単独随契を前提に協議されているのは、よほどの理由があったことと推察いたします。

さて、令和4年3月10日に開催された第3回菊池市七城ふるさとコスモスマつり実行委員会、委員12名、事務局3名の第2号議案で、七城ふるさとコスモスマつり実行委員会の本部の方針案について説明されております。今後の方針案の1に、令和4年度より、河川除草も含むコスモス植栽を七城ふるさとコスモスマつり実行委員会へ委託するということが承認されておりますが、担当課も単独随契による委託業務ということで了解されていたのかをまずお答えください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。福島議員のご質問にお答えいたします。

今回の草刈りについて、七城ふるさとコスモスマつり実行委員会の単独随契というふうなお話でございますけども、こちらにつきましては、七城ふるさとコスモス実行委員会より、近年、コスモスの咲きが悪いといったようなお話もいただきまして、除草も含めた地域の管理につきまして、地域で行いたいという申出があったものでございます。数回にわたり、聞き取り調査及び意見交換を行った結果、七城ふるさとコスモスマつり実行委員会は菊池市商工会七城支部、七城区長会、菊池市商

工会七城支部の青年部で構成されている団体であることから、七城地区の河川等を熟知していること、また、コスモスマつりに併せて、河川の除草・コスモスの植栽・管理を行うことが効果的と考えまして、業務遂行能力、組織力、地元振興への熱意など総合的に判断いたしまして、審査委員会のほうに提案をさせていただいて、審査委員会のほうで決定をいただいているというような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 単独随契による業務委託ということで了解されているかという質問をしているわけですよ。できるだけ端的に答弁をお願いします。

これも前回触れましたが、第3号議案に、菊池市七城ふるさとコスモスマつり実行委員会会則の一部改正について、第3条第4号に、菊池市七城ふるさとコスモスマつりの実施に伴うコスモスの植栽及び河川除草作業に関すること、第12条第2項に、ただし、第3条第4号の事業に係る事務局は別に設けるという規定が、単独随契による委託契約をするために追加されております。令和4年3月10日に改定された会則の一部改正資料が、同年6月8日に使用された総会資料の会則は改正前の内容になっており、情報公開請求した資料では、会則がなぜか改正後の内容にすり替わっております。

同じ日の総会資料が3種類も存在することも前回述べました。明らかに公文書偽造であり、いつ、誰が、何のために書き換えたのかをはっきりさせていただきたい。私は公文書変造罪という刑事事件に該当する案件ではないかと懸念しておりますが、当局の認識としてはいかがですか。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの福島議員のご質問にお答えいたします。

資料の一つは、6月8日開催の七城ふるさとコスモスマつり実行委員会総会時の資料として添付しておりますが、会則が誤って改正前の資料を添付してしまいました。そのことに気づきまして、総会欠席者の方には、会則改正後の正しい資料に差し替えを行い、送付を行ったところでございます。

また、情報開示請求については、欠席者にお送りした総会資料と同じものを提出しております。最新の会則は、6月8日会議当日、商工観光課から商工振興課（後に発言の申し出があり、「商工振興課」を「観光振興課」へ訂正）に事務局の名称変更を承認していただいた内容になります。

また、会則の改正につきましては、そもそも前年度に七城ふるさとコスモスまつり実行委員会で承認されているものでありましたので、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会の運営には影響を与えるものではないと考えております。

以上、お答えいたします。（発言する者あり）

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 ただいまの答弁で、商工振興課と申しましたけども、観光振興課の誤りでございます。おわびして、訂正いたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 経済部長、その質問は、いつ、誰が、何のために書き換えたのかという質問なんです。単なるミスということなんですか。ただ単なるミスというふうに、観光振興課の職員の方の単なるミスということで理解してよろしいですね。ということは、公文書偽造には当たらないというふうにおっしゃるんでしょうか。

前回もお伝えしましたけども、悪意があるなし、故意か、非故意に問わず、一般的には、これ改ざんというんです。公文書偽造に当たると思いますよ。

合併してから、唯一、旧七城町の地域の祭りとして残った七城ふるさとコスモスまつりを開催するための実行委員会の事業目的からして、コスモスの植栽や河川管理まで、なぜ受託をさせなければならなかったのか。七城ふるさとコスモスまつり実行委員会へ委託するメリットとして、担当課、先ほどお答えになりましたけども、地域参加型の河川管理と言われておりますけども、会計年度任用職員を一方的に辞めさせ、一つの業者と単独随契をすることが地域型河川管理ということでしょうか。

さらに、この実行委員会の中で、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会が受託して、一企業の・・・という会社に再委託をするという説明をして、承認されている事項なのかをお聞かせください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の件につきましては、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会で菊池市商工会青年部七城支部長として参加されたものと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 今の答弁から推察しますと、この一企業の・・・という会社に再委託するという説明はされていなくて、承認もしていないという解釈でよろしいですね。ということですね。結局、再委託するという説明をされて、承認したかどうかという答弁をお願いします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えします。

あくまで・・・につきましては、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会の菊池市商工会青年部支部長として実施をされている部分で、商工会青年部で実施をされたと認識しております。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 それでは、次に、菊池川河川事務所から示されている、七城地区の河川維持の直接工事費は1,800万3,868円です。それに間接費及び消費税を含めると、単純計算で2,119万552円になります。菊池川河川事務所から示されている2,119万552円に対して、実際の七城校区の施工伺の委託費1,665万700円と比較しますと、450万円ほど低い金額になっております。

前回の質問において、令和4年度の菊池川河川事務所から七城分の美化委託契約書の金額と、令和4年度菊池市当初予算の金額が違うのはなぜかという質問に対しまして、菊池市の当初予算編成時には国の予算が確定していないので、令和3年度の算定を基準に予算化していることにより、違いがあると認識していると答弁されております。

現時点では国の委託費が確定していると思いますので、先ほどの差額450万円を七城管内堤防等周辺美化事業として、いつの段階で補正をされる予定ですか。経済部長、お願いします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

国の委託金の相違部分ということだと思いますけども、こちらにつきましては、委託先については、今、現状の委託金額で業務の執行をさせていただいているということで、残りについては、今、市のほうで保留という形になっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 前回の質問のときには、当初予算編成時には国の予算が確定していない。結局、450万円余っているわけですね。これはもう速やかに補正をされるべきじゃないんですか。七城校区の美化作業として国から来ているお金なんですよ。このあたりもきちんとされるべきと思います。

それでは、令和4年度から草刈り作業をするための各費目予算が一括して草刈り・除草管理委託料となっているのはなぜかという私の質問に対して、令和4年度から一括して業務委託事業に変更した理由の要因として、会計年度任用職員の高齢化が進んでおり、体調管理が困難である。募集をかけても応募が少ないなどの理由で、作業効率の悪化による草刈りの遅れ、通行に支障を来すという苦情などが上がっており、今後、会計年度任用職員による継続的、計画的な河川管理は困難と判断したと答弁されております。

それでは、令和3年度と令和4年度で何件の苦情が寄せられていますか。令和3年度、令和4年度、おのおのの件数をお聞かせください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

苦情件数ということでございますが、まず、令和3年度につきましては、記録を残しておらず、苦情の件数については、把握はできておりません。令和4年度におきましては、七城支所において記録をしており、件数は延べ16件で、内容につきましては、堤防沿いの草刈りの早急な対応や、昨年まで草刈りされていない（後に発言の申し出があり、「昨年まで草刈りされていない」を「昨年まで草刈りをされていた」へ訂正）場所が今年はできていないなどとなっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 すみません、発言の訂正させていただきたいと思います。

昨年まで草刈りをされていないという答弁をしましたが、正式には、昨年まで草刈りをされていた場所が今年はできていないというようなことでございます。

[「件数だけで大丈夫です」と呼ぶ者あり]

○山田哲二 建設部長 おわびを申し上げます。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 前回の答弁では、令和3年度は苦情が多かったから、令和4年度から別のところに業務を委託したにもかかわらず、相当数苦情が増えておりますよね。令和3年度はゼロ件、要するに、統計取れていません。令和4年度は16件、これは矛盾しておりませんか。

また、何らかの苦情があったとしても、市が責任を持って対応するべきだと思いますよ。令和3年度は担当課として責任がないと思っているので、記録が残っていないとのことでしょうか。

合併前から河川管理に大変お世話になっていた会計年度任用職員さんを辞めさせるに当たり、菊池市にもいろいろな事情があったかもしれませんが、お互いが気持ちよく理解し合えるような対応がなぜできなかったのか。私は残念で仕方ありません。

苦情について、担当課は責任がないと考えているのか。会計年度任用職員では今後困難だと、いつ、誰が判断したのか、不可解でなりません。

さて、それでは、契約関係の質問をいたします。

指名審査資格要件に、七城ふるさとコスモスマつり実行委員会は条件をクリアしていたのか。指名審査会で総合的に判断して、各委員より異論は全くなかったのか。また、十分に審議され、単独随契を承認されたのかとの私の質問に対して、指名審査会の選定審査には、担当課より、七城ふるさとコスモスマつり実行委員会は商工会七城支部、区長協議会等により構成しているので、七城の河川を熟知している。先ほども申し上げられました。コスモスの植栽や管理をコスモスマつりと一緒に行うことで、より一層の一体感が創出できるという説明を受けて、指名審査会で審議し決議した。審査内容は、秘密会で公開できないと答弁されました。

指名審査委員長として、指名審査の内容は秘密会であるため、答弁できないとのことですので、審査内容は聞きませんが、今まで長年一生懸命頑張ってこられた会計年度任用職員さんを辞めさせる段階で、職員から言われた言葉の一つ一つが、作業員さんからすると、とても誠実ある対応だと感じなかったからこそ、皆さんが菊池市に対して不信や不満の気持ちを今でも持っていらっしゃるのではないかと思います。

そこで、指名審査会の審査内容は秘密会とのことですので、副市長にお尋ねいたします。

土木課から令和4年4月8日起案で、令和4年度菊池市管内堤防等周辺美化委託、七城校区の業務委託伺が上がっております。業務区分はその他業務で、指名願はなしとされております。また、契約方法は、契約の性質が競争入札に適しないということで、随意契約とされております。この業務委託伺に芳野副市長も決裁されてお

ります。決裁日が4月12日ですので、この時点で単独随契を承認されたと理解して構いませんか。

また、指名審査委員長として、下請業者を入札または随契等の市側が主催する検討会議に参加させて、その参加業者に工事を請け負わせるという契約の在り方は適切でしょうか、お答えください。

○水上隆光 議長 芳野副市長。

[登壇]

○芳野勇一郎 副市長 ただいまの福島議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、4月の12日（後に発言の申し出があり、「12日」を「8日」へ訂正）の伺については、事前に伺が回っておりまして、私も決裁をしております。

[「それは8日です」と呼ぶ者あり]

○芳野勇一郎 副市長 失礼しました。8日ですね。決裁をいたしております。その際に、その内容を見た上で判断をいたしました。その後、ご案内のとおり、指名審査会にかけられまして、担当課のほうからの説明を受け、指名審査会において審査の上、決定をいたしましたものでございます。

また、先ほどの七城ふるさとコスモスまつり実行委員会の事業者の方ということですが、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会の事業者の方（後に発言の申し出があり、「実行委員会の事業者の方」を「実行委員会の委員」へ訂正）として参加いただいているということで理解をいたしております。

以上でございます。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 もうちょっと聞きたいところなんですけども、時間もありませんので、次に行きます。

令和4年6月8日もしくは8月16日の七城ふるさとコスモスまつり実行委員会の総会資料に歳入歳出予算が提案されていないのはなぜかという私の質問に対して、観光振興課が事務局になっているまつりイベント予算のみを計上し提出した。現在の状況も含め、河川管理に関する事務局と話し合った上で、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会を開催し報告すると答弁がありました。

前回の部長答弁では、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会を開催し報告することでしたが、事業計画及び河川管理に関する予算が七城ふるさとコスモスまつり実行委員会総会でいつ開催され、承認を得られたのかをお答えください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

河川管理に関する事務局と話し合った上、10月6日開催の第4回菊池市七城ふるさとコスモスマつり実行委員会において、河川管理の事務局からの報告がっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 換気のために10分間休憩します。

○

休憩 午前10時29分

開議 午前10時35分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 先ほど、七城ふるさとコスモスマつり実行委員会総会を10月6日に開催したというふうにお聞きしました。

そこで、開催日はお聞きしたんですが、そこで承認されたかどうかというのはお答えになっていないと思うんですね。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

承認されていると聞いております。

以上です。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 それでは、もう少し突っ込んで質問いたします。

七城ふるさとコスモスマつり実行委員会に事業委託して、七城ふるさとコスモスマつり実行委員会との随契文書には、七城ふるさとコスモスマつり実行委員会が委託事業を下請に出すことが明記されておりますか、お答えください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

下請に係る明記はされておられません。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 それでは、下請に出してもいいとの認識でしょうか。そもそも熱意のある七城ふるさとコスモスマつり実行委員会が丸投げして、事業を実行する目的ではなかったのではありませんか。令和3年12月27日の会議に・・・も出席させておりますし、名刺ももらっているので、当然担当課は把握していたと考えられます。

では、次に、令和4年6月29日に委託料として550万円、8月24日に委託料として550万円を部分払いとして菊池市から支払われておりますが、実行委員会からは、いつ完了部分の業務報告書が上がってきたのでしょうか。部分払いは3回のうちの1回分としていたと思います。

また、業務報告書が提出されたことにより、担当課は課長が審査員になっていると思いますので、いつ検査を行ったのか。現場に出向いて検査したのか。検査が合格ということであれば、竣工検査日はいつなのか。検査を行った日、検査方法、竣工検査日について、お答えください。

○水上隆光 議長 ここで、暫時休憩します。

—————○—————
休憩 午前10時39分
開議 午前10時43分
—————○—————

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

草刈りの実施確認という形になりますが、草刈りについては、5月、7月、9月の3回、刈取りという形になります。それに基づいて、委託先より完了報告書が提出されますので、そちらのほうで検収をして、それに基づいてお支払いをしているということで、6月と8月と10月にお支払いをしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 ほかの委託先、菊池川キッズ探検隊とか、このあたりの検査方法と比べると、随分簡単な検査のように感じます。

それでは、先ほど申し上げましたけども、令和4年6月8日と8月16日の七城ふるさとコスモスマつり実行委員会総会資料には、河川管理に関する歳入歳出予算が計上されておられませんので、当然議題にもなく、総会での承認はされていないは

ずです。

先ほど経済部長から、改めて総会を開いて、事業計画に河川管理に関する予算を10月6日に七城ふるさとコスモスマつり実行委員会総会を開催して承認されたという答弁をされました。しかし、総会メンバーの方にお聞きしたんですけども、開催はされました。ただ、承認はされていませんよということでした。

それでは、総会で承認されたと、まずは仮定します。ただ、開催承認、10月6日ですね。承認前の令和4年6月29日と8月24日に委託料を支払うことができた理由をお聞かせください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

支払いにつきましては、契約書に基づきましてお支払いをしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 契約書に基づいて支払いしたということなんですけども、七城ふるさとコスモスマつり実行委員会に委託しているわけですから、ここで歳入歳出に関する承認がないと、本来は支払われなと思うんですが、例えばそういった手続をしないで、公金の支払いというのはできるんですか。会計規則のどこに支払っていいと記載されているんですか、教えてください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、私のほうから答弁いたします。

令和3年度の七城ふるさとコスモスマつり実行委員会で総意は得たものと認識しておりましたので、これに関しましてはそういうことでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 令和3年度に承認されたということは、これ3月10日の総会でしょうね。ただ、その後、また文書を改ざんされて、その回数が載ってないんですよね。これはちょっと待って、時間もないので、次に行きます。

それでは、担当課が七城ふるさとコスモスマつり実行委員会に委託することが最適と認め、かつ指名審査委員会も一者単独随意契約することを決定された本事業の

契約を締結する過程に疑義がありますので、お尋ねいたします。

何度も何度も申し上げますが、担当課は令和4年4月8日に、令和4年度菊池市管内堤防等周辺美化委託、七城校区の業務委託伺を起案し、同年4月12日に市長決裁が完了しております。内容は、本委託費を1,665万700円として、契約の性質が競争入札に適しないとの理由で随意契約されたものです。その後、指名審査会で審議され、一者随意契約ということで事務処理されたものと思います。委託相手を七城ふるさとコスモスマつり実行委員会として、令和4年4月22日に契約が締結されております。

それでは、まず建設部長にお尋ねします。

前回の私の一般質問に対して、令和4年第3回定例会議事録の129ページに載っている答弁を読み上げます。

それでは、お答えします。七城ふるさとコスモスマつり実行委員会より、12月の17日に管理したいというような申出がありまして、その後、1月に入りまして、2回ほど担当課と担当職員、それから実行委員会のメンバーと協議をいたしまして、委託を受けた後の体制とか、現在雇用している会計年度任用職員の継続を望んだ場合あたりを受入れは可能かという部分も含めて協議をしながら、確認をしたところでございます。このような答弁をされております。

事前に何度も協議を行い、その協議を行った業者に入札ではなく、随意契約を行っております。まさに官製談合ではありませんか。考えをお聞かせください。

○水上隆光 議長　ここで、暫時休憩します。

○

休憩　午前10時51分

開議　午前10時51分

○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

コスモスマつりにつきましては、地域の祭りという形になりますし、そのコスモスマつりについて、コスモスというのは重要な部分になってくると思います。それと草刈り等も含めて重要な祭りになりまして、地域の祭りは地域という考えの下に、いろいろ検討をしてきたところです。

七城ふるさとコスモスマつり実行委員会の事前協議については、組織体制、それから、業務を委託した場合の業務遂行能力、会計年度任用職員が雇用を望んだ場合

の受入れ可能かということは、先ほど議員のほうからもいただきましたけども、そういうものを確認しております。最終的には担当課で実施が可能と判断したことから、平成4年の4月（後に発言の申し出があり、「平成4年の4月」を「令和4年4月」へ訂正）、指名審査会に諮りながら、契約を行ったところでございます。以上でございます。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 すみません。先ほど答弁で、令和4年4月と言うべきところを平成と言ってしまいました。訂正して、おわびを申し上げます。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 事前協議をした業者に対してですよ、入札ではなく、随意契約を行ったことが談合であるかないかということを知っているんです。全然答えになってないですよ。

じゃあ、もう時間もあんまりないんで、次、経済部長にお尋ねします。

今回の委託事業は、一者単独の随意契約でもありますので、委託金額を決定するに当たり、当然委託予定をした相手から見積書を取っての契約が、市の業務を進める上においては原則だと思いますが、見積書は取っていますか。見積書を取っている場合には、その金額をお示してください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

委託の基準につきましては、国の基準を参考にとということで、その基準に基づいて委託契約をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 見積りを取っているか、取っていないかをお答えください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

見積りのほうは取っておりません。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 見積書を取っていないとのことでした。

担当課は、見積書の提出がなかったとしたら、委託金額が分かりませんので、委託そのものがないと考えますが、どうですか。七城ふるさとコスモスまつり実行委員会と協議の上、委託金額を決定したとのことであれば、それこそ、官製談合そのものじゃないですか。

令和3年12月27日の七城河川草刈りコスモス植栽についてという事業……。

○水上隆光 議長 福島議員、質問を続けてください。

○8番 福島英徳 議員 七城ふるさとコスモスまつり実行委員会と協議の上、委託金額を決定したとのことであれば、それこそ、まさしく官製談合ではありませんか。

令和3年12月27日の七城河川草刈りコスモス植栽についてという事業の進め方や、予算、入札、契約方法などを話し合う会議に、一企業の……という会社が参加して、その後、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会に委託されたはずなのに、実際には……が仕事をしているという事実を市としてはどう考えていますか。適正な公共事業と考えていますか。建設部長、聞いていますか。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 すみません。改めて、ちょっとご答弁を申し上げたいと思いますけども、先ほど見積書は取っていないというお話をしましたけど、そちらのほうは私の勘違いでございまして、見積書は取っているというところでございます。

それから、業者というようにお話ですけども、あくまで七城ふるさとコスモスまつり実行委員会のメンバーという形で実施をされているところでございますので、申し添えます。

以上でございます。（発言する者あり）

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 見積書を取っているということですので、見積金額を教えてください。

○水上隆光 議長 ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時00分

開議 午前11時04分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長　それでは、見積り関係の一連の流れについて、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、国の基準に基づきまして設計を行い、施工伺により予定価格を設定しております。その後、指名審査会を経て、見積通知書を発送しまして、その後、実行委員会により見積書の提出がなされております。見積額は契約額となりますが、1,665万700円ということです。その他の団体についても、同様の取扱いで実施をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長　福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員　国の基準で算定された金額を基に見積伺をしたと。見積りを取っているということなんですけども、担当課が令和4年4月8日に起案した業務伺の本委託費が先ほど申された1,665万700円、七城ふるさとコスモスマつり実行委員会と受託契約した金額、これは見積額ですけども、1,665万700円、全くの同額です。なぜ担当課が業務伺の中で示した委託費が、七城ふるさとコスモスマつり実行委員会の見積りと同額なのでしょう。おかしくありませんか。

これも先ほど申しましたけども、契約する前に担当課から七城ふるさとコスモスマつり実行委員会に今回の委託金額を提示していたとしか考えられませんが、どうですか。官製談合と言われても仕方ないと思いますよ。こういうことが適正な公共事業と考えられているのかどうか、お答えください。

○水上隆光 議長　山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長　それでは、見積金額について、お知らせをしたいと思います。

見積通知書を発送しておりますけども、その通知書の中に予定価格として1,665万700円というのは明示しております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長　福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員　今の答弁、もう皆さんお聞きになったと思いますが、一般常識に照らせば、これは明らかな官製談合なんです。しかし、菊池市としては官製談合ではないということですので、きちんと議事録に記録されておかれるようお願いいたします。

それでは、最後に市長にお尋ねいたします。

市は、市民の信用をなくしては成り立たないと考えます。官製談合とも取れる契約や、一部の個人や団体に付度する行為は論外です。前回の質問で荒木議員も指摘されていた税務課の課税ミス問題や、車検切れの公用車問題等々、もしかしたら、氷山の一角かもしれません。

今回は河川管理の委託の在り方について質問いたしました。本件委託から契約までの一連の流れについて、市長は適切だったとお考えでしょうか、お聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今回の河川管理の在り方について、どう思うかという趣旨のご質問でございました。

まず、この河川の草刈り業務につきましては、これは国が本来管轄している所管事項でありますけれども、それを市のほうが、これは町の時代から受けておまして、それは国は一定の基準で予算を持っておりますけれども、当時の町が、私どもに渡していただければ少しコストダウンできますよということで、業務をいただいているのが経緯だというふうに伺っています。それを私ども市の直営事業として受けてきているわけですね。市の職員ではなかなか手が回らないので、その部分を会計年度任用職員の方々を探して、お願いをしているわけでございます。

ご存じのとおり、会計年度任用職員はその会計年度のみ、仮に来年やるとしても、またそこで新たな契約をやるわけでありますから、会計年度任用職員をやめて、こちらの委託にするのはけしからんではないかとおっしゃっているのは、そもそもそれは筋論が違います。私どもは判断として、直でやる自信がないと。人集めも大変だということで、困っていたところに、地元の方々が、それはやっぱりコスモスまつりで、祭りだけ盛り上がりも、花が咲いてないんじゃ、これは話にならんということで、地元愛から発議をされて、自分たちがやろうと。言うならば、あえて苦勞を引き取っていただいたわけでございます。メンバーとしても、商工会の皆さん、区長会の皆さん、そしてまた、商工会の七城支部の青年部の皆さん、ある意味では地域を挙げてということが、もう非常にこれは発露されている団体であるわけであります。ですから、我々としては、もうまさに地元は一生懸命にやっていたということ、官民連携でやっていくすばらしい事業であるというふうに考えまして、委託をお願いしたわけであります。それが理由で随意契約になっているわけであります。

その金額につきましては、国がもともと市に委託する金額があるわけですが、我々は、それをじゃあなるべく従ってやりましょうということで、もともと頑張っ

できておりますから、その我々としても持っている金額がございますから、これでやっていただけませんかねということで、合意が成立したということございますから、特段問題も契約についてはございませし、今申し上げたような審査もきちんと庁内で行っておりますし、これが官製談合とおっしゃるならば、それは私はどう見られるかは、私のほうでは人の頭の中までは、それはあれこれ言えませんが、本当に官製談合とおっしゃるのであるならば、ここでおっしゃるのではなくて、別のところで別のやりようがあるのではないのでしょうか。（発言する者あり）私どもは、ですから、きちんとやっておりますということを申し上げて、私の見解といたします。

以上でございます。

○水上隆光 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 今の市長答弁で、途中までは確かに納得するような答弁をいただきました。ただ、その中で、委託がけしからんとか、そういうことを言っているんじゃないかと、令和3年度まで会計年度任用職員さんはきちんと草刈りもされ、苦情もないような感じでされていたんですよ。それを委託する。委託そのものが悪とは申し上げておりません。その流れがおかしいんじゃないかと。それを今日ずっと述べたんですよ。前回も述べました。それに対して市長の答弁では、適切だったというお答えをいただきました。

今回も、もう時間もありませんので、またこれは引き続きやらせていただきたいと思いますが、前回の一般質問でも申し上げました。江頭市政になってから不祥事が増えていると私は思います。もっと市民目線で、襟を正し、緊張感を持って、市民に信頼される市政運営に改善されることを申し述べて、私の一般質問は終わります。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、福島英徳議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前11時15分

開議 午前11時21分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 おはようございます。福島議員のおかげで、かなり陰悪

な雰囲気になっておりますけども、張り切って和やかにいきたいと思っております。議席番号15番、荒木崇之です。

今回の消防団に関する質問をするに当たって、私自身の消防団歴としましては、22歳で泗水町役場に入庁したときに、本部機動隊に入団し、32歳のときにFA宣言して、地元の福本二区消防団に入り、45歳で退団しましたので、23年の消防団歴であります。

議員の方の中には団長経験者もおられますし、二ノ文議員のように、18歳から53歳まで、長く消防団を務められた方もいらっしゃいますので、消防団在籍年数では、はるかにベテランもいらっしゃいますが、今回質問します操法大会の出場回数で言えば、23年中16回出場していますし、優良団員表彰も指揮者で2回、2番員で1回、受賞しています。何より本部機動隊で指揮者として優勝、福本二区消防団で指揮者として最下位を経験しています。あまたいる消防団員の中でも、指揮者で華とどべを経験したのは私だけではないかと自負しております。

先日、テレビの「世界！ニッポン行きたい人応援団」、その再放送でアルゼンチンの女性消防士が、世界一と言われる日本の消火や救助技術を体験するために、東京の目黒消防署で訓練に参加したり、山形県酒田市消防団の行事に参加している様子が放送されていまして。

今さら私が言うまでもありませんが、消防団の歴史は古く、江戸時代、八代将軍吉宗が江戸南町奉行の大岡越前に命じ、町組織として火消組である店火消を編成替えし、町火消「いろは四八組」を設置したことが今日の消防団の前身であると言われております。

消防団は、世界に類を見ない、日本独自の制度であり、消火活動のみならず、地震や風水害など、多数の動員を必要とする大規模災害時の救助・救出活動、避難誘導、災害防御活動など、非常に重要な役割を果たしています。さらに、地域に密着した活動を展開しており、地域における地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしているのは皆さんもご存じだと思います。

しかしながら、現在においては、生活様式の変化、核家族化により、消防団に自ら入団したいという若い方は少なく、消防団の勧誘がない市街の住宅地へ移住を望む傾向が増えているのも事実であります。

実際、菊池市消防団の人数は、定員1,632名に対して、現団員は94%の1,539名となっております。私も消防団を退団したからこそ、消防団で知り合った異業種、幅広い世代の方々との交流、地域コミュニティでの貢献をよかったと思えますが、正直に言いますと、在団時は行事が面倒だと思うことも多々ありました。消防団の年間行事の主なものとして、1月の出初め式、4月にある操法大会、方面隊

予選、7月の市の操法大会、12月に夜警と呼ばれる年末警戒活動であります、特に操法大会の練習については、消防団に熱心なところは1か月前から練習し、大会の2週間前は每晚8時から10時までの練習となり、予選を突破した班は、7月の市の操法大会に向けて、1か月以上前から練習、9月か10月の県大会まで出場なら、4月から10月まで約半年間、操法の練習をしていることとなります。

私も、泗水町本部機動隊のときに、二度菊池郡大会に出場したときは、消防に入っていない友人は女性と夏を満喫している中、町営グラウンドで黙々とホースを投げては巻き、ホースを投げては巻き、呪文のように、火点は前方の標的、水利はポンプ右側後方と叫び、江戸腹を着ていると、背中が女性用下着の跡のようにバッテンに日焼けし、海水浴にも行けなかった若き日の夏を思い出します。

先ほども話しましたように、昨今は生活様式の変化だけでなく、働き方も変わっています。労働時間だけでなく、土日の勤務、さらに数年前からダブルワーク、いわゆる副業を国が推奨しており、仕事の在り方や価値観についても、多様性を認め合う時代になってきています。

そこで、お尋ねします。

操法大会の開催についてですが、県大会は2年に一度となっております。もちろん全国大会につながっている年もあります。本市で毎年開催しているこの操法大会を県大会に合わせて2年に一度にする考えはありませんか。1点目、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、荒木議員のご質問にお答えいたします。

本市消防団の操法大会につきましては、2年に一度開催される県大会に合わせて菊池市支部大会を実施しております。また、菊池・七城・旭志・泗水の各方面隊において、支部大会出場に向けた予選会を行っているところでございます。

県大会がない年においても、方面隊によっては訓練の一環として、操法大会やホース連結訓練等、必要に応じた訓練を行っている状況でございます。

このような中、操法大会の実施に対しましては様々なご意見が寄せられているところでございますが、令和3年8月に消防庁より消防団員数が減少していることや、災害が多発化、激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員数を確保することを目的として、消防団の処遇等に関する検討会の報告書が公表されております。

この中に操法大会の在り方についての記載もあり、本大会を過度に意識した訓練

とならないよう適切な大会運営に努め、随時、点検・見直しを行っていくことが重要であると記されております。

消防団員の存在は地域防災力の中核として欠くことのできない存在であることは言うまでもなく、ますますその重要性は高まっております。こうした国の方針を踏まえ、本市においても消防団員の確保については重要な課題として捉え、現在、消防団において操法大会を含めた消防団行事や団運営の在り方について、検討しているところでございますけれども、その中で、操法大会については、来年度の菊池市支部大会は実施しないと決定されたと報告を受けております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 総務部長、私が聞いているのは、来年の菊池市支部の操法大会を実施するかしないかを聞いているわけではないんですよ。2年に1回にするかしないか聞いているのに、単刀直入にお答えください。

いいですよ。この操法大会を2年に一度の開催にしてはというのは、これは総務部長は入っておられたですよ。予算決算常任委員会総務文教分科会の中で私は言っておりました。ですので、しっかりこの答弁はされるものと思っていたんですけども、操法技術が火災現場において非常に重要であることは私も身にしみて理解しております。しかし、消防団への強制加入などが、菊池市の人口減の一因となっていることは否定できない事実であると私は推察します。

私も地元消防団への勧誘のお願いで回ったときに、父親のほうは割かし理解があるんですけど、入団に対してあまり反対されませんが、母親のほうは消防に入ると酒を覚えさせられるとか、年末警戒のときは遅くまで飲まされて、朝にふらふらになって帰ってくると言われる場面が、これは多々ありました。総務部長もたしか本部機動隊にいらっしゃったので、それはよくお分かりかと思えますけども。

また、消防団というワードをインターネット、ヤフーで検索すると、やめたい、強制、飲み会、パワハラなど、ネガティブな言葉が後段に続き、菊池市の消防団ではあっていないと信じたいのですが、年末警戒で深夜まで正座で飲酒させられた。操法大会で練習させられるのは若い団員ばかりで、年配団員は口を出すだけ、仕事で練習に遅れたのに怒られるなどの実体験が語られています。

消防団の幹部さんが歴史や精神を重んじるあまり、規律という気持ちが強くなって、逆に、若い団員との間に価値観の相違が生まれ、今のように団員が減少して消防団存続の危機となるなら、そもそも本末転倒ではないでしょうか。

そこで、消防団員に対して、これは幹部じゃないですよ。幹部さんは大体消防好

きですから、幹部ではなくて、平団員に、一般団員に操法大会の2年に一度の開催についてアンケートを取る考えがあるのかなのか、お尋ねをします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 先ほどの答弁で、来年の消防の操法大会を実施しないというところを最後に申し上げたんであれですけども、今現在、消防団においては、それ以外にも、消防団の行事や団運営の在り方について、今、引き続き検討しているところがございますので、そういったところは、随時、変えられるところは変えていただければと思っております。

それから、アンケートの件につきましても、消防団においては、分団長以下の幹部団員への意見聴取等も行われているかと思っておりますけども、本市においても、全団員へのアンケート調査を実施するなど、風通しのよい消防団運営に取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 風通しのいい団ということで言われていますけど、私、これ、さっきも言いましたように、予算決算常任委員会総務文教分科会で言ったときに、1,539人、そのときは1,600人ぐらいと言ったんですけど、1,600人ぐらいのその消防団だったら、すぐにアンケート取れるじゃないですか。

昨日から、よく検討するとか、精査するとか言われるけど、そういう言葉はもうやめて、いつまでにアンケートを取りますと。今会期中に取りますとか、そういう言葉で言ってもらわないと、何かそれですっと逃げられている気がするので、明確にお答えいただきたいと思っているんですけど、1,539人か、そのぐらいだったら、もう皆さん、メールも知ってるし、変な話、菊池安心安全メールか、あれもあるぐらいなんで、すぐ取れると思うんですけど、幹部を通さないで、本当に風通しがいいというなら、幹部を通さないで、平団員に直接送って、直接返信してくださいと。その他ありませんかじゃなくて、操法大会を2年に1回にすることに対して、賛成か、反対か、丸かバツかで出させれば、すぐに取れるんじゃないかというふう考えるわけでありませぬ。

では、市長にお尋ねしますが、市長は消防経験はあるんですか。消防団経験はあるとですかね。まあいいです。市長は、熊本県消防協会菊池支部支部長という立場にありますが、アンケートの結果で、団員の多くが、例えば操法大会を2年に一度に開催したいという、そういう選択を選んだときは、その意思を尊重する考えな

のかどうなのか、お尋ねします。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今、消防団に関するお話でございますが、アンケートのほうは、今、準備を行っているというふうに了解しているところでございます。アンケートが行われるということの一つの前提として申し上げますと、まず、消防団というのは、私どもにとって大変心強い存在であります。また、皆さん、お仕事を持ちながら、いざというときにはすぐ駆けつけなければいけない。そのことは、もう地域に対する愛情がないとできないことであります。場合によっては、深夜、ご家族にご迷惑をかけながらということも多々あるかと思えます。こうした団員の皆さんの地域愛、貢献に対して心から敬意を表する次第でございます。

一方で、先ほどからお話のあったような、団員の皆さんの心身ともの負担感、モチベーションの維持の問題、一方で、団員がまだ定数が満たされていないという現状、こうしたことを消防団幹部も、そしてまた、市としましても重要なことと捉えておりますので、今、団におきましては、こうしたアンケートの準備とともに、その結果を踏まえて、見直しをしようという動きであるというふうに思っております。何よりも団全体としての意見というものを私としては尊重していきたいというふうに考えている次第でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 消防団員のそのときの意見を尊重したいということだったので、非常に前向きかと思えますけど、アンケートはもう本当、年前にやってくださいよ。すぐにできるわけですから、丸・バツだったらすぐできるんで、これはやってもらいたいと思うんですけど、菊池市消防団規則第15条に、これは団長は、消防団員に対する消防の知識及び技能の習得並びに向上のために、毎年、定期的に消防団に必要な各種の訓練を行わなければならないとあり、同条第2項には、訓練計画は、あらかじめ市長の承認を受け、実施結果を市長に報告しなければならないとあります。つまり、江頭市長が承認しなければ、操法大会という訓練は、これはできないわけなんです。消防団が、幹部が、いや、うちはやるよと。洒水だけはやるよと言っても、市長が、いや、だめだよと。承認を受けなきゃだめだから、だめだよと言えばできるわけですから、そこはいろんな反発はあるかもしれませんが。それを歓迎する人もいるかもしれないし、反発もあるかもしれない。しかし、そこはさっきおっしゃられたように、尊重していただいて、多いほうの意見を取っていた

だきたいというのが考えであります。

次の質問に移る前に、出初め式というのもあります。これが寒いときにやるんですよ。もう来賓いじめのように、もう寒いときにやるから、できれば、これもやっぱり昼からぐらい、ゆるっと、出初め式って、ある意味、祭りですから、ゆるっと昼からやって、これは何でかという、私もそうだったんですけど、8時からやると、皆さん、市長、何時に来ているか知っていますか、団員。4時とか5時に来ているんですよ。そこで通常点検の練習をして、もう皆さんご存じだと思います。役所の職員の方はですね。通常点検の練習をして、朝飯も食べないで、並んで、ざくざくした霜柱の立つところにあると。それも訓練といえば訓練かもしれません。しかし、もう時代は令和になっていますから、緩めるところは緩めて、そして、アットホームにやるところはアットホームにやる。これもぜひ、来賓としても、昼から、1時ぐらいからしていただくと非常に助かりますので、そちらのほうの検討もぜひ消防団と一緒にしていただければというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

菊池市競争入札参加資格審査申請についてですが、分かりやすく言いますと、公共工事の入札に参加するための指名願の申請であります。菊池市では、令和5年度と令和6年度の指名願を11月1日から11月30日まで受け付けていましたが、もう終わってしまいましたね。今年、それを受け付けたわけですよ、指名願をですね。その中の添付書類について、どうしても納得いかない内容がありましたので、質問します。

ここに指名願の申請の手引きがありますが、ちょっと議長にお許しをいただいたので、示します。

[手引きを示す]

非常に小さくて見えないんですけども、申請に関しての注意事項(8)、線が引いてある、この赤字で書いてあるところなんですけども、ここに菊池市の法人の場合で、個人事業者は違いますよ。菊池市の法人の場合で、代表者が菊池市に居住している場合は、代表者個人の未納がない証明も提出してくださいと。ご丁寧に赤字で記載してあります。赤字で記載してあるくらいなので、非常に重要な書類だと考えますが、私が納得できない部分は、この菊池市の法人で、代表者が菊池市に居住している場合は提出してくださいのところであります。菊池市内業者と市外業者のパターンを示した表になりますが、これは4パターンしかないわけですが、実は、パネルを示します。

[パネルを示す]

これ、作ってきましたんですけど、1、法人が菊池市内にあって、代表者も市内

に居住、2、法人が市内にあって、代表者は市外に居住、これを一般的には市内業者というわけなんですね。3、ここからが市外業者の扱いなんですけど、法人が市外にあって、代表者が市内に居住、でも、これでも菊池市外なんです。法人は市外にあるから。法人が市外にあって、代表者も市外に居住という、この4パターンが大体考えられるんですが、この指名願の手引きの解釈ですと、1の法人が市内にあって、代表者も市内に居住している会社のみが、代表者個人の未納がない証明を添付しないとイケないことになっています。ほかは要らないんです。なぜか。

1というのが、この1だけが出さなきゃいけないんですけど、この未納がない証明というのは、皆さんご存じだと思うんですけど、これはただでは発行してくれません。ですよ。300円、市役所は出させているわけですよ。取っています。これが市内業者の負担となっているわけですけど、しかし、市外業者にはその提出業務はありません。なぜか。

お尋ねします。

なぜ市外業者を優遇しているのか。また、市外業者の代表者は、その自治体に滞納があっても、菊池市の公共工事に参加できるという解釈でいいのか、お尋ねをします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 まず、1点目の納税証明書を添付することになった、若干経緯をお話させていただきたいと思います。

まず、競争入札参加資格申請書の添付書類の一つに未納がない証明書を添付いただいております。法人については、市内市外問わず、国税、県税、市町村税の未納がない証明書（納税証明書）を添付していただいているところでございます。

また、市内業者の代表者で菊池市に居住している者、これ、荒木議員がおっしゃるところでございすけども、未納がない証明書の提出を求めるようになったのは、平成18年度に工事入札参加資格審査会で、法人の代表者の納税を競争入札参加資格審査の要件にできるか弁護士に法解釈を確認し、また、県内で実施している市はそれぞれの市内業者だけを対象としていることが確認され、審議されております。

その結果、工事等は菊池市が発注するので、工事等を受注する機会が多い市内業者の代表者で菊池市に居住している者について、菊池市に税金の滞納があるのは問題があるとの観点から提出をしていただいております。

同様の措置を取っておるのが、今現在、14市のうちの9市が本市と同様のような感じをしております。これ、2点目だったかな……。

○15番 荒木崇之 議員 2点目は、滞納し放題でも入札に入れるんですかという

こと、市外業者。

○上田敏雄 総務部長 市外業者、また、市内業者で、個人が市外在住という方については、納税証明書を取って確認しておりませんので、仮にそういう場合でも入札参加には入れるという解釈になるかと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 再質疑いたしますけど、私は、なぜ菊池市内業者にばかり、その高い倫理観を求めるのかが分からない。というのが、市外業者は代表者が滞納し放題でも指名願を提出できるわけですよ。市内業者にはですよ、これ、添付業務を課していて、代表者個人の滞納があったら、恐らく受け付けないと思いますので、入札に参加できない。

例えば、同じ市内の会社であっても、これ、2年ごとに更新ですから、2年前は父親が代表者で市内に居住していたと。そういうときは提出業務があって、同じ会社なのに、その会社が息子さんや、例えば社員が跡を継いで、後継者が例えば合志市に移住していたとする。居住していたとします。そしたら、提出業務が免除されるというのは、同じ会社でおかしくないですか。公平性に欠けると思うんですけど、私は菊池市が独立採算の交付税の不交付団体ならそのマイルールはいいと思います。それも理解できますけど、やがて財源の約6割強を交付税に依存している自治体なら全国どこの自治体の税金も入っているわけですから、交付税という形で。市内市外の法人にかかわらず、代表者の未納がない証明書の提出を課す、もしくは課さない、これを全部丸にするか、全部出させるか、出させないか、そうするのが公平性だと思いますけど、今後、改善する考えがあるのかをお尋ねします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 今、おっしゃられた荒木議員のご意見も踏まえて、今後、熊本県や他市の状況等も勘案して、検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 検討するという答弁でありましたが、そもそも聞きたいのですが、法人と個人、会社と代表者というのは別なんじゃないですか。

私は、指名願の添付書類には、法人、つまりは会社の国税、県税、市税、未納がない証明もしくは納税証明書を提出しなければなりませんとありますけども、これ

は当然です。会社が滞納しているか、滞納していないかはね。

ただ、しかし、法人と個人は別と考えるので、出させない、それ、代表者に出させるのに何の意味があるのかなと思って、この弁護士に見解を伺いました。市の弁護士は、私、誰か、後で聞きたいんですけど、大丈夫かと思えますよ。この弁護士の見解、法人とは、法律によって権利・義務の主体となることが認められた自然人、この自然人というのは個人です。自然人ではない団体のことをいいます。法律によって、あえて自然人とは、別個、独立の権利・義務の主体性、いわゆる法人格を付与されていることを考えれば、いかに法人の構成員であっても、その構成員たる自然人と法人の財産は峻別される必要があります。したがって、法人に何らかの法的な効果が生じたとしても、その効果は個人に及ばないのが原則です。例えば、会社の破産であっても、法人と個人とは、法律上、別の人格とされており、分かりますね。別の人格とされており、その構成員である個人には、法人破産の効果は及ばないというのが、相談した法律事務所の解釈でありましたので、先ほど上田部長も14市調べたとおっしゃいました。

私も近隣の自治体である山鹿市、合志市、玉名市の指名願の申請書類に、法人の代表者の未納がない証明書の提出義務を聞きましたが、この3市は、市内市外にかかわらず、代表者個人の未納がない証明書の提出は求めているということであり、理由は、いずれも法人の納税証明書の提出はさせているが、会社と個人は別との考えであるためとのことでした。

ちなみに、うちと人口が近い荒尾市、それに宇城市は提出させていたので、今の弁護士の見解を尋ねたところ、何ですかねと。確かに検討する余地はありますねと。ただ、おたくさんは私が住んでいるわけじゃないから、どうぞ市でやってくださいと。ただ、私、これつけさせるのは非常におかしいんじゃないですかねと、いうことを言っています。

では、私も法人と個人は別人格との考えであるので、代表者個人の未納がない証明書をわざわざ添付させる意味がありませんが、しかも市内業者だけに。個人の未納がない証明書添付しなければいけない法的根拠があればお示してください。弁護士が言ったからはだめですよ。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 先ほど経緯を申し上げましたけども、そこで法的根拠は確認できておりませんので、今、ここで法的根拠を示すことはできないというところで答えさせていただきたいと思えます。

○水上隆光 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○
休憩 午前11時52分

開議 午前11時57分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 今の答弁で、法的根拠というのは弁護士に確認していないというところがありましたので、ちょっと納得できないので、もう一度聞きますので、明確にお答えください。

法人と個人が別というのは、民法第72条、これは会社の財産は個人に帰属しないというのがあります。今は変わっているかもしれませんが、それと会社法では、個人と法人は別人格という定めもあります。会社破産時の判決ももちろんあります。

菊池市が代表者個人の未納がない証明を求めているのは、何らかの根拠により求められていると思います。もちろん行政ですので、何かしらの法律に基づいた根拠があるから、こういうことをやらせているわけなんですよ。その負担をさせているわけなんですけども、ですから、その明確な根拠をお示しください。もしお示しできないのであれば、法的な根拠はないという答弁でも構いません。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 荒木議員のご質問にお答えいたします。

菊池市としての条件を定めたことは、地方自治法施行令第167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならないというところに基づいて、菊池市としてその納税の義務を定めているところでございます。

その個人への納税証明書を求めた理由につきましては、法的な根拠ではなく、社会的規範や市民感情等、その旨を勘案して、当時の入札参加者資格審査会で決定したものと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 それは法的根拠はなくて、言うなら、市の思いというか、その規範となるべきということなんですけど、一番規範となるべきは市の職員じゃないですか。資格審査委員会のメンバー、だったら、今、議会の中で議会改革検討協議会があります。その中で、この税金を扱う、公共工事を扱う職員は、市民の規

範とならなきやいけないので、業者に対してそれを提出させるなら、職員個人の滞納があるかないかも提出させなければならぬと。議会で勝手にマイルールつくったら、職員さんは反発するでしょう。それと一緒にですよ。ちゃんと法的根拠に基づいて、私は、やっているなら、今回、何も言いません。しかし、荒尾市も宇城市も答えられなかった。弁護士さんが何を思ってそれを言っているのか、私、分からないので、個人的に後でその弁護士さんの名前をお聞きしたいと思っていますんですけども、明確な法的根拠を示せられませんけども、法的に提出義務のないものを提出していた、させていたのなら、これは問題です。

2年前の指名願の提出書類の中にもありましたから、少なくとも二度も市内業者の代表者にだけ負担をかけさせたこととなります。これは、いかに菊池市が他の自治体を見ていないどころか、これ、合志市、山鹿市、玉名市はやっていないわけですから、見ていないどころか、法解釈に何の疑問も持たないで仕事をしていたのかの表れではないでしょうか。既に指名願の提出期限は11月30日で終わっていますが、本来なら、業者に対してですよ、市内の業者に対して unnecessary書類を提出させてしまい、申し訳ありませんでしたと謝罪すべきです。

では、 unnecessary書類はつけさせるのに、肝心な記載が抜けていることをお尋ねします。

先ほど、山鹿市と玉名市の指名願を精査したと言いましたが、山鹿市と玉名市は指名願の手引き、この菊池市でいう注意事項というところがありますけども、これと同じところに、次のいずれかに該当するものには資格を与えまないと、はっきり赤字で書いてあります。それというのが、国税や県税を滞納している者とか、建築業法の資格を有してない者とか、これはどの自治体、菊池市も共通して明記してあるものばかりですが、山鹿市は、⑥で暴力団に対する団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する、暴力団もしくは暴力団員またはそれらと密接な関係を有している者の申請をできないと明記してあり、暴力団等に該当しないことの誓約書の提出も求めています。玉名市も、(9)で玉名市公共事業請負契約に係る暴力団排除措置要綱第2条の者は申請できないと明記されており、誓約書の提出も求めてあって、申請書の提出後は、玉名市に照会を行いますとあります。もちろん合志市でも同様の内容が手引きに記載されております。

では、お尋ねします。

菊池市では、暴力団との関係がある者の指名願の提出について、指名願の手引きの中に記載されていませんが、暴力団との関係禁止の記載がなぜないのか、お尋ねをします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 暴力団関係に対しての条例は別途設けておりますので、こちらのほうで対応していたということですが、ほかの市町村の事例も見ながら、今後、必要であれば改正していきたいと思います。

以上です。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 答弁で、私は多分様式第10号の役員名簿照会承諾書を提出させているから、ここで確認しているということだというふうに言われるかと思っていたんですけど、もちろん本市でも菊池市暴力団排除条例や、菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例を制定しております。でも、今の世の中、ゴルフするのでも誓約書にサインが必要なのに、指名願の手引きに明記されていないという理由が分かりません。

菊池市のほかの例えばプロポーザル型の公募、そういうのにはきちっと明記されているわけですよ。でも、この一番大事な指名願の手引きに記載されていないのはちょっとおかしいんじゃないですかね。

近隣の自治体も、もちろんこの役員名簿照会承諾書というのを提出されています。これは誓約書ですよ、暴力団とは一切関係ありませんという。これを提出されていますが、きちんと手引きや仕様書にも記載されており、これは単純に本市が申請の手引きに記載を忘れているとしか考えられません。次の指名願の受付は2年後になりますけど、近隣自治体と比較しながら、本当に必要な書類と、市のマイルールで余計に事業者負担をさせさせている書類がないか、一から精査すべきではないかと考えますが、その精査をする、精査して、こういうところが多かったです、こういうところが不備だったですというのを報告してもらいたいと思うんですけど、やられるか、やられないか、お尋ねをします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 ご指摘の件につきましては、速やかに精査し、必要に応じて報告もいたしたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 次は2年後でありますけども、2年後、まだ議席がありましたら、そこはちゃんとやっているかどうか、きちっともう一回聞きたいと思

いますので、なるべく早く精査の結果をお知らせいただきたいというふうに思いますが、財政課の職員さんに指名願の書類の件を話しましても、インターネット受付とかになって、なかなかつながらないというようなお話はありますけども、なかなかその業者さんからの苦情はないというふうに言われますけども、業者はやっぱり指名に入れてもらう、仕事を受けさせてもらう側ですから、言わないというか、言えないのが本音だと考えます。

しかし、市の職員の給与も税金、市長の報酬も税金、私たち議員の報酬も税金です。市民はもちろんのこと、市内事業者の納めた税金も財源であることは忘れてはなりません。

過去には、勘違いして、あの橋は俺が造ったとか、あの道路は俺が造ったとか言っていた職員がいましたが、正しくは、市民の税金で造った道路を仕事として担当させていたというものが正しいですので、申し添えておきます。

最後に、コロナ禍やロシアのウクライナ侵略による物価高で、景気回復の先行きが不透明な今だからこそ、本市の中小企業振興基本条例にのっとり、市内中小企業の経営基盤の強化及び健全な発展を促進することにより、中小企業の振興を図り、もって、活力ある地域社会の実現を図ることを目的とするとの理念を再認識すべきであると申し上げて、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長　これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○
休憩　午後0時08分

開議　午後1時00分
○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、副市長から発言の申出がっておりますので、発言を許します。

芳野副市長。

[登壇]

○芳野勇一郎 副市長　先ほどの福島議員の一般質問への私の答弁の中で、実行委員会の事業者の方として参加いただいていると答弁しましたが、正しくは、実行委員会の委員として打合せに参加いただいているでございます。おわびして、訂正させていただきます。

○水上隆光 議長　次に、緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 皆さん、こんにちは。議員が変われば議会も変わる。議会が変われば行政も変わる。行政が変われば菊池市も変わる。解して律し、律して論じ、論じて決し、決して行う。愚直に、そして確実に議会改革を行っていくべきだと考えております。議席番号9番、緒方哲郎です。

それでは、通告に従って、一般質問をさせていただきます。

まず、有害鳥獣についてお尋ねをいたします。

9月定例会において、3名の議員さんもこのことについては質問をされておられますし、また、本定例会においても、先日、猿渡議員のほうから執行部へ、しっかりとした質問をされて、私のほうはもう何も言うことはないのかなという思いもしておりますが、私なりの考えをこれから述べさせていただきたいと思っております。

私は、11月3日の日に有志議員さん方と一緒に、午前中に猟友会の方々と一緒に実際の被害現場へ行って、被害の状況を見て回り、午後からは三角町戸馳にあります株式会社イノPの取締役の方、また、県北広域本部林務課のお二人の方から、現在の被害状況から考えられるこれからの菊池地域の姿などを伺うことができました。そこで思いましたのが、この有害鳥獣の問題は、本市にとって大変重要な課題であるとともに、早急に解決に向けて対策を講じていくものとの考え方から、今回、この質問をすることにいたしました。

そこで、改めて、直近の本市における捕獲の状況と被害の状況をお示しください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、直近の被害状況等をお答えいたします。

まず、本市の有害鳥獣の捕獲状況につきましては、直近3年間で令和元年度は、イノシシが767頭、ニホンジカが81頭、カラス及びハトを合わせました鳥類が573羽となっております。

また、令和2年度につきましては、イノシシが786頭、ニホンジカが79頭、鳥類が387羽となっております。

また、令和3年度は、イノシシが794頭、ニホンジカが155頭、鳥類が285羽となっております。

なお、本年度の直近の捕獲実績といたしましては、10月末日現在でございますが、イノシシが434頭、ニホンジカが85頭、鳥類が172羽となっております。昨年度の同日と比べますと、全ての鳥類（後に発言の申し出があり、「鳥類」を「鳥獣」へ訂正）の捕獲数が増加している状況でありまして、イノシシとニホンジカは8割以上も増加している状況となっております。

次に、本市における直近3年間の有害鳥獣による農林作物の被害額につきまして

は、本年第3回定例会において平議員の一般質問での答弁と同じになりますが、公表値で申し上げます。令和元年度が631万6,000円、令和2年度が665万7,000円、令和3年度が972万3,000円となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 答弁の中で、鳥獣を、鳥類と間違えて申しあげました。おわびして、訂正申し上げます。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

今、答弁をいただきました。今年度、令和4年度においては、捕獲頭数あたりは、イノシシ、シカともに、現段階で8割増えおるといようなお答えでございました。

皆さんも、この数字に関してはもう何度もお聞きになっているのかなというふうに思いますけれども、私は被害の状況を実際に視察して思いましたのは、捕獲の数に関しては、そう大きな開きはないと思うんですが、この被害額ですよ。その被害額、その数字自体に関しては、実際の状況というのはちょっとかけ離れているのではないかなという思いがしたところであります。

実際、視察に行きましたところ、イノシシが侵入できないように、ワイヤーメッシュをいろんなところで張ってありますけれども、それをアナグマあたりが下のほうを掘ることで、その穴を利用してイノシシが穴をこじ開けて中に入っていく。米を植えてある畑があったんですが、その畑はイノシシの沼田場ですよ。自分についたノミあたりを落とすために寝っ転がる沼田場となっていて、収穫できない状況であったり、また、牛の飼料として作ってあるトウキビ畑や、また、米を作っている田んぼのあぜ道、また、土手に何本ものイノシシの通り道があって、当然そこはトウキビ畑や田んぼの中の作物が踏み倒されて、収穫困難な状況であったり、また、全く収益が上がらないと言われていているところ、これが田んぼ一区画というよりも、その辺一帯というような感じで広くある。被害を受けているところが何か所も見てまいりました。

そこで、再質問ですが、今、お答えになったその数字、被害額、その数字は何を根拠に出されたのか、お答えをお願いしたい。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、被害額の積算の根拠ということでお答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、本市における有害鳥獣による農林産物の被害額の積算方法につきましては、熊本県農業共済組合へ有害鳥獣による農林作物の被害額を照会した結果と、市の鳥獣害防止対策事業補助金の申請時にいただきます土地の所在、被害面積、作物名などのそういった情報を基に、県が定めております単価を用いて被害額を算出しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 県の農業共済による被害状況と、あともう一つ、市の事業であるものに添付する書類を参考にして、県単価を基にして出されたというようなお答えでしたが、多分執行部としても、清水部長あたりは、住んでおられる方もそういう被害が多いところだと思うんで、実際のその二つを積算した数字というのが、実際の数字とはちょっとかけ離れているんじゃないかというものはお思いになっているんじゃないかと思えます。

例えば、旭志にあります飼料を生産している会社ですが、延べ320ヘクタールで、自らトウモロコシを主体に完全の混合飼料を製造している会社です。その辺、ちょっとやっぱりトウモロコシの被害額があれば、当然生産にも影響してくるでしょうし、その被害というのは大変大きなものになってくるだろうと思えますが、輸入飼料高騰化でも、価格を抑えながら経営努力をしているということでもございましたし、また、農業共済に関しましても、当然必要な制度であります。ちょっと内容的にお尋ねをしますと、5割以上被害がないと共済金というのが出てこないというようなことから、その農業共済自体に加入しておられない方もたくさんおられるということも考えられます。

そこで、これは城南、八代地域の例をお話させていただくんですが、八代地域には干拓地があります。そこでのカモの被害が相当考えられるということだったんですが、なかなかその辺の被害状況がまとまらないということが続いていたそうです。そこで行われたのは、それぞれの行政区に生産組合というのがありますが、そこにアンケートを依頼したということでもございました。なかなか個人では被害の状況を報告することというのはためらわれていたのかもしれませんが、このアンケートを各行政区の生産組合に依頼したところ、被害の報告が驚くほど上がってきたということでもございました。

これは令和2年の資料になるんですが、八代地域のカモの被害額、これは1億3万1,000円、被害総額が1億6,576万8,000円、このような数字にな

っております。この被害総額で見ますと、2番目の宇城地域というのが7,452万6,000円、3位の熊本地域に関しましても、7,065万8,000円というのになっております。ちなみに、菊池地域は2,314万8,000円というような感じで、非常にこのアンケート自体が効果があっているということになると思います。

そこで、これから、菊池市としてやっていくべきことというのは、このような事例など、八代地域なんかの事例などを見ながら、実際の被害報告の状況把握をしっかりとやっていくべきだと考えますが、これから被害状況の把握について、執行部のお考えがあればお答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまの緒方議員のご質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、有害鳥獣による農林作物の被害額に関しましては、あくまで公表値でございまして、議員がおっしゃいました農業共済に加入されている作物につきましては米と麦が主でございまして、全ての農林作物が加入されているわけではございません。

また、鳥獣害防止対策の市の補助金については、被害を受けた全ての農業者や林業者の方からの申請がされていないとっております。

このため、本市で把握できていない農林作物の被害があり、実際の鳥獣による農林作物の被害額と先ほど申し上げました公表値には差異があると思っております。

そうしたことから、従来の調査で把握できていない被害額をできるだけ把握するために、本年度から菊池市有害鳥獣捕獲隊や林業研究グループなどの関係団体と連携して、新たな被害の情報収集に努めております。

また、今年の年末に農業者の方々へ営農計画書が配布される機会がございますので、その機会を利用して、有害鳥獣による農林作物被害のアンケートを配布する予定でございます。

このアンケートにつきましては、約2,000件の農業者の方々に配布することができますので、より多くの農林作物被害が把握できるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

公表値に差があるということは、執行部としてもお考えになっているところだということで、年末の営農計画書あたりにアンケートを入れるということでありまし

たが、なかなか個人でアンケートを書こうとしたときに、出される方もおられるかもしれないですが、その辺を考えたときには、八代地域みたいな感じで、生産組合長さん、生産組合を単位にしてやられる方法もあるのかなと思いますので、その辺はちょっと検討していただきたいと思います。

この被害状況の把握というのは、一つの大きな課題であると思っております。実際の被害現場は、見る限り、まだまだ被害というのは大きなものじゃないかということも感じました。八代地域の例のように、アンケート次第で被害状況を提出しやすくすることで、被害額の上乗せができるのではないかと考えております。

また、その被害額の提出内容の捉え方、被害額の捉え方にしても、例えばトウキビあたりのごとく例に挙げますと、作業、植付けや刈取りあたりを、それを委託という形にすると、植付けに関しては、基本料であったり、種子代であったり、その辺の経費あたりで9, 143円ぐらい、刈取りに関しましては、刈取り代であったり、ショベル代であったりということでも8, 688円、反当たり、10アール当たり1万7, 831円となるんですが、この被害額というものの捉え方として、このような感じで経費というものあたりで出されると、なかなか上がっていかないのかなという思いもありますし、また、栗の生産農家さんあたりが言われるのは、反当たり、おおむね100万円ぐらいの売上げがあるんだけど、その辺、経費を計上するのか、どうするのかというようなふうにお悩みになっておられる方もおられましたので、この辺の私は見込生産額というようなもので計上していただいて、被害額を上乗せしていったほうが良いと思うので、その辺の被害の捉え方ということも一律にさせていただきたいというふうに思います。

まず、本市として、有害鳥獣において行うべきことは、この被害額を提出しやすくして、被害額の上乗せをしていくことだと考えますので、しっかりとした状況の把握をしていただくよう、1点目に強くお伝えをしていきたいと思っております。

そこで、2点目ですが、本市の鳥獣被害に対する報奨費の予算についての確認をさせていただきたいと思っております。

令和元年が280万円、令和2年が350万円、令和3年が400万円、令和4年が416万円ということで、イノシシ1頭当たり、国が7,000円、市が5,000円の計1万2,000円ですね。シカが1頭当たり、国が7,000円、県が1,000円、市が7,000円、森林組合から2,000円ということで、1万7,000円の奨励金があるわけですが、これが年度の途中から捕獲奨励金が下がるというようなお話を聞いておりますが、これはいつから、どれだけ下がっていくのかということについてお答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和3年度に関して申しますと、令和3年度の捕獲奨励金（後に発言の申し出があり、「捕獲奨励金」を「捕獲報奨金」へ訂正）につきましては、4月から11月までは、菊池市有害鳥獣捕獲奨励金交付要綱（後に発言の申し出があり、「捕獲奨励金交付要綱」を「捕獲報奨金交付要綱」へ訂正）で規定する単価により支出をしておりますが、11月までの捕獲実績により、そのままでは予算超過が見込まれたために、有害鳥獣捕獲協議会と協議の上、12月から3月までの期間におきましては、予算の残りを期間中の総捕獲数で割った単価で支給するという方式で合意をいただきました。これに基づき、年度末にまとめて交付をした結果、単価が下がったものでございます。

その単価について申しますと、イノシシが1頭につき5,000円から2,250円に下がり、ニホンジカにつきましては、1頭につき8,000円から3,600円に下がりました。また、鳥類につきましては、1羽につき1,000円から440円に下がったところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○水上隆光 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○
休憩 午後1時22分
開議 午後1時27分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 報奨金について、令和3年度の例をお答えいただきました。

12月から3月までにかけてが、市から出る報奨金の金額が下がるというようなお答えでした。イノシシに関しては5,000円が2,250円、シカに関しては8,000円が3,600円、鳥類に関しては440円ということでありましたが、この報奨金がこの時期に下がって、捕獲頭数によって割られた金額が分配されるというようなことに関しては、これは猟友会の方々からも再三市のほうに対しては、補正あたりもしっかりやっていただきながら、財源としてやっていただきたい、確保をお願いしたいというような要望も上がっていることをお聞きしております。その辺はしっかり今後も考えてやっていただきたいところではあります。

それと、私のほうのちょっと調べた資料によりますと、月別、これ年度で、今、

ちょっとあれなんです、月別にちょっと資料で調べたところ、狩猟期と言われる11月から3月までは、おおむねといいますか、非常に市としての頭数を見てみると、非常に多い状況でありました。これはちょっと報奨金はあんまり関係ないのかなということの思うところでありましたが、逆に、4月から10月ぐらいまでは、非常に極端に少なくなっていると。特に6月は9頭というような感じで、イノシシに関しましては一桁台になっておりました。

県北広域本部の林務課の方のお話によりますと、この捕獲数の波、多い少ないの波がなるべく年間で小さくなるようにしなければならぬというご指摘を受けました。特にイノシシで言いますと、繁殖期、9月から11月であったり、3月、8月は出産期が2回あるそうですが、3月、8月、また、10月から2月の妊娠期あたり、この辺で捕獲頭数が落ち込まないようにしたほうが、個体数を減らすには一番効果があるというようなお話もされておりました。そのお話からしても、今申し上げた頭数に関しましては、ちょっと残念なものであると思います。

この鳥獣害を減らすためには、年間の捕獲数の波を、先ほど言いましたように、小さくしながら、その個体数を減らしていかなければなりません。それを捕獲をお願いするのは、当然猟友会の方々というふうになると思いますが、それぞれ猟友会の方々におかれても、猟を始めた入り口の部分というのは、それぞれちょっと違っていると思います。いわゆる今、ジビエと言われるような感じで、自分が食用として食べたいということから始められた方もおられまじょうし、また、もう純粋に鳥獣害対策のために、有害鳥獣を捕っていかうということから始められた方もおられると聞いております。ジビエを目的に始められた方は、当然肉として一番おいしい時期、狩猟期と言われるような感じの冬場の狩猟を集中してされる傾向があると思いますし、両方の方におきましては、暑い夏場の狩猟は皆さんやっぱり敬遠されると思いますし、また皆さんもそう思われるんじゃないでしょうか。

また、当然猟をするに当たっては、猟銃等の弾であったり、箱わな、くくりわななど、それぞれに経費もかかります。そのような経費の心配もなく、意欲をもって猟をしていただくためには、先ほども言いましたように、年間を通して一定の報奨費をお渡ししていくことが大切になってくるのではないのでしょうか。

また、昨日の猿渡議員のお考えのように、ピンポイントで何月というような感じで、その辺に報奨費をちょっと上乘せしてやる方法もあると思います。そのためには、どうしても財源の確保というのが大変重要になってくると思いますが、この財源確保について、何かお考えがあればお答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長　それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思いますが、その前に、先ほど私の答弁の中で、捕獲報奨金と申し上げるべきところを捕獲奨励金と申し上げてしまいました。正しくは捕獲報奨金でございます。おわびして、訂正いたします。

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、本年度の10月末時点での捕獲数が昨年度と比べて大きく増加しております。

また、最近における民家周辺での目撃件数も増えているところから、本年度においては、特にイノシシがかなり増加傾向にあると思われれます。

また、11月に開催しました菊池市有害鳥獣捕獲協議会の班長会議の中で、隊員の方より、今のうちに捕獲を強化しておかなければ、今後さらに生息頭数が増え続けてしまうことになってしまうというアドバイスも受けております。

さらに、物価の高騰により捕獲隊の方々の費用面での負担も大きくなっているとの報告も受けております。

このような中で、前回の定例会において、議会よりいただいた提言を踏まえまして、重点期間を設けた有害鳥獣捕獲の取組を検討しておりますので、来年度の捕獲報奨金の予算につきましては、これまでの捕獲実績を基に、より効果的な捕獲に必要な予算を確保してまいりたいというふうに考えます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長　緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員　来年度は効果的な予算確保ということで考えているということでございます。

なかなか何を行うにしても、この財源の確保というのは非常に難しいものがあると考えますが、先日の猿渡議員の質問の中でも、森林環境譲与税というものがシカには使えますよというようなお答えだったと思うんですが、これをイノシシへも波及していくような方法があれば、このような財源を使っていけば、少しでも財源の確保になるのかなと思いますし、国もシカ、イノシシ捕獲には目標を設定して、農作物被害の抑制を目指していますし、そのために、農林水産省においては、捕獲頭数に合わせた補助金の交付などで後押しをするというようなことも出しております。

そこで、菊池市として、まずやっていかなければならないこと、何より重要なことは、私は1点目にお伝えした被害の積み上げだというふうに考えております。この被害額の積み上げによって、これだけの被害があるんだということになれば、国、県、市への補助金等の申請もやりやすくなることによって、財源の確保にまずはつ

ながると思いますし、また、その辺の被害額の積み上げができれば、これだけ被害も遭っているということで、市民の方々への危機感の共有にもなってくるとも思います。また、近隣自治体と連携して、有害鳥獣を駆除しようというふうなお話になったときも、リーダーシップを発揮して、できていくのではないのでしょうか。

治療費よりも予防費のほうが安いというようなことが言われております。私も白髪岳のほうに行ったんですが、なかなか見れなかったということでありましたが、映像のほうではしっかり見させていただきました。その辺、その白髪岳あたりとの関係を考えますと、まだ菊池市においては予防の段階であるということで、その予防費にしっかりとお金を使いながら、治療費までいかないような形で、しっかり予防をしていくことが大事だと思いますし、もう一つ、自分たちの地域は自分たちで守るというような感じで、この消防と一緒に、理念では一緒であります。このような考えの中で、一日も早い対応をしていただくことをしっかりお伝えしながら、次の質問に参りたいと思います。

次に、人口対策です。人口政策についてお尋ねをいたします。

本市の第3次総合計画菊池市総合計画、第2節、本市を取り巻く現状と課題ということのところ、本市の人口は1955年頃に約6万1,000人とピークを迎えて、その後、1975年までは減少が続き、4万8,000人となりました。そこから2000年にかけて約5万3,000人まで再び増加した後、今日に至るまで、減少が続いているというふうに書いてあります。

これは死亡数が出生数を上回る自然減が増加傾向にあることが大きな要因となっているほか、転出の数が転入の数を上回る社会減が常態化していることが要因として挙げられております。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）によりますと、今後も人口減少は続いて、2045年には本市の人口は約3万4,000人まで減少すると見込まれている。このように記載をされております。

全国的な人口減少で、絶対数が減ってきている中、当然の減少と捉えるのではなくて、人口の増加、増加まではいかなくても、せめて現状維持に向けての政策が必要となっていると思います。

自治体にとって人口政策は全ての問題に関わるものでありますが、本市においても、いろいろな対策を講じておられます。その一つの成果として、すくすく子宝祝金事業の報償金が130万円、本定例会の中に130万円の増額補正が組み込まれるように、これは当初より子どもの出生数が多く見込まれたことによるもので、これ自体は大変喜ばしいことだと思っております。

そこで、本市において、合計特殊出生率をはじめ、自然増に向けた政策はどのよ

うなことをしておられるか、お答えをお願いいたします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 改めまして、こんにちは。緒方議員のご質問にお答えいたします。

本市では、菊池市で子どもを生み育てたいと希望する夫婦に対し、不妊に関する経済的・精神的負担を軽減することを目的として、人工授精等の一般不妊治療、体外受精及び顕微受精等の特定不妊治療の助成事業を行っております。

不妊治療につきましては、令和4年4月より医療保険適用となり、窓口での治療費の負担額が3割となりましたが、本市で子どもを持ちたいと思う方々の気持ちに寄り添い、治療に係る自己負担額に対し、助成を行っております。

次に、子育て支援としまして、保育所の待機児童ゼロ政策を堅持しているほか、保育所等や放課後児童クラブにおいて、未就学児の保育や放課後の見守りが必要な児童の受入れを行い、子育てと仕事の両立支援を推進しております。

また、子ども医療費助成事業や児童手当などによる経済的な支援や、病児・病後児保育事業で病中・病後の子どもの預かりを行っております。

そのほか、妊娠期から子育て期の悩みや相談に対応するために、菊池市子育て世代包括支援センターきくぴあを設置して、子どもを生み育てることができるような取組を行っているところでございます。

さらに、少子高齢化や晩婚化に伴う人口減少対策としまして、結婚を支援する事業を行う団体に対し、1事業1回につき10万円を上限とした結婚支援事業費補助金を交付しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

本市においても、不妊治療に対する助成事業であったり、きくぴあの設置であったり、結婚に対する支援等、様々な政策として行われていることは分かりました。

そこで、自然増、出生数が死亡数よりも多くなると。自然増に関して、兵庫県明石市で行われている政策をちょっと紹介したいと思います。

これは子育て世帯を支援するということで、安心して子どもを産める環境づくりにし、出生数を増やそうと、増やしていこうという政策ですが、内容は、市の研修を受けた配達員さんが、毎月おむつや子育て用品をご自宅にお届けする。対象は生後3か月から満1歳の誕生日までで、お届けする品は紙おむつや粉ミルクなどの子

育て用品、おむね3,000円相当の品ということではありますが、紙おむつに関しては、銘柄指定もできるということでありました。

この政策は、ただ単に子育て用品をお届けするだけの支援ではなくて、市の研修を受けた配達員さんが配達時に、お母さん方の育児の不安や悩みを聞くことで、安心して子どもを産める環境づくりにも役立っているそうです。

仮に、本市においては300人ほどの赤ちゃんが年に生まれているというふうなお話も伺いました。3,000円掛ける12か月掛ける300人ですから、予算とこの事業を行うとした場合には、1,080万円の経費が必要となるわけですが、費用対効果も考えなければなりません、このような人口の自然増に対して、市独自の子育て支援について、ほかに何かお考えがあればお答えをお願いします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

明石市が独自に実施しているおむつ定期便事業につきましては、緒方議員からご説明がありましたので、説明を省かせていただきます。

本市におきましては、より多くの子どもを産み、育てることができるように、独自の多子世帯への支援として、緒方議員がおっしゃいました第3子以降の出産祝金、すくすく子宝祝金や、仕事等の都合により子どもの預かりが必要となった保護者を支援するファミリーサポートセンター事業における第2子以降の利用料の無償化、保育所等における第3子以降の園児の副食費免除などを実施しております。

さらに、子ども医療費助成事業の対象者を令和5年4月から18歳までに拡充する準備を行っており、さらなる子育て支援策の充実を図ってまいります。

今後は、明石市をはじめ、他自治体の事業を参考に、本市における特色のある子育て支援施策を調査・研究してまいりたいと考えておりますが、まずは新しく創設されます出産・子育て応援交付金事業による、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、出産前から出産後にかけて面談を行う伴走型相談支援と出産・子育て応援ギフトとして、妊婦1人当たり5万円、子ども1人当たり5万円を支給する経済的支援を一体的に実施することで、子育て支援施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。伴走型支援というのは国の施策のほうになつとるのかなと思うんですが、本市独自の特色ある政策もやりながら、他

の市町村、他自治体でやっておられることも参考にしながら、しっかりと自然増に向けた政策をやっていただきたいと思います。と思っています。

自然増の考え方と同時に、社会増、転入者と転出者の数の割合、社会増に関しての政策も必要になってきます。この社会増、令和3年中も人口増加の多い市や区の統計を見てみますと、1位がさいたま市、2位が福岡市、3位がつくば市となっており、同じ統計の中で、自然増加での多い市区というのは、東京都の中央区1,017名、同じく港区の862名、沖縄県宜野湾市の381名でありました。

また、この社会増加というものに関しては、1位がさいたま市なんですが、これは9,756名、札幌市で8,928名、横浜市で7,292名となっており、自然増というよりも、社会増という増減が非常に際立っているということでありました。これは社会増ということに関しましてもそうですが、社会減に関しても同じこのような数字と推測されて、言い換えると、社会増加、増減が人口に大きく関係しているのではないのでしょうか。転出者を減らして転入者を増やす人口対策を行っていくべきだと考えます。

そこで、今度は転出者を減らす政策として、北九州市で行われている政策というのを一つ紹介させていただきます。

それは奨学金の返還支援です。このような取組をやっているのは、要件等の違いはあるにせよ、全国的には33府県、四七、八市町村が既に実施しております。その中の北九州市における概要は、市内企業で中長期的に活躍し、市の産業を担う人材を確保・育成することを目的に、市内企業への就職と定住を条件に、新卒者の奨学金返還を支援するもので、優秀な人材の確保と若者の市内定住を狙いとするものです。

仕組みの内容としては、対象者は、該当年に大学等を卒業し、市の認定企業に幹部候補の職または保育士、幼稚園教諭、介護福祉士に正社員として就職予定の方で、支援条件としては、市の認定企業に就業して、就職後は市内に居住することとなっております。この支援条件をクリアすることによって、就職2年目から4年目までの3年間、上限年18万円で、3年間で54万円を交付していくものであります。

この事業を利用した方からは、貸与型奨学金の返還に苦心する人がいる中、市が主体となって返還を支援する事業は、定住促進という面から見ても、双方にメリットがあると考えます。財政事情が続く限り、今後も継続していただければ幸いですとの声が届いております。

そこで、この人口施策の中で、社会増につながる何かお考えがあれば、お答えください。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご案内のとおり、福岡県北九州市には、北九州市内の企業で中長期的に活躍できる優秀な人材を全国から確保・育成することを目的に、一定条件の下で、市内企業従業員の奨学金返還を支援する制度がございます。

また、県内におきましては、熊本県が同様の「ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度」を、また、荒尾市では市独自の「荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業」に取り組んでおられます。

いずれも、人口対策等の取組であり、他自治体の状況を調査研究しながら、本市の人口の社会増に関する施策がさらに効果的なものとなるよう、人口対策の取組を引き続き進めてまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○9番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

全国的に人口減少が進んでおるんですが、人口は決まった数があるわけですから、その数を各自治体がそれぞれ奪い合うというか、そういう形になっていっているものだと思います。当然そこに市独自の対策が一番有効なものになってくるとは思うんですが、今、紹介したような他の自治体の事例あたりも参考にしながら、本市に取り組めるようなものがあれば、積極的に取り組むことによって、人口増対策につながっていければよいのではないかと私は考えております。

ほかの課題に関しても同じようなことが言えると思っております。私たちは行政側に常にアンテナを高く持って、地域課題に気づき、学び、提案していくことも大切だということをお伝えして、質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、緒方哲郎議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後1時55分

開議 午後2時01分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 皆さん、こんにちは。田中教之です。

今回は、公共施設と避難所、産婦人科という三つの項目について、質問していきたいと思います。

早速ですが、まず、公共施設等総合管理計画について質問します。

本年春頃、公共施設等総合管理計画の個別施設計画の第2期の総括があり、議員の皆さんにも資料が渡されたと思います。その内容と課題について精査していきたいと思います。

個別施設計画が策定され、その中で、一部のものについては、地域の住民の皆さんに説明をするという内容でしたが、なかなかコロナで、担当課とその地域住民の説明会等々ができていないようにも思います。

そこで、質問ですが、その個別施設計画の進捗状況と課題をお示してください。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、田中議員のご質問にお答えいたします。

個別施設計画の推進につきましては、令和3年度に計画の定期見直しを行い、先ほど田中議員のほうから紹介がありましたように、本年7月の議会審議会において報告後、計画の周知として、令和4年度から令和8年度を第2期とした総括版を市のホームページに公開しているところでございます。

個別施設計画の進捗状況につきましては、基準値となります、平成26年度末時点での公共施設等（建物）の延床面積41万9,222.48平方メートルから、実績が出ております令和3年度末時点では、目標削減率26.9%に対し、27.2%の削減率となっております。累計で11万4,003.36平方メートル削減している状況でございます。

今後も、利用者や市民の皆様に対し、説明会などを通して施設の利用状況や劣化状況などについて丁寧な説明を行いながら、合意形成に努めることが必要であり、課題とも考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 この第2期の総括版の資料を読ませいただきますと、今度のこの第2期においては、2026年に目標値39.7%、削減目標となっております。現時点でのこの資料ベースでいきますと、2022年、本年では27.4%が一応目標というところとなっております。

この2期に、5年間に総合管理計画で七つの方針が示されて、対象施設の一覧というところで示しております。これにつきましては、上田総務部長からも、あくま

でも暫定版というところで、要望があったので作ったと。これが決まりじゃないということは承知していますが、これがちょっとやっぱり広がりの方が、広がるとどうしても、あっ、うちはこういう状況なんだとか、うちの施設はこうなんだというところは、そこはどうしても不安が出てくるのじゃないかと思っております。なので、やっぱりさっき課題ということで、合意形成をおっしゃいました。ここがやっぱりこれからの本当にポイントだと思っております。全体的に結構シビアな内容もありますし、ここは残すんだということもございます。

ここからはちょっと絞って、個別的にちょっとお聞きしたいと思いますが、まず、民間移管とされているきくちふるさと水源交流館ですね。あと、地域移管とここではなっておるということの中央公民館のそれぞれの支館、特にこの水源支館もございます。そして、3期のところで予定されている、統合のところの菊池市文化会館と泗水ホール、この三つの状況について、特に地域移管というふうになりますと、水源地域ではそれぞれ公民館があるところが多うございます、それぞれの行政区で。その管理ですね。特にほかの行政区の公民館もそうかもしれませんけど、建物や公民館の地震保険を加入されるところが、やっぱりそこで地域の皆さんとかも含めると、区費がやっぱりそこで値上がりしたりして、それでプラス支館も地域移管になると、またちょっと管理費が増えるんじゃないかというように、ちょっと悪い、市の考えと、意図と違うような不安を感じてしまいます。

水源交流館も民間委託というふうに、一応担当課はまだこれは暫定的なものだとおっしゃいますけど、そういう情報が先走ると、どうしても運営主体のきりり水源村の方もちょっとどうしていいのかなというふうになっております。なので、実際、アンケートをやっているところも、施設ですね、今後のアンケートについてやっているところもございます。まず、水源交流館と水源支館について、そのアンケートの結果や説明会等々の実施状況を教えてください。

加えて、文化会館と泗水ホール、統合に関するあり方検討委員会があったと思うんですが、その協議内容が出せることがあれば、それについての内容もお示ください。

○水上隆光 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、こんにちは。私のほうから、まず、きくちふるさと水源交流館の進捗状況につきまして、ご説明いたします。

きくちふるさと水源交流館の個別施設計画につきましては、令和2年度の策定以降、これまでに2回、NPO法人きりり水源村役員会及び理事会で説明しているところです。

本年度、新しく理事になられた方々も含め、改めて施設の在り方について協議した結果、8月から9月末までの期間に、議員ご案内のとおり、きくちふるさと水源交流館に関するアンケートを水源校区の住民の方及びNPO法人きらり水源村理事・会員等の方々へ実施いたしました。

アンケートの回答率は31%で、きくちふるさと水源交流館の在り方につきましては、地域の方の交流の場や健康増進の拠点としての回答が最も多く、次いで、キャンプなどができるアウトドア拠点としての回答が多い結果となっています。

また、管理を行う団体につきましては、半数の方が、これまでどおり、NPO法人きらり水源村がよいという回答結果となりました。

なお、今後のスケジュールにつきましては、アンケート結果を踏まえながら、1月下旬に水源校区の住民の方々及びNPO法人きらり水源村理事・会員の方々などと座談会を行い、きくちふるさと水源交流館の個別施設計画について、改めて方向性（案）を作成することとしております。

この方向性（案）につきましては、来年春以降も引き続き地域住民の皆様と座談会などを開催して十分協議しながら、きくちふるさと水源交流館の方向性について結論づけていくこととしています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、私のほうから、公民館、支館と文化会館、泗水ホールについて答えさせていただきます。

五つの公民館支館に係る個別施設計画の推進状況につきましては、支館の管轄する地区ごとに、本年7月から11月までの間、計5回にわたり、対象行政区区長説明会を開催し、本市の公共施設等総合管理計画策定までの経緯と、併せて個別施設計画では、公民館支館の方針は地域移管であることを説明しております。

説明後の質疑応答の中で、地域移管という計画上の方針に係るメリット・デメリットについて、意見交換をさせていただきました。その結果、相互に理解は深められたものと考えております。

また、現時点で、水源支館につきましては、管理方針に関する住民アンケートを実施しておりますが、アンケートの結果の概要としましては、最近是利用する機会がないという意見が多数を占めております。

今後も、区長説明会や地域へのアンケートを通して、丁寧に合意形成に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、菊池市文化会館及び菊池市泗水ホールにつきましては、公共施設等総合管

理計画及び個別施設計画では、2施設の統合を市の方針として掲げております。

そのようなことから、まず統合方針に関し市民のコンセンサスを得るため、市民や学識経験者から成る市民会館あり方検討委員会を立ち上げ、令和3年2月から5月にかけて3回会議を行い、答申を頂きました。

答申では、市の方針については、委員会の総意として承認をいただきました。また併せて、統合を進めるに当たっては、市民の意見を幅広く酌み取り、また適宜市民に情報を提供しながら、市民文化の担い手を育成し、菊池らしさを発信できる文化芸術の拠点となるよう進めることとの要望もいただいたところでございます。

答申を受け、令和3年11月に、市民3,000人を対象にした市民会館の在り方に関するアンケートを実施し、統合に関する市民の幅広い意見を集約したところでございます。

その中では、回答者の9割以上が、文化芸術活動の拠点として市民会館は大切な施設だと回答されております。また、自由意見においても、2施設の統合に賛成の意見が、2施設を残してほしいとの意見より多い結果となりました。

それらを踏まえ、今後は、2施設の統合が市民の活力やまち全体の発展につながるよう、市民ワークショップを開催しながら、文化芸術活動の推進や、まちづくりにつながる取組について市民や利用者とともに共有してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 まず、水源交流館の件ですが、アンケートだと多数の方が運営主体は今のまま残してほしいということでした。私もアンケートに答えて、確かに建物そのものですよね。どうするかというところはあるかもしれませんが、運営主体も地域の方が理事になったり、それぞれ効果的なほうでやっていると認めていますので、その方向性がうまくいけるようになればいいかなとは思っております。

支館のほうが、確かに今、水源支館は現状として、コロナもあるかもしれませんが、公民館支館というところで、昔は、お聞きすることによると、そろばん教室だったり、いろいろな教室とかがあったようなんですけど、現在はやっぱり区長さん等との会議の場とか、地域の方が何かごくたまにですけどする会合の場、あとは選挙の投票所という形でしか、今、使われていないのが現状です。その代わり、清掃活動とか、そういうのは近隣の方、水源の地域の方は交代交代でやっております。草刈りとか清掃活動等は住民のほうでやらせていただいております。ですので、ある意味、住民の方の今、支館に対するニーズですか、要望というのがあまりない状

況だと私は考えています。

支館も、地域によって、龍門支館は龍門小学校の近くにありますが、水源支館は旧東中学校の近くにあたりします。戸崎、花房は、現在、廃校ではなく、もう今ある小学校のすぐ近くにあるということで、それぞれやっぱりニーズが違ってくると思うんですね。花房支館だと結構講座をやられていることもあるというふうにお聞きをしております。なので、この支館の役割とか機能というのをもうちょっと精査していかないと、一緒くたに地域移管というのはどうなんでしょうかというのは、私のちょっといろいろ調べた結果だと思えます。

実際、その支館として機能が大幅に低下しているところもあるというところで、やはりここは個別として支館をやられていると思うんですけど、さらに、そこからやっぱりもっと個別に具体的にやっていかないといけないのかなと思っております。

最後の文化会館と泗水ホール、統合の方向性が、アンケート結果として数が多かったということをお聞きしました。このまま、今後、その統合といっても、正直どっちに統合するのみたいな、地理的な問題、場所的な問題というのは、これから詰めていくということで、まず統合ということに対しては、ある程度、方向性は示した状況であるということで、これは第3期ですので、しっかりそのワークショップ等々をできれば回数を多めにといますか、やっていただいたほうがいいのかなどは思っております。いろんな幅広い時間帯とか、幅広い地域なんかの意見を聞いたほうが私はいいかと思いますので、実際、なかなか今、コロナもあって、文化の催し物、昔だったらいろいろな菊池市文化会館の大ホールがいっぱいになるというような催し物が、なかなか最近はできにくくなっておりますし、オンライン配信に慣れている、そういうふうに興味ある方、若い世代もオンラインのほうにあるので、そこら辺のいわゆる現状をもっと留意しながらやっていただきたいと思えます。

ちょっと水源支館と水源交流館にさらに絞った話をしたいのですが、先ほど言いましたように、私も、ここ2年ぐらい、コロナもありまして、それと今後の水源支館、水源交流館をどうするという話は、地域の方とよく話をさせていただいております。

先ほど申したとおり、水源支館のほうは、本当に一部の方しか利用されてなく、教室も講座も行われていないと。むしろ水源交流館のほうで料理教室だったり、このコロナ禍にあっても、例えば韓国語講座であったりとか、そういった一人キャンプとか、いろんな催し物も自主的に運営されております。

ある市民の方が言っていた提案は、支館の建物自体は利用があまりないということで、物理的に支館のところは削減、面積を削減したり、維持費を削減するという意味では、ここを廃止して、なくして、その役割とか機能を水源交流館、東中のそ

の校舎の一部として、ここで言う、どっちかという、複合型といいますか、この第2期の総括版、七つの方針の中で複合的な形として持っていきたいという、どうだろうか。そういう削減もしつつ、そういった維持機能も持っていくというふうな提案がなされましたが、こういった感じは、実際、可能なのかどうかをお答え願います。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 それでは、ただいまの田中議員のご質問にお答えします。

ただいまの田中議員のご提案では、支館の建物をなくすことで、箱物の面積削減のメリットがあり、水源支館の役割を最低限ふるさと交流館に引き継ぐことが可能ではないかということをございますが、現時点で、ふるさと水源交流館並びに水源支館、いずれも施設のまだ管理方針が定まっているわけではございません。このため、いずれの施設でも計画を示した方針をたたき台として、説明会等に着手しているところでございます。

さらに、本年8月から9月にかけて実施した水源支館の管理方針に関する住民アンケートの中の水源支館をどのような施設として使ったほうが良いと思いますかという質問に対して、教育施設としての水源支館は必要ないというご意見が過半数を超える状況になっております。

こうした結果も踏まえながら、引き続き、座談会、区長説明会等の中で、合意形成に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 確かに、支館として、どっちかという、会議室、集会所のような雰囲気は今までありまして、教育施設、いわゆる公民館の支館というところは、なかなか地元の人でもそこまで認識はないのはそうかもしれません。

ただ、今回、水源支館と水源交流館の例でしたけど、いわゆる七つの方針を決める、暫定的ですけど、決められたときのやり方に、やっぱり何かまず施設ありきで検討しているような雰囲気がありました。もっとその施設の役割は何だとか、機能は何だとか細分化していくと、今後、面積を減らす視点も大事なんですけど、機能を残すという両方の視点をやっていくと、今回、七つの方針で言うと、複合型だというのは一つの方針だと思いますので、何かやっぱり部署間、部署間で施設を検討していくと、そういうふうな視点になってしまうのかなと思うので、やはりこの支館って何ですかという本質的な議論をしていけば、もっともっと部署間にまたがっ

た議論が出るのかなと思いますけど、上田総務部長、今後、そういった視点で、いわゆる視点ですよね。面積を削減するということでは、もちろんこれは大事なんですが、やはり機能を、もっといろんな施設の機能とか役割とか、その本質的なものをしていかないと、何か本当に必要なところの削減とか、必要なところを残していくことにつながらないと思いますけど、いかがでしょうか、今後の。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 今現在、合意形成に向けてということで、各行政区ですとか、利用者の皆様と意見交換をやっている中で、そういった意見が出ましたならば、そういった視点も含めて、総合的に検討していきたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 ぜひよろしくお願ひします。

私も水源地区の一住民として、意見も述べさせていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

次の質問は、ペット同伴が可能な避難所についてです。

この質問は、要望の数としては多くはないんですが、毎年、いろんな方が、もう本当に幅広い年齢層の方から、このペットと一緒に避難できる場所はありませんかというふうに、定期的にお聞きすることがありましたので、今回、ちょっと質問しようと思っております。

やはり今、菊池市の公園とかを見てても、やっぱりペットの犬の散歩をされている方、家で猫を飼っているというふうにお聞きする方、非常に多うございます。なので、そういうペットを飼っておられる世帯にとっては、非常に関心のあることだと思えます。

そこで、まず、本市にペット同伴で避難できる場所、避難所とか避難場所はあるのでしょうか、お示してください。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 田中議員のご質問にお答えします。

現在、本市では55か所の指定緊急避難場所と40か所の指定緊急避難所を設けておりますが、いずれもペットが同伴できる避難所は設けておりません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 ペット同伴の避難所っていいですけど、本当にいろいろやっているところは、室内にペットを持ち込んで、一緒に避難するということではございません。屋根付きの屋外でゲージが置ける場所があると。すぐ近くに人間もいるところを、そういったペット同伴できる避難所というところがございます。

直近で申しますと、熊本市が、この前、9月の台風14号のときに、動物を守るところの愛護センターが、たしかNHKで見たんですけど、水前寺競技場をペットと一緒に避難できる避難所ということで開設したということで報道されております。水前寺競技場には9月18日午後9時の時点で15人が避難していますと。ペット用の飼育のかごを置く場所が設置されて、これまで、犬2匹、猫5匹が避難しています。利用するには、飼育用のかごやキャリーバッグにペットを入れ、餌やごみ袋などは買い手が用意することが必要ということとなっております。

これは熊本地震のときに、やはり環境省の報告書によりますと、避難所に連れていっても、避難所がやっぱり動物アレルギーとか、やはりそういったトラブルになりやすいので、ペットと一緒に避難できませんというところで、ああいう規模の地震ですから、やっぱり皆さんパニックになって、ただ家にずっとつないでおくのもあれだし、猫も餌を取りに来るのもあれだからということで、結果的に、心苦しいんですけど、放し飼いに、結果、なってしまったという状況がございます。避難所を用意していないばかりに、結果的に、心苦しいかもしれないけど、そういったルール違反を犯してしまうというところで、もう環境省のその報告によりますと、4月に地震がありまして、7月の13日時点で、犬452頭、猫711頭は、これが熊本市と県が迷い猫として保護しているんですよ。要はもう野に放たれてしまったので、ふだんから誰か分かるように首輪をしましょうとかいうこともされているんでしょうけど、なかなかそこも徹底できておらず、東日本大震災のときも同じようなことがあったんですが、熊本地震でもなかなかそういったことで、結果、ペットと一緒に連れてくる場所を確保しないばかりに、要は野に放たれてしまったかわいそうなペットが、かえって、それでほかの住民の方に迷惑をかけてしまっているというふうな状況がございます。

先ほど申したように、動物性アレルギーの方とか、やはり鳴き声とか、そういったトラブルになりやすいので、室内に一緒にするというところは、そういったことはしない。要は、ちょっと離れたところに、こういう場所に置きますよというような、避難所をあらかじめ指定したほうが、結果的に何かうまくいくような気がするんですよ。なので、しっかりルールを決めた上、そういった避難場所を設置する予定はありませんか。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 避難所を設置する考えはということであります。

先ほど申し上げましたのが、今、おっしゃられているようなところで、ペットの避難には同伴避難と同行避難と2種類ありまして、同伴避難に対しましては、先ほどおっしゃいましたように、動物アレルギーや、鳴き声、臭い等、動物を苦手にされている方もいらっしゃるから、一般の避難者と同じ場所で避難していただくことは難しいということで申し上げたところでございます。

ただ、同行避難につきましては、屋外の係留できるスペース等を設けることによって、一定条件の下でルールをつくって、買い主の責任により避難していただくことは可能と考えておりますので、そういった同行避難につきましては、今後、他市の状況等を参考に、調査・研究を行っていきたいと思います。

このルール上の中では、例えばワクチン接種ですとか、寄生虫の駆除、また、日頃からの最低限のしつけとして、ゲージに慣らす訓練等、そういったところもあらかじめ必要だと思っておりますので、そういった周知も含めて、今後、検討していきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 いろいろな調べる中で、例えば、やはり熊本地震のときには多かった車中泊で、ペットと一緒に避難することが多かったというふうにお聞きしております。

であれば、事前にそういうホームセンターの駐車場とか、パチンコの駐車場とか、駐車場の広いところの業界とか業者さん、菊池市はなかなか少ないですが、ペットホテルの経営者の方、獣医さん、獣医師会とか、いろんなそういった関係の会社とか、そういった協会とか、ここら辺を平時に事前協議しておく、先ほどみたいに、ここではペットと同行で避難できますよ、車中泊するときにもこういうところありますよって事前に示すことが、熊本地震の熊本市とか益城町で起きた、避難所に連れていったけど、断られたからもうしようがなく、家も崩れているしとって、どうしても申し訳ないけどということで、野に放してしまったというふうなことがなくなると思うんですね、事前に示しておけば。なので、上田総務部長、ぜひそういった事前協議をこれからやっていくというお考えはございませんか。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 ペットの同行避難につきましては、あらゆる関係団体との協議、連携は必要かと思しますので、そういったところは連携を取る等の対応を今後検討していきたいというか、考えていきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 特に市内でも環境課とか、ああいうところと市内でも連携を図っていただきたいと思います。

○水上隆光 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午後2時36分

開議 午後2時41分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 それでは、産婦人科についてということで質問させていただきます。

菊池市には、これ、熊本県、日本全体なんですけど、なかなか子どもを産む場所、分娩、お産ができる場所は少ないなと思っております、質問させていただきます。

まず、菊池市において、産婦人科の開業状況と課題があればお示してください。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 市内の産婦人科の開業状況と課題についてお答えいたします。

現在、本市の産婦人科は3施設ございます。そのうち、分娩が可能な施設は1か所で、妊婦健診は行うが、分娩を取り扱わない施設が1か所、婦人科のみの診療となる施設が1か所となっております。

課題ということでございますが、今のところ、市民からの産婦人科の医療体制に対する不安や、不満の報告等は受けておりませんが、課題として挙げるならば、市内で分娩を希望する場合、分娩が可能な医療機関が1施設であるため、医療機関を選択することができないということが考えられます。

また、正常分娩は保険診療の対象外となっていることにより、各医療機関では

様々なサービスが提供されております。近年の状況を見ますと、妊婦が希望される医療機関を選ばれることなどから、市外の医療機関を選択される方が多く、令和3年度では市内医療機関での分娩は1割ほどとなっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 不満や不安はないというふうにおっしゃいました。そういった報告がないとおっしゃいましたが、実際はもうしようがなく市外へ行ってお産している方が多いんじゃないかと思えます。

自分のことを言うのもあんまりよくないかもしれませんが、私の子どもの場合は逆子でしたので、帝王切開、いわゆる医療行為になると、やはり菊池市内では産めないんですね。なので、どうしても、そもそもが市外でしか選択肢がないという場合もございますし、そういった状況もございます。

先ほど緒方議員の答弁にもありましたし、いろんな子育て支援施策は、非常に私は、他市と比べて特徴があるかどうかは置いときましても、それこそ、すくすく子宝祝金だったり、そもそもが出産費用を持っていただいたり、病児・病後児保育で病気になっても預けられるところがあるというところで、そのスポット、スポットで非常にいい施策はあると思います。ただ、やはり菊池市の病院で産みたいという人は結構いますし、お話聞きます。ただ、先ほど言ったように、なかなか考えると、どうしても菊陽町だったり、大津町だったり、熊本市内だったり。

あとは子どもがなかなかできない場合に、相談する病院がやっぱり市内にはないとか、やはり産婦人科があと一つか二つとかあると、またそこで何かいいなと思っているんですね。やはり安心して子どもを産めると。やはり菊陽町だったり熊本市内だと、産気づいたときにそこまで行くときに、やはり菊陽町だと渋滞してなかなかたどり着けなかったり、菊池市だとお産にしても、例えば急に施術が必要になった場合には、救急車で熊本市内の病院に搬送されたりとかいう場合もございますし、やはり安心して菊池市で産みたい、産めると。その出産費用も他市の病院に取られるというのは失礼なんですけど、そっちのほうに使われるのも何かあれだなというのがありますし、何かそういった、もっと産婦人科を、分娩が可能な病院を増やせないかと思っております。

産科もそうですし、婦人科としても、女性はそれぞれやっぱり幼少期から思春期に入って、高齢になっても、やっぱり婦人特有の病気がございますので、そういった方が、女性が安心して、年代を問わず相談できる医療に従事できる場所を増やしていくというのは、非常にこれ大事な施策と思いますが、こういったことは市がそ

ういった病院の開業を誘致するというようなことはできるのでしょうか。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 市が産婦人科開業の誘致ができるかのお尋ねでございますが、産婦人科の誘致につきましては、医療機関の開設につきまして、医療法に基づき、都道府県が管轄となるため、県に確認しましたところ、誘致することは可能であるが、熊本県の医療計画において、菊池圏域の許可病床数は上限に達していることから、有床である産婦人科の開業は、現時点では難しいとのことでした。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中議員に申し上げます。

ただいまの発言は、質問の範囲を超えているように思われます。注意します。

田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 その市の役割、県の役割を精査するために質問したつもりで、言葉が足らなかったと思います。あくまでも市の行政の範囲かどうかというところで、その確認をするという意図でやりました。

であれば、県の医療計画であれば、もう有床だから難しいというところですが。確認ですけど、それ、今、三つの施設のベッド数も入っているということで考えてよろしいのでしょうか。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました許可病床数につきましては、現在の3産婦人科のベッドも含まれているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 承知しました。現在、新規で、じゃあ菊池市には産婦人科は開業できないという現状があると。

医療計画を拝見させていただきました。確かに菊池地域はベッド数が増えているというところですが、しかし、ここではいろんな例外がありまして、ある程度、必要と認められればというところはあるというところもちょっと確認いたしました。

では、じゃあ、開業できないとしましても、例えば菊池郡市の医師会さん、開業

するときには、産婦人科が必要ではないかという議論もあったみたいなんですよ。当時を知るお医者さんに話を聞いたところ、そういった議論もあったけど、いつの間にか立ち消えになったと。市のその行政事務ではないとはいえ、やはり婦人科はそういった健診だったり、乳がんだったり、子宮がん検診もありますし、やはりインセンティブはあると思います。一般論として、菊池市に産婦人科つくりますと。ベッド数の上限は置いといて、市にとってはどういった手続が、病院を開業する方はどういった手続を踏めばいいんでしょうか。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 菊池市で有床の病院、産婦人科を開業するにはどのような手続が必要かのご質問でございますが、市内で産婦人科を開業するための手続としましては、これも県に確認しましたところ、産婦人科は有床の医療機関となるため、県へ事前相談を行います。それを受けて、県が医療計画に基づく開設圏域の許可病床数等を基に検討し、開設が可能と判断した場合には、熊本県医療審議会にて開設の可否を審議するとのことでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 田中教之議員。

[登壇]

○7番 田中教之 議員 よく分かりました。

では、やっぱり今ある、これはもう仮定の話なので、提案と申しますか、今、3施設で菊池市はもう手いっぱいということであれば、やはり三つの病院も、それぞれ先生方、ご高齢の方もいらっしゃる。ある意味、病院も事業承継を考えなきゃいけないのかなと思ったり、あと、自宅で分娩される方にサポート、助産師さんの数を増やすとか、やはり今回、去年ですか、阿蘇市で産めるところがなくなるという事例がありましたので、そこまですると、やはり厳しいのかなと思っております。やっぱり菊池市で子どもを産もうかなという、なかなかかなりにくいのではないかと思いますので、私はその危機意識をちょっと執行部の方にも持っていただいて、やはり菊池市でも産めるんだと、安心して住んでくださいというような、そういった環境を、県のそういった医療計画の壁があるのであれば、もっと知恵を生かして、別の方策をつくっていくべきかと考えます。

以上で終わります。

○水上隆光 議長 これで、田中教之議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日、12月8日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。
全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午後2時55分

第 5 号

1 2 月 8 日

令和4年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

令和4年12月8日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第107号 財産の処分についての訂正

説明・採決



本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第107号 財産の処分についての訂正

説明・採決



出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎
17番	二ノ文 伸 元
18番	泉 田 栄一郎

19番 木下雄二
20番 山瀬義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	芳野 勇一郎
政策企画部長	後藤 啓太郎
総務部長	上田 敏雄
市民環境部長	三池 克徳
健康福祉部長	本田 和佳子
経済部長	清水 登
建設部長	山田 哲二
七城支所長	久川 知己
旭志支所長	竹村 秀一
泗水支所長	安武 邦男
財政課長	稲葉 一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田 智浩
市長公室長	中川 敬三
教育長	音光寺 以章
教育部長	村田 義喜
農業委員会事務局長	吉田 武
水道局長	宇野木 洋一
監査委員事務局長	高木 智生

事務局職員出席者

事務局長	前川 幸輝
事務局課長	松原 憲一
議会係課長補佐	笹本 聖一
議会係	吉岡 結加里
議会係	志水 利貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。
傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○水上隆光 議長 日程第1、一般質問を行います。
初めに、東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って、質問を行っていきます。
最初に、重度心身障がい者医療費助成について質問します。
重度心身障がい者医療費助成制度とは、重度の心身障がいの方が病院などで診療を受けた場合、医療費の一部負担金を自治体が助成する制度です。
まず最初に、本制度の菊池市での助成内容と対象者について、お聞かせください。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 改めまして、皆様、おはようございます。東議員の質問にお答えいたします。

重度心身障がい者に対する医療費の助成につきましては、県の重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領及び菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例に基づき、医療費の自己負担額の一部を助成するものでございます。

受給資格者は、身体障害者手帳の1級または2級に該当する方、療育手帳の最重度(A1)または重度(A2)に該当する方、精神障害者保健福祉手帳の1級の方など、重度の障がいをお持ちの方が対象となります。

支給方法については、医療機関窓口において、医療費の自己負担分を一旦全額負担し、同月の診療分の領収書を添えて、福祉課または支所市民生活課に申請をしていただき、重度心身障がい者医療費助成制度の自己負担額を除いた額を助成する「償還払い」で対応しております。

重度心身障がい者医療費助成制度の自己負担額は、同月の診療分について、1医療機関等につき、入院2,040円、外来1,020円となります。

対象者については、令和4年11月末現在で約1,100人、助成額については、令和3年度で約8,620万円となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 今、答弁がありましたように、利用者は約1,100人、通院で1医療機関につき、月額1,020円を超えた額、入院で1医療機関等につき、月額2,040円を超えた額が助成があるとのことです。

今回、質問で取り上げるのは、助成の部分が、一旦窓口で本人が立替えをしないといけない。後日書類を出して申請する「償還払い」となっている点であります。

最近、私のもとに、生まれつき難病を抱えて生活している二十歳になる息子さんがいらっしゃる菊池市在住のお母さんから相談がありました。息子さんは、現在、2級の障害者手帳を持ち、重度心身障がい者医療費助成の対象者です。3歳のときに難病のエーラス・ダンロス症候群と診断、小さいときから病院にかかることが欠かせない生活、先日、菊池市内の病院を受診し、窓口で1万6,000円の請求を求められたとのこと。お財布の中はぎりぎり、どうにか支払いを終えたとのこと、そのお母さんから次のような声が寄せられましたので、紹介します。

医療費の窓口での負担は本当に大変、検査をしなくてはならないときもあり、そんなときは優に1万円を超えてしまいます。お薬も必要になるので、病院の窓口だけではなく、薬局での窓口負担も別にある。重度心身障がい者の人は病院受診だけでも時間と体力が必要、その上に、市役所に行って、医療費助成の申請に行かなきゃならない不便さがある。申請は月ごと、病院ごと、薬局ごとに、1枚1枚申請の用紙の手続が必要となり、負担が大きい。立て替えるお金がないと、病院から遠ざかってしまい、体調を崩してしまい、かえって悪化する可能性もある。まだ息子は今は大学生で、親の懐にいるから私がやっているけど、将来、自立したときに、医療費助成申請をわざわざ市役所に行って行う時間と体力はあるだろうか。熊本県全体で医療費を無償化していただいたら本当に助かる。せめて菊池市で助成費の部分だけでも立替えが必要ないようにしてほしい。このような声が寄せられました。

ここで、再質問します。

重度心身障がい者医療費助成の部分の立替えをなくし、窓口では自己負担だけになるように制度の拡充を進めていくべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、「償還払い」では、医療機関窓口において、医療費の自己負担額について一旦全額を負担いただく必要があり、一時的に対象者の経済的及び事務手続の負担となっていることは認識しております。

償還払いではなく、「現物給付」にできるようにとのお尋ねでございますが、対象者の方が重度心身障がい者医療費助成制度の自己負担額のみを医療機関の窓口で支払う「現物給付」を行う場合、幾つかの課題についての対応が必要となります。

まず1点目は、重度心身障がい者医療費助成制度では、高額療養費の制度など、他の医療費助成制度が優先され、高額療養費の対象となる場合については、高額療養費を除いた金額を助成することとなります。

高額療養費については、69歳以下の方は、医療機関窓口で支払われる2万1,000円以上の自己負担額について合算して高額療養費の対象となることから、「現物給付」の対象外となります。

また、対象者の約6割を占める70歳以上の方については、窓口で支払われる自己負担額全てが合算して高額療養費の対象となることから、「現物給付」の対象外となります。

これらのことにより、対象者全員が「現物給付」の対象とならないため、個々に応じた事務処理の増加と複雑な算定が必要となります。

2点目は、医療機関から市への請求が必要となり、医療機関窓口での事務処理が煩雑となることから、関係医療機関との十分な検討と協議が必要となります。

3点目は、国民健康保険において、地方自治体が単独事業として重度心身障がい者等に対する医療費助成を「現物給付」により行った場合には、国庫負担が減額調整されることから、国保財政運営への影響が危惧されることとなります。

現物給付の導入による対象者の一時的な経済的負担の軽減や利便性の向上については理解いたしますが、導入に当たってはこのような課題があり、現状では「現物給付」を導入することは困難であると認識しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 今、答弁がありましたが、様々な課題があって難しいということでした。しかし、私は、実現に向けて、自治体として課題を一つ一つ解決する努力をすべきであると思います。

障がい者、しかも社会の中で最も支援が必要な重度の方に対する支援です。部長

の答弁でも、重度心身障がい者のご家族の負担については、負担があるとの発言がありました。そうであるならば、全ての対象者の方の現物給付が制度上難しいのなら、まずは69歳以下の方で、高額療養費以外など、できる範囲の方からでも制度を改善していくべきではないでしょうか。

ここで、熊本市と天草市の重度心身障がい者医療費助成の内容を紹介します。

熊本市は、市内医療機関に限ってですが、高額療養や自立支援の制度を利用している1割負担の方以外は、原則70歳未満の方は3分の1の自己負担以外の窓口負担はありません。助成が現物給付であります。

天草市も、同じように市内の医療機関において、通院で1,020円、入院で2,040円の自己負担がありますが、69歳以下と高額療養費以外の方の助成される部分は立替えがありません。

熊本市と天草市の担当の方に直接お話を伺いましたが、正直、先ほど部長が答弁されたように、事務的な手続など煩雑さがあり、苦勞しているということでした。しかし、実際、熊本市や天草市では、様々な課題や煩雑さはあるものの、制度上、無理な方以外は立替えなしを実現しています。

ここで、再質問します。

本来は重度心身障がい者の方の医療費の負担はなくし、または軽減することは、国の制度として確立すべきです。しかし、先ほどの部長の答弁でありましたように、実際は逆に、国は自治体が独自で窓口負担を無料にしたり、助成の部分を現物給付にすると、国庫補助金を減額するというペナルティーを設けています。とんでもありません。地方自治体として、このようなペナルティーは廃止すべきと国に要望すべきと思いますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 再々質問にお答えいたします。

「現物給付」の導入に当たっては、国民健康保険の国庫負担金が減額調整されることから、市長会においても「現物給付方式の推進及び国庫負担の減額措置の撤廃」について、県に対して継続的に要望を提出しており、県からも引き続き国に対して要望する旨の回答をいただいております。

本市としましても、今後も市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 ぜひしっかりと要望していただきたいと思っております。

関連して述べさせていただくと、窓口で支払う自己負担、一月1医療機関通院で1,020円、入院で2,040円、これは熊本県で決められているようですが、この自己負担がなければ、市町村の事務負担も軽減されるとお聞きしております。また、何よりも自己負担ゼロということで、当事者や家族にとっても助かる。この点では県の判断も大きいと思います。ぜひ県にも自己負担ゼロに向けての要望を上げていただきたいと思います。

最後に、市長にお聞きします。

重度心身障がい者医療費助成の自己負担以外の助成の部分に関して、現物給付に制度の拡充を行っていくべきと考えます。少なくとも熊本市や天草市で実施しているように、69歳以下で高額療養費以外の方など、制度上、可能な方については速やかに検討していくべきと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。現物給付に対する考えて方についてということでございます。

現物給付は、先ほど来お話がありますように、対象者の皆さんの一時的な経済的負担を軽減するとか、あるいは利便性の向上に資するということは理解するところでございます。しかしながら、先ほどの部長からの答弁にありましたとおり、現状では様々な課題があり、困難であると考えております。

本市といたしましては、「現物給付方式の推進及び国庫負担の減額措置の撤廃」について、今後とも市長会を通じて、引き続き要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 熊本市や天草市のように対象が限定されても、できることから、私はやはり開始を検討していくべきだと思います。事務手続の煩雑さなどの課題がありますが、熊本市、天草市は実際に行っております。菊池市でできないことはないのではないのでしょうか。

また、菊池市では、ひとり親家庭の方へも医療費の助成が行われておりますが、この制度も当初は助成の部分は立替えでありました。私自身も一般質問で当事者の方の声を届け、立替えなしでと制度を拡充してきました。市長の決断、執行部の協力の下、医療機関への協力依頼、システムの改修など、制度改正のために一つ一つ課題を解決し、約7か月かけて立替えなしの改正の運びとなりました。

先ほど紹介したエーラス・ダンロス症候群を抱える二十歳の当事者の方は現在大学2年生、生まれてから現在に至るまで、本人はもちろんご家族も、経済的にも精神的にも本当に苦勞されました。小学校のときまでは歩行が可能でしたが、中学校になると車椅子生活、玄関の階段が上がれなくなり、行政に相談するも、当時は障害者手帳の等級が足りないから無理と言われ、自費でスロープと車椅子を購入、手帳更新を依頼すると、医師からは半年間の固定症状がないと変更できないと言われる。また、中学、高校時代は、体調不良と反抗期が重なり不登校に、お母さんは体が痛くて眠れない息子さんの姿を見ているとつらくて、このまま一緒に死んでしまおうかと思うこともあったとのことでした。

その後、スクールソーシャルワーカーや周りの方々の励ましのもと、つらい時期を乗り越え、2年前、見事に大学に合格、今は将来は社会福祉士と手話通訳士の二つの資格を取り、地域や社会に不安や悩みを持っている人のお手伝いができれば、本人はこう語り、体調が不安定な中でも、将来に希望を持って頑張っています。しかし、お母さんはそんな息子を見て、頑張れば頑張るほど無理をして体調を崩すのではないかと、こんな心配もされています。

障がい者の支援の中心は医療であります。障がいの重度化を防ぐためにも医療は不可欠です。住民の福祉、暮らし増進が原点である地方自治体は、最も障がいの重い方々の命に直結する医療費助成制度の拡充を行い、当事者の方を励ましてほしい。私は切にこう思います。ぜひ検討をいただきたい。このことを改めて述べまして、次の質問に移ります。

次に、高齢者の補聴器助成について質問します。

この問題での一般質問は2回目です。前回の質問以降、補聴器の助成があったら助かると市民の声を聞くことも少なくありませんでした。また、2021年6月議会では、市民の方から議会に対して補助を求める陳情も上がっています。全国でも自治体独自に補聴器の購入費用を助成する制度が広がっている流れを受けて、再度、質問をいたします。

まず最初に、菊池市において、助成制度の検討状況についてお聞きします。

2019年の第4回定例会において一般質問を行いました。当時の執行部の答弁は、「既に助成をしている自治体の状況を調査しながら、国・県等の方向性を注視してまいりたい」とありましたが、その後の検討状況はどうなっているか、以上お聞きします。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 高齢者の補聴器助成についての検討状況についてお答

えいたします。

加齢による難聴者の補聴器購入に関する県内の助成の状況につきましては、令和2年度より益城町、令和3年度より五木村が補聴器の購入費用の一部の助成を行っているところでございます。

益城町では、本人住民税非課税などの要件があり、3万円が上限で、令和2年度19件、令和3年度5件の助成がされております。

また、五木村では、5万円が上限で、令和3年度は9件の助成をされております。

また、菊池管内の他市町の取組状況につきましては、重度の難聴者に対しては、障害者手帳の申請を勧めており、加齢による難聴者の補聴器についての助成の要望もないため、今のところは考えていないとのことでした。

本市におきましては、引き続き事業の効果等を含め、県内の実施状況、国、県等の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 引き続き注視をしていきたいとの答弁でしたが、質問から3年たっています。ぜひ注視ではなく、導入に向けての検討を進めていただきたいと思えます。

政府が決定した認知症施策推進大綱の中では、難聴は認知症の危険性を高める可能性がある要素、いわゆる危険因子であることが明確に述べられています。また、2017年の国際アルツハイマー病学会会議において、専門家によって構成された認知症予防介入及びケアに関するランセット委員会では、予防できる要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子であるという指摘がされています。

ここで、再質問します。

加齢性難聴が認知症の重要な危険因子との認識をお持ちでしょうか。改めて、市として加齢性難聴についての認識をお聞かせください。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 加齢性難聴の認識とのお尋ねでございますが、認知症の発症要因は、様々な要因が絡み合っているとされております。

加齢に加え、高血圧、糖尿病などの生活習慣病や喫煙、運動不足、難聴等による社会活動の減少などもその要因の一つであるとされており、難聴が認知症の一因子として捉えられていることは認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 回答がありましたように、市としても、高齢者の難聴が認知症の重要な危険因子であるという認識であります。しかし、今の日本の現状は、高度、重度の難聴でなければ補聴器購入の補助を受けることはできません。高度、重度の難聴というのは、両耳の聴力が70デシベルでないと聞こえないという状態です。これは耳元で大きな声で話すレベル、40センチ以内で話さないと会話が理解できない状態、つまり、相当重度の難聴でなければ公的な支援が受けられないのが日本の現状です。

これに対して、WHO（世界保健機関）では中等度、41デシベルから補聴器をつけることを推奨しています。41デシベルというのは、基本的には聞こえる。しかし、時々、人の言うことが音域によっては聞き取れないというレベルです。WHOがそのレベルでも早く補聴器をつけたほうがよいと推奨しているのは、そのままにしておくと、音の認識が保てずに、認識できない音が増えていってしまうという理由からです。

ここで、厚労省の国立長寿医療研究センターが行った調査結果を紹介します。

全国1,741自治体に調査をかけ、940自治体から回答を得て、昨年3月に調査結果と報告が出されています。提言では、自治体として取組の強化を求められることとして五つ挙げられています。

1番目に、難聴を早期に発見する仕組みをつくることは必要とし、聴力検査など、高齢者が集まる場所で行うなど、難聴者を早期に発見する仕組みの構築が急務であると述べています。

二つ目には、難聴が疑われたときに、医療機関への受診勧奨ができるように、耳鼻科医との連携の仕組みを整えること。財政的な余裕があれば、高齢者、全年齢層を対象とした聴力検査を行い、医療機関へつなぐこととしています。

三つ目には、受診勧奨から適切な補聴器利用のために、補聴器相談員や認定補聴器技能者の周知を図ること。

四つ目に、補聴器を装用後、装用を継続するために、難聴高齢者のフォローを行うこと。

五つ目に、難聴高齢者への戦略的な支援スキームの検討が必要である。

以上、五つが厚労省の専門家チームから提言されています。

ここで、再質問をいたします。

高齢者が早い段階で気づくためにも、特定健診などで聴力検査を加えることが望ましいと考えますが、どうでしょうか。併せて、市民に対してあらゆる機会を捉え

て、聴力検査の必要性を知らせ、啓発していくべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 高齢者の難聴の発見のために、健診に聴力検査を入れてはどうかのお尋ねでございますが、現在、実施しております後期高齢者の健診については、被保険者の生活習慣病の早期発見と、重症化予防を目的として、実施主体である熊本県後期高齢者医療広域連合が菊池市へ委託し、菊池市内22の医療機関にて実施しているところでございます。

また、後期高齢者の健診項目については、地域の実情や高齢者の特性を踏まえ、県医師会と後期高齢者医療広域連合が協議した健診項目に含まれていないことから、実施しておりません。

今後は、国や熊本県後期高齢者医療広域連合の動向を注視していきたいと考えております。

高齢者に難聴の検査について周知していけばどうかというお尋ねでございますが、難聴による社会活動の減少などが、認知症の要因であることとされていることから、難聴による認知症リスクについて周知するとともに、検査の必要な方においては、聴力検査を受診する機会を勧めることを引き続き啓発していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 国や県の動向を注視し、県の広域連合の動向を見ていきたい。啓発については、必要な方に引き続き啓発をしていきたいとのことでした。ぜひ進めていただきたいと思います。

補聴器の使用と認知症との関係について研究する、国立病院機構東京医療センター 感覚器センター 聴覚研究室室長の神崎晶さんが、世界的な医学誌「ランセット」の報告の中で、難聴は軽度であればあるほど、認知機能の低下を予防できるとして、早期の補聴器使用が必要であると結論づけています。厚労省の提言でも、聴力検査や市民への啓発などの取組の必要性が述べられています。ぜひ検討をいただきたいと思います。

ここで、先ほど部長のほうから紹介がありました益城町の事例を紹介しようと思いますが、もう既に部長のほうから詳細な内容も述べられておりますので、私からは簡単に実績のほうを紹介したいと思います。

対象は65歳以上の高齢者で、聴覚障がいのある身体障害者手帳の交付を受けていな

いこと、医師から補聴器の必要性を認める意見書を徴集することができること、本人が非課税世帯であること、このようになっています。

実績は、先ほど部長が述べたとおり、2020年度が利用者19人、実績56万9,800円、2021年度が利用者5人、実績14万9,800円、本年度は8月8日現在で利用者5人、実績15万円となっています。

益城町の声としては、補聴器は高額であるために、助成額は購入額の5分の1から10分の1程度となる場合が多いが、少額であっても補助があるだけで助かりますと言われたり、病院からも補聴器補助対象者についての問合せもあっているとのこと。

最後に、市長にお聞きします。

高齢者の多い菊池市において、加齢性難聴者への補助は、特定の一部の方への補助ではなく、菊池市にとって必要な施策であると考えます。菊池市においても補助制度を導入する考えはありますか。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 加齢性の難聴者の補助制度についての考えを述べよということでございます。

本市におきましても、高齢者は、今後、ますます増える見込みでございます。かくいう私も、やはり年齢を重ねるごとに、だんだん目もかすんでいきますし、聞こえなくなる部分も増えているのは確かでございます。ある意味、そういう意味では、人間の自然現象の一つというふうに私自身は捉えているところではございます。

お話のありました加齢性難聴者の補聴器の購入への助成という点につきましては、もう既に部長が答弁したとおりでありますので、今後も事業の効果等も含めて、既に助成している自治体の状況であるとか、国、県等の動向をしっかりと注視してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 補聴器は、ほかの補装具に比べてもかなりの高額であり、その点から、公的な支援が欠かせないと思います。

2019年日本補聴器工業会の調査によると、2018年の補聴器1台当たりの平均購入額は約15万円、収入が少なくなっていく高齢者、あるいは年金生活の方々にとってはかなりの負担であります。憲法で保障されている健康で文化的な最低限度の生活とは程遠い状況です。

日本は欧米と比べると、難聴者の人口の割合は1割前後とほぼ同じですが、補聴器の使用率は、日本が14%なのに対し、イギリス48%、フランス41%、ドイツ37%、アメリカ30%と、日本とは倍以上の差があります。公的な補助があるかないかが明暗を分けていることは明らかであります。

高齢者が社会で活躍し働いていくとき、補聴器は必需品です。菊池市においても、どういう対応が可能か、研究、検討をさらに進めていただきたい。そのことを述べまして、次の質問に移ります。

○水上隆光 議長　ここで、換気のため10分間休憩します。

○
休憩　午前10時35分

開議　午前10時41分
○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員　次に、保育士の処遇改善と確保について質問を行います。

この質問も、2019年第2回定例会で行っており、今回、2回目の質問となります。再度質問に取り上げようと思ったきっかけは、今年9月、静岡県で起こった送迎バスに3歳児が置き去りにされ、亡くなるという痛ましい事件が起き、その報道を受けてであります。同様の事件は、昨年、福岡県の保育園でも起きたばかりであります。

国は、子どものバス送迎安全徹底プランを発表、4月から通園バスに安全装置の設置を義務づけ、費用の一部を補助する等の緊急対策をまとめました。バスに安全装置をつけること自身は重要な対策ではあると思います。しかし、政府の緊急対策を実施するには、職員が圧倒的に不足している、送迎バス置き去りはバス問題ではない、このことを改めて実感し、この質問を再度行う次第です。

2019年第2回定例会において、大津町など他自治体で取り組まれているように、菊池市でも保育士確保のために独自の支援を行っていくべきではないかとの質問を行いました。そのときの執行部の答弁は、現時点では考えていないとの答弁でした。

しかし、昨年、福祉厚生常任委員会分科会の決算審査で次のような提言が出されました。今後、保育士確保が困難になると予想されるが、他の市町村の事例を参考にし、保育士確保のための施策を行うこと。これに対し執行部からは、さきの9月定例会において、各保育所等の保育士不足の現状把握と、保育士確保のための対策

についての意見を収集するための調査を実施し、現在、他自治体の先進事例を調査研究しているところです。今後、効果的で有効な本市に合った取組方法を検討してまいります。このような回答がありました。

ここで、質問をいたします。

保育士確保に向けて、調査の内容と今後の取組についてはどのように考えているか、お聞かせください。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 保育士確保のための調査結果と今後の取組について、お答えいたします。

令和3年第3回定例会における提言に対して回答しておりますとおり、市内保育所等に対して、保育士不足の現状把握と保育士確保のためのアンケート調査、及び県内外の自治体の先進事例を調査したところでございます。

まず、市内保育所等へのアンケート調査では、求人募集をしているが応募がないと回答した園が多数あり、市に対して養成校との連携や保育士への支援補助を望む意見がございました。

次に、先進事例の調査では、自治体独自の取組として、保育士の家賃補助や就労祝金の支給などを実施されているところがありました。

本市の取組につきましては、市内保育所等での就労を希望する方の支援と保育所等における保育の担い手を増やすために「保育士等人材バンク」を設置するとともに、保育所等における保育士の業務負担軽減と保育士の離職防止のために、保育士の資格を有しない保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する「保育補助者雇上強化事業」を実施しているところでございます。

今後につきましては、先ほど申しました調査の結果を踏まえ、国や県の補助をさらに活用した事業や市独自の事業など、効果的で有効な本市に合った施策を検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 アンケートでは、求人をかけても応募がないという声が多数寄せられたという答弁でありました。

現場は本当に苦勞していると思います。効果的で有効的な本市に合った取組を検討しているということでもあります。検討を早急に行っていただきたいと思います。

ぜひ考えていただきたいのが、検討を行っていく上で、日本の保育現場の実態で

す。保育士1人当たり何人の子どもを見るかの国の配置基準は、主要国に比べて低過ぎます。ほとんどの国が日本よりも多く配置しています。実際には日本でも多くの園は基準を超えて配置を行っていますが、基準を超えた分の人件費が行政から支給されるわけではありません。子どもに行き届いた保育をしようとする、保育士の賃金が安くなる。これでは離職者が増えるのは当然です。

ここで、質問します。

菊池市では、保育園の配置基準はどうなっていますか、お示してください。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 保育士の配置基準につきましては、本市でも国の児童福祉施設の設置（後に発言の申し出があり、「設置」を「設備」へ訂正）及び運営に関する基準により、0歳児は乳児3人に対して1人、1・2歳児は幼児6人に対して1人、3歳児は幼児20人に対して1人、4歳児以上は幼児30人に対して1人の保育士を配置することと定められており、県や市が実施する監査等で確認しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 今、示されましたが、専門家の中でも日本の保育制度の最大の課題は配置基準だとの指摘も上がっています。日本の配置基準は、今、答弁があったように、0歳児で子ども3人に対して1人の保育士、1・2歳については子ども6人に対し1人の保育士、ここはOECD諸国の真ん中あたりですが、問題は3、4、5歳の配置基準です。保育所で3歳が子ども20人に対して保育士1人、4・5歳が子ども30人に対して保育士1人、OECD諸国で最低です。こんな大勢の子どもたちを一度に見ることを基準としている国はほかにはありません。この配置基準は、驚くことに74年間変わっていません。

ここで、再質問します。

保育士の配置基準の見直しを国に求めていくべきと考えますが、どうでしょうか。見解をお聞かせください。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 すみません、答弁にお答えする前に、先ほどの私の答弁で、国の児童福祉施設の基準のところ、児童福祉施設の設置と申し上げましたが、正しくは設備の間違いでございます。おわびして、訂正いたします。申し訳あ

りませんでした。

それでは、保育士の処遇改善の要望すべきではというお尋ねでございますが、国は保育士の処遇を改善するための方策として、保育所等への運営費の積算の基となります様々な加算に処遇改善等加算を設け、さらに、今年2月からは保育士等の収入を3%程度引き上げる措置として、保育士等処遇改善臨時特例交付金を創設し、保育士の処遇改善を図っておりますが、保育士不足の解決までには至っていない状況でございます。

そのため、これまでも市長会に保育士の処遇を改善するように要望しているところですが、今後も引き続き、公定価格における人件費の単価や職員の配置基準を抜本的に見直し、保育士の大幅な処遇改善を図るよう要望していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 国が責任を持って子どもの命と育ちを守るために、保育士の加配加算及び配置基準の改善と処遇改善は待ったなしの課題です。ぜひしっかりと要望を上げていただきたいと思います。

同時に、喫緊の課題として、自治体独自で取り決める課題として、保育士の確保が挙げられます。このことについて質問を進めていきます。

熊本県内で自治体独自で保育士確保の取組を進めている荒尾市、大津町の取組状況を紹介させていただきます。

3年前の質問のときも紹介させていただきましたが、あれから3年たち、実績や評価など、どのようになっているか、担当課に直接電話でお聞きしました。紹介します。

大津町は、保育士就労支援助成金として、町の単独事業として行っております。令和元年から開始、対象は大津町の保育施設に新たに就労する保育士に10万円を支給、さらに町外から転入してきた場合はプラスして5万円の支給、実績としては年間12人程度、今年度も既に10人の方を確保して支給が行われているということです。

荒尾市は、家賃補助を行っております。荒尾市に転入された保育士さんに月額2万5,000円を上限に、最大3年間補助、実績としては、平成30年度が2名、48万円、令和元年度が5名、106万8,000円、令和2年度6名、134万7,000円、令和3年度8人、151万円、今年度は現在4名の利用とのことです。

両自治体の担当者の方から共通して語られたのは、保育園から寄せられる声として、募集をする上で、学生さんへのアピールがしやすいということです。新型コロナウイルス感染症の中で、保育園の現場はこれまで以上に人手が不足しており、保育士の確保は待ったなしの課題ではないでしょうか。

ここで、質問します。

福祉厚生常任委員会の提言でも述べられておりますが、他の市町村の事例を参考に、菊池市としても、現在行っている施策以外の保育士確保のための施策を早急に行うべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 質問にお答えいたします。

保育士確保のための本市独自の取組につきましては、調査を行いました先進事例を参考に、園長会等でも保育現場の状況やニーズについての意見を伺いながら、最も効果的で有効な本市に合った取組方法を検討し、保育士の確保に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 早急に園長会にも諮っていただき、具体的な支援を開始していただきたいと思っております。

先日の12月2日付の熊日新聞に学びのスクエアという連載記事に、認可保育園の職員の配置基準について、現場の専門家の意見が掲載されておりました。先ほど述べたように、国の保育士の配置基準の少なさを指摘した上で、「保育士は保育の専門職ですが、それでも、これでは子どもの安全に目を配り切れません。実際に起こっているけがや事故の中には、保育士の余裕のなさが誘因になっているものもあると思います。共働きが増えた今、多くの子どもが9時間から10時間、保育園で過ごすため、園での過ごし方は発達に重要な影響を与えます。次世代を健やかに育みたいのであれば、全ての子どもに質の高い保育を提供することが必要不可欠です」
こう述べられています。

ぜひ菊池市においても園長会との協議を行い、保育士確保のための菊池市独自の施策について、早急に手だてを講じていただきたい。このことを述べまして、一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、東奈津子議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午前10時56分

開議 午前11時02分
○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 皆さん、おはようございます。議席番号17番、是は是、非は非で考えるがモットーの二ノ文伸元でございます。よろしくお願いいたします。通告しておりました本市の公園について質問いたします。

まず、公園設置の目的を行政側からの視点から見ると、市民のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物の多様性の確保、豊かな地域づくりの交流空間の提供などの目的があるとされております。

また、市民などの利用者からの視点では、公園の規模、公園までの距離、遊具の有無、設備等で利用の有無や頻度の違いにより、ジョギング、ランニング、グラウンドゴルフなど、健康的増進を図るために活用できるか、また、子どもたちの遊び場、憩いの場として活用できるのか、またまた、景色・景観を楽しむことができるか、こうした様々な理由から公園の選択肢が決められてきます。

公園において、多くの方が心身のリフレッシュ、ストレス発散に有効で、大変重要な役割を担っていることは疑いありません。しかし、重要な役割を担う公園ですが、一方で、それらを維持管理するためには、管理コスト、施設、遊具等の安全性の課題もあります。

そこで、お尋ねですが、まず1点目、本市の公園の数は何か所ありますか。

2点目、公園の利用状況はどのようになっていますか。

3点目、公園の管理状況はどのようになっているのか。

4点目、公園の管理費用はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の公園の数ということでございますが、現在、都市整備課で管理しております公園につきましては、市内に22か所ございますが、その他、市民広場や孔子公園、その他農業公園（後に発言の申し出があり、「農業公園」を「農村公

園」へ訂正)など、他の部署で管理している公園も複数ある状態でございます。

次に、公園の利用状況でございますが、公園ごとに様々な規模、種類の施設があり、多くの市民の方や、市外から訪れられる方々の憩いの場としてご利用いただいているところでございます。

公園の管理状況ですが、箇所数、面積とも規模が大きいため、トイレの清掃や樹木の剪定に関しましては管理業務を委託し、除草などにつきましては業務委託、及び施設管理作業員により行っております。快適にご利用いただける状況を保つよう努めているところでございます。

最後に、都市整備課で管理している公園の経費につきまして、令和3年度事業費の総額は約6,540万円となっております。このうち経常的な経費であります作業員等の人件費、除草清掃等の委託料、光熱費等の維持管理費で申し上げますと、約4,470万円になります。なお、電気料につきましては、約461万円となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 再質問いたします。

公園は、利用者にとり無償で利用可能で、心身のリフレッシュができるなど、多くの利点があり、必要なものであります。しかし、今回の質問をするに当たり、公園について調べるうちに、今、答弁していただいたように、維持管理などに相当な予算を投じていることも再認識したところです。市民の税金がこうした予算として使用されるわけです。行政は公園を利用に最適な状態で持続させ、その状態を維持管理する責任があります。そして、限られた税金です。今後も公園が安全で最適な状態を長期に継続させるための維持管理を検討し、予算化できるように知恵を絞っていただきたいと考えております。

都市公園をひもとくと、公園設置における内容は広範囲に及んでいるようです。例えば様々なイベントが行われたり、カフェ、レストランや水族館などが置かれた公園もあるようです。最近では、2015年7月に国家戦略特別区域法の一部改正があり、特区の都市公園内には保育所などの設置も解禁されたようです。その一方で、クレームを恐れて禁止事項だらけ、手入れが行き届かず雑草だらけ、いつも誰もいないなど、公園についての使用法や維持管理の批判も出ています。

そこで、お尋ねですが、現在、新設している公園はありますか。また逆に、廃止される公園、された公園はありますか、お伺いいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長　それでは、ただいまのご質問にお答えする前に、先ほど答弁で間違いがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

農村公園と言うべきところを農業公園と申し上げてしまいました。農村公園が正しいこととなりますので、ご了承いただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

新設の公園ということでございます。現時点におきましては、花房坂周辺公園及び国土交通省菊池川河川事務所が実施しております、かわまちづくり事業により整備されております迫間川の河川敷広場の2か所が新たに完成予定でございます。

それから、廃止する公園ということでございますが、現状のところは、廃止する公園については近々ではないような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長　二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員　ありがとうございます。廃止される公園はないということですね。

この質問をするに当たり、これまで、そして、今回、全てとは言えませんが、市内の公園を見て回りました。その中で、気になる公園について質問します。

まず、高田緑化公園についてですが、草も刈り込んであり、手入れは行き届いていました。地元の方が一生懸命きれいにされていることだろうと思います。ただ、遊具の設置がありますが、その遊具、滑り台なのですが、現在、使用禁止の貼り紙があり、ロープが引いてあります。これには理由の説明もなく、使用禁止になって1年余りたっているとのことですが、今後の予定はどのようになっているのか、お示してください。この件については、地元議員の福島議員からも情報をいただき、確認したところです。

また、中西寺公園のブランコの鎖がぐるぐる縦巻きになり、座るところが高くなっています。大人の腰、子どもの肩程度に高くなっていました。たまたまなのかどうか分かりませんが、遊具を使用する低学年の子どもたちは使用ができない状態ですし、座面から高い状態でけがなどの危険があると感じました。こうした公園内の遊具の点検がどれぐらいの間隔でなされているのか、不備の改修をどのように考えておられるのか、お示してください。

○水上隆光 議長　山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長　それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

遊具の点検というところで、まずはお答えしたいと思います。こちらのほうにつきましては、利用中の事故等、安全性に関わることでございますので、毎年、専門業者に劣化診断業務を委託している状況でございます。

ただいまご指摘がありました高田公園、その他の部分につきましては、現状、そのような状態になっているかと思うんですけども、今後は予算を見ながら、優先順位をつけながら、修繕あたりについては検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長　二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員　高田緑化公園の滑り台は、あれは理由も何も書いてないですね。恐らく私が見た範囲では、あれが鉄製なんですね。あれに塗料を塗って、長年の劣化で恐らく塗料がはげたりして、そのはげた部分でけがするおそれがあるということで、そのような禁止になっているのかなと私なりに理解したわけですけども、ただ、やっぱりあれはそのまま放置しておくんじゃなくて、あれは子どもからすれば、小さい子どもは漢字も読めないし、ロープも登ろうと思えば登れる状態でした。それでもしけががあったときに、いろんなその責任論とか、そういうのがありますので、中西寺公園に行ったときに滑り台をちょっと見たんですけど、あれはプラスチック製ですね。あれはよっぽどの劣化があると、また替えなければならぬと思うんですけど、もう恐らくそちらのほうに移行してくるだろうと思います。しかし、やはりもう撤去するのか、どうするのかをしっかりと定めて、素早くやったほうが事故等も少ないと思います。

子どもたち、やることは分かるんですよ。ブランコをぐるぐる回して高くすれば、自分たちの子どものときを思い出しますと、そういうことがあります。しかし、あれはしっかり頭の中に入れてやっていただきたいなというふうに思います。もう少し点検の回転を1年に一度から半年に一度ぐらいに変えたほうがいいのかというふうには感じました。

次に、菊池公園内にある堂山展望所についてお尋ねいたします。

堂山展望所については、令和2年12月議会、令和3年6月議会と2回にわたり質問をいたしております。特に安全性の問題を指摘してまいりましたが、その後、どのように対応されたのか、改善されたのかをお聞かせください。

また、これも菊池公園内にある十月桜を植えてあるところですが、咲いているのか、狂い咲きしているのか、咲き方が寂しいと感じます。あれを普通に3月に咲く

桜、ソメイヨシノに替える考えはありませんか、お尋ねいたします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、堂山展望所の件でございます。こちらにつきましては、以前、答弁も行ったところではございますけども、教授の助言を基に、定期的に定期観察（後に発言の申し出があり、「定期観察」を「定点観察」へ訂正）を行っております。特に大きな変状はあっておりません。今後も経過観察を続けてまいりたいと考えております。仮に異常等があった場合には、再度、教授の意見を伺いながら、対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、十月桜公園のソメイヨシノというお話でございますが、こちらにつきましては、ご意見としてお伺いしておきたいと思っております。現在、市民参画型の公園という形で、試験的に管理のほうを行っているような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 堂山展望所についてですけども、1週間ほど前にちょっと行ってまいりました。安全性においては、少し何か先のほうが地盤沈下といたしますか、少しですから、問題ないというふうには感じました。ただ、植栽してあるわけでもない木、あれが何か異常に大きくなっているなどちょっと感じたわけですよ。何の木か、私、ちょっと存じないわけですけども、あれが二、三年するとどうなるのかなど。また大きく広がって、景観に悪くなりほしくないかなって、あの辺も、やはりせつかくですからちょっと調査していただいて、どうにか対処していただきたいというのは、せつかくですから、感じました。

それから、十月桜のところですけども、とにかくせつかくあそこはとてもいいところだと思います。あそこにソメイヨシノが咲くならば、もっといい公園になると思います。市長、桜が大好きですから、あの辺にも予算を使っていたきたいと。やはり桜は、私たち小さい頃から城山公園なんですよね。市長も恐らく小さい頃、思い浮かべられると、あそこは、城山公園は、ぼってん荒川さんとか来て、舞台があつて、それはにぎやかだったことを覚えていらっしゃると思います。やはり桜は菊池公園です。そのことは申し上げておきます。

次に移ります。

新たに新設されている公園は花房坂周辺公園ということですが、花房坂周辺公園付近の竹林はどうなりますか。また、入り口付近に空き店舗、以前はお好み焼き屋

さんだったと思うんですが、ありましたが、景観上、いかがなものかと感じました。もう閉店されて随分期間もたっておりますので、その店舗はそのままでしょうか。

それから、国道沿いということ、車の往来が激しく、出入りに関しては安全性の問題があるように感じましたが、安全性をどのように確保されるのか、お示してください。また、夜の明かりは電灯ですね。どのようなシステムになるのか、お示してください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質問の前に、ちょっとまた修正のほうをさせていただきたいと思います。

先ほど堂山展望所の定期観察というご報告をさせていただいたんですけども、正しくは定点観察の間違いでございました。大変申し訳ありません。

それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、花房坂周辺公園の竹林という話でございますが、こちらにつきましては、所有者のほうに確認を取りながら、竹林のほうの伐採を進めてまいりたいと考えているところでございます。一応景観がよくなるようにということで、竹林のほうの伐採は、今後、検討してまいります。

それから、入り口の店舗につきましては、まだ所有者の方とのお話等は行っておりませんが、こちらのほうについても、今後、検討してまいりたいと思っています。

あと、出入口については、確かに何らかの改良等、そういう部分も必要になってくるかとは思いますが、こちらも県との協議も必要になってまいりますので、そちらも含めてご検討させていただきたいと思います。

電灯のほうにつきましては、現在、花房坂周辺公園については、商業用電灯のほうを設置するように計画をしているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 竹林についてですけども、検討中ですか。伐採されるわけではないんですか、お聞きします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 竹林のほうは、所有者と伐採するところで協議中でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 まだ決まってないということですかね。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 竹林の所有者のほうは、やっと連絡が取れた段階でございますので、そちらの連絡が取れてなかった方について、所有者がはっきり分かってきたので、そちらのほうと交渉をするという形になっております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 私は、もう既に伐採することが決まっていると、ちょっと勘違いしていましたが、じゃあ、まだ話がついていない。これからどうなるか分からない。しかし、何かもう伐採も進んでいるようにもちょっと聞いたわけですが、そうじゃないわけですよ。皆さんは私と同じだろうと思うんですけども、あそこは景色のいいところでやったんだろうと思うんですよ。あの伐採が決まって、工事に取りかかるというのが普通じゃないですか、お聞きします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 竹林の伐採についてでございますが、何筆かあって、そのうち何筆かについてはもう了承が既に取れていたんですけども、1筆だけ、ちょっと残りの部分がありまして、今現在、確認したところ、了承できたということでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 いや、今、話を聞いてほっとしたわけですけども、じゃあ、なぜ最初からそれを言ってもらえなかったのか。この質問をするに当たり、相当な無駄だったと思います、私。最初から言ってくださいよ。

それから、空き店舗ですよ。やはりそれはもう皆さん方も分かっているじゃないかと。それと安全性ですね。交通、国道沿いですから、そこはしっかりやっていただかないと、人の命にもかかるようなことですので、よろしく願いしておきます。

それから、電灯についてですけども、新設ということで、花房坂周辺公園の前に新しいやつは、恐らく憩いの森公園ですかね。あそこの電灯をちょっと調べてみま

したら、あそこはソーラー式の電灯なんですよね。次のやつはソーラー式ではないという形でいいんですかね、花房坂周辺公園は。なぜソーラー式のやつじゃないんですか。何か次に作るやつが違うならば、一貫性がないように感じるんですけど、お伺いします。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

花房台の電灯につきましては、経済比較ということで、一応商業施設、商業用電力という形にしているところですが、富の原のほうの公園につきましては避難所という形もありますので、その部分については、ソーラーの電灯を設置させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 いや、避難所だからこそですよ。やはり大規模な地震が実際に起きたわけですから、あのとき停電になりました。熊本地震のときですね。あのとき、隈府中央線が唯一、ソーラー式の電灯だったわけですよね。あそこに皆さん避難して来られたのを私は覚えております。だからといって、どういう状態であそこが避難所になるかも分からないと思うんですよ、花房台がですね。後からそこはちょっと出しますけども。

次に、清流公園についてお尋ねをいたします。

利用状況で都市整備課が管理している公園では、清流公園の利用度は一番高いのではないかと思います。早朝から夜まで、ランニングやウォーキングをされる方、毎週3日、100名近くの方がグラウンドゴルフをされたり、週末にはキッズサッカーチームなど、子どもから大人まで、朝から夜まで、絶えることなく利用されています。

その清流公園ですが、本年8月25日だったと思いますが、落雷により配電盤が故障し、全電灯がつかない状態となり、夜の使用が困難な状況になりました。夜間点灯再開まで3か月を要したのはなぜか、お伺いします。また、落雷による被害からの経過を、それまでの経過をお示してください。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

清流公園の落雷被害による3か月かかったという部分についてですけども、こち

らにつきましては、8月の25日の落雷によりまして被害を受けたということで、その後、ちょっと現地のほうを調査させていただいたんですけども、あと業者のほうに確認を取ると、受注生産というようなことで、3か月はかかるというような報告をいただいたところで、それに合わせて、できるだけ急いで事務処理、発注を行ったところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 その部品ですかね。部品が、結局、3か月もかかるような部品であったと。ということは、先ほどの花房坂周辺公園も、そういう被害があったときには、結局、3か月かかるということではよろしいんですか。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

清流公園と花房坂周辺公園の施設規模は違いますので、同等に3か月かかるかどうかについては、今現在、ちょっと分からない状態でございます。受注生産と同じように、受注生産ということであれば、やはり2か月、3か月はかかるものと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 ただ、3か月もかかるような部品を要する器具ですよ。それが、今、清流公園のほうには取付けがされているということになります。それをソーラー型の電灯、それに変えれば、落雷があつたとしても、1基が消滅するだけで、あとは使えるわけですよ。そんな一つの部品を取って3か月もかかるようなものをつけておくよりも、やはりソーラー型に変えて、今、このような自然環境の中で、落雷はいつどこで起こるかも分かりません。季節問わずに、今、温暖化の影響であつていることから、私はもう全公園、ソーラー型に替えていただきたい。ただ、やはりこれは予算を伴うものだろうというふうに思います。予算の範囲内で、少しずつでもですよ、10年かかろうが、今からソーラー電灯に変える考えはありませんか。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 ソーラー型の電灯に変える考えはということではございますが、

清流公園について、その費用等も含めて、ちょっとご報告を申し上げたいと思いますけども、清流公園には、現在、屋外ポール式照明灯が26基ございます。年間照明電気料は令和3年度で約22万7,000円でございます。仮にソーラータイプ照明灯を新規設置した場合で試算すると、直接工事だけで1基当たり約141万円で、合計すると約3,666万円になります。ソーラータイプにすれば、電気代はかからなくなりますが、初期投資にかなりの費用がかかることになりますので、単純に計算いたしましても、約160年分の電気代に相当する金額ということになっております。

今後、公園に対しますソーラーの設置ということになりますが、照明器具製品の価格の推移等を見極めながら、施設の更新時期に合わせて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 相当なコストがかかるものと、今、受け止めましたけども、例えば清流公園の電灯がありますよね。恐らくあの電灯を1本取り除いて、そこにまた立てるといふ形の試算だろうと思いますけども、電柱はあるわけですよ。それに上だけ替えるとか、何かそういったことを考えられれば、相当な予算削減になると思うんですよ。何か決まったことをそのままやるじゃなくて、前例主義でずっとみんなやっていたらいいと思いますけども、そこら辺の知恵を絞って、本当に市民のことを考えるならば、できないはずはないと思うんですよ。

市民の方から、私はあそこはまだ使えないのと何人からも言われました。古田議員も言われたそうですよ。それだけ市民の方はあの清流公園を大事に思っておられると感じております。どうか職員の皆様方には知恵を絞って、市民の方々に奉仕をお願いしたいと思います。

とにかく市長をはじめ職員の皆様方には、予算削減に向けて鋭意努力をされることを切にお願いいたします。我々議会も、現在、議会改革特別委員会を立ち上げ、議員削減に向けて、いよいよ話し合いが始まるものと思われまます。身を削る改革をやってこそその財政改革、そのことを誓って、私の一般質問を終わります。

○水上隆光 議長 これで、二ノ文伸元議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時42分



○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、発言の申出がっておりますので、発言を許します。

福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 皆さん、こんにちは。私の昨日の一般質問におきまして、一部、企業名を出した発言がございましたので、議長のほうでしかるべき処置をお願いしたいと思います。

○水上隆光 議長 ただいま福島議員から、発言中に企業名を出した、一部不穏当発言がありましたので、取消しの申出がありました。

福島議員の発言につきましては、後日、会議録を調査し、不穏当発言があった場合は善処したいと思います。

今後、不穏当発言のないよう、よろしくお願い申し上げます。

一般質問に入ります。

次に、古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 改めまして、皆さん、こんにちは。議席番号4番、古田浩敏です。6月の議会の際に一般質問はしない方向でと言っておりましたけれども、区長さんに問合せがあった分と、別に聞いてみたいことが出てきましたので、一般質問させていただきます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1点目は、まつりについてです。

コロナ禍にあって、過去2年間は祭り、イベント等の開催ができていなかったと思います。今年に入ってワクチン接種が進みまして、重症化も少なくなったということで、国においてもウイズコロナの考え方が徐々に浸透してきて、コンサート等においても、隣の席に普通に観客が満員で、コンサートをされている状況でございます。菊池市においても同様に、幾つかの祭りを開催することができたと思います。

そこで、お尋ねいたします。

今年の旧市町村単位の祭りの開催実績について、中止も含めてお答えをお願いしたいと思います。中止につきましては、コロナ禍以外の理由があれば、そちらのほうもよろしくお願いいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの古田議員のご質問にお答えいたします。

本年度の祭りの開催状況でございますが、本年度もコロナ禍ではございましたが、祭りの再開を望む声も数多くございまして、開催することができた祭りがあった一方で、祭りの性質によって中止になった祭りもございました。

それでは、本市において七つの祭りがございますので、本年度の開催状況と、それから実績について、一つずつお答えいたします。

まず、菊池夏まつりにつきましては、きくち白龍まつりに名称を変えて、8月6日に規模を縮小、飲食を制限しての開催でございましたが、ステージイベントのほか、白龍の練り歩き、花火の打ち上げを行い、約3,000人の来場がございました。

秋まつりにつきましては、コロナ感染が増加傾向にあり、子ども会などが参加する祭りで行ったので、実行委員会において中止が決定され、今後の秋まつりの在り方などを見直す必要があるとして、本年度はその検討を行う期間となりました。

次に、菊人形・菊まつりでございますが、11月1日から15日間にわたって開催いたしまして、多様な種類、色鮮やかな菊を鑑賞に九州管内から約2万6,000人の来場がございました。

次に、七城ふるさとコスモスまつりでございますが、10月22日に開催いたしまして、鴨川河畔公園内でステージイベントやマルシェが行われ、また、菊池川、迫間川河川堤防沿いに咲いたコスモスを眺めながら歩くコスモスウォークイベントを行い、県内外各地から約4,000人が来場されました。

旭志のホタルフェスタは、昨年度に続き、実行委員会において観賞会の中止が決定されました。

次に、泗水孔子夏まつりでございますが、8月14日に花火打ち上げのみとなりましたが、花火を鑑賞するため、孔子公園に約2,000人の来場がございました。

また、泗水孔子まつりは、実行委員会において、来年度より8月開催の孔子夏まつりと統合を行うための準備期間として、今年度は中止が決定されたところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 ありがとうございます。

それでは、それぞれのまつりについて、再質問をさせていただきます。

まず、旭志のホタルフェスタにつきましては、開催場所が前は小原の公園のほうであっていましたが、途中から旭志の道の駅のほうでの開催をされて、今、開催場所等についても、いろいろご意見があるというふうに聞いておりますので、今後の方向性等について、お話をされているかどうかを確認したいと思います。

次に、泗水の祭孔大典につきましては、前は踊りについては、市役所の職員が指導に行かれてて、大変だったと思いますけれども、そもそも地域の祭りですので、市役所の職員が覚えて伝えていくのはどうなのかなというふうに思っておりました。

また、菊池夏まつりにつきましては、先ほど言われたように、規模を縮小して市民広場だけでの開催でしたが、本当に多くのお客様に来ていただいて、私も花火鑑賞に行かせていただいて、大変にぎわっているのも感じたところでございました。

泗水夏まつりは、花火だけの開催でも2,000人も来られていたということで、今年、来年度については統合も含めたところで検討されているということでしたので、泗水の夏まつりは、前は事務局を商工会のほうでやっておられるということでしたが、その辺は今もそうなのかどうか、確認したいなというふうに思いました。

菊人形・菊まつりにつきましては、新しい方が数名入られて、盛会のうちに終了されたのを大変うれしく思っております。昨年、買って帰りました菊を地植えしておりましたら、背以上に高くなっていっぱい伸び切っておりました、ちょっと管理が行き届いておりませんでしたので、今度からちょっと上を刈りながら、今年、買って来た菊も地植えしましたので、今度はちゃんと菊の人たちに管理の方法を聞きながら、来年はちゃんときれいな庭になるように作っていきたいというふうに思っております。

最後に、七城ふるさとコスモスまつりにつきましては、コロナ禍の3年前、コスモスウォークに私が参加したときに、コスモスの花がなくて、ただの10キロウォークで非常にきつかったのを覚えております。このことは令和元年12月の定例会で福島議員が一般質問していただいて、私も本当にその同じ意見でございました。

当時、答弁された建設部長は、私と同じ七城と一緒に建設課におりまして、コスモスの植栽のほうを担当して、自分で言うのもなんですけども、その頃が一番コスモスとしては自信のあるコスモスを育てたというふうに思っております。

今年は実行委員会で祭りの重要アイテムであるコスモスを植栽していただいたので、安心しておりました。実行委員会では植え直しや草取りをされて、きれいなコスモスを見ながら歩くことができましたので、大変よかったと思っております。

本田部長も参加していただいて、日焼け対策、コロナ対策を万全にやって来られ

ておりまして、競歩のような速さで歩いていかれたので、コスモスをちゃんと楽しむことができたかどうか心配しておりました。

私は開会式の案内があっておりましたが、ちょっと間に合いそうになかったので、ショートカットで戻りまして、着替えずにそのままステージに上がらせていただいて、会場に2時までぐらいおまして、いろんな買物をしたり、ガラポン抽せん会にも並びましたが、1時間以上並んで、次の仕事がありましたので、抽せん券はその辺におられる方に渡して帰ったところでした。ガラポン抽せん会以外は、非常にいい感じだったというふうに思っておりますが、そこで、お尋ねいたします。

中止になったホテルフェスタと泗水秋まつりの祭孔大典について、さっき、見直しということで言われましたけれども、その方向性について、1点。

菊池夏まつりについては、今年、規模縮小で開催されましたけれども、コロナが明けたら、元の形に戻すのか。

それと、七城ふるさとまつりにつきましては、今年初めて、実行委員会がやっておられるという感じがしました。今まで実行委員会といっても、商工観光課の職員が何か主体でやっているような感じで、祭りが終わったら、次の祭り、延々と何か祭りが続いて、休みも取れないという状況であったのを思い出しております。今はそのようなことがないことを願っております。七城のまつりにつきましては、今年、本当に売上げ等の実績もいっぱいあったということで聞いておりますので、これについては、次年度に向けた見直し等があれば。

以上、3点よろしく願いいたします。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、旭志のホテルフェスタでございますが、令和3年度実行委員会総会においてイベント廃止が決定されたところでございますが、今後の祭りイベントの実施については、令和5年度に実行委員会において検討が行われるところでございます。

次に、泗水の孔子夏まつりにつきましては、泗水商工会が事務局で、泗水孔子まつりの統合が決定いたしましたので、泗水夏まつりの中で祭孔大典が行われます。また、これまで祭孔大典に関しましては、市職員が指導を行うなど行政主体で実施してきたところでございますが、今後は祭孔大典の実施団体が自立できるよう協力を行いながら進めていきたいと考えます。

次に、菊池白龍まつりでございますが、菊池白龍まつりは、現在ファンづくりにも頑張っておられます。課題につきましては、白龍の担ぎ手不足がございまして、ファンを担ぎ手として取り込みながら、白龍練り歩きを確保するとともに、コロナ

収束後はこれまでの祭り規模に戻しながら、持続可能な祭りとなるよう体制強化に努める必要があると考えます。

次に、七城ふるさとコスモスまつりにつきましては、本年度より実行委員会が河川管理と、それからコスモスの植栽を受託されましたので、祭りの時期に合わせてコスモスをきれいに咲かせて、自分たちの手で祭りを盛り上げようという動きが始まっております。今後は、河川管理と祭りの事務局の一本化を行い、地域活性化を図っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 ありがとうございます。

ホタルフェスタにつきましては、また実行委員会で検討されるということですが、本当に自らつくる実行委員会という形で、本当に地域の皆さんが主体となる実行委員会をぜひつくっていただいて、進めていただきたいというふうに思っております。

祭孔大典につきましては、地元の方がやっけていかれる方向ということでしたので、安心しております。引き続き、地域で育てる祭りということでやっていただきたいのと、あれだけすばらしい花火と一体化ということで、夏まつりがもっとにぎやかになってくるというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

白龍まつりにつきましては、やはり担ぎ手不足は前から問題になっておりまして、本当にファンが菊池に帰ってくる、全国でも有名な祭りにつきましては、このために働いて帰ってくるというような、ふるさとを愛する心というのがいっぱい全国でニュースになっていると思います。歴史はどんどん新しくつくっていかれますけれども、本当に菊池ファンが根づいていくことを願っております。

最後に、七城ふるさとコスモスまつりについては、私も毎年、コスモスウォークからイベントに参加させていただいて、今年は本当に、さっきも申しましたとおり、何か自分たちがつくる実行委員会でされたなというのを感じております。今後は、やはり地域で育てるコスモスということで、草取りや、そういうボランティアというのにいろんな方に声をかけて、私も草取りの開催があるならば、ご連絡いただければそちらのほうに参加していきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

道路と河川堤防の草刈りについて、旧市町村ごとの管理状況についてお示ください。よろしく申し上げます。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、古田議員のご質問にお答えいたします。

旧市町村ごとの道路と堤防の草刈りの状況ということでございます。

市道及び河川の草刈りにつきましては、道路沿いの通行に支障のある箇所につきまして、作業中に危険が生じない範囲で各行政区へ依頼し、受託された区につきましては、手数料をお支払いしお願いをしているところでございます。

交通量が多く、作業に危険が生じる幹線道路につきましては、業者へ委託及び会計年度任用職員により除草を行っております。

河川につきましては、菊池川をはじめ、国・県管理河川につきまして、市を通して河川沿いの行政区へ依頼し、受託された箇所につきまして除草を行っていただいている状況であります。

令和4年度11月末現在の旧市町村ごとの道路と堤防の除草状況につきまして、お答えをいたします。

菊池地区が、市道の除草管理を102行政区中44区に依頼し、河川の堤防除草管理を11区中1団体（後に発言の申し出があり、「11区中1団体」を「11区と1団体」へ訂正）に委託しております。

次に、七城地区が、市道の除草管理を38行政区中7区に依頼し、河川の堤防除草管理を6区と1団体に委託をしております。

次に、旭志地区が、市道の除草管理を24行政区中24区に依頼し、河川の堤防除草管理を17区に委託しております。

次に、泗水地区が、市道の除草管理を57行政区中35区に依頼し、河川の堤防除草管理を16区に委託しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 ありがとうございます。

全体では半分ぐらいは区のほうで委託を受けられているということですが、地域性なのか、旭志地区はほとんどですし、泗水地区も多くの行政区が受託をされておりますが、七城地区については、非常に道路については少ないのかなというふうに思っております。

七城地区では、広域協定で農道や農地の管理等をやっているのですが、その関係で少ないのかどうかは分かりませんが、先日、区長会のほうに参加させていただいて、草刈りについて質問が多く出されておりました。前の年は道路も堤防も同じ会計年度任用職員の方が草刈りをされておりましたので、今年は堤防部分だけが委託をされて、道路部分についてはどこが草刈りをするのか、はっきり決まっていな

かったのではないのでしょうか。

私は堤防沿いに住んでおりますので、堤防の草刈りをされている方に、そこは区の作業でやりますのでいいですよという声かけをしたら、委託の図面に入っておりますので全部刈りますということで、きれいにのり尻のほうまで草刈りをしておられました。

今回、いろんな区長さんからの意見については、多分図面でやってない、堤防じゃない部分の草刈りについて言われたのではないかなというふうに思っております。区長さんからすると、道路も堤防も関係なく、草刈りは全て同じところでやるというふうに思われていると思いますので、区長会にもちゃんと堤防はどこどこ、道路はどこどこ、道路についても国県道でしたり、市道であったりとか、いろいろあると思いますので、その辺はきちんと話をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、質問いたします。

今後、七城地域の道路部分についての草刈りについてはどのように対応されるのか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○水上隆光 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 ただいまのご質問の答弁の前に、先ほどご質問の答弁で間違いがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

菊池地区の河川の堤防除草管理を11区中1団体と申し上げましたけども、11区と1団体の間違いでございます。

訂正して、おわびを申し上げます。申し訳ありませんでした。

続いて、草刈りの部分についてでございますが、誤解が生じている部分もあるということで、今後の取組についてということのご質問だったかと思っております。

七城地区の河川堤防の除草につきましては、令和3年度までを会計年度任用職員により対応しておりましたが、令和4年度からは、国所管河川堤防の除草を七城ふるさとコスモスまつり実行委員会への業務委託に変更しているところでございます。

コスモスまつり実行委員会の除草箇所につきましては、国から示された菊池川河川内の範囲区域図を基に行っており、委託した箇所につきましては年3回以上除草を行っております。一部除草ができていなかった箇所につきましては、コスモスまつり実行委員会へ委託している範囲外であります。

除草が行われていなかった箇所につきましては、県管理となる鴨川左岸堤防や熊本菊鹿線の道路のり面であったため、立会いや今後について協議を行っており、問題解消へ取り組んでいるところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 ありがとうございます。

今、七城の堤防については、七城ふるさとコスモスまつり実行委員会で受託されているということで聞きましたけれども、私が、今年、たまたまその実行委員会の方とお会いしたときに、今年からコスモスの植栽と堤防のはうちで受けるようになりましたということを聞いて、本来ですと、実行委員会とかで受けられるのかなというふうに思いますけれども、菊池市で受託されておる菊池川キッズ体験隊さんは、もともと菊池川の源流をたどって菊池川の河口まで行くのは、子どもたちに体験をさせて、今も菊池川の魚や自然に触れ合う、子どもたちに対する地域づくり活動をされている団体でございますので、受託は可能かなというふうに思いましたので、そこは重要アイテムであるコスモスを植えるのが一体となるのであれば、いいんじゃないかなというふうに思ったところでした。

今年は、さっきも申しましたとおり、花が咲いている中で歩くことができましたので、本当によかったというふうに思っております。

先日、七城の方から電話がありまして、堤防の草刈りの件で電話したら、土木課にかけてくださいと言われて、土木課にかけたら、担当がいないので分かりませんと言われたということで、電話がありましたので、私が確認したところ、下流から草刈りをされていて、もうすぐそこまで来られるという状況でしたので、その旨を伝えました。すると、その方が怒っておられたのは、電話でたらい回しにされたというのに怒っておられて、やっぱり行政サービスはワンストップが一番大事だと思いますので、土木課と支所のほうで連絡調整を密に行って、住民の皆様への対応をよろしくお願ひしたいと思っております。

道路の交差点部分で草刈りの連絡等が多いところにつきましては、草が生えない今の時期に張りコンや防草シートを張るなどして対応してはどうでしょうか。これは提案ですので、答弁は要りません。

○水上隆光 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午後1時29分

開議 午後1時34分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 それでは、次の質問に移ります。

3点目は、コロナ禍における経済対策で、電気料高騰などによる補助が行われておりますが、行政区で支払われている防犯灯の電気料の高騰部分について補助ができないか、お尋ねします。

防犯灯につきましては、その区だけではなく、その区を通過される人のためにも設置されているものでありますので、公共性はあるというふうに思っております。ぜひその辺の検討をお願いしたいと思っております。

また、補助じゃなくても、既存の蛍光灯の防犯灯をLEDに替えれば電気料は安くなると思っておりますので、特に旭志地域につきましては過疎指定を受けておりますので、過疎対策事業で整備ができないか。

以上、2点をお伺いいたします。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、こんにちは。今の古田議員のご質問にお答えいたします。

コロナ禍において電気料が高騰する中で、防犯灯の電気料の高騰分を補助できないかという趣旨のご質問だったかと思えます。

現在の急激な電気料高騰につきましては、国から電力事業者への支援による使用者の負担軽減がございますので、高騰分に対する補助は、現段階では考えておりません。

急激な電気料高騰への対応ではございませんが、行政区が負担する防犯灯電気料の根本的な低減に向け、防犯灯のLED化を推進しております。

LED防犯灯は、蛍光灯に比べて消費電力が少ない分料金も安く、11月分の蛍光灯の電気料で申しますと、防犯灯1基当たり、燃料等の調整額30円を加算して約292円、これに比べてLED防犯灯は、燃料費等調整額8円を加算して153円でした。

LED灯が1基当たりの月額139円、年額1,668円ほど安くなっております。

また、電気料の低減を見越した防犯灯のLED化整備事業を推進してほしいということでございますけども、防犯灯のLED化補助事業につきましては、現在、推進しており、この事業は、議員もご承知かと思えますけども、前年度に行政区等の要望を調査、翌年度予算化して、各行政区等でLED化事業を実施していただき、事業費の50%、1基当たり1万3,000円を上限に補助するものでございます。

令和4年度は63行政区で486基の防犯灯がLED化されます。これにより、本年度末までに、防犯灯LED化率は59.5%となる見込みでございます。また、来年度も51行政区などから291基要望が上がっております。

この防犯灯LED化補助事業を活用していただくことで、毎月の電気代が安くなり、蛍光灯を交換する必要もなくなりますので、多くの行政区などでLED化補助事業を活用していただいているところでございます。

また、旭志地区のLED化補助事業について、過疎債等が財源の対象にならないかということでございますけれども、旭志地区の防犯灯LED化補助事業については、補助金という性質上、ハードの対象分とはなりません。

本市としましては、引き続き防犯灯LED化補助事業の活用を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 ありがとうございます。

昨年度に486基、今年291基ということで、要望された分については、十分対応されているということ伺いましたので、パーセンテージについても多く上がっているのを聞いて、安心しております。ただ、整備する場合、半分が区の負担ということで、なかなかその辺で先に進められない区もあるかというふうに思いますが、その辺は区長さんとまた協議しながら、できるだけ、今、現状では要望されたのには対応されている現状をお伝えしていきたいというふうに思っております。

祭りが少しずつ返ってきて、飲食店にもお客さんが少しずつ戻ってきて、日常に戻りつつありますけれども、まだまだ第8波と言われているコロナ禍にありますので、引き続き、感染予防対策をしながら、本当のコロナ終息を祈って、私の一般質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光 議長 これで、古田浩敏議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後1時41分

開議 午後1時46分

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に、菊之池小学校敷地内での学童保育施設の新設の進捗状況について、お尋ねをいたします。

学童保育につきましては、これまで何度も新型コロナウイルス対応も含め、施設運営に対する支援の充実や拡充の必要性を指摘、要望させていただきました。これまでに私のほうから提案をいたしました市全域で同じように子どもたちが安心して利用できるように、対応の統一化を図るための放課後児童クラブ連絡協議会菊池学童さくら会が設立されております。連絡協議会設立後は、クラブ間の連携はもとより、学校や教育委員会とも連携していただき、子どもたちがさらに安全で安心して利用できる体制づくりの検討が行われているとのことであり、大いに期待しております。

今回は、これまで指摘、要望を続けておりました西部市民センター敷地内の老人集会所を借用して運営されている学童保育施設の新設についてのお尋ねですが、現在の状況は、老人集会所の施設の老朽化によって、水道が使えなくなったり、豪雨のときは雨漏りが発生し、子どもたちも不便な状況が続いておりましたので、早急な対応を指摘し、子どもたちの安心・安全の観点からは、ぜひ学校敷地内での新設を強く要望してまいりました。執行部としても緊急性、必要性を十分理解されて、老人集会所に代わる新たな放課後児童クラブの候補地を探していただき、関係団体や関係部署との協議の結果、子どもたちの安全・安心を第一に考え、菊之池小学校の敷地内に学童保育の新設が決定いたしました。改めて執行部の迅速な対応に感謝を申し上げたいと思います。

私のこれまでの質問の答弁では、6月に実施設計業者が決定し、業務に着手されているとのことでありましたが、10月21日の臨時議会において、新設の施設整備に関わる地盤改良等による工事費の増が予算化されました。このような点もありましたので、年度内に完成し、施設の運営に支障がないか心配な点もございますので、改めて確認を含めお尋ねをいたしますが、現在の菊之池小学校敷地内での学童保育施設の新設の進捗状況をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 木下議員の質問にお答えいたします。

菊之池小学校敷地内に新設する学童保育施設の現在の進捗状況につきましては、建設に係る各工事の入札を11月15日に行い、それぞれの業者が決定し、いずれの工事も11月22日に着工しているところでございます。

併せまして、新設する学童保育施設の設置のため、菊池市放課後児童クラブ施設条例の改正と、学童保育施設の指定管理者の指定について、今定例会に上程しているところでございます。

今後のスケジュールとしましては、令和5年4月の開所に向けて、年度内に完成する予定で、子どもたちが安心して学び活動してもらえる施設となるよう、安全に努めて工事を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、地盤改良等がございましたので、ちょっと心配しておりましたが、その後は順調に入札が行われ、今回、今定例会には指定管理のほうも上程されているということでございます。

いずれにしましても、子どもたちの安心・安全がきちんと守られて、年度内に工事が完了して、きちんとした形でスタートができるように、しっかりお願いしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次に、給付型奨学金教育振興小川基金の活用について、お尋ねをいたします。

この小川基金の奨学金につきましては、平成21年3月定例会の質問以来、これまで何度も質問、要望を続けてまいりました。私自身、平成21年12月に、直接故小川水寶氏のご遺族の小川恵美様と東京で面談することができ、青少年育成に対する熱い思いを強く感じたところであります。

これまでの市の対応において、遺族側との意見疎通が不十分だったこともあり、長い間、小川基金を活用した奨学金制度が創設できなかった背景がありましたが、ようやく平成30年10月1日から給付型奨学金の申請受付が始まりました。特に私が当初から要望しておりました入学一時金を含む給付型奨学金ができましたので、これまで経済的理由で進学が難しい子どもたちの夢がかなうのではないのでしょうか。そして、この奨学金制度によって、将来的には菊池市の発展に大きく結びつくものと思われま。

これまでの給付については、何度か確認をさせていただきましたが、改めて給付型奨学金教育振興小川基金の申請状況及び内定の状況をお示しいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの木下議員の小川基金を活用した給付型奨学金のこれまでの状況と、本年度の状況ということについて、答弁をさせていただきます。

菊池市教育振興小川基金を活用した小川奨学金につきましては、議員ご案内のとおり、「優秀な子どもに、上級学校進学への夢を与えたい」という本市泗水町出身の故小川水寶氏の寄附金を基に平成30年度に設立した返還の必要がない給付型の奨学金制度でございます。

これまでの活用状況としましては、平成30年度から令和3年度までの4年間で、40名に対し、入学一時金が1,205万円、奨学金が1,743万3,334円、総額の2,948万3,334円の給付をしております。

なお、本年3月末現在の小川基金の残高につきましては、10億95万7,379円となっております。

また、毎年度、奨学生を対象にアンケートを行っております。その中のご意見の一部を紹介しますと、「コロナ禍で大学進学に不安があり、受験を悩んでいましたが、この奨学金のおかげで大学進学を決めることができ、感謝しております」とのご意見や、「入学時の制服や教科書等負担が大きかったので、奨学金を支給していただき本当にありがたく思いました」といった喜びの声を多数いただいております。

次に、本年度の状況を申し上げますと、奨学生の募集を9月の市の広報に掲載し、市内中学校と県内高校にチラシを配布してお知らせをしております。10月3日から11月15日まで申請受付を行い、現在、選考を進めているところでございます。

申請の数につきましては、今、手元に資料がございませんので、調べたいと思います。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

本当に今、教育部長のほうから答弁がありましたように、なかなか審査が厳しいんですね。その中で、やっぱりそれをクリアして、奨学金を活用して大学等に行っていただくことによって、やはり本当に菊池市に対する思いというのが、感謝的なものもあるかと思えます。改めて故小川水寶氏とご遺族の小川恵美様に心より感謝を申し上げたいと思います。

今年度のちょっと推移は分からなかったんですけども、その奨学金を活用していかれた方がどのような意見が出たかというのは、なかなか私たちも、プライバシーもございますので、直接担当していらっしゃる教育長のほうで分かる範囲で結構

ですので、お答えをいただきたいと思いますが。

○水上隆光 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 皆さん、こんにちは。ただいま木下議員のほうから、奨学金を受けた学生さんのお声をということですので、そのお答えをしたいと思います。

この奨学金を受けて進学した学生たちからは、お礼や感謝の言葉が多数あり、そういった思いの中で、自分の夢に向かって学業に励んでいると。奨学金があつて本当によかったと。特にコロナ禍において、なかなか学費が、アルバイト等もできないという状況下において、この奨学金が非常に役に立っているという言葉を受けております。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 村田教育部長。

[登壇]

○村田義喜 教育部長 先ほどの木下議員の質問の中で、今年度の申請はどんな状況かということでございましたので、その件について報告申し上げます。

申請件数が12件、現在、1次審査を終わって、2次審査へ向かっているのが6件でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

今、教育部長のお答えにもありますけれども、12件あつて、今、2次審査的なあれで、やっぱり半数がなかなかハードルが高いということで、非常に審査の厳しい中で、ある面では奨学金を活用して、やっぱりいろんなところに羽ばたいていただきたいと思います。

それでは、次に進みたいと思います。

それでは、次に、森林環境譲与税の現状と今後の活用についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和元年第3回定例会において、森林環境譲与税の使い道の確認と、特に旧菊池市だけ終了していない地籍調査について、推進の要望をさせていただきました。

昨日は猿渡議員より、シカの被害に対する駆除にさらに活用できないかとの質問があつておりましたが、私も同感であります。

今回の私の森林環境譲与税の使い道については、地元龍門地域の方々から要望が

ありました各林道の整備について、確認を含めお尋ねをいたしますが、現在の整備の状況、現在、森林環境譲与税が活用されていないのであれば、今後、活用する考えがあるのか、お示しをいただきたいと思ひます。

また、合志市、大津町においては、森林環境譲与税の使い道については、しっかりと地域住民の意見を取り入れた活用をされております。菊池市も近隣の自治体の使い道については十分把握されていると思ひますが、その点もお答えいただきたいと思ひます。

○水上隆光 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

まず、本市における森林環境譲与税の活用状況につきましては、これまで令和元年度から令和3年度までに9,621万3,000円が譲与されており、各種事業に約4,386万円を活用し、残りの約5,235万円を森林環境譲与税基金に積み立てております。詳細につきましては、市のホームページにて公表しているところでございます。

また、本年度につきましては、年度途中でございますので、当初予算ベースでお答えいたしますが、意向調査費用と予防伐採事業と林道維持管理費用と里山林・竹林整備事業に活用する予定で合計が2,907万3,000円を活用し、残りの2,130万3,000円を基金に積み立てる予定となっております。

次に、今後の森林環境譲与税の活用につきましては、現在、先進地の取組を参考にして、令和5年度以降の森林環境譲与税の活用に関するガイドラインを策定中でございます。

ガイドラインを策定するに当たりまして、市内の林業関係者の方々や椎茸生産者の方々などとの意見交換会の結果や、菊池森林組合からの陳情書、県の助言などを踏まえまして、森林整備をはじめ、林業関係者の方々の担い手の確保や育成、森林の普及啓発などと幅広く活用したいと考えております。近いうちに市のホームページで公表したいと考えております。

なお、来年度当初予算につきましては、加えて森林環境譲与税基金も積極的に活用して、ガイドラインに基づく各種事業の予算を協議しているところでございます。

近隣の大津町さん、それから合志市の活用状況は何っているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

合志市も電話でありますけど、ちょっといろいろ確認をしてみました。大津町も電話でありましたが、どういった使い道かということを確認しておりますが、なかなか使い道については、やっぱり用途目的も含めて縛りがあると思いますが、そういう中でも、やはり地元の意見というか、区民の意見を聞いて、それなりにきちんとした対応をやっぱりスタートされているところが多いと思います。

菊池市は特にやはり森林面積も広いですし、先ほど部長も答弁された、具体的に菊池森林組合からも要望が出ているということも、私も確認をさせていただいております。ぜひとも、やはりそういう要望については、基金に積み立てることも大事でしょうけれども、やはり今やっておかないと、いろんなことがおろそかになると、もっともっと経費がかかるような状況になる可能性もあります。

先ほど林道の整備についても、台風があった後、やはりせり出した枝なんかの管理を全然やっていただけないから、やっぱり作業にも行けないと。そういうことをおっしゃってございました。やっぱり予防的なことも含めてやっていただきたいと思います。

それと、近々、新聞等に森林整備基金、環境譲与税については見直しと、そういうことを政府のほうも検討に入ったということで新聞に掲載されておりますけど、やはりこの記事を見ますと、山間部や林業振興に熱心な自治体の配分額を増やす案が浮上と。だから、やっぱり私たちが地元のこの現状をしっかりと伝えた上で要望することによって、政府も使い道については検討していただけるようなことになるかと思っておりますので、この件については、やっぱりトップの市長のほうはどういう考えでこの森林環境譲与税を使っていく思いがあるのかを含めて、お答えをいただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 森林環境譲与税に対する私の考えを述べよということでございます。

特に広大な森林を有する本市としましては、森林環境譲与税というのは大変ありがたい制度であり、大変貴重な財源であるというふうに思っております。引き続き、関係の皆様の声をよく聞きながら、適切に活用させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

いずれにしましても、要望はいろんな形で執行部のほうにも出ていると思っております。

また、市長のほうにも、先ほど申し上げたように、森林組合からは私も内容をちょっと確認しておりますが、具体的に要望がちゃんと出ておりますので、そういうことも含めて実動に移していただきたいと思います。

本当に地元としては、後継者も含めて、やっぱり今、その投資をしないと、後継者育成にもつながらないと。そういうことが現状でございますので、そこは部長も含めてしっかりと検討をしていただきたいと思います。

○水上隆光 議長　ここで、換気のため10分間休憩します。

○
休憩　午後2時10分

開議　午後2時15分
○

○水上隆光 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員　それでは、次に、移動販売についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和2年第3回定例会において、移動販売の現状、特に龍門地区の買物支援、移動販売の今後の拡充について、質問をいたしました。そのときの答弁は、令和2年4月から第三セクターによる移動販売コースに龍門地区を組み込んだことによって、売上げが倍増となっているとお答えをいただいております。

さらに、移動販売の拡充については、買物支援だけではなく、地域住民の集いの場の提供や、高齢者の見守りなど、大変重要な役割を果たしているものと認識していると答弁をいただいております。

しかし、令和4年6月29日の議会審議会において、菊池市第三セクター連絡協議会運行の移動販売車「きく丸号」が唐突に7月末で終了すると報告がありました。私は報告に対して、買物弱者を切り捨てることになると、執行部に対して到底納得できないと強く反発をいたしました。

その後も、再開、拡充を含め、一般質問を続けておりましたので、現在はJA菊池のご協力によって、移動購買車「きくちのまんまGO」による運行が10月12日に開始いたしました。

本来、菊池市民目線で考えれば、絶対中断するべきではなかったと私は考えます。菊池市の事業の優先順位から考えても、終了などあり得ない。今後の菊池市の高齢化の現状を考慮しても、さらに拡充するべきであると私は考えます。

今回は約3か月の中断はありましたが、おかげさまで、先ほど申し上げましたよ

うに、JAによって現在は一部の地域だけ再開しております。私も再開後、何度も同行して、地域の方々の意見、必要性を改めて確認させていただきました。執行部としても、もちろん再開後の実態調査はされていると思いますが、移動販売についてどのような認識を持っておられるのか、お示しをいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 再開されました移動販売の現状についてお答えいたします。

議員ご説明のとおり、今年10月より移動販売の運行がスタートしまして、再開されたコースにつきましては、私を含め担当課の職員が、運行当初より何度か同行して、状況確認を行っております。

運行を始めて2か月足らずの状況ではございますが、販売場所によっては、利用者が10名を超えることもあり、以前の第三セクターさんのときと比較しますと、利用人数はほぼ変わりませんが、売上げにつきましては、伸びているところでございます。

また、運行する地区の区長さん、民生委員さんの中には、運行前に回覧や地区の防災無線等で周知していただいたり、販売会場ではお手伝いをいただいたり、移動販売車から流れる音楽を、地区内を回ってお知らせしたほうがよいと助言をいただいたりするなど、地区のご理解とご協力をいただいている状況でございます。

利用される方の中には、買物された生鮮食品や洗剤などの日用品を、買物袋を両手に提げて帰られる方、また、販売員の方へ次回の注文をされている様子なども見られ、生活の一部になっている状況を感じているところではございます。

しかしながら、移動販売の再開を喜ばれている一方で、地区の方々の要望で決められた販売場所であっても、利用者が一人もいらっしやらない日があったり、商品1個当たり11円の手数料がかかるため、高くて利用しないとおっしゃる方や、販売場所まで歩いて行くには遠くて利用できない方がいらっしやる現状もあるとのことで、移動販売の課題も感じているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

私も先ほど申し上げたように、私も同行して、やはり地域住民の方々の意見をしっかりと把握しているつもりでございます。また、部長も、担当の職員の方も行っていただいて、今、詳しくその状況といたしますか、実態調査の報告をいただきました。

間違いなく課題もたくさんあると思います。それと、冒頭に言われました区長さん、やっぱり民生委員の方々の理解、また、その協力がないと、なかなかできないことでもあると思います。

先般、10月の17日に、私もメンバーですが、福祉厚生常任委員と民生委員、児童委員の方々との意見交換会がございました。私もその意見の中で、今回、ある面では、期間は3か月ぐらい空きましたけれども、その後の再開については、やはり地元の民生委員の方々の協力、また、市に対する要望があったからこそ、この短期間で対応ができた。その感謝の気持ちを申し上げたところでございます。そのときに、やはりそれぞれの地域の民生委員の方からのご意見が、今回、旭志と菊池の一部は再開できましたけど、第三セクター連絡協議会の中には全地域回っていたわけですね、やはり七城も泗水も。そういうところのある面では復活をさせていただきたい。そういう意見が出ておりました。私も一般質問等で申し上げていたように、これはやっぱり公平性、また、平等性も含めて、合併してそれぞれの地域が公平的にそういう移動販売も含めてですけれども、対応はしていかなければいけないと思います。ですから、今回、次に対しての考えと伺いますか、拡充を検討する考え的なものをお答えをいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 本田健康福祉部長。

[登壇]

○本田和佳子 健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

まずは、再開して間もないため、現在のルートに対して、販売業者と連携し、利用者の利便性の向上を図ることを最優先とし、また移動販売以外の買物支援サービスにつきましても、周知、活用を図っていくことで、買物弱者の支援を図ってまいりたいと考えております。

また、移動販売の拡充につきましては、今後の移動販売及びその他の買物支援サービスの状況について精査し、市民の皆様からの要望を踏まえ、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

部長も意見交換会のほうには参加していただいておりますので、直接その要望とか、そういう意見を聞いていただいておりますので、そういうことも踏まえて、さらに検討に入っていただきたいと思います。

移動販売については、熊日のほうにも掲載されましたが、住民の見守りとか、交

流、コミュニティの場としても、価格とか、売上げとか、そういうもの以外にやっぱり必要性がちょっと違うところにもあると思うんですよ。だから、そのことにも含めて、やはり第三セクターのときには4か所、それぞれの地域、ここにチラシもございますけれども、菊池、七城、泗水、旭志、それぞれ全部回っていたからこそ、やっぱり不満がなかったというところもあります。

今回、龍門の一部と旭志の一部だけですので、将来的にこれをどういうふうな形で公平的に移動販売の拡充をしていくかについて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、移動販売支援サービスの今後について述べよということでございました。

移動販売の現状については、担当課より随時報告を受けているところでございます。

拡充の件につきましては、この移動販売の事業がスタートして、まだ日も浅うございますので、まずは現在のルートに対して、利用者の方々の満足度であるとか、利便性の向上を図ることを最優先として支援してまいりたいというふうに考えております。

今後の拡充につきましては、先ほどの健康福祉部長の答弁にもございましたけれども、今後の移動販売及びその他の買物支援サービスの状況について精査して、市民の皆様からの要望等を踏まえまして、何よりも実施主体でありますJAさんとの協議も必要でございますので、そうしたことを重ねながら、総合的に検討を続けていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

いずれにしましても、地域のやっぱり平等性というのは基本だと思いますし、先ほど申し上げたように、やっぱり市民目線、また、行政の優先順位から考えたら、この移動販売の拡充というのはやっぱり必要不可欠だと思いますので、どうぞよろしく願いしておきたいと思います。

それでは、次に、九州産廃菊池事業所と菊池陣内埋立地の状況と今後の環境保全について、お尋ねをいたします。

九州産廃菊池事業所の今後の対応としては、最終処分場に伴う浸出水処理など、安定化に向けた維持管理業務が行われていくと思われま

す。令和4年10月21日に、議会月例会で九州産廃菊池事業所の法律に違反したことによる措置命令に対しての改善が令和4年3月29日付で完了したことが報告されました。

今後は、完全な廃止に向けた対策が実施されると思いますが、今回は、私としては、九州産廃の熔融キルン式焼却施設の閉鎖後の解体を要望しておきたいと考えま

す。これまで、長い間、産廃反対問題、風評被害等に苦しんでこられた地域の方々のためにも、解体しておく必要があります。今回は環境整備基金については、現在、地元水迫地区より基金を活用した要望書が提出され、具体的な要望が上がっているとのことでありますので、この件については、次回、確認をさせていただきたいと思

います。そこで、確認を含め、お尋ねをいたしますが、安定化に向けた対応はもちろんですが、熔融キルン式焼却施設の解体の計画があるのか、お尋ねをいたします。

次に、菊池陣内埋立地の状況についてお尋ねをいたします。

令和4年10月21日の臨時議会において、台風14号で被災したことによる環境保全上の支障が生じるために、早急な復旧が必要な工事請負費が計上され、可決されました。私もそのときにお尋ねをいたしました。本施設は、不燃物廃棄物の一時保管施設として建設されたものであり、完全に廃止するためには、廃棄物を搬出する必要がありますが、陣内埋立地の現状と今後の計画について、お示しをいただ

きたいと思

います。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。 [登壇]
○三池克徳 市民環境部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

九州産廃菊池事業所では、現在、処分場から発生する浸出水を浄化するための水処理が行われております。

また、場内に有価物として一時保管されております木片につきましても、チップにし土壌改良材として販売するほか、九州産廃内の設備で助燃材として使用されております。

なお、現在も行っております維持管理状況の確認につきましては、県と合同で定期的な現地確認を実施してまいります。

さらに、処分場内の地下水及び水処理施設、その他処分場周辺の河川水などの水

質検査も引き続き実施してまいります。

次に、溶融キルン式の焼却炉の解体計画についてですが、会社から聞いたところによりますと、解体時期は未定ではありますが、今後、解体する予定であることを確認しているところでございます。

次に、陣内埋立地に一時保管されております廃棄物の今後の処分計画についてですが、廃棄物の受入れ施設の選定や処分に必要な経費の算出方法などを検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 溶融キルンの施設については、未定ではあるが、解体の計画はあるということでございますので、今後はいつ頃になるのか、その計画についての確認をしていただきたいと思います。

それと、陣内埋立地については、先般の臨時議会のときに、今現在、どれだけ残っているとか、そういうことについての数字的なものの確認も含めておりますので、その数字もお答えいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 陣内埋立地に一時保管されております廃棄物、数量につきましては、先ほど議員おっしゃられたとおり、2, 500立米ほど（発言する者あり）すみません。申し訳ございません。言われたと思っておりました。2, 500立米残っております。そちらについては、前回のときに、処分費用として2億円程度ということをお願いしておりましたけども、これにつきましては60キロメートル圏内で、一部積算でできる範囲内で、60キロメートル範囲内でしたときの計算になりますので、これがどこで処分できるかというのが、今現在、選ばれておりませんので、その距離に応じて若干変わってくると思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

臨時議会のときに説明の中で、5, 000立米あるうちの半分の2, 500立米は搬出したと。そういう報告をいただいて、確認を含めて、あとの分についてもやっぱり対応をしていただきたいと思います。完全な廃止にするためには、その残った2, 500立米を搬出しないと、地元の方にもやっぱりきちんとした対応というのが報告

もできないと思いますので、先送りをする事なく、こういうのはやはり予算がかかるかもしれませんが、対応については計画的にやっていかなければいけないと思いますので、よろしく願いしておきます。

それでは、次に、国道387号沿いの迫間地区における追尾型太陽光発電事業の地域への環境保全について、お尋ねをいたします。

もうこの件につきましては、当初、市の環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民等に説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで地元説明会が何度も開催されましたが、現在も地域住民の不安の解消には至っていない状況であります。

その後は、令和2年第4回定例会で、迫間地区における太陽光発電施設についての陳情が全会一致で採択され、執行部としても重く受け止めていただき、対応されていると思われませんが、先ほども申し上げましたが、地域住民の不安の解消には至っておりません。

令和4年第3回定例会において、無投票でありましたが、議会が改選されているということで、また、担当の福祉厚生常任委員会もメンバーが替わっていることと、陳情者の方も替わられていることもあって、改めて陳情書が提出されました。

しかしながら、内容については、ほぼ同じ内容の陳情書でありましたが、付託された福祉厚生常任委員会でも不採択、本会議でも欠席、退席もあり、僅差で不採択になってしまいました。

私としては、委員会でも、本会議でも賛成討論をさせていただきましたが、残念な結果となり、地域住民の方々も失望されております。

今後も、このような結果となりましたが、地域の代弁者として、執行部に対して諸問題解決に向けた要望をすることには変わりはありませんが、市としての現状と今後の対応について、お示しをいただきたいと思います。特に令和4年5月2日に市長に対して提出されております、前福祉厚生常任委員会有志議員からの要望についての地元への対応についてもお示しをいただきたいと思います。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、本年9月の第3回定例会以降の対応状況についてご説明いたします。

現状としましては、関係地域住民の皆様及び開発事業者間における雨水排水対策に関する継続協議が行われているところでございます。

なお、先月11月中旬頃に、関係地区であります大柿区から開発事業者に対しまして、雨水排水対策に関する質問書が出されておまして、市としましては、両者

間の協議に関しまして、適正に対応してまいりたいと考えております。

次に、追尾型太陽光発電設備事業に伴う諸問題解決に向けた要望書への対応状況についてご説明いたします。

本市へいただきました各要望事項につきましては、九州経済産業局などの関係機関等への情報提供、収集及び共有を図っております。

なお、先ほど申しましたとおり、雨水排水対策に関する協議が行われておりますので、今後の進捗状況を踏まえながら、必要に応じてご報告申し上げたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

ここにそのときの要望についてというのがございますが、追尾型太陽光発電設備事業の現場の柵塀の未設置についてとか、九州産業局、柵塀については、豊間のほうは設置をしてありますが、その内容を地元地区及び福祉厚生常任委員会に報告することという形で明記されております。

その他、いろんな問題についても、4項目ほど要望の内容がありますけれども、今後は、私も所管の委員会ですから、その委員会にどのような報告をされるのか、地域にどのような報告をしていかれるのかも含めて、ちょっと今の時点で確認できる時期的なものがあれば、教えていただきたいと思っております。

○水上隆光 議長 三池市民環境部長。

[登壇]

○三池克徳 市民環境部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今、議員おっしゃられたとおり、今、一番の問題については、柵塀の設置というのは見られていると思うんですけども、ちょっと手元に資料がないものですから、正確な答えが、今、ここではできませんので、資料がそろい次第、こちらに書いてありますとおり、地元の地区及び常任委員会のほうに、必要なときに説明をしたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 いずれにしても、市民の安心・安全、命にかかわるようなことでもございますので、きちんとした市としての連携といいますか、立会人としての立場で一生懸命取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、市長のほうに、現在の状況はもう部長のほうから報告をいただきましたので、今後のこの太陽光についての取組の思いと伺いますか、考えをお聞きしたいと思えます。

○水上隆光 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 追尾型の太陽光発電事業に関する私の考えを述べよというご質問でございました。

これまでも何度もお伝えしているところでございますけれども、これまでの協議等を通じまして、地域住民の皆様が大変大きな不安を抱えていらっしゃるということは私も感じているところでございます。

環境基本条例に基づき、関係地域住民の皆様と開発事業者双方における協議につきまして、市が仲介役となりまして、粘り強く市として成し得る最大限の努力を行ってきているところでございます。

事態の解決に向けまして、双方における協議が整いますよう、今後も引き続き全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。市長の力強い答弁をいただきました。

先ほどから申し上げますとおり、やはり現在も地域住民の不安の解消には至っていないと。こういう状況でございますので、今後とも、私たちが地元としてもしっかりと対応しながらやっていきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○水上隆光 議長 これで、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で一般質問は終わります。

○

日程第2 議案第107号 説明・採決

○水上隆光 議長 日程第2、議案第107号、財産の処分についての訂正の件を議題とします。

この件について、会議規則第157条の規定に基づき、資料の配付を許可しております。

執行部の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 先ほど一般質問の日程が終了し、来週から各常任委員会が始まります。そういうお忙しい中にお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、お願いいたしますのは、本定例会に提出しております議案第107号、財産の処分についてにおきまして、財産処分価格の記載に誤りがありましたので、その訂正をお願いするものでございます。

(全員起立)

今回の件につきましては、議案提出前の確認不足によるものであり、深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございません。

(全員低頭)

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○水上隆光 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、訂正の内容につきまして、ご説明させていただきます。

議案書その1の97ページ、議案第107号、財産の処分について、及び配付しております正誤表をご覧くださいませようお願いいたします。

訂正いたします箇所は、2、財産処分の価格の4,575万円を4,570万円に改める金額の訂正でございます。

私どもの確認不足によることが原因でございますので、今後、さらなるチェック体制を図ってまいりたいと思っております。

深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

(全員着座のまま低頭)

以上、議案の訂正の内容の説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 説明が終わりました。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決をします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第107号、財産の処分についての訂正について、承認することにご異議ありませんか。

[総務部長より発言の申し出あり]

○水上隆光 議長 暫時休憩します。

○

休憩 午後2時47分

開議 午後2時51分



○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 申し訳ございません。先ほどの議案の訂正の説明に、追加で説明をさせていただきたいと思います。

確認不足によることが原因とありましたけども、この議案書に載せる際に、契約額を入力する際に、その入力ミスで数字を誤っておりました。その確認がまた不足したことによるミスでございますので、さらなるチェック体制を図ってまいりたいと思います。

以上、ご説明とさせていただきます。

○水上隆光 議長 お諮りします。

ただいま議題となっております議案第107号、財産の処分についての訂正について、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議案第107号の訂正については、承認することに決定しました。

ここで、議長より執行部に申し上げます。

議案等の提出に際しては、細心の注意を払うとともに、さらなるチェック機能の強化を求めます。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、12月21日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午後2時53分

第 6 号

1 2 月 2 1 日

令和4年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

令和4年12月21日（水曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
- 第2 意見書案第3号 学校教職員の配置の充足を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 意見書案第3号 学校教職員の配置の充足を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



出席議員（20名）

1番	本 藤 潔
2番	安 武 睦 夫
3番	稲 継 智 康
4番	古 田 浩 敏
5番	島 春 代
6番	大 山 宝 治
7番	田 中 教 之
8番	福 島 英 徳
9番	緒 方 哲 郎
10番	後 藤 英 夫
11番	平 直 樹
12番	東 奈津子
13番	水 上 隆 光
14番	猿 渡 美智子
15番	荒 木 崇 之
16番	工 藤 圭一郎

17番	二ノ文	伸元
18番	泉田	栄一朗
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭	実
副市長	芳野	勇一郎
政策企画部長	後藤	啓太郎
総務部長	上田	敏雄
市民環境部長	三池	克徳
健康福祉部長	本田	和佳子
経済部長	清水	登
建設部長	山田	哲二
旭志支所長	竹村	秀一
泗水支所長	安武	邦男
財政課長	稲葉	一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田	智浩
市長公室長	中川	敬三
教育長	音光寺	以章
教育部長	村田	義喜
農業委員会事務局長	吉田	武
水道局長	宇野木	洋一
監査委員事務局長	高木	智生

事務局職員出席者

事務局長	前川	幸輝
事務局課長	松原	憲一
議会係課長補佐	笹本	聖一
議会係	吉岡	結加里
議会係	志水	利貞

○水上隆光 議長 全員、ご起立をお願いします。

傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○水上隆光 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告（報告書は、巻末271～287頁参照）・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 日程第1、去る12月5日の会議において、各常任委員会に審査

を付託しました議案第83号から議案第91号まで、議案第96号から議案第101号まで、及び議案第106号から議案第113号まで、並びに陳情第4号から陳情第6号の26案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 総務文教常任委員長 改めまして、おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案6件、議決案3案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第83号及び議案第84号については、関連がありますので一括して審査しました。執行部より、議案第83号は地方公務員法の改正に伴い、本市一般職の職員の定年を引き上げるとともに、所要の条例改正を行うものであり、議案第84号は同じく地方公務員法の改正に伴い、職員の定年引上げ等に関し、関係条例の整理を行うものである。今回の定年引上げについては、職員の定年は地方公務員法で国家公務員の定年を基準として、条例で定めているものとされており、国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられることを踏まえ、同様の措置を取るものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、改正により、現行の再任用職員より処遇が改善されていると認識している。ただ定年が延長され、役職定年制を設けて役職は外されるということではあ

るが、一定の責任が職務に発生するもとの給与が7割に落ちるということは、やはり職務給の原則に反するのではないかと感じるが、執行部の認識はどうかとの質疑に対し、執行部より、職務給の原則の一方では、情勢適応の原則もある。民間の再雇用の給与水準に照らして、相当であるという国の回答があっており、現段階では妥当ではないかと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、公務員というのは民間に倣うのではなくて、むしろ民間が倣うように水準を上げていくべきだと思うので、本来の給与の7割というところについては、菊池市だけで決めることではないが、ぜひ今後いろんな意見を届けてもらいたいとの意見がありました。

また、委員から、今回定年が延長され、定年延長と新規採用の両立で、一定の新規採用も行っていくべきだと思うが、この点での考えはどの質疑に対し、執行部より、定年延長が段階的に引き上げられることに伴い、1年越しの定年となり、定年退職者が発生しない年もある。しかし、退職者がいないから採用しないとなれば、将来的な職員の年齢構成を考えると、構造的な部分で支障も出てくるため、平準化していくことも考えられる。いずれにしても定員管理計画に基づいて、今後の採用等に当たっていききたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、60歳到達者についても定年延長ということであれば、いわゆる任期付の職員や、会計年度任用職員などの定員管理についても影響が出てくると思うが、定員管理の考え方はどの質疑に対し、執行部より、これまでの定員管理計画については、正規職員を対象として進めてきた。その中で、多様な職員の任用形態を本市においても導入してきたところであり、これまでの正規職員のみでの定員管理計画では組織全体の管理が難しく、把握できない部分があったので、令和4年度から、総数管理によって定員管理計画の改訂を行った。今度は定年延長者を含め、全体的な定員管理計画の中で、職員数を考慮しながら、計画に沿って進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第85号、議案第86号、議案第87号については、関連がありますので一括して審査しました。執行部より、議案第85号は個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、条例を制定するものであり、議案第86号は地方自治法の規定により、執行機関の附属機関の設置を条例で定めるもので、議案第87号は個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものである。改正個人情報保護法の概要としては、現行の個人情報の保護制度を維持し、必要な強化策が盛り込まれるものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、官民の枠を超えたデータ利活用について、現状では、都道府県と政令指定都市以外は任意ということで、菊池市はまだ適用しないと説明があったが、こ

これは将来にわたって堅持していくのかとの質疑に対し、執行部より、これまでも個人情報データの提供についての相談等もあっておらず、一般市は任意であるため時期尚早と考えており、今回の条例改正において導入はしないが、将来のことについては、現段階では答えられないとの答弁がありました。

さらに、委員から、オンライン結合はどのようになるのかとの質疑に対し、執行部より、オンライン結合については、現状、民間の事業者等との連結は行われていないとの答弁がありました。

次に、議案第88号については、執行部より、本案は、国において、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院及び参議院議員選挙における選挙運動用自動車及びはがきを含む選挙運動用ビラについて、公費負担限度額の引上げが行われたため、市議会議員及び市長の選挙においても、これに準じて限度額の引き上げを行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、今回引上げに当たっての基準は国が示しているのか。また、公費負担を導入している自治体では、同様に上限額を引き上げているのかとの質疑に対し、執行部より、公職選挙法施行令の改正に伴う条例改正であり、基準額等についても、改定の内容と同様の措置を取るもので、全国的な自治体の取扱いも同様であるとの答弁がありました。

次に、議案第106号については、執行部より、本案は、辺地総合整備計画を変更するもので、今回、原本村辺地について、農地区画整備の追加による変更によって地域の農業の振興を図り、また、龍門辺地について、観光振興施設整備の追加による変更によって観光の振興を図るものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、今回新たな事業等も増えているが、ソフト事業は辺地債の対象になるのかとの質疑に対し、執行部より、ハード事業のみとなるとの答弁がありました。

次に、議案第108号については、執行部より、本案は、公有地のうち地域で利用されているものは可能な限り、地域に移管するとの方針を基に見直しを行っているものであり、当該地は現在、泗水平野区の公民館用地として利用されているが、市の所有地になっているため、財産の無償譲渡を行うものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第111号については、執行部より、本案は、熊本縣市町村総合事務組合の構成団体である菊池環境保全組合が、菊池広域連合との統合により、令和5年3月31日をもって解散し、同日限りで、熊本縣市町村総合事務組合から脱退することから、当該事務組合規約の一部を変更するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、議案第83号及び議案第84号については、人事管理上の問題、

それから、60歳到達者における職員の処遇の問題など、人事管理運用上について適正であるか尋ねたところ、その件は問題がなかった。また、計画的な運用を行っていくという発言もあっている。今回は法改正に基づく条例改正であって、運用点についても問題はないものと認識したところであるとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第88号、議案第106号、議案第108号及び議案第111号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

まず、議案第83号については、委員から、審査の中で、管理監督職の範囲や特例任用の取扱い、60歳到達予定者に対する情報提供、意思確認、また、退職手当の取扱いなど、様々なことを尋ねたが、計画的な運用がなされるということで、問題がないと思うので賛成するといった賛成討論があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第84号については、委員から、特に第11条の菊池市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例において、地方公務員法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給ということだが、降給の方法や降給先等についても、的確な判断をされていると認識している。以上のことから、賛成の立場であるといった賛成討論があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第85号については、委員から、委員会審査において、執行部からの説明では、官民の枠を超えたデータの利活用については、現状ではまだ利用しないとのことだが、一方、質疑では、将来にわたってデータの利活用を適用しないことの保証はないことが明らかとなった。地方自治体は、個人情報を守る最後のとりである。しかし、今、国が進めようとしているデジタル改革は、科学技術を権力や財界の利益本位に利用する危険な内容を持つものであり、このことを前提として、従来の条例を廃止し、新たに制定することには反対であるといった反対討論がありました。

採決の結果、議案第85号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号については、委員から、反対の理由は、議案85号と同じであるといった反対討論がありました。

採決の結果、議案第86号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号については、委員から、反対の理由は、議案第85号と同じ

であるといった反対討論がありました。

採決の結果、議案第87号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、福祉厚生常任委員長、緒方哲郎議員。

[登壇]

○緒方哲郎 福祉厚生常任委員長 おはようございます。福祉厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、陳情1件の3案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第89号については、執行部より、本案は、菊池市菊之池小学校区第2児童育成クラブ施設の設置に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定める必要があり、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第109号については、執行部より、本案は、公の施設の指定管理者の指定に当たり、地方自治法の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、NPO法人チャイルドサポートきくちは、現在西部市民センターの老人集会所で運営をされているところに間違いはないかの質疑に対し、執行部より、間違いはないとの答弁がありました。

次に、陳情第6号については、療育支援についての陳情であり、陳情者の説明を求め質疑を行いました。

委員から、臨床心理士の常勤配置について、対応ができていないということだが、どういったところを不便に感じておられるのかとの質疑に対し、陳情者からは、保護者から園に対して、臨床心理士に相談を申し込んでいるが、3か月以上待たなければならず、早く相談したいが、なかなか予定を組んでももらえないという不満があった。臨床心理士に相談に乗ってもらえない状況を改善していただきたいとの説明がありました。

さらに、委員から、相談窓口の一本化の充実について、市の体制としては、「きくぴあ」に窓口を一本化しているが、それが保育園や保育士に伝わっておらず、どこに相談したらよいか分からないという現状がかいま見える。一本化された窓口スムーズに相談できるようにしたいという意味で捉えてよいかとの質疑に対し、陳

情者からは、相談体制について、子育て支援課にフロー図を作成していただいているので、保育園としてはこれでよいと思うが、新しく親になった人などがどこに相談したらよいのか、はっきり分かるような周知の仕方を考えていただければと思うとの説明がありました。

また、委員から、人的配置に対する財政支援について、国や県に補助事業があるので、市もそれを活用してほしいという意味であるとの説明だったが、実際に国や県に具体的な補助事業があるのかとの質疑に対し、陳情者からは、国や県により様々な補助事業が展開されているので、そういう事業を使って子どもに手厚い保育ができるような支援について、議会としてもご協力いただきたいとの説明がありました。

次に、所管部署である執行部に対し、委員から、現在は臨床心理士の配置が以前のようにはできていないということだが、このようになった経緯はとの質疑に対し、執行部より、従来から本市では心理相談を実施し、非常勤の心理の専門職数名が発達の気になる子どもの相談を受けてきた。今年度は心理相談を90回予定している。さらに平成29年度からは、嘱託職員として心理の専門職を雇用し、業務に従事していたが、令和3年3月末で退職し、その後は予算を確保し募集をしているものの、応募がない状態が続いているとの説明がありました。

議員間討議では、陳情第6号について、説明を聞くと、市単独で保育園に何か支援をしてほしいということではなく、国や県に様々な補助事業があるので、市もそれを活用してほしいという内容であると理解できた。国や県が進めているものに対しては、市もそれを活用して支援してほしい。陳情のそれぞれの項目について対応はできているが、執行部と園の代表者や保育園の関係者がもう少し対話をしながら進めていく必要があると思う。説明の中で陳情者の方から、臨床心理士の配置について、以前のような対応ができていないということだったため、執行部に確認すると、予算措置をして募集はしているが、臨床心理士の絶対数が少ないので、配置体制が整っていないということだった。相談窓口の一本化についても、「きくぴあ」という相談窓口がある。もっと執行部との情報交換ができ、連携が取れていればよかったのではないかと考えるとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第89号及び議案第109号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました陳情第6号については、委員から、保育園、子どもたちや保護者の方々が置かれている現状を考えると、この陳情を採択して、住みやすいまちづくりのほうに進んでいくべきだと思う。執行部と菊池市私立保育園連盟との

連携不足により、実際に声が届いていないという課題が見つかったのも意義のあることだと思う。この陳情を受け入れて、両者の連携を密にすることで、子どもたちが住みやすく、保護者の方々が子育てをしやすいまちづくりの礎にしていればという思いから賛成するといった賛成討論がありました。

採決の結果、陳情第6号については、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 皆様、おはようございます。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、議決案4件、陳情2件の8案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第90号については、執行部より、本案は、市民広場の使用料に関する事項及び施設の位置に地番を追加するため、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、市内在住の方と市外の方の使用料金が違うのはなぜかとの質疑に対し、執行部からは、市内在住の方に優先的に使っていただきたいということで、他の施設もこのような取り扱いになっている。市の予算でもあるため、市外の方については、この表の料金でいくこととしているとの答弁がありました。

次に、議案第91号については、執行部より、本案は、使用料の見直しに伴い、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、条例上の460円に至った理由はとの質疑に対し、執行部からは、見込みの利用者の人数、今年度の売上げ、経費等から計算すると、460円が損益分岐点にあることから設定したとの答弁がありました。

また、委員から、使用料金を上げる以外に、何かもっと講じる策はないのかとの質疑に対し、執行部からは、経営努力はされており、経費は6,700万円程度削減されている。特に人件費等の削減に取り組まれているとの答弁がありました。

さらに、委員から、これで経営は安定すると確信が持てるのかとの質疑に対し、執行部からは、経営は安定すると思うが、一気に値上げすると利用者数の減少のおそれもあり、実際の利用料金は再度、指定管理者である第三セクターと協議して決めさせていただきたいとの答弁がありました。

その後、委員から、値上げをする以外に、ほかに考えられないということよいかとの質疑に対し、執行部からは、昨年度に作成した菊池市第三セクターに関する

る指針の中で、市は損失補填的、補償的なものはしない。追加出資も原則行わないことになっている。基本的には自主・自立を目指すものであるので、利用者負担として値上げをさせていただきたいとの答弁がありました。

また、委員から、入浴料金が460円とあるが、11月1日から熊本県の通知で450円と聞いていたがどうということかとの質疑に対し、執行部からは、450円は一般公衆浴場の統制額で、上限額が消費税込みの450円である。現在、温泉ドームは、一般公衆浴場の許可で運営されているが、他市町の施設は、その他の公衆浴場として運営されている。利用料金が消費税込みの450円の範囲内であったら一般公衆浴場の許可、それ以上の値段に上げる場合にはその他の公衆浴場としての許可が必要になるとの答弁がありました。

さらに、委員から、大人料金を100円上げたら、子ども料金は50円上げるのは普通ではないか。なぜ子ども料金まで100円の値上げなのかとの質疑に対し、執行部からは、これまでが大人料金が消費税抜き350円、小学生以下が130円だったが、今回、大人料金を460円、子ども料金を半額の230円で設定したためであるとの答弁がありました。

次に、議案第107号については、執行部より、本案は、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産の処分を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、財産処分の相手方がこの場所で主に住宅事業されるのかとの質疑に対し、執行部からは、この売却には条件がついており、戸建て住宅用地に供することとしているとの答弁がありました。

次に、議案第110号については、執行部より、本案は、公の施設の指定管理者の指定に当たり、地方自治法の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、同じ事業者が続けるようだが、ほかにやりたい事業者はなかったのかとの質疑に対し、執行部からは、現地説明会を行ったときは、ほかにもう1者あったが、最終募集では1者のみであったとの答弁がありました。

次に、議案第112号及び議案第113号については、特に質疑はありませんでした。

次に、陳情第4号については、牛乳で乾杯推進運動に関する陳情であり、所管部署である執行部に対して質疑を行いました。

委員から、議会は議会としての取組があると思うが、飲食店等との連携が欠かれないことになってくるので、経済部で何か取組の考えはあるかとの質疑に対し、執行部からは、この陳情は、先に観光協会に相談があっていたが、商工会等にもお伝

えし、この牛乳で乾杯運動を進めているとの答弁がありました。

また、委員から、商工会や観光協会で、既に一定の受入れ・取組体制ができていると理解してよいかとの質疑に対し、執行部からは、これまで観光協会ですべて実施していただいたが、それぞれのお店のこともあり、まだ受入体制が準備できたという段階ではないとの答弁がありました。

次に、陳情第5号については、鳥獣被害捕獲に関する陳情であり、所管部署である執行部に対して質疑を行いました。

委員から、イノシシ及びニホンジカの繁殖期はいつ頃かとの質疑に対し、執行部からは、一般的には、イノシシの場合は9月から11月まで、ニホンジカの場合は8月から10月までと言われているとの答弁がありました。

さらに、委員から、鳥獣捕獲協議会の方々とは、繁殖期に関するコンセンサスは取れているのかとの質疑に対し、執行部からは、先日も鳥獣捕獲協議会の班長会議の中で、そういった効率的な捕獲をお願いしているとの答弁がありました。

議員討議では、議案第91号について、3年間のコロナ禍の中、人が入れない状況で、人件費を削られて対応されてきた。電気料等は全ての方を対象に値上がりしており、光熱費まで耐えていくのは難しいのではないかと。本当にこの試算どおりの利用客数が来るのか。来なかった場合にはどうなるのか。しっかり議論すべであって、安直に値上げというのはいかなるものか。温泉ドームは、かなり苦しい状況の中でも、補填を求めないで、何とか自力でやっつけようという方向性で進んでいかれているので、補填もしません、値上げもしません、乗り切ってくださいというのは、さすがに困難ではないか。値上げしても25万人確保しますという確固たる理由があればあり得ると思うが、それが担保されていないのに、大変だから値上げしましょうというのはいかなるものか。過去3年間、人件費を削って対応してきた、なおかつ出資金も減らしていかなきゃならない状況に陥って、もっと前に値上げを出すべきだったと思う。これまで耐えてこられたことに、本当に敬意を表す。値上げをするけど、こういった付加価値をつけるといったものがあればまだしも、今のまま単純にその短絡的に値上げをするとしたら、他の施設に行くのが人の流れではないか。七城中の生徒が子ども議会の中で、僕たちの七城の自慢は、おいしいお米と温泉ドームとメロンドームですと言った。子どもたちは、地域としてとても誇りに思っている大切な施設であるから、潰してはいけないと思う。ぜひとも存続してほしい等の意見がありました。

次に、陳情第4号について、ぜひ消費拡大のために応援するべきと思う。牛乳で乾杯がどんどん浸透していったら、この菊池市ではこれが根づき、これからはずっと牛乳で乾杯という姿になってほしい。近隣の自治体にも波及していくとよいと思う。

条例として出せるような動きになっていくきっかけになればよいと思う等の意見がありました。

次に、陳情第5号について、出産期、繁殖期、妊娠期と言われる春先から夏、秋にかけて、集中的に捕獲することが大事であり、集中的に効果的な意味で必要な陳情内容だと思う。柵等でやっても、逃げるだけで個体数は減らないので、この陳情については推進すべきである等の意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第90号、議案第107号、議案第110号、議案第112号、議案第113号、陳情第4号及び陳情第5号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

議案第91号については、委員より、経営状態の悪化を理由に値上げをして赤字の補填とするのは、第三セクターである温泉ドームの設立目的である、地域住民の憩いの場として健康や福祉の充実を図ることや、地域の活性化、住民福祉の向上という点からも、あまりにも地域住民や利用者にとって不利益な対策ではないか。利用者の要望もあった65歳以上のフリーパス券の復活や、市内と市外で分けている回数券を一律にする等、さらなる検討の余地があるのではないかと。3割増やした場合に、利用者数が減ったというシミュレーションを示さなければ、きちんとした判断はしづらいとの反対討論がありました。

また、委員より、ウクライナ情勢等によって、電気料等の高騰で客単価が上がる状況であり、使用料も上げない、市の補填もしないという状況で、これを耐えていけというのは難しいことだと思う。営業利益がマイナスに転じたのは、浴場施設のお客が減ったということより、むしろ売上げの7割近くを占めていた飲食・宿泊等の売上げが、コロナの影響で激減してしまったところに損失が出ている大きな要因があるのではないかと考える。コロナや電気料高騰という営業努力ではいかんともし難い状況にある中、値上げというのは認めざるを得ないとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第91号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきまようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

○水上隆光 議長 次に、予算決算常任委員長、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○二ノ文伸元 予算決算常任委員長 おはようございます。予算決算常任委員会委員

長報告を行います。

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第96号から議案第101号の6議案です。

12月5日及び16日に予算決算常任委員会を、12月12日、13日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

委員会の会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第96号中、その主なものを申し上げます。

まず、財産管理費の庁舎管理経費について、執行部より、光熱水費600万9,000円の増額については、電気料の高騰に伴う、本庁舎及び各支所庁舎の電気料の増額であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、光熱費に関しては、現状値上がりしているが、庁内の高騰対策はあるのかとの質疑に対し、執行部より、施設の電気料の管理については、最大電気量により次年度の電気料が変わるので、それを抑えるために瞬間最大電気量を調整するようデマンド管理を行っているとの答弁がありました。

次に、人権教育啓発費の集会所管理経費については、執行部より、修繕料86万9,000円の増額については、永南集会所の浄化槽が漏水していることが分かったことによる合併浄化槽への交換に係る経費であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、浄化槽の漏水ということだが、予備費での対応の必要はなかったのかとの質疑に対し、執行部より、予備費で対応するほど緊急性はなかったとの答弁がありました。

さらに、委員から、漏水をしているということは、環境的な問題として今現在も影響を与えているので、早急な対応が必要ではないかと思う。今後の予算要求の際には、そこも踏まえて協議してほしいとの意見がありました。

次に、事務局費の公立学校施設整備費について、執行部より、修繕料306万円の増額については、1人1台のタブレットの落下による液晶画面の破損等に伴う修繕費用であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、金額が大きいですが、これは何台分かとの質疑に対し、執行部より、68台分であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、タブレットの修繕については、学校内で落下した場合や自宅に持ち帰ったときに落とした場合も対象になるのか。修繕の基準はどの質疑に対し、

執行部より、自宅に持ち帰るときも学校からの指示の場合があり、基本的に修繕の対象になるが、故意の場合は協議が必要となるとの答弁がありました。

次に、文化財保護費について、執行部より、発掘調査整理作業員報酬4万3,000円の増額については、令和4年10月から最低賃金が改定されたので、不足分の報酬を補正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、最低賃金が変わったので、報酬額を上げたということだが、作業員報酬は最低賃金額なのかとの質疑に対し、執行部より、現在の報酬額は824円であり、これを854円として計上したものであるが、10月1日に改正された最低賃金は853円であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、報酬額は、県からの単価の指示なのか、それとも、報酬等審議会で決められたものかとの質疑に対し、執行部より、菊池市技能労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則に基づいて、現在の報酬額を決定しているとの答弁がありました。

また、委員から、作業員は、高齢者雇用の機会にもなっている。作業員の報酬は最低賃金より1円高いだけとなっているが、最低賃金はあくまでも下位ラインを決められたものであり、報酬額の設定については、他の自治体も見ながら、適正な単価を今後検討していただきたいとの意見があり、執行部より、今後、同じような作業員を雇用している近隣自治体の報酬額及び作業内容を調査し検討したいとの答弁がありました。

次に、体育施設費について、執行部より、補償金14万円の増額について、泗水体育館の消火水槽の給水管と泗水ホールの給水管との誤接続により、指定管理者に請求のあった令和3年8月分の水道料金について、通常の使用量以上の部分を市が負担するなどの案により、指定管理者と社会体育課との間で協議を進めてきたが、その額の算定について協議が整ったため補正するものとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、この補償金は指定管理者と協議して決定したということであれば、和解の成立になるのかとの質疑に対し、執行部より、指定管理者との協定書に基づき、甲乙協議を行っている。争いが生じたわけではないため、和解には当たらない。なお、前年度分であり、委託料としての計上ができないので、補償金として計上しているとの答弁がありました。

次に、生活保護総務費については、執行部より、令和5年度中に全国で運用開始予定のマイナンバーカードによる医療扶助オンライン資格確認のためのシステム改修委託料であり、109万円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、この委託料は今回限りなのかとの質疑に対し、執行部より、今回計上している委託料は、今年度中から始める分のみで、来年度もシステム改修委託料が発生する予定であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、生活保護受給者のマイナンバーカードの保有率はこの質疑に対し、執行部より、令和4年11月末現在68%であるとの答弁がありました。

次に、扶助費の生活保護扶助費については、執行部より、事業確定に伴い、受入れ超過した国庫負担金の返納金であり、5,222万3,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、支出額が予定よりも少なかったのは、自立された方が増えたからなのかとの質疑に対し、執行部より、令和2年度がここ数年でピークになっており、令和3年度も同程度の支給額を見込んでいたが、年度末まで申請件数も20件ほど少なくなっている。自立や廃止等もあり、全体として受給者数が少し減ったのが要因だと考えているとの答弁がありました。

次に、畜産業費の新型コロナウイルス感染症対策事業については、執行部より、牛乳製品の需要の落ち込みや飼料価格の高騰による酪農経営への影響緩和のため、国が実施する国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業に経産牛1頭当たり5,000円の上乗せ補助を行い、酪農経営の安定化を図るため、3,650万円を計上するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、道路橋りょう総務費の道路橋りょう総務費については、執行部より、ガソリン価格の上昇により燃料費が不足するため、9万8,000円を増額するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第97号の特定健康診査等事務費については、執行部より、受診者の増加に伴い、手数料と委託料が増加したため、304万円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、受診者が増えたということかとの質疑に対し、執行部より、未受診者対策の充実を図った結果、受診率が上がってきているとの答弁がありました。

次に、議案第101号については、収益的収入の他会計補助金について、執行部より、収益的支出で不足する動力費に対する繰入金であり、958万9,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、動力費等の高騰での一般会計からの繰入れとのことだが、一般会計からそういった上昇分の繰入れができるようになっているのかとの質疑に対し、執行部からは、動力費部分に関しては可能となっているとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第96号について、今回、各部署から出ている光熱費、燃料関係予算で、各部署からは小さい金額かもしれないが、全体的に見ると、一つの

事業ができるぐらいの何千万円という金額になってくる。これだけ電気代が上がることは想像もしていなかったが、まだまだ世界的情勢が読めないで、今後、体育館等のLED化を進めていって、電気代高騰などに対応できるようにしていただきたい。生活保護扶助費の返納金が5,200万円ほどある。執行部の努力があったからこそ自立された方々もおられたと思うとの意見がありました。

また、議案第96号及び議案第97号の各種健診事業について、予防に対してお金を使うことが医療費を抑えると分かっているのに、よくやっているとと思うが、ここで満足することなく、市民がもっと積極的に健診を受けて、健康寿命を延ばしていくように、いろんな知恵を出していただきたいとの意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に関する総括提言はありませんでした。

次に、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より、公立学校施設整備費の1人1台タブレット修繕料について、保護者負担が生じたケースがあったかどうかの質疑があったか。あったのであれば、その内容はどの質疑があり、総務文教分科会長より、質疑はなかったとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第96号から議案第101号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。予算決算常任委員長の報告とします。

○水上隆光 議長 以上で、委員長報告を終わります。

ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時48分

開議 午前10時53分

○

○水上隆光 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 おはようございます。経済建設常任委員長にお尋ねをいた

します。

議案第91号についてであります。

委員長の報告によりますと、この値上げ、料金の上限の改定なんですが、それを構成されているのは大きく4部門あったと思います。報告の中では、3番の温泉交流館のみに記載があり、それを報告をされていたんですが、そのほかのところに対する質疑や、議員間討議の内容を教えてください。

○水上隆光 議長 経済建設常任委員長、田中教之議員。

[登壇]

○田中教之 経済建設常任委員長 お答えします。

質疑の中で、委員より、令和4年度の現時点で、リバーサイドパークの利用者数は何人かという質疑がありました。それに対して執行部からは、七城温泉ドームの利用者が12万8,175人、川べり交流広場等が3万785人、合計で15万8,960人であるとの説明がありました。

このほかには、質疑や議員間討議はございませんでした。

以上です。

○水上隆光 議長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

議案第83号から議案第91号まで、議案第96号から議案第101号まで、及び議案第106号から議案第113号まで、並びに陳情第4号から陳情第6号の26案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○12番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。

議案第85号から87号、議案第91号について、反対の立場から討論を行います。

議案第85号、菊池市個人情報保護法施行条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

昨年5月に成立したデジタル関連法では、国や自治体が持つ膨大な個人情報のデータ活用を成長戦略に位置づけ、外部提供した企業にAI（人工知能）で分析させ、もうけの種にさせることをデジタル改革の名で進めようとしています。個人のプラ

イバシー侵害、地方自治の侵害、国民生活への影響、利益誘導、官民癒着の拡大といった多くの問題点があるものです。

関連法の重要な柱の一つが個人情報保護法の改定です。自治体の個人情報保護条例や、それぞれ設けてきた個人情報保護の規制がデータ流通の支障になるとして改定された個人情報保護法の全国的な共通ルールの下に一元化するとされ、来年4月の改定法施行に間に合うように、自治体の条例改廃が求められ、菊池市においても今回の条例の制定となっています。自治体の条例が築いてきた優れた到達点をリセットさせようというものであります。

委員会の担当課からの説明では、官民の枠を超えたデータの利活用については、現状では菊池市においてはまだ適用しないとのことでしたが、一方で、質疑の中では、将来にわたってデータの利活用を適用しないことの保証はないことが明らかとなりました。地方自治体は個人情報を守る最後のとりでであります。本人通知義務を約束して提供してもらった個人情報を無断で提供したり、情報が漏えいしたときに地方自治体は責任を取れるのか、どうやって責任を取るつもりなのかと問われています。

本来、情報通信などでデジタル技術の進歩は、人々の幸福や健康に資するもの、地方自治体においても、地方自治の発展や住民の福祉の増進のために、この技術を有効に活用していくことが求められます。しかし、国が進めようとしているデジタル改革は、科学技術を権力や財界の利益本位に利用する危険な内容を持つものであります。このことを前提とする本市において、従来条例を廃止し、新たに制定することには反対であり、以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第86号、菊池市個人情報保護審査会条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、議案第85号と同じであります。

次に、議案第87号、菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、議案第85号と同じであります。

次に、議案第91号について、反対の立場から討論を行います。

本会議の質疑でも答弁がありましたが、本議案では使用料の上限額が約3割値上げとなります。燃料高などの理由が挙げられて、経営上の厳しさは理解できますが、市民負担につながる議案であり、賛成することはできません。

以上で、反対討論とします。

○水上隆光 議長 　ただいま、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第91号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第85号、議案第86号、

議案第87号、議案第91号に対する討論を行います。

議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第91号について、賛成者の発言を許します。

猿渡美智子議員。

[登壇]

○14番 猿渡美智子 議員 おはようございます。猿渡美智子です。議案第91号に賛成の立場から討論します。

経済建設常任委員会における執行部提出の資料の中で、今年9月までの実績を基にした今年度の温泉ドームを含むリバーサイドパークの実績の見込みが示されました。これを見ますと、コロナ前にはまだまだ及ばないまでも、昨年度に比べると、入場者数は15%の増加、売上総利益は29%の増加となっています。にもかかわらず、赤字額は昨年度の207万1,000円、今年度の見込みは802万4,000円と4倍近くにも膨れ上がっています。

要因は、光熱水費が昨年度に比べ1,500万円以上も増えていること、つまり、電気料金の高騰にあります。もし電気料金が昨年並みであったなら、今年度は雇用調整助成金を活用することで、何とか黒字にすることができたとも考えられます。しかしながら、電気料金の高騰は今後も続くと考えざるを得ません。加えて、コロナの終息もいまだ見通せません。

現在、リバーサイドパークは人件費など削れるところは削った上で、資本金でしのいでいる状況にあります。菊池市第三セクターに関する指針によって、市は補填も追加出資もしないことになっている以上、リバーサイドパークが運営を続けるためには、利用料金の値上げはやむなしと考えます。

以上が、賛成の理由です。

○水上隆光 議長 議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第91号について、ほかに討論はありませんか。

福島英徳議員。

[登壇]

○8番 福島英徳 議員 皆様、改めて、おはようございます。福島英徳です。

議案第91号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

リバーサイドの経営状況を見る限り、平成30年度に1億2,355万円あった純資産が、毎年、単年度経常収支で赤字を計上し続けて、令和4年度には純資産が4,000万円ほどに目減りするとの試算を提示されております。早く何らかの手を講じるとの理由からでしょうが、今回、温泉施設の利用料の上限を引き上げる条

例案の制定に向けて、料金の算出根拠も提示されております。この算出根拠を見て驚いたのは上限ではございますが、3割値上げしても、入場者数が同じになっていることです。値上げしても入場者数が減らない根拠が私には理解できません。

経営というのは、足し算だけでは成り立たないのです。令和2年6月に料金を1割値上げした際、3割の入場者減になっています。もちろんフリーパス券の廃止及び午前10時から翌日の午前7時までの営業時間を午前1時まで、6時間短縮したことも大きな要因だと考えます。

また、入場者数が減った要因として、コロナ禍であったことも述べられておりますが、近隣の入浴施設の状況は確認されたのでしょうか。近隣の入浴施設の利用者数は減っておりません。なぜなら、温泉ドームを利用していた方々が近隣の温泉施設を利用されるからです。入場料金の値上げは最終手段と考えますし、近隣の入浴施設とどのように差別化して、魅力発信をして利用者数を増やすことが経営力であると私は強く思います。

また、短絡的に入場料金の値上げを行うのではなく、いかにして利用客を増やすか、そのようなアクションを起こすことが重要だと考えます。利用者が求めていることを聞き、できることから取り入れることで原点に戻り、福祉施設とは何たるかを再度肝に銘じられることを申し上げて、私の反対討論といたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

賛成者の討論といたします。

古田浩敏議員。

[登壇]

○4番 古田浩敏 議員 改めまして、おはようございます。議席番号4番、古田浩敏です。

議案第91号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の改正は、利用者側からしますと、普通に反対されるだろうというふうに思っておりました。しかし、説明を聞かせていただきますと、3年にも及ぶコロナ禍で、国から移動制限や飲食に対する時間短縮、人数制限、アルコール禁止などの厳しい制限が行われる中、一番の収入源である飲食事業が大幅に減収となっております。それに追い打ちをかけるように、燃料、電気料の高騰は、温泉施設の維持管理に大きな負担増となっております。

そのような状況の中、近隣の類似施設におきましては、指定管理者が撤退し、市直営になっているところや、市町から減収補填がされておりましたが、本市においては、人件費削減と出資金の取崩し等で対応されておりました。

本来、会社の企業努力ではどうにもならない事態なので、市からの減収補填がされるべきだと思いましたが、それがなされないのであれば、利用者負担の原則から、今回の改正はやむを得ないものと判断いたしました。

料金が上がると、ほかの施設に流れていくのではないかという意見もありますが、私個人の考えでは、高いガソリン代を払ってよその施設に行くことは考えませんし、むしろ地元の施設が大変なときだからこそ、コロナ禍で利用しなかった分を積極的に利用して、復活の後押しをしたいというふうに思いました。

以上の理由から、議案第91号に対する賛成討論とさせていただきます。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○15番 荒木崇之 議員 議案第91号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

温泉交流館、すなわち、七城温泉ドームの入場料の値上げであります。七城温泉ドームは、現在、経営悪化により菊池市に相当程度の財政的なリスクが存在するために、第三セクター重点見直し団体に指定されており、菊池市第三セクター経営検討委員会が設置され、令和3年12月21日に経営改善の答申が出されています。

賛成討論されている議員の方々は、経営検討委員会の答申はもちろんのこと、全部で5回開かれた経営検討委員会の議事録も取り寄せた上で討論されていると考えますが、今回の値上げは、重点見直し団体に指定されたことによる菊池市第三セクター経営検討委員会の答申の影響を受けております。しかしながら、その委員会のメンバーの方々は、温泉経営のノウハウさえご存じない方々でありました。それを証拠に、菊池市温泉ドームは熊本県が許可する一般公衆浴場ですが、一般公衆浴場の許可を受けると、入湯税の免除や、源泉の固定資産税の一部免除など、公衆浴場としての措置が講じられます。現在講じられています。

しかし、一方で、公衆浴場の入浴料は、熊本県により統制額の指定があり、幾らまでしか値上げしてはだめですよという決まりがあります。今年も令和4年10月19日に熊本県知事から公衆浴場入浴料金の統制額の指定についてと通達があり、限度額は大人で税込み450円、子どもは税込み150円までとされています。そうすると、今回の条例の大人460円と子ども230円の入場料としてありますので、統制額を超えてしまい、一般公衆浴場の許可取消しとなります。あくまでも執行部は入場料の上限を決めるものであり、熊本県が定める統制額の範囲内での料金の設定を考えているとのことでしたが、そうすると、税抜きで410円、子どもは140円までしか値上げすることはできません。

菊池市第三セクター経営検討委員会においては、残念ながら、委員の勉強不足から、この重要な一般公衆浴場の統制額については一切触れられておりません。ここに議事録もあります。

また、当面は上限を決めて、一般公衆浴場の統制額の範囲内での入場料とするとのことでしたが、もし今後、統制額を超える入場料設定となったときは、議会の議決を得ずに上げれるようになります。そうすると、一般公衆浴場からその他の公衆浴場への移行となり、そもそもの温泉ドームの地域住民の健康福祉の増進という法人の成り立ちさえ変わってくるわけであります。

また、税制面でも、入湯税の納付義務や、免除されている固定資産税の納付義務も出てくる中で、そのときに議会の議決を得ずに金額設定が可能となります。

最後に、温泉ドームの経営悪化の主たる原因は、光熱水費の高騰ではありません。レストラン部門の売上不振と、それに伴う人件費であります。レストラン部門の赤字を温泉部門に価格転嫁することは、さらなる赤字を生むこととなります。

数年前には1億を超える内部資金があったのに、今や底をつきかけ、雇用調整助成金頼みの経営悪化の原因は、果たして光熱費高騰、コロナ禍だけでしょうか。私は同じく温泉業を経営する者として、入浴料の値上げは今以上の客離れを誘発し、自動販売機など、その他の収入も全て減少するということを申し上げ、反対討論いたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

安武睦夫議員。

[登壇]

○2番 安武睦夫 議員 皆さん、おはようございます。議席番号2番、安武睦夫です。

議案第91号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

今回の条例改正は、地方自治法第244条の2第8項及び第9項における、利用料金の金額の範囲を定めるものであります。確かに利用料金の値上げの割合は3割を超えるものもあり、電気料、燃油価格の高騰や、コロナ禍における利用客数の減少を施設利用者の方に負担させることはいかがかなと思うところであります。

しかしながら、本施設の公益性や市場性を鑑みますと、民間の類似施設がある中では、運営にかかるランニングコストの負担は全額利用者負担となることも理解できるところであります。

今現在、市と指定管理者が締結しています菊池市リバーサイドパーク指定管理基本協定書におけるリスク負担割合においても、人件費、物品費などの物価変動に伴

う経費の増は指定管理者の負担となっており、現状とすれば、施設利用料金を値上げすることはやむを得ないと思うところであります。

最終的な利用料金の決定については、法に基づき、市長の承認で決定するところですが、宿泊料金やクラブハウス利用料金の休日前や長期休業期間の割増しも含め、安易に値上げすることなく、社会情勢や施設運営状況を把握しながら、利用料金の激変緩和など、適切な対応を求めるところであります。

今、コロナ禍によって、全国的に第三セクターや指定管理業者の廃業が増えてきております。一般的には公費による損失補填は、指針等に基づき原則実施しないものですが、国におきましても、新型コロナウイルス感染症対策による休業要請や、燃油価格、電気料の高騰等については、特殊事情として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象と認めているところであります。

本施設は市民の健康増進の場でもあり、地元雇用の場でもあります。運営に対する公的責任もあるところです。今後、過度な利用者負担の増も含めて、先ほど申し上げました特殊事情については、基本協定書の改正も視野に入れた公費負担の検討も必要ではないかと思うところであります。

以上のことから、今後の対応等も含めて、議案第91号の賛成討論とします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 私は、議案第91号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論させていただきます。

経営状態の悪化を理由に値上げをして、赤字の補填をするというのは、第三セクターである温泉ドーム設立の目的である地域住民の憩いの場として、健康や福祉の充実を図ることや、地域の活性化であるという住民福祉の向上という点からも、あまりにも地域住民や利用者にとり不利益な対策ではないかと考えます。

3年前に、令和元年度に既に利用料を330円から360円に値上げ、フリーパス券の廃止、営業時間短縮が行われてきましたが、結果、今回、このような結果となりました。

第三セクターの指導監督責任は市長であり、市側にも責任はあります。これ以上、利用者である市民に負担を負わせるのではなく、利用者の要望もあった65歳以上のフリーパス券の復活や、市内と市外を分けている回数券を一律にするなど、さらなる検討の余地があるのではないのでしょうか。

よって、この議案には反対いたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

平直樹議員。

[登壇]

○11番 平直樹 議員 議案第91号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど荒木議員の討論の中にもありましたが、令和3年12月21日、菊池市第三セクター経営検討委員会の答申を読みますと、新型コロナウイルスの影響を受ける前は経営状態に問題は見られなかったことと、及び対象法人の設立趣旨等を考慮すると、対象法人を廃止するという考えには至らず、経営を見直すことにより、引き続き存続させることが望ましいと考える。

客単価の弱さ及び集客力の弱さという2点の点で課題が見られる。客単価の弱さについては、例えば温泉施設としての入場料は、近隣の同等施設と比較してもかなり安いと言わざるを得ない。高齢者等の福祉増進に資する以上の設備が完備されていることを考慮すると、現実的には費用対効果が見合っていないと考えられるという答申を受けての今回の改正案だというふうに私は認識をしております。

そしてまた、先ほどの委員長報告への質疑で、この四つを構成するものに対して、その3番、この温泉交流館にのみ賛否が分かれているということで私は認識をしております。

現在、上がっておりますほかの議案第88号についても、最近の物価の変動等に鑑み、公費負担、市議会議員及び市長の選挙において、公費負担の限度額の引上げというものもありますし、予算決算常任委員長の報告の中にも、今回上程されております補正予算は、主要事業説明の3ページや4ページにも、どちらにも光熱費の高騰や物価高の高騰による運営や経営の安定を目的とした補正予算が多々上程をされております。これは、この時代に合わせたその形に合わせようと。そして、経営や運営を安定させようという同じ目的だというふうに私は理解をしておりますので、以上のことから、この条例改正に賛成をし、一つ目の設置目的、住民の健康の福祉と増進、二つ目、地域活性化の推進、これをしっかり果たしていただき、永続的に経営を続けていっていただければという思いです。

以上のことから、賛成討論といたします。

○水上隆光 議長 ほかに討論はありませんか。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 改めて、おはようございます。

議案第91号、菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について、特に温泉交流館の入場料の値上げに反対の立場で討論をさせていただきます。

この七城町振興公社・温泉ドームにつきましては、七城町特産品センター・メロンドームとともに、約5年間の交際費に役職員の私的飲食や、コンパニオンの代金等が含まれているとのことが発覚し、市の税理士と市議の監査委員によって、523万円分が不当と結論が出ており、新聞紙上でも大きく報道されましたので、市民はもとより、県内外の方々も重々承知をされておられます。

先日は、不当な523万円を全額返還されないような報告がありました……。

○水上隆光 議長 木下議員、ただいまの発言は討論の範囲を超えていますので、注意します。よろしくお願ひします。

○19番 木下雄二 議員 そうですかね。事実のことを言っているんですけど、続けます。

不当な523万円を全額返還されないような報告がありました。当然納得ができるものではなく、市民の皆様からも、なぜ全額返せないかとの声も届いております。

このように、市民に対して第三セクターについて、問題解決、説明責任も果たしていない状況の中に、今回の大幅な料金値上げなどあり得ないと私は考えます。市民の信頼関係を取り戻すことが先決であります。

私も観光業に従事しておりましたので、こういうときこそ、市民、利用者の痛みではなく、改めて利用時間の見直し、フリーパス券の復活など、やるべきことはたくさんあると思います。

私も温泉ドームの不祥事の前は毎日利用しておりましたが、現在は利用しておりません。これまでの利用者の中にも、不祥事によって利用されなくなった方もおられると思います。イメージダウンになっていることは事実であります。

私は今はほかの温泉施設を利用しておりますが、その施設は令和元年10月からの消費税増税のときにも値上げをせずに頑張ったおかげで、逆にお客様は増えたとのことでもあります。

いずれにしても、まずは市民への信頼を取り戻し、新たなスタートをすることが先決であることを申し上げ、今回の温泉交流館の入場料の値上げの反対討論とさせていただきます。

○水上隆光 議長 これで、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第91号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第83号及び議案第84号、議案第88号から議案第90号まで、

議案第96号から議案第101号まで、及び議案第106号から議案第113号まで、並びに陳情第4号から陳情第6号の22案件について、採決します。

ただいま反対討論がありました、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第91号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第83号及び議案第84号、議案第88号から議案第90号まで、議案第96号から議案第101号まで、及び議案第106号から議案第113号まで、並びに陳情第4号から陳情第6号の22案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決・採択であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、以上の22案件は、各常任委員長の報告どおり、可決・採択することに決定しました。

次に、討論がありました議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第91号は、起立によって採決します。

最初にお諮りします。議案第85号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第85号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第86号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第86号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第87号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第87号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第91号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○水上隆光 議長 起立多数です。よって、議案第91号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第2 意見書案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光 議長 次に、日程第2、意見書案第3号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 総務文教常任委員長 それでは、意見書案第3号、学校教職員の配置の充足を求める意見書について申し述べます。

学校教職員の配置の充足を求める意見書

子どもたちの教育の場である市立学校を設置運営することは市の使命であり、本市も学校教育の環境整備に努めているところです。その環境整備において最も重要な事項である教職員の配置については、都道府県が行うこととなっています。

文部科学省は今年1月に「『教師不足』に関する実態調査の結果」を発表しました。これを見ますと、教職員の不足は全国的な傾向であるようですが、熊本県においては中学校、特別支援学校の不足率は全国ワースト。小学校もワースト2位という水準です。

本市においても近年配置不足が続いています。そのような中、学校では教職員がいじめや不登校などの課題をかかえながら、子どもと向き合うことが困難な状況にあります。学校教育において教職員の配置は教育環境の根幹であり、その充足は自治体の責務と考えます。熊本県教育委員会におかれては、教職員の不足解消に向けさまざまな施策を講じておられるとは拝察しますが、さらに一層の対策を講じて頂きますよう下記のとおり要望します。

記

1. 現在の配置基準に基づく配当数を満たすよう各市町村の公立学校に教職員を配置すること
2. そのため、再任用・臨時的任用・非常勤等の勤務条件や処遇の改善等、教職員の確保に向け必要な方策を講じること
3. 教職員の早期退職や病気休職等を抑制するため、働き方改革をさらに推進するとともに、教職員の過大な負担を改善するよう業務を分担する人員を配置すること

4. 上記の件について実現できるよう「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正を国に対し要請すること

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和4年12月21日

熊本県菊池市議会議長 水上 隆光

熊本県教育長 白石 伸一 様

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

意見書案第3号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由としましては、教職員の不足は全国的な傾向であり、本市においても近年教職員の配置不足が続いています。学校教育において教職員の配置は教育環境の根幹であり、その充足は自治体の責務と考えます。

よって、関係行政庁に対し、教職員の不足解消に向け、さらに一層の対策を講じることを求め、意見書を提出するものであります。

これが、本案を提出する理由であります。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、意見書案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由とします。

○水上隆光 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第3号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第3号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○水上隆光 議長 次に、日程第3、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

政治倫理条例検討特別委員会

- 1 政治倫理条例に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査の事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○水上隆光 議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和4年第4回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

閉会 午前11時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 水 上 隆 光

菊池市議会議員 田 中 教 之

菊池市議会議員 後 藤 英 夫

各常任委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会 委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案6件、議決案の3案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第83号**及び**議案第84号**については、関連がありますので一括して審査しました。執行部より「**議案第83号**は地方公務員法の改正に伴い、本市一般職の職員の定年を引き上げるとともに所要の条例改正を行うものであり、**議案第84号**は同じく地方公務員法の改正に伴い、職員の定年引上げ等に関し、関係条例の整理を行うものである。今回の定年引上げについては、職員の定年は地方公務員法で国家公務員の定年を基準として、条例で定めるものとされており、国家公務員の定年が段階的に、65歳まで引き上げられることを踏まえ、同様の措置をとるものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「改正により、現行の再任用職員より処遇が改善をされていると認識している。ただ定年が延長され、役職定年制を設けて役職は外されるということではあるが、一定の責任が職務に発生するもとで給与が7割に落ちることは、やはり職務給の原則に反するのではないかと感じるが執行部の認識はどうか。」との質疑に対し、執行部より「職務給の原則の一方では、情勢適応の原則等もある。民間の再雇用の給与水準に照らして、相当であるという国の回答があっており、現段階では妥当ではないかと考えている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「公務員というのは民間にならうのではなくて、むしろ民間にならうように、水準を上げていくべきだと思うので、本来の給与の7割というところについては、菊池市だけで決めることではないが、ぜひ今後いろんな意見を届けていただきたい。」との意見がありました。

また、委員から「今回定年が延長され、定年延長と新規採用の両立で、一定の新規採用も行っていくべきだと思うが、この点での考えは」との質疑に対し、執行部より「定年延長が段階的に引き上げられることに伴い、1年越しの定年となり、定年退職者が発生しない年もある。しかし、退職者がいないから採用しなないとすれば、将来的な職員の年齢構成を考えると、構造的な部分で支障も出てくるため、平準化していくことも考えられる。いずれにしても定員管理計画に基づいて、今後の採用等に当たっていきいたい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「60歳到達者についても定年延長ということであれば、いわゆる任期付の職員や、会計年度任用職員等の定員管理についても、影響が出てくると思うが、定員管理の考え方は。」との質疑に対し、執行部より「これまでの定員管理計画については、正規職員を対象として進めてきた。その中で、多様な職員の任用形態を本市においても導入してきたところであり、これまでの正規職員のみでの定員管理計画では、組織全体の管理が難しく把握できない部分があったので、令和4年度から、総数管理によって定員管理計画の改訂を行った。今後は定年延長者を含め、全体的な定員管理計画の中で、職員数を考慮しながら、計

面に沿って進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、**議案第 85 号**、**議案第 86 号**及び**議案第 87 号**については、関連がありますので一括して審査しました。執行部より「**議案第 85 号**は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、条例を制定するものであり、**議案第 86 号**は地方自治法の規定により、執行機関の附属機関の設置を、条例で定めるもので、**議案第 87 号**は個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものである。改正個人情報保護法の概要としては、現行の個人情報の保護制度を維持し、必要な強化策が盛り込まれるものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「官民の枠を超えたデータ利活用について、現状では、都道府県と政令指定都市以外は任意ということで、菊池市はまだ適用しないと説明があったが、これは将来に渡って、堅持していくのか。」との質疑に対し、執行部より「これまでも個人情報データの提供についての相談等もあっておらず、一般市は任意であるため時期尚早と考えており、今回の条例改正において導入はしないが、将来のことについては、現段階では答えられない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「オンライン結合はどのようになるのか。」との質疑に対し、執行部より「オンライン結合については、現状、民間の事業者等との連結は行われていない。」との答弁がありました。

次に、**議案第 88 号**については、執行部より「本案は、国において、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院及び参議院議員選挙における選挙運動用自動車及び葉書を含む選挙運動用ビラについて、公費負担限度額の引き上げが行われたため、市議会議員及び市長の選挙においても、これに準じて限度額の引き上げを行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今回引き上げに当たっての基準は、国が示しているのか。また、公費負担を導入している自治体では同様に上限額を引き上げているのか。」との質疑に対し、執行部より「公職選挙法施行令の改正に伴う条例改正であり、基準額等についても、改定の内容と同様の措置をとるもので、全国的な自治体の取り扱いも同様である。」との答弁がありました。

次に、**議案第 106 号**については、執行部より「本案は、辺地総合整備計画を変更するもので、今回、原本村辺地について、農地区画整備の追加による変更によって地域の農業の振興を図り、また、龍門辺地について、観光振興施設整備の追加による変更によって観光の振興を図るものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今回新たな事業等も増えているが、ソフト事業は辺地債の対象になるのか。」との質疑に対し、執行部より「ハード事業のみとなる。」との答弁がありました。

次に、**議案第 108 号**については、執行部より「本案は、公有地のうち地域で利用されているものは可能な限り、地域に移管するとの方針を基に見直しを行っているものであり、当該

地は現在、泗水平野区の公民館用地として利用されているが、市の所有地となっているため、財産の無償譲渡を行うものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 111 号**については、執行部より「本案は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である菊池環境保全組合が、菊池広域連合との統合により、令和 5 年 3 月 31 日をもって解散し、同日限りで、熊本県市町村総合事務組合から脱退することから、当該事務組合規約の一部変更をするものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、「**議案第 83 号**及び**議案第 84 号**については、人事管理上の問題、それから、60 歳到達者における職員の処遇の問題等、人事管理運用上について適正であるか尋ねたところ、その件は問題がなかった。また、計画的な運用を行っていくという発言もあっている。今回は法改正に基づく、条例改正であって、運用点についても、問題はないものと確認したところである。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 88 号**、**議案第 106 号**、**議案第 108 号**及び**議案第 111 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

まず、**議案第 83 号**については、委員から「審査の中で、管理監督職の範囲や特例任用の取り扱い、60 歳到達予定者に対する情報提供、意思確認、また、退職手当の取り扱いなど、様々なことを尋ねたが、計画的な運用がなされるということで、問題がないと思うので賛成する。」といった賛成討論があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、**議案第 84 号**については、委員から「特に第 11 条の菊池市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例において、地方公務員法第 27 条第 2 項に規定する職員の意に反する降給ということだが、降給の方法や降給先等についても、的確な判断をされていると認識している。以上のことから、賛成の立場である。」といった賛成討論があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、**議案第 85 号**については、委員から「委員会審査において、執行部からの説明では、官民の枠を超えたデータの利活用については、現状ではまだ適用しないとのことだが、一方、質疑では、将来に渡ってデータの利活用を適用しないことの保証はないことが明らかとなった。地方自治体は、個人情報を守る最後のとりでである。しかし、今国が進めようとしているデジタル改革は、科学技術を権力や財界の利益本位に利用する危険な内容を持つものであり、このことを前提として、従来の条例を廃止し、新たに制定することには反対である。」

といった反対討論がありました。

採決の結果、**議案第 85 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、**議案第 86 号**については、委員から「反対の理由は、議案第 85 号と同じである。」といった反対討論がありました。

採決の結果、**議案第 86 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、**議案第 87 号**については、委員から「反対の理由は、議案第 85 号と同じである。」といった反対討論がありました。

採決の結果、**議案第 87 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和 4 年 12 月 21 日

総務文教常任委員会 委員長 後藤 英夫

福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案 2 件、陳情 1 件の 3 案件です。

2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 89 号**については、執行部より「本案は、菊池市菊之池小学校区第 2 児童育成クラブ施設の設置に伴い、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定める必要があり、条例の一部を改正するものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 109 号**については、執行部より「本案は、公の施設の指定管理者の指定にあたり、地方自治法の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「NPO 法人チャイルドサポートきくちは、現在西部市民センターの老人集会所で、運営をされているところに間違いはないか。」との質疑に対し、執行部より「間違いはない。」との答弁がありました。

次に、**陳情第 6 号**については、療育支援についての陳情であり、陳情者の説明を求め質疑を行いました。

委員から「臨床心理士の常勤配置について、対応が出来ていないということだが、どういったところを不便に感じておられるのか。」との質疑に対し、陳情者からは「保護者から園に対して、臨床心理士に相談を申し込んでいるが、3 ヶ月以上待たなければならず、早く相談したいが、なかなか予定を組んでももらえないという不満があった。臨床心理士に相談に乗ってもらえない状況を、改善していただきたい。」との説明がありました。

さらに、委員から「相談窓口の一本化の充実について、市の体制としては、「きくぴあ」に窓口を一本化しているが、それが保育園や保育士に伝わっておらず、どこに相談したらよいかわからないという現状が垣間見える。一本化された窓口スムーズに相談できるようにしたいという意味で捉えてよいか。」との質疑に対し、陳情者からは「相談体制について、子育て支援課にフロー図を作成していただいているので、保育園としてはこれでよいと思うが、新しく親になった人等が、どこに相談したらよいか、はっきりわかるような周知の仕方を考えていただければと思う。」との説明がありました。

また、委員から「人的配置に対する財政支援について、国や県に補助事業があるので、市もそれを活用してほしいという意味であるとの説明だったが、実際に、国や県に具体的な補助事業があるのか。」との質疑に対し、陳情者からは「国や県により、様々な補助事業が展開されているので、そういう事業を使って子どもに手厚い保育ができるような支援について、議会としてもご協力いただきたい。」との説明がありました。

次に、所管部署である執行部に対し、委員から「現在は、臨床心理士の配置が以前のようにできていないということだが、このようになった経緯は。」との質疑に対し、執行部より「従来から本市では、心理相談を実施し、非常勤の心理の専門職数名が発達の気になる子どもの相談を受けてきた。今年度は心理相談を 90 回予定している。さらに平成 29 年度からは、嘱託職員として心理の専門職を雇用し、業務に従事していたが、令和 3 年 3 月末で退職し、その後は予算を確保し募集しているものの、応募がない状態が続いている。」との説明がありました。

議員間討議では、**陳情第6号**について「説明を聞くと、市単独で保育園に何か支援をして欲しいということではなく、国や県に様々な補助事業があるので、市もそれを活用してほしいという内容であると理解できた。国や県が進めているものに対しては、市もそれを活用して、支援してほしい。」「陳情のそれぞれの項目について、対応はできているが、執行部と園の代表者や保育園の関係者が、もう少し対話をしながら進めて行く必要があると思う。」「説明の中で陳情者の方から、臨床心理士の配置について、以前のような対応ができていないということだったため、執行部に確認すると、予算措置をして募集はしているが、臨床心理士の絶対数が少ないので、配置体制が整っていないということだった。相談窓口の一本化についても、「きくぴあ」という相談窓口がある。もっと執行部との情報交換ができ、連携が取れていればよかったのではないのかと考える。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第89号**及び**議案第109号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**陳情第6号**については、委員から「保育園、子どもたちや保護者の方々が置かれている現状を考えると、この陳情を採択して、住みやすい街づくりの方に進んでいくべきだと思う。執行部と、菊池市私立保育園連盟との連携不足により、実際に声が届いていないという課題が見つかったのも、意義のあることだと思う。この陳情を受け入れて、両者の連携を密にすることで、子どもたちが住みやすく、保護者の方々が子育てをしやすいまちづくりの礎にしていただければという思いから賛成する。」といった賛成討論がありました。

採決の結果、**陳情第6号**については、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和4年12月21日
福祉厚生常任委員会 委員長 緒方 哲郎

経済建設常任委員会 委員長報告

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案 2 件、議決案 4 件、陳情 2 件の 8 案件です。

2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 90 号**については、執行部より「本案は、市民広場の使用料に関する事項、及び施設の位置に地番を追加するため、条例の一部を改正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「市内在住の方と市外の方の使用料金が違うのは何故か。」との質疑に対し、執行部からは「市内在住の方に優先的に使っていただきたいということで、他の施設もこのような取り扱いになっている。市の予算でもあるため、市外の方についてはこの表の料金でいくこととしている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 91 号**については、執行部より「本案は、使用料の見直しに伴い、条例の一部を改正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「条例上の 460 円に至った理由は。」との質疑に対し、執行部からは「見込みの利用者の人数、今年度の売り上げ、経費等から計算すると、460 円が損益分岐点にあることから設定した。」との答弁がありました。

また、委員から「使用料金を上げる以外に、何かもっと講じる策は無いのか。」との質疑に対し、執行部からは「経営努力はされており、経費は 6,700 万円程度削減されている。特に人件費等の削減に取り組まれている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「これで経営は安定すると、確信が持てるのか。」との質疑に対し、執行部からは「経営は安定すると思うが、一気に値上げすると利用者数の減少の恐れもあり、実際の利用料金は再度、指定管理者である第三セクターと協議して決めさせていただきたい。」との答弁がありました。

その後、委員から「値上げをすること以外に、他に考えられないということによいのか。」との質疑に対し、執行部からは「昨年度に作成した、菊池市第三セクターに関する指針の中で、市は損失補填的、補償的なものはしない。追加出資も原則行わないことになっている。基本的には自主・自立を目指すものであるので、利用者負担として値上げをさせていただきたい。」との答弁がありました。

また、委員から「入浴料金が 460 円とあるが、11 月 1 日から熊本県の通知で 450 円と聞いたがどういうことか。」との質疑に対し、執行部からは「450 円は、一般公衆浴場の統制額で、上限額が消費税込みの 450 円である。現在、温泉ドームは、一般公衆浴場の許可で運営されているが、他市町の施設は、その他の公衆浴場として運営されている。利用料金が消費税込みの 450 円の範囲内であったら一般公衆浴場の許可、それ以上の値段に上げる場合はそ

の他の公衆浴場としての許可が必要となる。」との答弁がありました。

さらに、委員から「大人料金を100円上げたら、子ども料金は50円上げるのが普通ではないのか。何故、子ども料金まで100円の値上げなのか。」との質疑に対し、執行部からは「これまでが、大人料金が消費税抜き350円、小学生以下が130円だったが、今回、大人料金を460円、子ども料金を半額の230円で設定したためである。」との答弁がありました。

次に、**議案第107号**については、執行部より「本案は、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産の処分を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「財産処分の相手方がこの場所で主に住宅事業をされるのか。」との質疑に対し、執行部からは「この売却には条件が付いており、戸建住宅用地に供することとしている。」との答弁がありました。

次に、**議案第110号**については、執行部より「本案は、公の施設の指定管理者の指定にあたり、地方自治法の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「同じ事業者が続けるようだが、他にやりたい事業者は無かったのか。」との質疑に対し、執行部からは「現地説明会を行ったときは、他にもう1者あったが、最終募集では1者のみであった。」との答弁がありました。

次に、**議案第112号**、及び**議案第113号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**陳情第4号**については、「牛乳で乾杯推進運動」に関する陳情であり、所管部署である執行部に対して、質疑を行いました。

委員から「議会は議会としての取り組みがあると思うが、飲食店等との連携が欠かせないことになってくるので、経済部で何か取り組みの考えはあるか。」との質疑に対し、執行部からは「この陳情は、先に観光協会に相談があっていたが、商工会等にもお伝えし、この牛乳で乾杯運動を進めている。」との答弁がありました。

また、委員から「商工会や観光協会で、すでに一定の受け入れ・取り組み体制ができていると理解してよいか。」との質疑に対し、執行部からは「これまで観光協会で1件、実施していただいたが、それぞれのお店のこともあり、未だ受け入れ体制が準備できたという段階では無い。」との答弁がありました。

次に、**陳情第5号**については、「鳥獣被害捕獲」に関する陳情であり、所管部署である執行部に対して、質疑を行いました。

委員から「イノシシ、及びニホンジカの繁殖期はいつ頃か。」との質疑に対し、執行部か

らは「一般的には、イノシシの場合は9月から11月まで、ニホンジカの場合は8月から10月までと言われている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「鳥獣捕獲協議会の方々とは、繁殖期に関するコンセンサスは取れているのか。」との質疑に対し、執行部からは「先日も鳥獣捕獲協議会の班長会議の中で、そういった効率的な捕獲をお願いしている。」との答弁がありました。

議員間討議では、**議案第91号**について「3年間のコロナ禍の中、人が入れない状況で、人件費を削られて対応されてきた。電気料等は、すべての方を対象に値上がりしており、光熱費まで耐えていくのは難しいのではないか。」「本当にこの試算どおりの利用者数が来るのか。来なかった場合にはどうなるのか。しっかり論議すべきであって、安直に値上げというのはいかかなものか。」「温泉ドームは、かなり苦しい状況の中でも、補填を求めないで何とか自力で、やっていこうという方向性で進んでいかれているので、補填もしません、値上げもしません、乗り切ってくださいっていうのは、さすがに困難ではないか。」「値上げしても25万人確保しますという確固たる理由があればあり得ると思うが、それが担保されていないのに、大変だから値上げしましょうというのはいかかなものか。」「過去3年間、人件費を削って対応してきた、なおかつ出資金も減らしていかなければならない状況に陥って、もっと前に値上げを出すべきだったと思う。これまで、耐えてこられたことに、本当に敬意を表する。」「値上げするけど、こういった付加価値を付けるといったものがあればまだしも、今のまま単純にその短絡的に値段を上げるとしたら他の施設に行くのが人の流れではないか。」「七城中の生徒が子ども議会の中で、僕たちの七城の自慢は、おいしいお米と、温泉ドームと、メロンドームですと言った。子どもたちは、地域としてとても誇りに思っている大切な施設であるから、潰してはいけないと思う。是非とも存続してほしい。」等の意見がありました。

次に、**陳情第4号**について「是非、消費拡大のために応援するべきと思う。」「牛乳で乾杯がどんどん浸透していった、この菊池市ではこれが根付き、これからもずっと牛乳で乾杯という姿になってほしい。」「近隣の自治体にも波及していくとよいと思う。」「条例として、出せるような動きになっていくきっかけになればよいと思う。」等の意見がありました。

次に、**陳情第5号**について「出産期、繁殖期、妊娠期と言われる春先から夏、秋にかけて、集中的に捕獲することが大事であり、集中的に効果的な意味で必要な陳情内容だと思う。」「柵等でやっても、逃げるだけで個体数は減らないので、この陳情については推進すべきである。」等の意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第90号、議案第107号、議案第110号、議案第112号、議案第113号、陳情第4号、及び陳情第5号**については、討

論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

議案第 91 号については、委員より「経営状態の悪化を理由に値上げをして赤字の補填とするのは、第三セクターである温泉ドームの設立目的である、地域住民の憩いの場として健康や福祉の充実を図ることや、地域の活性化、住民福祉の向上という点からも、余りにも地域住民や利用者にとって、不利益な対策ではないか。」「利用者の要望もあった 65 歳以上のフリーパス券の復活や、市内と市外を分けている回数券を一律にする等、さらなる検討の余地があるのではないか。」「3割増やした場合に、利用者数が減ったというシミュレーションを示さなければ、きちんとした判断はしづらい。」との反対討論がありました。

また、委員より「ウクライナ情勢等によって、電気料等の高騰で客単価が上がる状況であり、使用料も上げない、市の補填もしないという状況で、これを耐えて行けというのは難しいことだと思う。」「営業利益が、マイナスに転じたのは、浴場施設のお客が減ったということより、むしろ売り上げの7割近くを占めていた飲食・宿泊等の売り上げが、コロナの影響で激減してしまったところに損失が出ている大きな要因があるのではないかと考える。」「コロナや電気料高騰という営業努力では如何ともし難い状況にある中、値上げというのは認めざるを得ない。」との賛成討論がありました。

採決の結果、**議案第 91 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和 4 年 12 月 21 日

経済建設常任委員会 委員長 田中 教之

予算決算常任委員会 委員長報告

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、**議案第 96 号**から**議案第 101 号**の 6 議案です。

12 月 5 日及び 16 日に予算決算常任委員会を、12 月 12 日、13 日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

委員会の会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

はじめに、**議案第 96 号**中、その主なものを申し上げます。

まず、地域振興費の学校跡地等調整事業について、執行部より「光熱水費 4 万円の増額については、旧河原小学校跡地における電気料で、燃料費高騰などによる電気料の不足額を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「旧河原小学校跡地は譲渡してあると思うが、今後も負担しなければならないのか。」との質疑に対し、執行部より「現在、所有権移転手続きの準備を行っており、移転登記は来年 3 月末になるため、電気料の負担は今年度までとなる。」との答弁がありました。

次に、安全対策費の防犯対策事業について、執行部より「修繕料 47 万 5,000 円の増額については、防犯灯の取替え及び木柱の取替え 12 基分の修繕料である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「防犯灯は行政区からの要望で随時修繕していくものと思うが、今回 12 基分を計上しているのは、数年間分をまとめて修繕するのか。」との質疑に対し、執行部より「今年度 4 月からの要望分を修繕するものである。」との答弁がありました。

次に、財産管理費の庁舎管理経費について、執行部より「光熱水費 600 万 9,000 円の増額については、電気料の高騰に伴う、本庁舎及び各支所庁舎の電気料の増額である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「光熱費に関しては、現状値上がりしているが、庁内の高騰対策はあるのか。」との質疑に対し、執行部より「施設の電気料の管理については、最大電気量により次年度の電気料が変わるので、それを抑えるために瞬間最大電気量を調整するようデマンド管理を行っている。」との答弁がありました。

次に、人権教育啓発費の集会所管理経費について、執行部より「修繕料 86 万 9,000 円の

増額については、永南集会所の浄化槽が漏水していることが分かったことによる合併浄化槽への交換に係る経費である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「浄化槽の漏水ということだが、予備費での対応の必要はなかったのか。」との質疑に対し、執行部より「予備費で対応するほどの緊急性はなかった。」との答弁がありました。

さらに、委員から「漏水をしているということは、環境的な問題として今現在も影響を与えているので、早急な対応が必要ではないかと思う。今後の予算要求の際には、そこも踏まえて協議してほしい。」との意見がありました。

次に、事務局費の公立学校施設整備費について、執行部より「修繕料 306 万円の増額については、1 人 1 台のタブレットの落下による液晶画面の破損等に伴う修繕費用である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「金額が大きいですが、これは何台分か。」との質疑に対し、執行部より「68 台分である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「タブレットの修繕については、学校内で落下した場合や自宅に持ち帰った時に落とした場合も対象になるのか。修繕の基準は。」との質疑に対し、執行部より「自宅に持ち帰る時も学校からの指示の場合があり、基本的に修繕の対象になるが、故意の場合は協議が必要となる。」との答弁がありました。

次に、学校給食費の給食センター等経費について、執行部より「委託料 59 万 9,000 円及び工事請負費 1,683 万円の増額については、七城学校給食センターの空調設備改修に係る設計監理業務委託料及び工事請負費である。」との説明があり、また、債務負担行為補正について「泗水学校給食センター厨房機器等改修業務 3,964 万 5,000 円は、大型厨房機器改修工事の最後の更新として、令和 5 年度に炊飯器の更新を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今回の七城学校給食センターの空調設備改修と泗水学校給食センターの炊飯器の更新により、学校給食の施設についてはすべて来年度で完了するのか。」との質疑に対し、執行部より「七城については平成 29 年から令和元年にかけて大型の厨房機器の改修を行っており、今回の空調によりある程度大きなものは改修が終わる。泗水については令和 3 年度から大型の厨房機器の改修を行っており、今回で大型のものは終わるが、この後、冷蔵庫等の設備が残っており、令和 5 年度の工事が終了してから計画的に厨房機器の改修を行ってきたい。」との答弁がありました。

次に、文化財保護費について、執行部より「発掘調査整理作業員報酬 4 万 3,000 円の増額については、令和 4 年 10 月から最低賃金が改定されたので、不足分の報酬を補正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「最低賃金が変わったので、報酬額を上げたということだが、作業員報酬は最低賃金額なのか。」との質疑に対し、執行部より「現在の報酬額は 824 円であり、これを 854

円として計上したものであるが、10月1日に改正された最低賃金は853円である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「報酬額は、県からの単価の指示なのか、それとも報酬等審議会で決められたものか。」との質疑に対し、執行部より「菊池市技能労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則に基づいて、現在の報酬額を決定している」との答弁がありました。

また、委員から「作業員は、高齢者雇用の機会にもなっている。作業員の報酬は最低賃金より1円高いだけとなっているが、最低賃金はあくまでも下位ラインを決められものであり、報酬額の設定については、他の自治体等も見ながら、適正な単価を今後検討していただきたい。」との意見があり、執行部より「今後、同じような作業員を雇用している近隣自治体の報酬額及び作業内容を調査し検討したい。」との答弁がありました。

次に、図書館費の子どもの読書活動推進事業について、執行部より「積立金200万4,000円の増額については、寄附金及び利子を、きくちの泉こども文庫基金へ積み立てるものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「以前も寄附があって積み立てられていると思うが、現在の残高は幾らあるのか。また、積み立てた基金はどう活用していくのか。」との質疑に対し、執行部より「今回の寄附を合わせ、2,200万円の積立となる。また、使い道については、図書館で本を購入することも一つであるが、それ以外に学校図書館を応援していくことがメインの事業となっている。本を相互に貸し出すことや授業でワークショップをすることなど読書の推進に資するような事業を進めていきたい。まず今年度中に、100万円分の図書の購入を子どもたちと一緒に選書して進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、体育施設費について、執行部より「補償金14万円の増額については、泗水体育館の消火水槽の給水管と泗水ホールの給水管との誤接続により、指定管理者に請求のあった令和3年8月分の水道料金について、通常の使用量以上の部分を市が負担するなどの案により、指定管理者と社会体育課との間で協議を進めてきたが、その額の算定について協議が整ったため補正するもの」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「この補償金は指定管理者と協議して決定したということであれば、和解の成立になるのか。」との質疑に対し、執行部より「指定管理者との協定書に基づき、甲乙協議を行っている。争いが生じたわけではないため、和解には当たらない。なお、前年度分であり、委託料としての計上ができないので、補償金として計上している。」との答弁がありました。

次に、生活保護総務費については、執行部より「令和5年度中に全国で運用開始予定のマイナンバーカードによる医療扶助オンライン資格確認のためのシステム改修委託料であり、109万円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「この委託料は、今回限りなのか。」との質疑に対し、執行部より「今回計上している委託料は、今年度中から始める分のみで、来年度もシステム改修委託料が発生する予定である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「生活保護受給者のマイナンバーカードの保有率は。」との質疑に対し、執行部より「令和4年11月末現在68%である。」との答弁がありました。

次に、扶助費の生活保護扶助費については、執行部より「事業確定に伴い、受入れ超過した国庫負担金の返納金であり、5,222万3,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「支出額が予定よりも少なかったのは、自立された方が増えたからなのか。」との質疑に対し、執行部より「令和2年度がここ数年でピークになっており、令和3年度も同程度の支給額を見込んでいたが、年度末までに申請件数も20件ほど少なくなっている。自立や廃止等もあり、全体として受給者数が少し減ったのが要因だと考えている。」との答弁がありました。

次に、債務負担行為補正における緊急通報体制等整備業務については、執行部より「一人暮らしの高齢者等に対し、急病などの緊急時の連絡用として緊急通報装置を貸与し、高齢者の在宅生活を支援するもので、令和5年4月1日から切れ目なく執行していくために債務負担行為を設定するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「対象件数は。」との質疑に対し、執行部より「令和4年3月末現在での設置数は109台である。」との答弁がありました。

次に、児童福祉総務費のすくすく子宝祝金事業については、執行部より「第3子以降の出生数が当初より増える見込みのため、130万円を増額するものである。」との説明がありました。

委員から「対象者が増えたということだが何人くらいか。」との質疑に対し、執行部より「当初86人を見込んでいたが、現時点で95人を見込んでいる。」との答弁がありました。

次に、債務負担行為補正における放課後児童対策事業運営業務については、執行部より「指定管理以外に委託する令和5年度の放課後児童クラブの経費である。」との説明があり、菊之池小学校区第2児童育成クラブ指定管理委託については、「期間を令和5年度から令和7年度までの3年間とするものである。」「限度額については、ともに熊本県が定めた基準額により積算した額としている。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「金額設定がされていないが、3月議会ではっきり提示されるのか。」との質疑に対し、執行部より「学童保育の利用児童数や障がい児の受け入れ数等により、毎年額が変わるため、これまでも県が定めた額と記載している。」との答弁がありました。

次に、畜産業費の新型コロナウイルス感染症対策事業については、執行部より「牛乳製品の需要の落ち込みや飼料価格の高騰による酪農経営への影響緩和のため、国が実施する国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業に経産牛1頭当たり5,000円の上乗せ補助を行い、酪農経営の安定化を図るため、3,650万円を計上するものである。」との説明があり、特に質疑はあ

りませんでした。

次に、観光費の新型コロナウイルス対策事業については、執行部より「市内の宿泊施設が、テレワークやワーケーション等のビジネス客の誘客に対応するために施設の改修等を行う場合、その経費を助成するために第2回定例会で補正した2,400万円のうち、不要となった1,877万5,000円を委託料に組み替え、現在行っている秋の宿泊助成と同様に宿泊客に対して助成を行い、閑散期となる1月から2月にかけて、再度、観光業を支援することで地元消費の拡大につなげ、地域経済の活性化を図るものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、道路橋りょう総務費の道路橋梁総務費については、執行部より「ガソリン価格の上昇により燃料費が不足するため、9万8,000円を増額するものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第97号**の特定健康診査等事務費については、執行部より「受診者の増加に伴い、手数料と委託料が増加したため、304万円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「受診者が増えたということか。」との質疑に対し、執行部より「未受診者対策の充実を図った結果、受診率が上がってきている。」との答弁がありました。

次に、**議案第98号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第99号**の介護給付費準備基金積立金については、執行部より「介護給付費と、地域支援事業の前年度の実績に伴う保険料の余剰分を、翌年以降の介護給付費等の不足に対応するために基金として積み立てるもので、前年度分の国、県、市への返納金の確定に伴い、2,837万7,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「介護給付費準備基金積立金は、現在どれくらいあるか。」との質疑に対し、執行部より「現在は、3億9,466万8,234円である。」との答弁がありました。

次に、**議案第100号**については、水道整備費の工事請負費について、執行部より「消火栓2基の新設工事費に200万円、及び水道本管の漏水多発等の場合の布設替工事等、緊急に対応すべき工事に備えるために500万円の合計700万円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「漏水等の緊急工事費で、当初予算の分が無くなる見込みなので、500万円を補正するのか。」との質疑に対し、執行部からは「緊急用の工事として、予算を確保していたが、漏水等の工事が多発し配水管の布設替えを行ったことから、今後、3月までに発生が見込まれる分として、お願いするものである。」との答弁がありました。

次に、**議案第 101 号**については、収益的収入の他会計補助金について、執行部より「収益的支出で不足する動力費に対する繰入金であり、958 万 9,000 円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「動力費等の高騰での一般会計からの繰り入れとのことだが、一般会計からそういった上昇分の繰り入れができるようになってきているのか。」との質疑に対し、執行部からは「動力費部分に関しては、可能となっている。」との答弁がありました。

議員間討議では、**議案第 96 号**について「人権教育啓発費の集会所管理経費について、永南集会所の浄化槽の漏水による修繕料の補正との説明があった。漏水については環境的な影響を考えると、やはり早急な対応が必要ではないかと思う。今後、早急な対応が必要な修繕等については、予備費の活用等により早急な対応をお願いしたい。」「今回、各部署から出ている光熱費、燃料関係予算で、各部署からは小さい金額かもしれないが、全体的にみると、一つの事業ができるぐらいの何千万円という金額になってくる。これだけ電気代が上がることは想像もしていなかったが、まだまだ世界的情勢が読めないので、今後、体育館等のLED化を進めていって、電気代高騰などに対応できるようにしていただきたい。」「発掘調査整理作業員報酬の増額について、今後、他の自治体の報酬額等を見ながら検討するという旨の説明があった。しかしながらこの金額については、最低賃金の最低ラインが上がったことによって、その分を上げるものであって、官製ワーキングプアという言葉もあるように、適正な作業員報酬を見るべきだと思うので、今後は適正な予算措置をお願いしたい。」「生活保護扶助費の返納金が5,200万円ほどある。執行部の努力があったからこそ自立された方々もおられたと思う。」との意見がありました。

また、**議案第 96 号**及び**議案第 97 号**の各種健診事業について「執行部の努力もあり、健診を受ける方が多かったということだと思う。医療費の削減につながるので、評価したい。」「予防に対してお金を使うことが、医療費を抑えると分かっているので、よくやっただいていると思うが、ここで満足することなく、市民がもっと積極的に健診を受け、健康寿命を伸ばしていくように、いろんな知恵を出していただきたい。」との意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

次に、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より「公立学校施設整備費の一人1台タブレットの修繕料について、保護者負担が生じたケースがあったかどうかの質疑はあったか。あったのであればその内容は。」との質疑があり、総務文教分科会長より「質疑はなかった。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 96 号**から**議案第 101 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。予算決算常任委員長の報告とします。

菊池市議会 議長 水上 隆光 様

令和4年12月21日

予算決算常任委員会 委員長 二ノ文 伸元

付 録

令和4年第4回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(11月29日・12月21日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第80号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和4年度菊池市一般会計補正予算 第10号)	原案承認
議案第81号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第82号	菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第83号	菊池市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第84号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第85号	菊池市個人情報保護法施行条例の制定について	原案可決
議案第86号	菊池市個人情報保護審査会条例の制定について	原案可決
議案第87号	菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第88号	菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第89号	菊池市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第90号	菊池市ふるさと創生市民広場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第91号	菊池市リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第92号	令和4年度菊池市一般会計補正予算(第11号)	原案可決
議案第93号	令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第94号	令和4年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第 95 号	令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第 96 号	令和4年度菊池市一般会計補正予算(第12号)	原案可決
議案第 97 号	令和4年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第 98 号	令和4年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 99 号	令和4年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第100号	令和4年度菊池市水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第101号	令和4年度菊池市下水道事業会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第102号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第103号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第104号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第105号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第106号	辺地総合整備計画の変更について	原案可決
議案第107号	財産の処分について	原案可決
議案第108号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第110号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第111号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第112号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第113号	市道路線の認定について	原案可決
意見書案		
意見書案 第3号	学校教職員の配置の充足を求める意見書	原案可決
陳情		
陳情第4号	「牛乳で乾杯推進運動」に関する陳情	採択
陳情第5号	「鳥獣被害捕獲」に関する陳情	採択
陳情第6号	療育支援についての要望書	採択
報告		
報告第21号	専決処分の報告について（除草作業事故）	原案報告